
令和6年 9月 4日開会

令和6年 9月 24日閉会

令和6年 第3回
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

日 程 と 目 次

会期 21日間〔本会議6日間、休会15日（議案調査3日、委員会3日、議事整理1日、県の休日8日）〕

月 日	曜	議 事	ページ
9. 4	水	本 会 議（第1号）	
		1 桑田副知事の就任挨拶……………	2
		1 岩武教育委員会委員の就任挨拶……………	2
		1 嶋川交通政策局長の就任挨拶……………	2
		1 開会……………	2
		1 諸般の報告（6月及び7月の例月出納検査結果、報告34件及び書類の提出、議員派遣報告）……………	2
		1 会議録署名議員の指名……………	2
		1 会期決定の件……………	2
		1 議長辞職の件……………	2
		1 議長の選挙……………	3
		1 嶋議長の就任承諾及び就任挨拶……………	3
		1 第76号議案から第106号議案までを一括議題……………	3
		1 佐藤知事の提案理由説明……………	4
9. 5	木	休会（議案調査のため）	
9. 6	金	休会（議案調査のため）	
9. 7	土	休会（県の休日のため）	
9. 8	日	休会（県の休日のため）	
9. 9	月	休会（議案調査のため）	
9. 10	火	本 会 議（第2号）	
		1 代表質問……………	9
		1 志村議員（自由民主党）の質問……………	9
		・ 県政運営について	
		・ 広域交通政策について	
		・ 交通インフラの整備について	
		・ 産業の振興に向けた交流の促進について	
		・ 公立・公的医療機関等における医療提供体制の確保について	
		・ こどもたちへの教育環境の充実について	
		1 二ノ宮議員（県民クラブ）の質問……………	19
		・ 県政運営について	
		・ 農林水産業の活性化について	
		・ 企業誘致について	
		・ ライドシェアについて	
		・ 県民の安心安全について	
		・ 地域の高校について	
		1 吉村（哲）議員（公明党）の質問……………	29
		・ スポーツ施策について	
		・ 大分市東部地域の道路整備について	

		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域活性化策について ・防災対策について ・発達性読み書き障害について ・マイナ保険証の普及と利用促進について 	
9. 1 1	水	<p>本 会 議 (第3号)</p> <p>1 諸般の報告(総務企画委員会の委員長互選結果)…………… 41</p> <p>1 一般質問及び質疑…………… 41</p> <p>1 太田議員(自由民主党)の質問…………… 42</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光の振興について ・産業の振興について ・信頼される組織について ・有機フッ素化合物PFASについて ・未来を担う若者の教育について <p>1 木付議員(自由民主党)の質問…………… 51</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災対策について ・次期地方創生戦略について ・政策を支える基盤について ・大分空港の活性化について ・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮について <p>1 成迫議員(県民クラブ)の質問…………… 62</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震に向けた防災対策について ・多文化共生の推進について ・教育を巡る諸課題について ・アタマジラミ対策について <p>1 堤議員(日本共産党)の質問…………… 70</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日出生台での日米共同訓練及び米海兵隊の実弾射撃訓練について ・交通政策について ・改正地方自治法における国と地方自治体との関係等の特例について ・会計年度任用職員の勤務条件について ・伊方原発について ・国民健康保険について ・住宅リフォーム助成制度について 	
9. 1 2	木	<p>本 会 議 (第4号)</p> <p>1 一般質問及び質疑…………… 85</p> <p>1 高橋議員(県民クラブ)の質問…………… 85</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援について ・夜間中学について ・県民生活における安心の確保について ・臼杵津久見警察署について <p>1 中野議員(自由民主党)の質問…………… 94</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県北西部地域の道路整備について ・ 地域医療について ・ 教育について ・ ひきこもり支援について 	
		<ul style="list-style-type: none"> 1 三浦（由）議員（日本維新の会）の質問…………… 104 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先島諸島からの避難者受入れについて ・ 大分港西大分地区の活性化について ・ 県有施設について ・ サイトメガロウイルスの母子感染について 1 今吉議員（自由民主党）の質問…………… 112 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期海外戦略について ・ 障がい者雇用の促進について ・ 県民の安全・安心の確保について ・ 教育現場における地域との連携について ・ 地域の振興について 	
9. 13	金	本 会 議（第5号）	
		<ul style="list-style-type: none"> 1 諸般の報告（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書の提出）…………… 123 1 一般質問及び質疑、委員会付託…………… 124 1 穴見議員（自由民主党）の質問…………… 124 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業の活性化について ・ 環境先進県おいたの実現について ・ 医療・介護の提供体制の確保について ・ こどもの成長情報について ・ 医療的ケア児への支援について ・ 県立高校における一人一台端末の更新整備について ・ 大分市内における新しい県庁舎について 1 守永議員（県民クラブ）の質問…………… 134 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活力づくりについて ・ 児童虐待の防止について ・ 種子の安定供給について ・ 交通分野における課題への対応について ・ 旧優生保護法について 1 宮成議員（自由民主党）の質問…………… 144 <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊肥地域と宮崎県との道路アクセス向上について ・ 遠隔教育について ・ 困難な状況にある方々への支援について ・ 農林業の振興について 1 小川議員（自由民主党）の質問…………… 154 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業について ・ 災害の防止について ・ 自然環境に配慮した観光振興について 	

第3回 大分県議会定例会会議録 日程と目次

		<ul style="list-style-type: none"> ・学びの多様化学校について 1 第76号議案から第91号議案まで及び請願1件を所管の常任委員会に付託…………… 161 1 付託表…………… 162 1 特別委員会設置の件…………… 162 1 決算特別委員会を設置し、第92号議案から第106号議案までを付託の上、期間中、継続審査に付することに決定…………… 163 1 決算特別委員の選任…………… 163
9. 14	土	休会（県の休日のため）
9. 15	日	休会（県の休日のため）
9. 16	月	休会（県の休日のため）
9. 17	火	休会（常任委員会開催のため）
9. 18	水	休会（常任委員会開催のため）
9. 19	木	休会（常任委員会開催のため）
9. 20	金	休会（議事整理のため）
9. 21	土	休会（県の休日のため）
9. 22	日	休会（県の休日のため）
9. 23	月	休会（県の休日のため）
9. 24	火	<p>本 会 議（第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 諸般の報告（決算特別委員会の正副委員長互選結果、8月の例 月出納検査結果）…………… 166 1 第76号議案から第91号議案まで及び請願7に対する各常任 委員長の報告…………… 166 1 三浦（正）福祉保健生活環境委員長の報告…………… 166 1 木付商工観光労働企業委員長の報告…………… 166 1 井上農林水産委員長の報告…………… 166 1 古手川土木建築委員長の報告…………… 166 1 大友文教警察委員長の報告…………… 167 1 麻生総務企画委員長の報告…………… 167 1 猿渡議員の討論…………… 167 1 堤議員の討論…………… 168 1 大友議員の賛成討論…………… 170 1 第76号議案、第79号議案、第85号議案から第91号議案 及び請願7を委員長の報告のとおり決定…………… 171 1 第77号議案、第78号議案及び第80号議案を委員長の報告 のとおり可決…………… 171 1 第107号議案を議題…………… 172 1 佐藤知事の提案理由説明…………… 172 1 第107号議案に同意…………… 172 1 議員提出第14号議案（私学助成制度の充実強化等を求める意 見書）、議員提出第15号議案（子どもたちに豊かな学びを保 障するため教員の長時間労働是正を求める意見書）、議員提出

	<p>第16号議案（自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書）、議員提出第17号議案（慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書）を一括議題…………… 172</p> <p>1 井上議員の提案理由説明…………… 172</p> <p>1 若山議員の提案理由説明…………… 173</p> <p>1 澤田議員の提案理由説明…………… 173</p> <p>1 議員提出第14号議案、第16号議案及び第17号議案を原案のとおり可決…………… 174</p> <p>1 議員提出第15号議案を否決…………… 174</p> <p>1 議員派遣の件…………… 174</p> <p>1 閉会中の継続調査の件…………… 174</p> <p>1 閉会…………… 176</p>
付	<p>1 請願…………… 177</p>

令和6年第3回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月4日（水曜日）

議事日程第1号

令和6年9月4日
午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議長辞職の件
- 第4 議長の選挙
- 第5 第76号議案から第106号議案まで
(議題、提出者の説明)

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議長辞職の件
- 日程第4 議長の選挙
- 日程第5 第76号議案から第106号議案まで
(議題、提出者の説明)

出席議員 42名

議長 嶋 幸一	副議長 井上 明夫
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸

原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 1名

元吉 俊博

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
公安委員長	平川加奈江
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
労働委員会会長	深田 茂人
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	湊野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武

午前10時

井上副議長 おはようございます。

開会に先立ち、先般新たに副知事に就任された桑田龍太郎君、教育委員会委員に再任された岩武茂代君から御挨拶があります。桑田龍太郎君。

桑田副知事 皆さんおはようございます。去る6月の県議会で選任の同意をいただき、7月1日付けで副知事を拝命した桑田龍太郎です。もとより微力ですが、佐藤知事の下、尾野副知事と共に、県政の発展に全力を尽くす所存です。

議員各位におかれては、格別の御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

井上副議長 岩武茂代君。

岩武教育委員会委員 おはようございます。7月22日付けで教育委員会教育委員に就任した岩武茂代です。2期目となります。一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

井上副議長 次に、先般新たに交通政策局長に就任された嶋川智尉君から御挨拶があります。嶋川智尉君。

嶋川交通政策局長 この度7月1日付けで交通政策局長を拝命した嶋川智尉です。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

—————→…←—————

午前10時2分 開会

井上副議長 ただいまから令和6年第3回定例会を開会します。

—————→…←—————

井上副議長 これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

諸般の報告

井上副議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、6月及び7月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、知事から、大分県中小企業者等向け融資の損失補償に係る求償権の不等価譲渡の承認についてなど、34件の報告及び書類の提出がありました。

なお、報告書等は、いずれもお手元に配布の議案書の末尾に添付してあります。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の

規定により、お手元に配布の表のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

—————→…←—————

井上副議長 本日の議事は、議事日程第1号により行います。

—————→…←—————

日程第1 会議録署名議員の指名

井上副議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、首藤健二郎君及び吉村哲彦君を指名します。

—————→…←—————

日程第2 会期決定の件

井上副議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間としたいと思います。お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間としたいと思います。お諮りしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定します。

—————→…←—————

日程第3 議長辞職の件

井上副議長 日程第3、議長辞職の件を議題とします。

議長元吉俊博君から議長の辞職願が提出されました。

まず、その辞職願を朗読させます。

—————→…←—————

〔職員朗読〕

辞職願

今般都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和6年9月3日

大分県議会議長 元吉俊博

大分県議会副議長 井上明夫 殿

—————→…←—————

井上副議長 お諮りします。元吉俊博君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、元吉俊博君の議長辞職を許可することに決定しました。

ただいま議長が欠員となりました。

—————>…<—————
日程第4 議長の選挙

井上副議長 日程第4、議長の選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

井上副議長 ただいまの出席議員数は42名です。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

井上副議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

井上副議長 異状なしと認めます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票願います。

〔各員投票〕

井上副議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岡野涼子君、福崎智幸君及び澤田友広君を指名します。

3名の諸君の立会いを求めます。

〔立会人登壇〕

井上副議長 投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔投票点検〕

井上副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 42票

有効投票 39票

無効投票 3票

有効投票中

嶋 幸一君 39票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は10票です。

よって、嶋幸一君が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

井上副議長 ただいま議長に当選された嶋幸一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選を告知します。

議長に当選された嶋幸一君から当選承諾及び就任の御挨拶があります。嶋幸一君。

〔嶋議長登壇〕

嶋議長 嶋幸一です。一言御挨拶を申し上げます。

ただいま御推挙いただき、大分県議会議長の職に就かせていただくことになりました。誠に身に余る光栄であり、心より感謝したいと思います。そして、職責の重さを痛感している次第です。

本県議会は、県民に開かれた議会の在り方を追求し、改革と活性化に努めてきましたが、時代の趨勢とともに多様化する県民の要請に応えるためには、なお一層の努力が必要だと考えています。

これまでの取組をさらに進め、県議会と知事がよりよい県政の実現に向けて切磋琢磨する真の二代表制の確立のため、誠心誠意努力する所存です。

何とぞ先輩、同僚議員の皆様方、佐藤知事をはじめ、執行部の皆様方の一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いして、議長就任の御挨拶とします。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 議長と交代します。

〔井上副議長降壇、嶋議長、議長席に着く〕

—————>…<—————
日程第5 第76号議案から第106号議案まで

（議題、提出者の説明）

嶋議長 日程第5、第76号議案から第106号議案までを一括議題とします。

—————→…←—————

第 76号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）

第 77号議案 令和6年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

第 78号議案 大分県行財政改革計画の策定について

第 79号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

第 80号議案 大分県長期総合計画の策定について

第 81号議案 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 82号議案 大分県環境基本計画の策定について

第 83号議案 大分県農林水産業振興計画の策定について

第 84号議案 工事請負契約の締結について

第 85号議案 工事請負契約の変更について

第 86号議案 工事請負契約の締結について

第 87号議案 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 88号議案 工事請負契約の締結について

第 89号議案 物品の取得について

第 90号議案 船舶の取得について

第 91号議案 損害賠償の額を定めることについて

第 92号議案 令和5年度大分県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

第 93号議案 令和5年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について

第 94号議案 令和5年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第 95号議案 令和5年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について

第 96号議案 令和5年度大分県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

第 97号議案 令和5年度大分県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 98号議案 令和5年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第 99号議案 令和5年度大分県中小企業設備導入資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第100号議案 令和5年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第101号議案 令和5年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第102号議案 令和5年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第103号議案 令和5年度大分県県営林事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第104号議案 令和5年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第105号議案 令和5年度大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第106号議案 令和5年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

—————→…←—————

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。
〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。冒頭、台風第10号による被害の状況について報告します。
この度の台風では、県内19の観測地点のうち半数を超える10地点において8月の72時

間雨量が観測史上最大となるなど、県下全域が長時間に及ぶ暴風雨にさらされました。

これまでのところ、建物被害については、半壊、床上浸水等が佐伯市や由布市などで多く発生しており、道路についても今なお通行できない箇所があります。

被災された皆様には心から御見舞いを申し上げますとともに、県としては、被害状況調査を急ぎ、復旧に向けて迅速に対策を講じていきます。

それでは、令和6年第3回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出した諸議案について説明します。

昨年来、今後10年間の県政運営の指針となる新長期総合計画の策定に取り組んできました。これまでの成果を継承しつつ、時代の要請や潮流の変化を注意深く読み解き、本県を新たなステージへと発展させるべく、政策を練り上げてきました。何よりも大切なことは、県政の主役である県民の皆様と意思を共有することです。このため、県議会議員各位をはじめ、新長計策定県民会議や新しいおおいた共創会議において多くの方々に議論していただくとともに、県政ふれあい対話でも幅広く意見を拝聴しながら取りまとめたところです。

計画案では、基本目標に、誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県を掲げ、その実現に向けて、19政策、57施策を盛り込みました。また、施策ごとに将来像をイメージできるよう、10年後の目指す姿を冒頭に明記したほか、目標指標に関しても、県民にどのような便益をもたらすかを分かりやすく示す133の指標を設定しています。

まず、安心の分野では、災害に強い県土づくりに向け、治水対策により浸水被害が軽減する地区数や土砂災害のリスクが軽減される家屋数等を新たに目標指標として設定し、強靱化を加速させます。子育て満足度、健康寿命、障がい者活躍の三つの日本一についても、全国比較が可能な複数の指標を活用した独自の総合順位を算出することなどにより、実現を目指して支援を強化します。

元気の分野では、農林水産業の成長産業化を図るため、大規模化や生産性向上など経営拡大を行った経営体数を指標として、生産者や関係団体、行政が一丸となって取組を進めます。生産年齢人口が減少する中、多様な人材があらゆる産業で活躍できる環境づくりも重要です。そこで、高齢者や女性、障がい者、外国人等の就労確保に向けて、それぞれの目標を高く掲げ、全庁を挙げて施策を講じます。

そして、未来創造の分野では、次代を担う子どもたちが将来の夢や目標に向かって意欲的に挑戦することができるよう、授業の遠隔配信をはじめとした多様で質の高い学校教育を推進します。また、10年後のさらにその先を見据えて、高規格道路や新幹線など広域交通ネットワークを充実させるとともに、大分県版カーボンニュートラルにも果敢に挑み、本県の魅力を高めていきます。

このように、県民の皆様と進むべき道筋を共有し、共に歩みながら新しい大分をつくっていくとの思いを込めて、計画の名称を「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創」としたところであり、今定例会で条例に基づく議決をお願いすることとしています。よろしく御審議方お願いします。

あわせて、新たなスタートを切るにあたっては、安定した財政基盤を構築しておくことが肝要です。先般取りまとめた令和5年度決算では、これまで進めてきた不断の行革の取組により、行財政改革推進計画が目指す財政調整用基金残高330億円を確保しました。臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高に関しても、目標の6,500億円以下を堅持することができており、財政の健全性は保たれています。

しかしながら、今後は物価や金利の上昇、高齢化の進行などによる歳出の増加が見込まれます。こうした中で、公共サービスを維持・向上させていくには、行政の効率化、高度化が不可欠であり、ここで改革の手綱を緩めるわけにはいきません。そのため、行財政改革計画についても新たに策定し、引き続き行革実践力を最大限発揮していきます。

もちろん、これから大事なことは、新長期総合計画に掲げた施策を着実に実行に移していくことです。目標の達成に向けて、国はもとより、市町村や近隣自治体、産学、NPOなど、あらゆる主体と連携を図り、県政推進の原動力としながら、安心・元気・未来創造の大分県づくりに全力を挙げていきます。

こうした新しいおおいの創造に取り組む上で、当面の課題は人口減少社会への対応です。

出生数や合計特殊出生率の減少が続いており、当分の間、大幅な自然減を確保しなければならない中、今できることとして、これを可能な限り抑制していくことが重要になります。他の自治体も同様の状況であり、先の全国知事会議において、このままでは生活サービスの提供やインフラなどの維持管理が困難になるとして、人口戦略対策本部を組織し、一致結束して立ち向かうとする緊急宣言を決議しました。本県としても、この動きと歩調を合わせつつ、強い危機感を持って、これまで以上に、子ども・子育て支援の強化などによる自然増対策と移住・定住、企業誘致等の社会増対策の両面から、粘り強く取り組んでいきます。

県内中小企業等が抱える人手不足への対策も急務です。そうした中、33年ぶりとなる高水準での賃上げを実現した春闘に続き、本県の最低賃金においても、国が示した目安額を上回る55円が引き上げられ、954円とすることが決定されました。事業者にとっては厳しい経営環境の中での賃上げとなりますが、物価高や人手不足などを踏まえて判断されたものであり、県としても、持続的な賃上げに向けて強力に後押ししていく必要があると考えています。

そこで、本定例会に提案した補正予算案において、中小企業等が賃上げの原資となる収益を確保できるよう、生産性向上や新事業の展開等に要する資金に対し、保証料を免除した県独自の融資制度を創設することとしています。融資にあたっては、専門家が賃上げの実施を含む事業計画の策定やその実行を伴走支援することで、確実に経営力の強化を図っていきます。また、今年度から制度を拡大した賃上枠や国の業務改

善助成金への上乗せ奨励金についても、引き続き積極的な活用を促していきます。

労務費や物価上昇分を含む適切な価格転嫁も大切な取組です。この春の500社企業訪問調査によると、価格転嫁が全て実施できたとした企業の割合は、1年前の16.4%から21.8%まで増加してきました。県では、これをさらに進めるべく、国や関係団体と連携したセミナーの開催や補助金審査におけるパートナーシップ構築宣言企業への加点措置等を通じて、今後も価格転嫁しやすい環境づくりに努めます。

このような取組により、成長と分配、賃金と物価の好循環を生み出し、人口減少の中でも持続可能な経済社会を構築していきます。

この夏は、スポーツから目が離せないところです。

去る7月21日から1か月にわたり開催された北部九州総体では、県内で行われた9競技10種目をはじめ、各地で熱戦が繰り広げられました。本県の高校生も日頃からの努力の成果をいかんなく発揮し、7種目において優勝を果たすとともに、60種目でベストエイト以上を達成するなど、その見事な活躍は、県民に大きな元気を与えてくれたところです。また、各会場や案内所では、主役である高校生による心のもったおもてなしにより、全国から訪れた方々に大分の魅力をしっかりと発信することをしていただきました。ここに、大会の円滑な運営に携わった高校生や関係者の皆様、そして、様々な形で支えていただいた県議会と県民の皆様に、心から御礼を申し上げます。

世界の舞台でも、本県ゆかりの選手が活躍しています。パリオリンピックにおいて快挙を成し遂げたフェンシングからは、3名のメダリストが誕生しました。フルーレ団体で敷根崇裕選手が金メダル、上野優佳選手が銅メダルを獲得したほか、日本選手団の旗手を務めた江村美咲選手がサーブル団体で銅メダルに輝いています。さらに、セーリング混合において岡田奎樹選手が銀メダルを獲得し、競泳男子200メートル平泳ぎでは渡辺一平選手が6位入賞を果たしました。続くパラリンピックでも、女子走り幅跳

びの中西麻耶選手が7位に入賞しました。また、あさつてには、男子1,500メートルに十川裕次選手が出場します。その健闘をお祈りするとともに、今後、こうしたアスリートたちの活躍をきっかけにして、幅広い種目で県民の関心がさらに高まり、次世代の競技力向上、そして、本県のスポーツ振興につながることを期待しています。

この余勢を駆って、秋に行われる国際スポーツイベントもしっかりと盛り上げていきたいと考えています。

早速、来月には、大分、熊本、福岡の3県を舞台に、ツール・ド・九州2024が開催されます。今回の大分ステージは、別府市をスタートし、由布市、九重町の雄大な自然の中を疾走した後、日田市をゴールとする起伏の激しいルートとなっており、チーム間の熾烈な駆け引きが見物です。そこで、国際レースならではの迫力とスピード感を味わってもらうために、市町と連携して、新たな観戦スポットを設けるとともに、パブリックビューイングやイベント等を実施して、にぎわいの場を創出します。

続く11月には、43回を数える大分国際車いすマラソンが控えています。特に、オリンピックイヤーの今年は、パリパラリンピックの出場選手が多数参加することが見込まれるほか、4大会ぶりに多くの観客が入ったスタジアムでゴールする選手を迎えることができます。世界トップレベルの選手が繰り広げるラストスパートを間近に応援しながら、盛り上げていきたいと思っています。

折しも、これから観光シーズンに入ります。誘客促進に向けて、おもてなしや観光資源に磨きをかける中、ここに約15年ぶりの復活となるホーバークラフトが加わります。空港アクセスの利便性向上はもとより、別府湾周遊などの観光利用にも活用することで、国内唯一の希少性をいかした集客が期待されます。

インバウンドについても、取組を加速させていきます。現在、週5便で運航しているチェジュ航空のソウル線が来月27日から週7便に増便することとなりました。毎日運航することに

より利便性が大幅に高まることから、この機を逃さず、好調な韓国からの旅行者のさらなる誘客を図ります。加えて、先月25日から3日間にわたり、県議会や経済団体からも御参加いただき、6年ぶりとなる台湾プロモーションを実施しました。現地旅行会社82社に対するトップセールスを行うとともに、半導体分野をはじめとした企業誘致や県産品の輸出拡大に向けても、現地企業の皆様と連携を強化することができました。改めて、参加していただいた皆様に感謝します。引き続き、関係者一体となって、積極的に海外の活力を取り込み、本県産業の振興につなげていきます。

次に、提出した諸議案について、主な内容を説明します。

初めに、第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第2号)についてです。補正額は101億2,801万5千円であり、これに既決予算額を加えると、累計で7,001億782万9千円となります。

以下、主なものを御説明します。

まず、大規模災害時に備えた防災対策の強化です。今年に入り地震が相次ぐ中、能登半島地震における国の検証などを踏まえ、一昨日、県防災対策の見直し方針を決定したところであり、今後は、これに基づき取組を進めていきます。このうち、今回の補正予算では、特に対策が急がれる避難所の衛生環境を改善すべく、断水等に備えて携帯トイレの備蓄を拡充します。また、通信障害発生時における代替手段の確保も急務です。そのため、インターネット接続を可能とする衛星通信機器を配備し、不通時においても災害対応を円滑に行うことができる体制を整えます。

医療機関の勤務環境の改善にも取り組みます。県内の救急医療や地域医療を支える医療機関にとって、時間外労働の上限規制が本格的に適用される中、働き方改革は待ったなしの状況となっています。そこで、勤務医の負担を軽減するための体制整備やICT機器の導入に要する経費を助成することにより、労働時間短縮と医療提供体制確保の両立を図ります。

三つ目は、おんせん県おおいたの魅力発信です。先のデスティネーションキャンペーンでは、期間中の延べ宿泊客数が前年度比で16.1%の増となるなど、県内外から多くの方に訪れていただきました。そして、いよいよ来年は、大阪・関西万博が開催されます。この好機をいかすためには、本県の持つ魅力的な観光素材や県産品のPR強化が欠かせません。このため、会場内に設置するブースにおける効果的な展示計画を策定するとともに、市町村と連携して、地場産品や自然景観、歴史文化等を発信する訴求力のある素材集を作成して、本県への誘客を促進します。

遠隔教育システムも充実させます。現在、普通科高校における習熟度別遠隔授業の配信準備を進めていますが、対面授業に近い形とするため、アバター機器を試験的に導入し、教員が生徒の理解度を確認しながら必要に応じて個別指導ができる環境を整えます。加えて、希望する生徒が理解を一層深めることができるよう、長期休業期間を利用した特別講座を開催するための機器整備も行い、遠隔教育における大分モデルを確立していきたいと考えています。

そのほか、令和5年度の決算剰余金の処分について、条例に基づき、その3分の1を下らない26億9,535万6千円を財政調整基金及び減債基金にそれぞれ積み立てます。また、11億5,934万1千円をおおいた元気創出基金に積み立てます。

次に、予算外議案です。

今定例会には、長期総合計画と行財政改革計画に加えて、二つの部門計画についても、あわせて提出します。

第82号議案大分県環境基本計画の策定については、環境先進県おおいたの実現を目指して、地球温暖化の緩和と気候変動への適応、経済と環境の好循環を生み出すGXの推進等に関する取組や具体的な数値目標を盛り込んだものです。

第83号議案大分県農林水産業振興計画の策定については、基本目標として、自ら考え・動き・みんなで実現する元気な農林水産業を掲げ、その達成に向けて、担い手の経営拡大や産地の

拡大を下支えするための具体的な施策と指標を定めるものです。

以上をもって提出した諸議案の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただくようお願いいたします。

嶋議長 これをもって提出者の説明は終わりました。

—————→…←—————
嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明5日、6日及び9日は議案調査のため休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、明5日、6日及び9日は休会と決定しました。

なお、7日、8日は県の休日のため休会とします。

次会は、10日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————
嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午前10時43分 散会

令和6年第3回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月10日（火曜日）

議事日程第2号

令和6年9月10日
午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した案件

日程第1 代表質問

出席議員 42名

議長 嶋 幸一	副議長 井上 明夫
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 1名

元吉 俊博

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	倉原 浩一
労働委員会事務局長	一丸 淳司

午前10時 開議

嶋議長 皆さんおはようございます。これより本日の会議を開きます。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第2号により行います。

日程第1 代表質問

嶋議長 日程第1、代表質問に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。志村学君。

〔志村議員登壇〕（拍手）

志村議員 皆さんおはようございます。自由民主党を代表し、代表質問を行います。

まず、この度の台風第10号において被災された方々に心より御見舞いを申し上げます。

今回の台風の影響で大分自動車道と東九州自動車道において、法面の崩壊により通行止めが

発生しました。このうち、大分自動車道由布岳パーキング付近は4車線化の効果を発揮し、昨日、全面交通開放された一方、東九州自動車道臼杵インターから津久見インターへの間では、4車線化事業中に残念ながら法面崩壊が起き、復旧のめどが立たないといった報道がなされています。

現在、関連接続する国道、県道は渋滞が激しく、通勤、通学などの時間帯には生活道路、経済産業道路としての機能が失われ、大きな影響が生じています。さらに、その他県内の県道や市町村道でも一部不通が続いている区間があります。県においては、知事を先頭に土木建築部を中心として全庁挙げて取り組まれており、感謝していますが、NEXCOをはじめ、関係機関に対して早期の開通の見通しの公表を示すなど、復旧に向けていま一度強く要請していただきたいと思っています。

また、台風などによる災害を食い止めるために日頃からの県土の強靱化が肝要であり、引き続き粘り強い取組を進める必要があると考えています。今後のさらなる取組の強化を大いに期待し、早速質問に入ります。

佐藤知事が就任されて、早くも1年半が経過しようとしています。佐藤知事は就任後、物価高や賃上げなど激動の情勢に立ち向かってこられたわけですが、我々議会や県民の意見も鑑みながら迅速に政策を打ち出すなど、まずは順調なスタートを切られたのではないかと考えています。

しかしながら、社会経済の情勢は刻々と変化し、また、足下の変化だけでなく、例えば、人口減少や広域交通ネットワークの形成といった長期的、構造的な課題に対しては、大所高所から本県のあるべき姿を考え、粘り強く取り組んでいく必要があります。そのためには、これまでの行政経験などを踏まえた佐藤知事らしさをより一層発揮していただくことが必要ではないかと思っています。

その知事らしい政治姿勢の一つは対話であり、我々議会とも様々な対話をさせていただき、感謝する次第です。そのこともあり、議会での議

論も活発化していると考えますが、一つお願いするとすれば、この議場での質問に対し、執行部から検討、あるいは調査といった答弁がされた際には、その結果を是非後日教えていただきたいと思っています。それが知事の掲げる対話の精神を貫徹することにもつながり、知事の独自色の一つにもなると思います。

また、知事は連携、特に市町村との連携に重きを置かれています。様々な分野での一極集中が我が国や地域の課題となる中で、県勢の均衡ある発展はその重要性を増していることから、より一層、市町村等との連携を深めていくべきであり、それも佐藤色の一つになるのではないかと感じています。

さらに、7月からは新たに桑田副知事が就任されました。大分市時代にも市長と副市長としてタッグを組まれていたということで、この人事も佐藤知事らしさの表れと感じています。私は、知事が桑田副知事を起用された狙いや、その仕事ぶりに期待されることに大変注目しています。

今年度は、知事自身が編成された本格予算を基に県政を進めていくということで、実質的な初年度とも言えます。知事自身、その前半が終了しようというタイミングで手応えを感じられていることや、後半に向けた意気込み、また、来年度に向けた課題など様々な思いをお持ちだと思います。こうしたことを踏まえ、桑田副知事への期待や今年度前半の総括を含め、県政運営に対する知事のお考えを伺います。

次に、広域交通ネットワークの形成についてです。

知事をはじめ執行部の皆さん、そして、我々県議会議員は、先の未来を見据えて本県の発展の可能性を高めていく、このことが使命です。その際に避けては通れない議論が、知事も熱意を持って取り組まれている広域交通ネットワークの形成です。その形成が重要であるという点は、我が会派も知事と軌を一にするところであり、あとはどのような手順で進めていくかということが論点です。

改めて我が会派としては、まずはこれまでも

県民の悲願として進めてきた東九州新幹線の実現に全力を挙げるべきだと考えています。もちろん、九州横断新幹線や四国新幹線といった大分を起終点とする路線をはじめ、11の基本計画路線全てが整備計画路線に格上げされることは理想ですが、現段階では難しいのではないかと思います。しかし、九州の中で新幹線がないのは大分と宮崎だけだという非常に寂しい状況を打開すべく、これまで積み重ねのある東九州新幹線の早期の整備計画路線への格上げに向けて、さらなる県内での機運醸成や、4県1市で構成される東九州新幹線鉄道建設促進期成会等を通じた広域交流、連携の深化などにより総力を結集していくことが現実的であろうと考えます。

そのためには、そろそろ総論の段階を脱し、新駅をどの地域に設置するかを仮定し、並行在来線をどうしていくのかということも含めた各論に移っていかなければ議論が具体化していかないのではないかと懸念しています。県民や関係地域の総意を結集していくためにも、長期にわたり県民の感情を二分するのではなく、まずはルート案の一本化を急ぐ必要があると考えます。

また、リニア中央新幹線により形成されるスーパー・メガリジョンも見据えれば、距離や時間が短縮される豊予海峡ルート構想も将来性があると私は考えます。ただ、地域間の連携が進む東九州新幹線と比べ、こちらについては、まだまだ本県の片思いというのが正直なところではないかと思えます。

そこで、愛媛県、さらに熊本県なども交えて広域交流を深め、九州の横軸と四国に向けた人流や物流を活性化した上で、その整備の必要性を国に訴えていくことが重要ではないかと感じているところです。その際は中九州横断道路との接続も鑑み、道路での整備も視野に入れてはどうかと考えます。

いずれにせよ、広域交通ネットワークの形成にあたっては、県民や我が会派などの意見を踏まえて県としての具体的な戦略を早急に固め、それを県民や関係する他県などにも示し、総力

を挙げて国への要望などに取り組んでいくことが重要であると考えます。

そこで、広域交流の強化も含め、広域交通ネットワークの形成にどのように取り組んでいくのか、改めて知事のお考えを伺います。

今言ったように、本県の浮沈を握る広域交通ネットワークの形成について、桑田副知事の就任は、その推進力を強力に後押しすることになると私は考えています。

桑田副知事は国土交通省の御出身であり、さらには内閣府地方創生推進事務局や観光庁の総務課長なども歴任されてきたと伺っています。広域交通ネットワークの形成は、知事も言われているように国家プロジェクトとして取り組む必要があります。これは言ってしまうと、国からの採択を受けることが必要ということです。こうした観点から、国、特に所管の国土交通省の考え方を熟知された桑田副知事の御見識に大いに期待しているところです。

また、桑田副知事は大分市副市長として地方行政に携わられた経験もあり、国におけるマクロの視点と、より住民に身近な地方の実情、さらには大分の状況まで理解されているというのは非常に希有な存在だと思います。

本県が進める広域交通ネットワークの形成の実現は、大変困難な道りであることは言うまでもありませんが、桑田副知事という強力な推進役を得たことは千載一遇の機会であり、我々はこの機を逃すことなくプロジェクトの実現につなげていかなければならないと強く感じています。

そこで、本県における広域交通ネットワーク構想を実現するために国も意識しながらどのように取り組んでいけばよいのか、これまで培ってきた知見や経験を踏まえた桑田副知事の御見解を伺います。

交通インフラの整備における港湾整備についてです。

長いコロナ禍が明け、社会経済の正常化が進む中で、停滞していた人の流れもかつての様相を取り戻しつつあります。一方で、これからは観光、ビジネスの両面において地域間の競争が

さらに激しくなり、それを勝ち抜くための基盤となる交通インフラの充実については、政策的な重要性がますます高まると考えられています。

中でも本県は、九州の東部に位置しているという地理的な特性をいかし、古くから海上交通が発達してきました。現在でも人や乗用車、貨物を乗せたトラックなどが利用する内航フェリーにおいては、離島航路を除くと航路数及び発着便数ともに九州で最も多く、その8割を占めているなど、本県の海上交通は非常に盛況であり、本県のみならず、九州全体にとっても人流活性化の要と言える存在です。

そうした強みをいかし、さらに優位性を向上させていくためには、何よりも港湾の整備が重要であると考えており、県でも九州の東の玄関口としての拠点化を目指し、県内の各港湾について機能強化などを進めています。

代表的なところでは、国内でも有数の観光地に位置する別府港において、大阪航路フェリーの大型化に対応するための岸壁改修や航路浚渫などが進められ、老朽化した上屋の集約などを含めた再編整備も検討されています。

また、県南部から四国へとつながる貴重な航路がある私の地元の臼杵港も現在のフェリーターミナルの老朽化が進んでおり、下り松地区の東側において新しいターミナルの整備が行われています。計画から30年が経過したこの新ターミナルが完成すれば、臼杵港は本県における人流の拠点としてさらに重要度を増し、ひいては臼杵市を中心に県南部の発展にも寄与するものと考えています。また、臼杵港は地方港湾ではありますが、フェリーが発着するなど重要港湾並みの機能も担っています。四国側の九州への玄関口である八幡浜港が既に2バースで運航していることも鑑みると、臼杵港の2期工事の早期完成は重要な課題です。市などと連携した事業の加速をお願いする次第です。

これらの各港湾の整備については、いずれも重要性が高く、その進捗状況については県民の関心度も高いと思われます。是非とも取組を加速していただくようお願いいたします。

こうしたことを踏まえ、海上交通を支えるた

めの港湾整備にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお聞かせください。

中九州横断道路から臼杵港への道路アクセス向上についてです。

本県が九州の東の玄関口として拠点化を進めていく上では、港湾整備とあわせて陸上のアクセスを充実させていくことも重要な課題です。

本県の道路ネットワークを俯瞰してみると、まずは南北を結ぶ縦軸を支えているのは東九州自動車道です。平成28年に宮崎市までの間が開通してから8年が経過し、正に九州の東側を結ぶ大動脈として、大分、福岡、宮崎の産業や県民生活に欠かせない重要な道路となっています。残る課題は、やはり早期の全線4車線化です。これは私の地元である臼杵市をはじめ、県北や県南に住む県民や企業の切実な願いでもあるので、何とか早急な実現に向けて取り組んでいただくようお願いする次第です。

次に、横軸を見ると、中九州横断道路と中津日田道路という大きな2本の道路があります。いずれも現在整備が進められていますが、中でも私は中九州横断道路について、我が会派の念願でもあった大分―犬飼間の事業化にめどが立ったことに対し、非常に大きな期待を抱いています。さらには、吉野地区へのインターチェンジ設置も計画されているとのことで、これは県南地域の振興において大変意義深いものになると考えており、私はさきほど言った臼杵港の整備とあわせて、この吉野地区のインターチェンジから東九州道臼杵インターチェンジや、さらに新臼杵港への道路アクセスを向上させることで人や物の流れが飛躍的に高まり、県南地域、さらには本県全体の活性化につながっていくと考えています。

こうした構想路線をはじめとする道路整備に関する地元ニーズなどを的確に捉えていくためにも、各土木事務所の企画機能の強化が必要であると考えますし、また、切迫する南海トラフ地震から命をつなぐ道ともなる構想路線などを具体化するための議論を早急に進めていただくことを大いに期待するところです。

こうしたことを踏まえ、中九州横断道路から

臼杵港への道路アクセス向上にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

台湾との交流についてです。

本県の活性化に向けては、グローバルな視点も欠かせません。人口減少下で資源に恵まれない我が国において、持続的な経済成長を実現するためには、海外の成長市場との連結性を高め、人材や資金を積極的に呼び込み、我が国の投資拡大やイノベーションの創出につなげていく必要があります。これは本県においても同様であり、都市部よりも人口減少のスピードが速いということを鑑みると、むしろ本県のような地方部においてこそ、海外の活力を積極的に取り込んでいくことが重要であるとも考えられます。

さて、これまでも様々な国や地域との交流促進に取り組んでいますが、私は不透明感を増す国際情勢を踏まえたとき、より安定し、密接な関係を築くことができるのは、我が国と同じ民主主義、資本主義というバックボーンを持ち、また、歴史的にも近い関係にある台湾であると考えています。

県においても台湾との交流促進には重点的に取り組んでいただいております、8月には知事や市長、経済界、そして、我々県議会の日台友好議員連盟などが台湾を訪問し、一体的なプロモーションを行いました。公式レセプションでは、本県自慢の食などが現地の方から大変好評を受けるなど、改めて台湾との友好関係を深めることができたと感じています。

産業の米とも言われる半導体については、AIの発展により、その重要性がますます高まっていますが、台湾はTSMCをはじめ、半導体産業が盛んであり、本県の産業振興においても重要な地域です。こうしたビジネス面に加え、観光振興のためにも、台湾との直行便誘致は重点課題として取り組んでいただきたいと思います。

また、本県と台湾との教育旅行による交流は20年以上の歴史を有し、今日の我が国における台湾との海外教育旅行は、大分県がその交流の礎とも言われています。今年1月には台北市教育局と県教育委員会との間で教育交流を促進

する覚書が締結されたことも踏まえて、さらなる活性化を図るなど、様々な分野での取組を戦略的に進めていくことが必要だと考えています。今回のプロモーションは、そうした取組を進める大きな契機になったと考えていますので、その成果を早急に具体化していくことを期待しています。

こうしたことを踏まえ、台湾との交流を今後どのように推進していくのか、知事のお考えを伺います。

人口減少が進み、各分野で人手不足が深刻化する中、大分県の産業を発展させるためには、外国人材の活用がますます重要になります。

こうした中、6月の通常国会では、入管法、技能実習法の改正法が可決成立しました。改正法に基づき創設された技能実習に代わる新たな育成就労制度では、一定条件の下、本人意向の転職が可能となることなどから、外国人に選ばれ、長く働いてもらえる県にならなければなりません。私は今後、外国人労働者を単なる労働力の確保から地域を支える人材へと活用の視点を移していく必要もあると思います。

現在、県内では、多くの分野で様々な国から来た外国人が就労しています。例えば、造船業では臼杵市や佐伯市で多くのフィリピンの方々が、自動車産業では中津市や宇佐市で多くのインドネシア人、あるいはミャンマー人の方々が働いています。今後は国内だけではなく、中国や韓国等との人材獲得競争が激しくなることが予測されることから、様々な国から多くの外国人材に本県で働いてもらうためには、より多くの国との連携が必要です。

また、福岡県や鹿児島県など九州内では外国人材受入れのための企業向け相談窓口を設置しており、さらに熊本県ではマッチング機能付き窓口の設置準備を進めていると伺っています。本県では、県内で暮らす外国人の生活や仕事上での疑問、不安等に関する相談については大分県外国人総合相談センターで行っていますが、他地域との競争に遅れを取らないためにも、外国人材の活用を希望する企業の相談に応じ、マッチングに向けたサポートを行う機能の強化に

ついて検討していく必要があるのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、様々な国から多くの外国人労働者が本県に来て、安心して働いてもらうために、県として外国人材の受入れにどのように取り組んでいくのか、商工労働観光部長に伺います。

県民の健康を守る大きな役割を担っているのは各医療機関ですが、中でも公立・公的医療機関等は民間病院では賄えない医療を担っており、県民にとって重要な機関です。特にコロナ禍においては中核的な役割を果たし、その重要性が改めて認識されたことは記憶に新しいところです。

公立・公的医療機関は、県や市町村などから一部支援があるものの、原則としては民間と同様に医業収益を基本として経営を行っています。これはつまり、民間医療機関と同じく、いかに患者を増やし、経費を節約するか、節減するかといった経営の視点が大事であることを意味しています。

こうした中、足下では、コロナ対応を経た受療行動の変化に加えて、物価高や賃上げの影響により、公立・公的医療機関等の経営は厳しい、苦しい状況にあると承っています。実際に今議会に提案されている県立病院の決算状況を見ても、昨年度は6億円以上の赤字となっていることなどから、いかに厳しい状況であるかが見てとれます。

公立・公的医療機関等は、特に医師不足や不採算地域など条件不利地域において必要な医療を安定的に供給するために欠かせない役割を担っており、また、この夏にも第11波として流行を見せたコロナ患者の波への最後の砦として最前線で対応いただいていることなども鑑みると、その経営を安定させることは県の福祉保健行政における非常に重要な取組だと思えます。現下の状況を鑑みると、各病院の経営努力を基本としながらも、県として公立・公的医療機関等の経営状況の実態調査を行うことなどにより必要な支援策を検討していくべきだと私は考えます。

こうしたことを踏まえ、公立・公的医療機関における医療提供体制の確保にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

子どもたちへの教育環境の充実についてです。

人口減少は、我が国にとって目下最大の課題です。私は、少子化対策を一層強化していくことは当然としても、行政だけで解決できる問題ではないと考えています。私は、それぞれの価値観で人は何のために生まれ、何のために生きていくのかを考えていくことが大切であると思います。そのためには、人生設計を早いうちから考えていけるよう、出会いから結婚、妊娠・出産、育児といった次世代へのバトンタッチに向けた人生の節目における選択肢などについて、教育環境を整えていくことが大事ではないかと考えています。国においても、多様な価値観を尊重することを前提として結婚など希望するライフデザインを支援する動きがあり、そうした点からも、本県において同様の取組を強化していく必要があると私は考えます。

こうした状況下でも、豊かで幸せに暮らせる我が国や本県であり続けるためには、人口がなくなっても創造性等を發揮し、生産性の高い経済や社会を構築していかなければなりません。子どもたちが県内のどこに住んでいても、また、どんな環境にあっても健やかに育ち、将来の夢を実現できるような環境を整えていくことは、私たち大人に突き付けられた喫緊の課題であると考えています。

こうした中で、私は公教育の質の地域間格差があるのではないかと考えています。特に高校では、近年、一部の高校に学力の高い生徒が集中し、地域の高校の学力が以前と比べて落ちているのではないかとこの声も聞きます。知事は、遠隔教育をその打開の切り札と考えられていると承っていますが、これも非常に重要な取組であるとは思いますが、並行して全県一区制度の在り方についても引き続きの検証をお願いしたいと考えます。

また、教育環境という観点では、最近、給食費の無償化が各地で進んでいます。我が会派としても、現行制度においては、学校設置者の自

治体が各地域の活性化対策等とのバランスを勘案し、無償化を判断すべきと考えていますが、一方で、無償化の有無によって大きな地域間格差が生じるほか、物価高においては低所得者世帯ほど給食費の負担が大きくなるという問題もあります。私は、どのような環境下にある子どもたちも自らの可能性を开花させるためには、県下ひとしく、また、国民ひとしく将来に希望を持って日々の勉学等に取り組んでほしいと考えており、昨今の状況を鑑みると、国に対し、給食費を無償化するための制度構築を求めていくべきだと考えます。

通学区制度の在り方や、学校給食費無料化は、単なる教育行政の枠を超え、地域振興や少子化対策などの県の様々な政策とのバランスも踏まえての判断が求められ、正に知事による政策判断が必要な分野であると考えています。

こうしたことを踏まえ、高校における地域・学校間格差の是正や学校給食費無償化への対応を含め、子どもたちへの教育環境の充実にどのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えを伺います。

以上で私の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

嶋議長 ただいまの志村学君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。志村学議員の代表質問にお答えします。

まず、県政運営についてです。

私は知事就任以来、対話、連携、継承・発展を基本姿勢として県政運営に当たってきました。今議会に提案している新たな大分県長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024においても、県民の皆様の声や思いを形に、本県の目指す10年後の姿を描いています。

今年度前半を振り返ると、安心分野では、県民ニーズの高い子ども医療費助成の対象を高校生年代へ拡大したほか、能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しなど、スピード感を持って取り組んできました。特に対策が急がれる避難所の衛生環境改善等については、今議会に補正

予算を提出したところです。

元気分野では、4月から6月にかけて福岡・大分デスティネーションキャンペーンを開催し、期間中の経済波及効果は約146億円と前を上回る結果となりました。先月には6年ぶりとなる台湾プロモーションを実施し、県産品のトップセールスに加えて観光商談会や企業誘致セミナーの開催など、様々な分野における交流を深めてきました。

さらには、どの地域に住んでも多様で質の高い教育が受けられる遠隔教育環境の整備や、中九州横断道路大分一犬飼間の環境影響評価手続の開始など、未来創造に向けた取組も前に進んできています。

今後は、国民的行事である全国豊かな海づくり大会の成功に万全を尽くすとともに、大阪・関西万博を契機とした誘客促進等、来年度に向け、また準備を進めていきます。

7月に着任した桑田副知事には、国交省等での幅広い経験、人脈をいかして、広域交通ネットワークの形成をはじめ、生活環境、商工観光労働、土木建築といった分野での重点課題の解決に存分に力を発揮してもらいたいと考えています。

想定を上回るスピードで進む人口減少など本県を取り巻く状況は厳しいものがありますが、変化を恐れず、明日の大分県を新たなステージへと発展させていかなければなりません。新計画で目指す姿の実現はもとより、その先の未来も見据えて、多様な主体と対話、連携しながら、安心・元気・未来創造の大分県づくりに邁進していきます。

次に、広域交通ネットワークの形成についてです。

新幹線、高規格道路等の広域交通ネットワークの充実は、地域やまちの魅力を高め、人や物の流れを活性化する効果があり、未来創造の大分県づくりに欠かせないものです。

折しも、今年6月に閣議決定された骨太の方針では、新幹線の基本計画路線に関して、「地域の実情に応じた諸課題について方向性も含め調査検討を行う」と、前年よりも踏み込んだ表

現が盛り込まれました。また、整備計画路線の未着工区間も残り2か所となっています。

県内においても、新長期総合計画案を議論する中で多くの方から東九州新幹線、そして、豊予海峡ルートについても早期整備を望む意見を多数いただいているところです。こうした次の段階に進む期待が高まる中で、機を逃さぬように、全国の自治体等と力を合わせて、国に対し東九州新幹線等の格上げに向けて声を上げていきます。

なお、新幹線のルート案について、北陸新幹線などでも、まず整備計画に格上げされた後に複数ルート案が示されて、そして、新駅の設置場所等について着工間際までの議論が行われる状況があります。このようなことから、本県においては、広域交通ネットワークの意義ですとか費用対効果、その在り方等について、さらに丁寧に検討して、また、様々な方々と議論を進めて、県民の理解を深めていきます。

道路網についても、東九州自動車道がまだ全線開通に至っていないなど、東九州地域の高速交通体系の整備について道半ばなどがあります。新幹線と高速道の双方ともに期成会会長を務める宮崎県知事などとも連携しながら、早期整備に向けた国等への働きかけを強化していきます。

豊予海峡ルート構想の実現に向けては、九州だけではなく、四国、中国、関西の各県、団体、様々な皆さんとの連携が重要です。一度、愛媛県知事と意見交換をする予定にしていたが、残念ながら台風で延期されました。これまでもシンポジウムなどにおいて愛媛県の出席をいただいたり、連携を図ってきていますが、今後はまた年内に愛媛県知事と会議を開催し、観光振興、防災に加え、広域交通ネットワークについて意見交換を行う予定です。広域連携による国に対する要望活動の活性化等、共に取り組みたいと考えています。

また、将来のリニア開通によるスーパー・メガリジョン形成を見据えて、全国や九州の知事会等において、豊予海峡ルートなど広域交通ネットワークの必要性について時間を取ってい

ただいて効果を説明してきたところです。今後も特に中四国、関西圏との協力関係を深めていきます。

引き続き広域交通ネットワークの形成に向けて、関係県、団体等と意見交換を進め、また、議会から様々な御意見をいただきながら、一層の連携、交流を促進し、国への働きかけの強化に取り組んでいきます。

次に、港湾整備についてです。

港湾は、海を隔てた地域と地域を結び、陸路との結節点として、物流、産業、生活を支える重要なインフラです。

今議会に提案している新長期総合計画においても、九州の東の玄関口としての空港・港湾機能の強化を柱の一つに据えて、交通ネットワークの充実を図ることとしています。

まず、物流拠点の大分港では、海上輸送貨物の増加に対応するために、シャーシの自動管理システムを備えたRORO船の新ターミナルを大在地区に整備中です。加えて、隣接するコンテナターミナルにおいても、埠頭用地の拡充やガントリークレーンの更新を進めているところです。

次に、関西や四国とのフェリー航路を有する別府港では、観光客を中心に年間30万人を超える利用がありますが、フェリーの上屋については、老朽化の進行等に加えて、航路ごとに点在しているといった課題があります。このため、フェリーの大型化に対応した岸壁とともに、路線バスやタクシーなどへスムーズに乗り換えて、県内、九州各地へ足を運んでいただけるように、両航路の上屋を集約したターミナルの整備を計画しています。

一方、四国とを結ぶフェリーが1日14便運航する臼杵港ですが、施設の防災機能強化や老朽化対策が必要でしたので、耐震強化岸壁を有する新ターミナルの整備に取り組んできたところです。

この度、地元の皆様の御協力をいただき、1バース目完成の見通しが立ちました。来年3月20日には施設をお披露目できると考えています。4月の早い時期に新しいバースからフェ

リーの発着ができるように関係機関と調整を進めます。

また、2バース目については、車両積込みの効率化や将来想定される船舶の大型化などに対応するため、令和4年度に事業化したところで、引き続き早期の工事着工に向けて、急ぎ調査設計を進めます。

今後も九州の東の玄関口として利用者の皆様には選ばれる港になるために、それぞれの特性をいかして計画的な港湾整備に取り組みます。

次に、台湾との交流についてです。

人口減少による国内市場の縮小が懸念される中で、海外の成長を取り込むことが不可欠な状況であり、このような中で、特に経済成長を続ける台湾との交流は本県の発展にとって極めて重要です。

そこで、本県の魅力をPRする大分県台湾プロモーションを先月、6年ぶりに実施して、本県の認知度向上と人的ネットワークの再活性化を図りました。井上副議長、志村日台友好議員顧問など多くの議員の皆さんや、佐伯市長、日田市市長、中津市参与をはじめとした県下自治体に加え、経済団体等と一体的に取り組んでいただき、効果的なプロモーションになったと考えています。

今回の結果を踏まえて、主に三つの分野で台湾へのアプローチに力を入れていきたいと考えています。

一つ目は、観光を含めた人的交流の推進です。

台湾からの延べ宿泊者数は今年7月までの累計で既に10万人を超えて、韓国に次いで2番目と、重要な市場となっています。今回行った旅行会社82社に対するトップセールスや、台中市訪問を契機に新たなツアー造成につなげるなど、さらなる観光誘客を進めます。

また、長い歴史と実績のある本県と台湾との教育旅行をさらに促進するとともに、直行便の誘致にも継続して取り組み、相互の人的交流の促進を図っていきます。

二つ目は、県産品の輸出促進です。

台湾では、県産のなしが中秋節、春節の贈答用として定着しているほか、牛肉や酒類等の輸

出も年々増加しています。これらの産品に加えて、今回PRした養殖ブリやシャインマスカットといった品目についても、今後、販売拡大を進めていきます。

三つ目は、ものづくり産業における連携強化です。

TSMCが熊本に工場を建設したことにあわせて、半導体関連企業等の九州進出がさらに進む見込みです。私自身、台湾企業の九州への関心の高さを肌で感じたところです。

今回のプロモーションで訪問した三三企業交流会などの団体等と連携し、県内企業とのマッチングを進めるほか、進出に関心のある台湾企業などの県内誘致に取り組みます。

今後も、友好的で重要なパートナーである台湾との人的交流、経済交流を継続してさらに推進し、本県の成長へとつなげていきます。

次に、子どもたちへの教育環境の充実についてです。

人口減少が加速して、予測困難な時代において、全ての子どもがライフデザインを描きながら、自ら人生を切り拓き、持続可能な社会のづくり手となるよう教育を充実していかなければなりません。そのため、本県では昨年度、大分県立高等学校未来創生ビジョンを策定し、生徒の多様なニーズへの対応や地域の活力創出に寄与するため、全ての県立高校の魅力化、特色化を進めているところです。

早速、今年度からどの高校でも多様で質の高い教育が受けられるように遠隔教育の大分モデル確立に向けた準備を開始しており、特に地域の高校の生徒が希望に応じて多様な進路を実現できるよう急ぎ取組を進めています。今議会においても、さらなる充実のための予算をお諮りしているので、何とぞ御審議をよろしく申し上げます。

全県一区制度については、地域の普通科高校の志願状況や進学実績に対する懸念など様々な御意見、声があることは承知しています。一方、中高生や保護者の約8割が自由に学校を選択できることを肯定的に捉えていることもまたあります。そこで、地域を越えた高校進学の実状や

高校卒業後の進路、学校の特色づくりの状況などを踏まえて、教育委員会が設置した外部委員会による検証が始まる場所ですので、その結果を待ちたいと考えています。

学校給食等の保護者負担の軽減策については、各学校設置者の判断により行われるものであり、県としては、今年度から県立学校の給食費を無償化したところですが、少子化対策の観点からもさらなる保護者負担の軽減は重要ですが、公立学校全体の給食費無償化は本来、全国一律で行われるべきものです。そのため、これまでも全国知事会等を通じて国の責任と財源による制度設計を行うよう要望してきたところですが、今後、国において、先般公表された学校給食に関する実態調査の結果を踏まえ、課題の整理が行われることとされており、国の動向を注視したいと考えています。

教育は国家百年の計とも言われるように、我が国の行く末を左右する重要な営みです。今年度から総合教育会議の開催を昨年度の倍となる4回に増やし、教育委員会としっかり連携、議論しながら、大分県の未来を担う子どもたちの育成に努めます。

その他の質問については、桑田副知事及び担当部長から答弁させます。

嶋議長 桑田副知事。

〔桑田副知事登壇〕

桑田副知事 広域交通ネットワーク構想の推進の在り方について、国の大きな国土政策の方向性を意識しながら、副知事の立場からお答えします。

国は、新しい国土形成計画において、目指す国土の姿として、地域の力を高めるとともに、地域力を国土全体でつなぎ合わせたシームレスな拠点連結型国土構築を図るとしています。全国広域圏から地域のコミュニティに至るまで重層的に人や地域が質の高い交通やデジタルのネットワークでシームレスにつながり合う、そういう国土づくりです。

その中核として、リニア新幹線で1時間圏となる東京から大阪までが一体となった、世界で類を見ない巨大な経済集積圏である御指摘のス

ーパー・メガリージョン、日本中央回廊が形成されるとともに、地方と広域交通ネットワークでつながることにより、国内外の対流、すなわち人や物の流れが我が国の隅々まで活発化して、ビジネス、観光交流、商圏販路が拡大することで国力の強化が図られることとなります。

こうした中で、スーパー・メガリージョンと地方を結ぶ広域交通ネットワークを俯瞰したときに、西日本には重要な課題があります。太平洋側の回廊ネットワークは、道路、鉄道ともに豊予海峡がミッシングリンクとなっており、国土の対流が途切れています。また、新幹線については、東日本では放射状に各地へのネットワークが整備されており、ミニ新幹線も含めて北海道、東北、北陸、信越全ての県に新幹線が届いていますが、西日本は山陽新幹線から西九州、鹿児島につながるネットワークのみで、東九州四国、山陰の基本計画路線は手付かずのままになっています。

人口減少下においても地域に活力を与え、国力を高めることになる、このような広域圏をまたぐダイナミックな対流を実現するには、国土政策として東九州への広域交通ネットワークの整備は欠かせないものです。そのためには、地方が一丸となり、国民的コンセンサスを形成する必要があります。

道路、鉄道の豊予海峡ルート構想の実現、東九州新幹線等の新幹線の基本計画路線の整備計画路線への格上げに向け、全国の自治体等と連携し、その必要性を熱意を持って国に強く訴えていくことが引き続き重要だと考えています。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

〔五ノ谷土木建築部長登壇〕

五ノ谷土木建築部長 私からは中九州横断道路から臼杵港への道路アクセス向上についてお答えします。

九州の東の玄関口としての拠点化に向けては、広域道路ネットワークの整備とともに、港湾等の拠点へのアクセス向上も重要です。

議員御指摘の東九州自動車道の4車線化については、引き続き関係県と連携しながら、国等に早期整備を強く要望してまいります。

また、中九州横断道路から臼杵港へのアクセスについては、まずは吉野地区から臼杵方面への道路整備が重要と認識しています。そのため、これまでに双方を結ぶ現道の課題を整理したところであり、今後は関係機関と協議しながら、具体化に向けた検討を進めていきます。

加えて、臼杵インターチェンジと臼杵港を結ぶ構想路線などの新たなネットワークの検討にあたっては、本庁がその方向性等を整理し、各土木事務所は現地調査やニーズ把握、地元調整などの役割を担っています。そのため、土木事務所の企画部門の役割は大変重要であり、引き続き企画機能を最大限に発揮し、地元の期待に応えられるよう努めていきます。

今後も広域道路ネットワークの整備促進や拠点へのアクセス向上に向け、本庁と土木事務所が一丸となって取り組んでいきます。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

〔利光商工観光労働部長登壇〕

利光商工観光労働部長 外国人材の受入れについてお答えします。

あらゆる産業で人手不足が深刻化する中、県内の外国人材の受入れが進み、大分労働局によると、昨年10月末の外国人労働者数は9,982人と過去最高を記録しています。他方、新たな育成就労制度では転籍制限が緩和されるほか、国内外における人材獲得競争が激化しており、引き続き本県が外国人材に選ばれるためには一層の取組が必要です。

県では、日本での就労を希望する外国人に向け、本県で働く魅力を伝えるため、SNSによる多言語での情報発信に力を入れています。また、受入れ側の中小企業に対しては、寮の畳のフローリング化やトイレの洋式化などの居住環境整備に加え、今年度から電動アシスト自転車の導入などに助成をしています。さらに、翻訳機の導入などのコミュニケーション円滑化も支援しています。これから外国人材の活用を進める企業には、新たな制度や県内の受入事例などを紹介するセミナーを開催しています。

議員御指摘の企業向け専門相談窓口設置やマッチング支援については、他の自治体での支援

事例も増えており、それらも参考に検討していきます。今後も、より多くの外国人材が本県で安心して働いてもらえるよう効果的な取組を進めていきます。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

〔工藤福祉保健部長登壇〕

工藤福祉保健部長 最後に私から、公立・公的医療機関等における医療提供体制の確保についてお答えします。

本年6月に0.88%プラスの診療報酬改定が行われましたが、県ではこの改定に先駆け、昨年度の補正と今年度は当初予算で、食材費等の物価高騰分や看護補助者の賃金改善に対する助成を適宜行ったところです。

また、医療機関の経営は診療報酬をはじめとする医業収益を前提としていますが、採算性が低いへき地医療や救急医療などの政策医療を担う公的医療機関等に対しては、別途、運営費補助を行っています。

あわせて、慢性的な医師不足や地域偏在の解消を図るため、大分大学の地域枠や自治医科大学卒業医師を公立・公的医療機関等に今年度は77人配置しており、今後数年にわたり、配置可能医師はさらに増加する見込みです。

加えて、4月から医師にも適用された時間外労働規制の影響が大変懸念される救急医療機関を中心に、この年度当初から順次個別訪問を行っており、年内までの状況把握に努めているところです。

医療提供体制の安定かつ継続した確保に向け、地元市町村の方針や運営主体の経営努力を見定めつつ、県として必要な協力を行うとともに、適切な診療報酬体系の構築に向け、全国知事会等を通じてしっかり要望していきます。

嶋議長 以上で志村学君の質問及び答弁は終わりました。二ノ宮健治君。

〔二ノ宮議員登壇〕（拍手）

二ノ宮議員 皆さんおはようございます。県民クラブの二ノ宮健治です。

2度目の代表質問の機会をいただきました。同僚の皆さんに感謝を申し上げ、県民クラブを代表して代表質問を行います。

まず、今回の台風10号で被害に遭われた方に御見舞いを申し上げ、一日も早い復興に向けて、私もしっかり取り組みます。

今日は由布市をはじめ、多くの応援団の皆さん、いつもお世話になっています。そして、今日わざわざ傍聴までお越しいただき、本当にありがとうございます。

さて、今回の質問のコンセプトは地方創生です。地方の捉え方はいろいろありますが、私の地方は田舎、つまり農村、漁村です。田舎が元気にならないければ大分県は元気にならないとの思いから、今回の質問項目の全てに地方創生の思いを織り込みました。

さて、佐藤知事も就任してまだ1年しか経過していませんが、見事な手腕で次々に新たな政策を発信されています。

今回、私も県議10年間の経験と、さらに県民の皆さんから県民クラブに寄せられている課題を中心に質問を組み立てました。

知事、それから、幹部職員の皆さん、県政の目標は、ごくごく簡単に言うと、地域が元気になり、そして、県民が幸せになることではないでしょうか。その実現のための県民の皆さんの強い思いを質問しますので、是非前向きな御答弁をお願いし、早速質問に入ります。

1点目は、大分の未来を見据えた県政運営についてです。

今議会に提案されている新長期総合計画は、佐藤県政の掲げる安心・元気・未来創造を具現化するものであり、これからの10年間の県政の総合的な指針を示す最上位計画です。その達成には多くの課題があります。私は、人を、そして、先を見通した計画立案、さらにバランスという3点の課題について考えてみました。

まず、人についてですが、県職員の人事について伺います。

どのような組織でもトップを中心に組織が一体化することが望ましいわけですが、昔から人事を語るときに、武田信玄の「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」という言葉がよく引用されます。私は中でも特に重要なのは、人は石垣の例えだと思っています。丸

や四角、小さなものから巨大なものなど様々な石が組み合わされて堅固な石垣となり、城が守られているわけですが、県政を城に例えるなら、それぞれに豊かな個性や能力のある3,800人の県職員の皆さん一人一人が石垣としての役割を果たし、一丸となって県政を推進していると言えます。

人事は、この個々の持つ能力や個性を最大限に引き出すことが重要だと言われます。組織の風通しをよくし、円滑なコミュニケーションにより人の輪をつくり、自由闊達で建設的な空気の中、積極的に提案が行われてこそ、職員一人一人が生きがいを持って働ける環境をつくることができます。人事は県政推進の一丁目一番地だと言っても過言ではないと思います。

そうした中で私が気になるのは、県職員の人事異動のサイクルです。数年前の不祥事をきっかけに、職員が同一業務を担当する期間の上限4年間というルールが、より厳格に運用されるようになっていると聞いています。

不祥事の防止は重要ですが、様々な分野に精通した職員を育成するのもあわせて大切です。ノウハウや知識の円滑な引継ぎ、また、人的ネットワークを築くという意味でも、4年間という枠に縛られずに、柔軟な運用も検討してはどうかと考えます。

知事はこれまで多くの人事を手がけており、釈迦に説法であることは重々承知していますが、知事の人事感というか、人事に対する思いに私は大変興味を持っています。

そこで、県職員の人事について、今後どのような方針で臨まれるのか、知事のお考えを伺います。

次の、先を見通した計画立案は、県の新長期総合計画についてです。

長期の計画策定で重要なことは、これからの時代の変化を的確に読むことです。今回の計画では、時代の要請や潮流の変化として、想定を上回るスピードで進む人口減少や地球環境問題の深刻化と自然災害の脅威など、六つの項目が挙げられていますが、特に今言った人口減少と地球温暖化については、影響が計画全般に及ぶ

ことから、本総合計画策定のキーポイントであると考えます。

10年後の人口ピラミッドを思い浮かべてみてください。単に10年分スライドするように考えてしまいがちですが、これからの10年間は、団塊の世代の後期高齢化により社会からリタイアする人が増加し、労働力の減少、要介護者等の急増など、これまでの人口減少とは質の異なる深刻な弊害が広がることを私は危惧しています。

地球温暖化についても、これまでに経験したことのない地球沸騰化とも言うべき時代の到来が現実味を帯びています。実際に、既に異常気象が続いており、今回の台風第10号に見られるような深刻な自然災害が次々と発生しています。

そこで、新長期総合計画において、この2点を中心に、潮流の変化をどのように捉え、そして、その変化を踏まえてどのような取組をしていくのか、知事に伺います。

大きな2点目は、農業、林業、水産業の活性化についてです。

まず、農業の振興ですが、ここでは三つ目のバランスとして、具体的には農林水産業と工業の並進に関して伺います。

大分県知事は、平松氏、広瀬氏、佐藤知事と経済産業省出身の知事が続いています。必ずしもこのことが影響しているとは思いませんが、大分県の工業生産高は福岡県に次いで九州第2位である一方、農業産出額は最下位と低迷しています。

先日、友人から、昭和43年頃の大分県の新産都建設を舞台としたノンフィクションに近い小説、高杉良の「生命燃ゆ」を勧められ、読みました。この小説の舞台となった昭和43年頃は、県内には大きな企業が少なく、私の同級生の多くは県外に就職しましたが、この新産都ができると、Uターンして新産都関連企業への就職する者も多くいました。当時の本県は農業が盛んだったことから、この物語では新産都を誘致し、県民の働く場所を確保するための農工並進を進めるべく、当時の県や議会も含めた熱い

情熱が描かれています。

それから50年が経過し、現在、私が言っている農工並進は、当時とは正反対の工業に比して大きく落ち込んだ農業の引上げです。決して工業の振興が悪いと言っているのではなく、県全体が発展するためには農林水産業と工業のバランスが必要だと言いたいのです。

あの広瀬前知事をもってしても、農業・農村の振興は手ごわかったのではないのでしょうか。農政の推進に必要な農業高校も、伝統のある三重農業高校、玖珠農業高校、山香農業高校も統廃合が進み、全てが廃校となり、現在では農業科単独校は1校となっていることから、農業の芽が出にくい大分県になっていると思います。

さきほども人口減少について述べましたが、農村部の急激な労働力の減少などからも、これまでどおりの農政の推進では、10年先に農山漁村は壊滅的になるのではないかと危惧しています。実際、令和3年3月に、農業経営体数の激減や産出額の減少により農業経営や農村社会システムが崩壊してしまうとの危機感から、大分県農業非常事態宣言が出されました。

また、農協や県など九つの団体でつくる大分県農業総合戦略会議で取りまとめられた行動宣言には、県産出額の増加を目指すとともに、生産者、農業団体、行政が一体となった取組が示されており、今年で4年目を迎えようとしています。

私はこの年の12月の一般質問で、今回の行動宣言はJA主導の色合いが強く出ている、不祥事が続くとともに、支所廃止などの合理化も打ち出されているJAの指導体制には不安があり、JA主導でなく、知事の強い権力の下、行政主導で行うべきとの提案をしたところ、JAが主体となった指導体制の充実を図るとともに、県の普及指導員や研究員も積極的に現場に出向き、生産者を支える指導を強化していくとの知事答弁でした。

農業改革による営農指導員の増員や県の普及指導や畜産の生産拡大のためのキャトルステーションの整備など、一定の成果については評価しますが、農業成長産業化の実現及び農業振興

を図っていくためには、担い手の育成・確保、そして、地域資源の活用、収益化といった中山間地域の活性化対策など、幅広い取組が不可欠とされています。

さらに今回の新たな農林水産業振興計画を着実に実行するためにも、これまで以上に県、市町村、農業団体が一体となって取り組んでいくことが重要です。

当時の知事をして、県として農業再生の最後のチャンスと言わしめた待ったなしの状況で、市町村も巻き込んだ新たな推進体制の確立など、県の総力を挙げての取組を強く求めます。

そこで、県勢のバランスある発展に向けた農工並進の実現に向け、農業システム再生に向けた行動宣言の進捗状況と課題をどのように認識し、今後の農業振興にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、林業の竹林の整備と竹の有効活用についてですが、竹害対策の視点から伺います。

県の竹林面積は約1万4千ヘクタールで、鹿児島県、福岡県に次いで全国第3位となっています。

かつて竹は、籠や箆といった多くの生活用品やタケノコなどを生み出す貴重な資源であり、竹林は大切に整備、管理されていました。しかし、生活様式の変化やプラスチック製品などの代替品の出現、中国からの安価な竹製品の輸入などにより製品生産が減少するとともに、これに伴う生産意欲の低下などもあいまって、放置竹林が増加しています。山間部の狭い道路に覆いかぶさるように竹がはみ出すほか、周囲の山や畑に竹が侵入するなど、生活を脅かす事態が起こっています。

私はこれまでの一般質問で、バイオマス発電燃料への利用やタケノコ生産への支援などを提案してきましたが、先般、県民クラブで県の林産振興室、畜産技術室にも同行をお願いし、宮崎県の大和フロンティア株式会社を視察しました。

同社は無料で提供された竹を伐竹し、細かく粉碎後、発酵させ、糖蜜や焼酎かす等を加えて、飼料、肥料として製品化しています。この製品

は、宮崎県の畜産試験場や宮崎大学との研究で効果も立証されており、現在、月間250トンの生産で採算も取れているとの説明もありました。鹿児島県にも第2工場を設置しているそうで、当初心配された竹の無料提供も、竹を切るまで3年待ちとなっているとのことで、改めて里山の竹害がいかに進んでいるのかを実感しました。

竹の欠点は、そのままでは空洞が大きく、体積が大きくなることで運搬費がかさむことです。そのため、有効活用には地産地消的な事業化が必要となります。

多くの竹林を有する本県にとって、竹害対策は重要な喫緊の課題です。そこで、竹害対策として、関連する事業者の誘致も含めて、竹林の整備や竹の有効利用にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、水産業の活性化について伺います。

11月9日、10日に行われる第43回全国豊かな海づくり大会おんせん県おおいた大会も間近に迫り、最後の準備に大わらわのことで拝察します。

水産業を取り巻く状況も、担い手不足や環境の変化など、農林業とほぼ同じだと理解しています。

私たちは新長期総合計画の、環境変化に対応し豊かな海を次世代につなげる水産業への転換の実現には、この海づくり大会で掲げる四つの基本方針の推進を図り、県水産業振興の起爆剤となる必要があると考えており、そのため、しっかりと応援していきます。

県の水産業の産出額を見ると、全体では微増していますが、養殖業が増加する一方、漁船漁業の産出額は減少傾向です。気候の変化による魚種の変化や後継者不足など、漁船漁業者を取り巻く状況は厳しさを増しており、漁船漁業者の減少は漁村の衰退につながります。養殖業の支援もさることながら、県の総力を挙げて漁船漁業の苦境を打開する取組を行っていかねばなりません。

先日、国東市にあるマコガレイやクルマエビの放流用の種苗を生産する施設の建替工事の竣工式に出席しました。従来の施設と比べ、水槽

面積で1.2倍、閉鎖循環式システムや緑色LED光照射設備の導入により、生産能力も1.2倍になるなど、漁船漁業の救世主と言えるような県の施設です。

この施設の完成と海づくり大会の開催が重なる今年度は、特に漁船漁業を中心に、県の水産業を大きく飛躍させるまたとない好機であると考えます。こうしたことを踏まえ、水産業の活性化にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

次は、企業誘致についてですが、外国人労働者の確保についてもお聞きします。

本県では、市町村と連携して企業誘致に積極的に取り組んでおり、昨年度の企業誘致数は60件と、令和4年度の41件から大幅に増加しました。

業種別では、自動車や情報通信、半導体関連が主体となっており、雇用者数は613人、設備投資額は824億円と、県内経済振興の大きな牽引力になっています。

さらなる企業誘致には人材確保が重要であり、そのためには、この議会でもたびたび議論されている外国人労働者の確保が欠かせません。

今後、外国人材から選ばれるためにも、雇用の管理改善や適正な労働条件の確保などの企業への周知、さらに安全・安心に暮らせる地域社会の実現が重要ですが、そうした対策については、前回定例会における我が会派の若山議員の質問に対する答弁などもありましたので、着実に進めていただきたい旨、要望します。

さて、話題を企業誘致の本体に戻して、その現状を市町村別で見ると、大分市17件、宇佐市9件、国東市8件と、大分市を中心とする地域や県北・国東地域の企業集積が進む一方で、地域的なバランスが課題となっています。

多くの人々は、働くのに便利な場所に住居を求めることから、企業の多い地域に人口が集中し、働く場所の少ない農村地域では過疎が進むという負のスパイラルが生じています。逆に、農村地域で企業誘致が進めば、働く場所の確保ができ、企業に勤めながら米作などの農業に従事することが可能となるなど、これからの農村

経営に必要な兼業農家の育成や過疎対策といった地域活性化にも資することになります。

そのためには、企業の求める適地の掘り起こしや地域別の誘致方針とともに、市町村が行う新たな産業団地整備への支援強化が不可欠であり、特に過疎化の進む農村地域に対する重点的な支援が必要であると考えます。

そこで、企業誘致が進んでいない地域、特に農村部への積極的な企業誘致など、地域バランスの取れた企業誘致をどのように推進していくのか、商工観光労働部長に伺います。

次は、ライドシェアについてです。

本年4月に日本版ライドシェアが解禁され、東京や京都などでサービスが開始されたほか、本県でも別府市において、6月からコミュニティバスを使ったライドシェアの実証運行が始まっています。

ライドシェアは、一般のドライバーが自家用車で乗客を有償で運ぶサービスとされ、今、日本ではタクシー事業者が運行主体となり、一般ドライバーの自家用車を活用する自家用車活用事業と、自治体やNPOが運行主体となり、地域住民などを有料で送迎する自家用有償旅客運送制度の二つのタイプがあります。

ライドシェアのメリットとしては、交通の利便性が高まる、過疎地域の交通問題を解決できる、自己の保有車で収入を得られるなど挙げられる反面、ドライバーの質の問題、既存事業者の収益性低下などの懸念材料もあるとされています。

ライドシェアに対しては、住民の新たな交通手段としての期待とともに、地方創生や観光促進の側面もあり、地域ごとの特性に合わせたモデルが求められています。

私は、持続可能な地域社会の実現に向けてライドシェアが果たす役割は大きく、特に自家用有償旅客運送制度型のライドシェアの導入は、過疎地域の交通問題を解決する切り札になり得ると考えていますが、導入には課題も山積しています。

そこで、地域の交通課題の解決に向け、ライドシェアをどのように活用していこうと考えて

いるのか、県の見解を交通政策局長に伺います。

次に、県民の安心安全について、2点お聞きします。

初めに、おおい消防指令センターの運用開始についてです。

県内14消防本部の119番通報を大分市消防局が一手に受け付ける消防指令業務の共同運用が、本年10月から本格的に始まります。都道府県単位での一本化としては全国初の取組です。

災害情報や活動情報の一元管理による相互応援の迅速化や指令業務に係る人員負担の軽減等を図ることで、将来にわたり必要な消防体制を維持し、住民の安心・安全の確保につながることが期待されています。

また、消防業務の一端である救急医療に対し、大分市では県内他町村に先駆けて、医療関係者が救急性の判断や助言を行う電話窓口#7119が開設されます。これにより、救急需要増加時であっても、緊急性の高い重症者を迅速に運搬でき、貴重な医療資源である救急病院の逼迫回避にもつながるほか、医療機関休診時の医療相談の受皿になることも期待されています。

私は、119番にしろ、#7119にしろ、県民誰もが、どこでも利用できることが望ましいと考えており、是非とも県内全市町村で利用できるよう、県が事業主体となつての導入に向けた検討を進めていただくよう強く要望します。

また、消防指令センターに話を戻しますが、消防通信指令システム等の最初の整備費用については、国の制度の活用や県の財政支援により、市町村の負担軽減が図られています。他方、維持管理費については、現行システムと比較して機能は強化されたものの、多くの市町村で負担が増加すると伺っています。また、7年後には当該システムの間更新が予定され、新たに約25億円の費用がかかるとも試算されています。

消防行政は一義的には市町村の責務ですが、県民の安心・安全の確保は何よりも優先すべき課題です。そうした点から、消防指令センターの安全運営は県における課題でもあると考えます。

そのため、まずは県として、緊急防災・減災事業債の期限延長を国へ要請していただき、また、消防指令業務の共同運用にあたり、システムの更新費用や維持管理費用の負担が増加する市町村に対する一定の財政支援も検討すべきと考えます。

そこで、消防指令センターの安定した運営に向け、県としてどのように支援していくのか、防災局長に伺います。

2点目は、特殊詐欺の被害の防止についてです。

特殊詐欺の被害の報道が後を絶ちません。また、新たな手口であるSNS型投資・ロマンス詐欺の被害も拡大しており、高齢者だけでなく、男女を問わず幅広い年齢の方が被害を受けています。

県警では被害防止対策の3本柱として、犯人と話をしない、犯人にだまされない、犯人にお金を出さない対策に取り組んでいると聞いています。その進捗状況に注目しています。

また、被害に遭われた方が親族等から非を責められ、心身ともに疲弊したり、最悪の場合、自死に追い込まれたりするという悲劇も起こっていると報道されています。

振り込め詐欺に使われた口座を凍結し、口座に入っているお金を被害者に分配する法律、いわゆる振り込め詐欺救済法が平成20年6月から施行されていますが、一旦失ったお金が戻ってくるケースはほとんどないと言われているように、被害に遭われた方へのケアが不十分ではないかと考えます。

先の第2回定例会において、地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書が可決されたことから分かります。本県においても、地方消費者行政の重要性はさらに高まっています。

そこで、被害者のケアの充実も含め、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害の防止にどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお聞きします。

最後になりますが、これからの地域高校の在り方について伺います。

近年、定員割れが続く県立高校が増え、その原因として少子化等もありますが、1995年から始まった通学区の拡大、2005年に制定された高校改革推進計画による再編、2008年から実施された普通科全県一通学区制度も一因ではないかと考えます。

この問題についての県議会における議論の中で、令和6年第1回定例会においては、県立高校の学科の在り方についての方向を示す未来創生ビジョンで、今後の生徒数の減少を見据え、策定後5年をめどに見直しを行う。その中で遠隔授業導入後の効果などを検証し、学校の魅力化、特色化につながるような入試制度や地域の高校教育の在り方について検討すると県教委の答弁が 있습니다。

そのような中、私たち県民クラブは、これからの高校教育の在り方を考える専門部会を立ち上げ、高校教育課などから現状と課題について伺うとともに、8月に広島県と高知県を訪ね、遠隔授業、全国募集、地元自治体の支援などの先行事例を学んできました。

改めて、協働的な学びや探求的な学びなどによる質の高い教育が保障され、地域の活性化にも資する学校として存在感を示し、生徒に選ばれる高校を目指していくことが重要であると認識したところです。

そこで、これまで県教委が取り組んできた普通科全県一通学区制度や高校再編について、どのように評価しているのか、教育長に伺います。

あわせて、地域の高校を存続させ、また、選ばれる高校としていくために、どのように取り組んでいくのかについても伺います。

これで私の質問を終わります。どうも御清聴ありがとうございました。

嶋議長 ただいまの二ノ宮健治君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 二ノ宮議員の代表質問にお答えします。

まず、県職員の人事についてです。

私は、人事は職員の適性や経験、実績等を勘案しながら、最適な職員がそのポストを担う、

いわゆる適材適所の配置により、組織のパフォーマンスを最大限に引き上げることだと考えます。そのために人事異動が行われ、専門性等に応じてきめ細かく実施しています。

例えば、事務職員については、ゼネラリストとしての意識を早く身に付けてもらうために、採用後の早い時期に、異なる部局や本庁と地方機関の両方を経験してもらいます。専門性が必要な農業や総合土木といった技術職員は、若いうちは地方機関への配置を基本とし、現場経験を積むことで技術の習得に努めることとしています。その後、本庁や様々な地域の現場を幅広く経験することで、専門分野における見識を深め、行政のプロとしての対応力を身に付けていきます。こうした経験を積んだ職員には、中央省庁や民間企業、海外などへの派遣により、県庁のみでは得難い知識や経験を得る機会も設けています。

また、能力や実績による若手職員の積極的な登用や産・育休制度の充実、男性育休の取得向上などによる女性職員の活躍も推進しているところです。

こうした人材育成の観点からも、人事異動は原則4年を限度としていますが、これをしゃくし定規に運用せず、長期にわたるシステム開発や研究プロジェクトなどでは、4年にとらわれることなく柔軟に対応していきます。

このような取組を進めていくことで、職員が存分に能力を発揮し、やりがいを持って職務に邁進できる環境を整え、組織としてもパフォーマンスを最大限に引き出していける人事を進めていきます。

次に、新長期総合計画についてです。

今後の県政推進の羅針盤となる新計画の策定にあたっては、県民との対話を重ね、多様な声を伺いながら、潮流の変化を注意深く読み解き、変化に的確に対応する政策・施策を練り上げました。

議員御指摘の人口減少、地球環境問題も重視して、これらを含む六つの潮流を見定めた上で、安心・元気・未来創造の19政策57施策を体系的に整理し、必要となる取組を盛り込んだと

ころです。

人口減少は本県のみならず、全国的に想定を上回るスピードで進んでいます。新計画では、これを今後の最重要課題の一つと捉え、可能な限り抑制すべく、子ども・子育て支援の強化等の自然増対策と、移住・定住、企業誘致等の社会増対策の両面から粘り強く取り組みます。特に切迫する産業分野の人材不足には、若者の県内就職・定着促進や外国人材の受入強化など、全庁挙げて対策に注力します。

デジタル技術の活用による生産性向上も推進します。建設分野におけるICT施工やスマート農林水産業など、産業のDXを推進し、生産年齢人口が減少する中でも持続可能な経済社会を構築します。

また、介護分野では、ロボットの導入や認定業務のデジタル化などを推進することで、現場の負担軽減を図り、要介護者の増加に対応します。

地球温暖化対策も待ったなしです。先日、本県を直撃した台風第10号などの自然災害や記録的な猛暑等は一層の深刻化が懸念されます。

新計画では、治水・土砂災害対策などの県土強靱化に加え、AIや衛星データ、ドローン等を活用した防災対策の高度化や早期避難の促進など、ハード、ソフトの両面で対策を強化します。また、農作物の高温耐性品種への転換など、気候変動適応策を推進します。

2050年のカーボンニュートラル実現を見据えた取組も進めます。森林資源等をいかした吸収源対策、地熱や水素の利活用に加え、大分コンビナートをはじめ、GXに挑戦する事業者への支援を通じて、脱炭素化と持続的成長の両立を図ります。

もとより、新計画の達成には多様な主体との連携が欠かせません。市町村や経済界、NPOなど様々な方々と連携しながら、未来へ向けた大分県づくりに全力を尽くします。

次に、農業の振興についてです。

これまで本県農業の再生に向けた行動宣言の下、関係機関が一体となって取組を進めてきました。

園芸では、短期集中県域支援品目の生産拡大とともに、大分青果センター等の集出荷機能を強化したことで、関西・中京拠点市場でのシェア拡大につながっています。

畜産では、現在、子牛価格の下落などの状況があるものの、キャトルステーションの整備や耕畜連携による飼料用米等の自給飼料拡大など、生産者が今後も経営拡大にチャレンジできる環境づくりを進めています。

あわせて、農協の営農指導員の増員や技術力向上など、産地を支える指導体制の強化を図っているところです。

これらにより、産出額が3年連続増加するなど成果も現れていますが、農業再生は本当にまだ道半ばであり、継続した一層の取組が必要です。

加えて、人口減少の加速や気候変動、食料安全保障上の懸念の高まりなどを背景に、食料・農業・農村基本法が改正されるなど、農業をめぐる情勢もまた大きく変化しています。

これらを踏まえて、新たな農林水産業振興計画案では、元気な担い手が元気な産地をつくり、新たな担い手を呼び込む好循環をより多く生み出すことに重きを置くこととしています。

具体的には、規模拡大やスマート技術の導入等により、中核的経営体の経営拡大を支えます。また、大規模園芸団地に企業を呼び込むほか、能力の高い繁殖雌牛の増頭を進めるなど、園芸、畜産の産地拡大を図ります。

さらに、今後、需要拡大が大きく見込まれる輸出や食品加工分野など、多様な需要に応じた取組を強化していきます。

中山間地域では、市町村が作成する地域計画を活用して、集落営農法人等の経営力を高め、持続的な営農活動を支援します。

このような取組の実現には、地域を熟知する市町村や農業団体とのさらなる連携を進めていくことが必要であり、今年度、農業成長産業化推進本部を各市町ごとに立ち上げて、総力を挙げて取り組むこととしています。こうした体制の下、本県農業を成長産業として発展させ、次の世代につなげていきます。

次に、竹林の整備と竹の有効活用についてです。

竹林はタケノコの生産や身近な生活用品の材料として、人々の暮らしと深く関わり活用されてきましたが、安価な輸入タケノコの増加や代替材の普及により、管理の難しい竹林が増えています。

県ではこれまで、タケノコや竹材生産のために活用する竹林と、住民生活に支障を及ぼす竹林とに分けた対策を行っています。

生産のために活用する竹林では、適正な管理技術を学ぶ竹林楽校を開校して、延べ576名の受講生がタケノコ等の生産に取り組んでいます。また、優良な竹林に再生するための伐採経費等にも支援しています。

住民生活に支障を及ぼす竹林では、生活区域に侵入した竹にお困りの自治会やNPO法人の伐採等の活動を支援しており、こうした取組を続けていきます。

そのほか、例えば豊後大野市の集落では、竹をチップパウダー化して、燃料、堆肥や酵素風呂として活用する地域づくりが進んでいるほか、別府市の団体が「別府地獄蒸しめんま」として新商品を売り出す取組も始まっています。このような取組にも地域振興の観点から支援しているところです。

しかしながら、成長が著しく早い竹林の対策はなかなか手ごわいのが実情です。

県外では、議員が視察された宮崎県の企業のように、畜産飼料や肥料として活用する取組や、鹿児島県の製紙会社による竹紙生産の事例もあります。また、福岡大学による舗装材への活用、山口県の企業が開発した洗濯用洗剤等、各地で竹利用の研究開発が進んでいます。

そうした中で、県内でも現在、木質バイオマス発電所が九州内15の発電所等と連携して、竹チップを燃料に活用する実証試験を進めていて、新たな需要策として期待を寄せています。

このように、様々な商品の開発等の取組が行われていますが、竹の利用に向けた企業誘致等については、コスト面等はじめ、まだ解決しなければならない課題も多々あります。技術開発

は日進月歩ですので、今後、各企業の動きも注視しながら、竹の有効活用にさらに取り組んでいきます。

その他の御質問については、担当部局長から答弁します。

嶋議長 瀏野農林水産部長。

〔瀏野農林水産部長登壇〕

瀏野農林水産部長 私からは水産業の活性化についてお答えします。

全国豊かな海づくり大会の開催に伴い、関係者の機運が高まっているこの機会を逃すことなく、水産業の活性化に向けた取組を生産と販売の両面で進めていくことが重要です。

特に漁船漁業では、資源の回復による生産の安定化が大事であり、マコガレイなど基幹魚種について、海域ごとに漁場環境の整備、種苗の拠点放流、資源管理を一体的に実施しているところです。

今後は、新たに完成した国東の種苗生産施設もフル活用し、成長が早いなど、より品質の良い種苗を供給して、資源回復の取組を進めていきます。

販売面では、多様化する消費者ニーズに応えるため、杵築市の県漁協加工施設などによる骨切りや切り身等へ対応した取組を推進します。

また、県内対策として、量販店のプレゼントキャンペーン等を実施することで消費者の購買意欲を喚起し、県産魚の消費拡大につなげていきます。

さらに、県外においても漁協や商社等と連携し、パートナーシップ飲食店や量販店でフェアを開催するなど、ハモをはじめとする県産魚の販路拡大を図ります。

こうした取組を着実に進め、水産業の活性化に取り組んでいきます。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

〔利光商工観光労働部長登壇〕

利光商工観光労働部長 企業誘致についてお答えします。

企業誘致は、新たな雇用と活力を創出し、地域経済の基盤を拡大するための重要な施策です。その恩恵を県内全域に広くもたらすには、地域

バランスの取れた企業誘致が大切と考えます。

議員御指摘のとおり、誘致実績は市町村間で偏りがありますが、昨年度は平成18年度以降で最大となる16市町において誘致を実現しました。

例えば、佐伯市では養殖魚用配合飼料の製造企業が試験場を設置、竹田市では介護福祉用具の製造販売企業が物流拠点を開設します。サテライトオフィスへのIT関連企業の入居も、玖珠町で3社、豊後大野市で2社など、着実に進展しています。

より多くの市町村が企業に選ばれるために、今後も地域特性や強みをいかし、誘致を継続していきます。

一方で、大規模投資の受皿となる産業用地の不足が大きな課題となっています。今年度、県全域で調査を実施し、県内83か所、1,102ヘクタールの候補地を自治体が選出しました。既に大規模候補地については、インフラの状況や開発コストなど、県が一括して調査しています。日田市と豊後大野市は独自に関係調査を進めており、国の支援事業にも採択され、加速が期待されます。

今年度拡充した補助金により、市町村の産業用地整備を集中的に後押しします。引き続き市町村と連携した上で、積極的な企業誘致を推進していきます。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

〔嶋川交通政策局長登壇〕

嶋川交通政策局長 私からはライドシェアについてお答えします。

路線バスやタクシーといった地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の新たな交通手段として、ライドシェアを導入する動きが全国的に広がりを見せています。

本県においては、現時点で日本版ライドシェアを導入した地域はありませんが、公共ライドシェアと呼ばれる自家用有償旅客運送については各市町村で導入され、地域の実情に応じた柔軟な運行サービスが提供されているところです。

議員御指摘のとおり、この公共ライドシェアは、バスやタクシーを利用しにくい過疎地域な

どにおいて、有効な移動手段の一つであると考えます。

こうした中、国では本年7月に設置された交通空白解消本部の下、自治体、交通事業者、IT企業など幅広い関係者で構成する官民連携プラットフォームを立ち上げる予定となっており、具体的には、プラットフォームの中で、交通課題を抱える地域と技術やノウハウを有する企業とのマッチング支援や先導的なモデル事業を推進していく予定とされています。

県としても、こうした国の取組を踏まえながら、安全・安心で利便性の高い移動手段が確保されるよう、ライドシェアの活用に取り組む市町村や交通事業者などを後押ししていきます。

嶋議長 首藤防災局長。

〔首藤防災局長登壇〕

首藤防災局長 私からはおおい消防指令センターについてお答えします。

今回の共同運用の目的は、急速に人口減少が進む中、自治体間の連携・協働により、必要不可欠な行政サービスを維持し、将来にわたって住民の安全・安心を確保することにあります。

指令センターでは、10月の本運用に向け、既に全県の119番通報を受け付けており、今回の台風第10号に際しては、通常の2倍の18指令台で対応したとのこと。新たに車両動態管理システムなどが整備された消防本部からは、高度化の効果を実感したとの声も伺っています。

今後も共同運用の効果が十分に発揮されることを期待しているところです。

また、スケールメリットによる財政的な効果も共同運用の重要な目的の一つです。各消防本部が個別に更新した場合と全県で共同化した場合との比較では、整備費と維持管理費のいずれも、全ての市町村で削減効果を認められています。

一方、システムの高度化に伴って、足下で維持管理費が増加することについて、市長会、町村会を通じて懸念が示されています。

県としては、これまで市町村と共に進めてきた経緯を踏まえ、緊急防災・減災事業債の延長

等を国に要望するとともに、引き続き丁寧に意見交換を行いながら、支援の在り方を検討していきます。

嶋議長 種田警察本部長。

〔種田警察本部長登壇〕

種田警察本部長 私からは特殊詐欺等被害の防止についてお答えします。

大分県では大分県特殊詐欺等被害防止条例に基づき、被害から県民を守るべく、総合的に対策を推進しているところです。

県警察では、具体的な対策として、コールセンターの開設やATM警戒業務などに取り組んでおり、特に水際対策においては、昨年、金融機関やコンビニの協力を得ながら、111人の被害を防止しました。しかし、SNS型投資・ロマンス詐欺被害は増加傾向で、現在、各種広報媒体を通じて広報啓発を行い、手口や注意点を周知し、県民の抵抗力の強化を図っているところです。

また、被害者に対しては、議員御指摘の振り込み詐欺救済法による被害回復に向けた手続や関係機関を案内するなどの支援を行っています。

加えて、被害者の心情に寄り添い、個別事情に応じ、御家族に対して、被害の手口の説明や防犯指導を行う等、丁寧な対応にも努めています。精神的なケアが必要な場合には、御家族へのサポートの依頼や支援機関の紹介など、被害者の心情に配慮しながら対応しているところです。

引き続き、日本一安全な大分の実現に向けて、県や県民、事業者などと一丸となったオール大分での被害防止対策を推進していきます。

嶋議長 山田教育長。

〔山田教育長登壇〕

山田教育長 最後に、地域の高校についてお答えします。

平成18年度から取り組んだ高校再編については、学校の適正規模の維持による教育水準の維持向上や、新しいタイプの高校設置を通じた、生徒の多様な進路希望や学習ニーズへの対応など、一定の成果が上がっていると評価しています。

また、その後導入した普通科全県一通学区制度は、中高生や保護者の約8割が肯定的に評価している一方で、地域の普通科高校の大学進学の状況や定員割れを心配する声もあると承知しています。

そこで、学識経験者、産業界、社会教育、市町村関係者等からなる検証委員会を設置して、全県一通学区制度の成果や課題について丁寧に検証することとし、第1回目の会議を明後日開催する予定としています。

他方、生徒数が減少する中で、全県一通学区制度の有無にかかわらず、選ばれる学校づくりは地域の高校にとって喫緊の課題と考えます。地域と連携した課題解決学習を行うなど、高校の存在価値を高めるとともに、生徒の郷土愛の育成につながる取組を進めていきます。

また、デジタル技術を活用した遠隔教育の導入により、どの地域に住んでいても、希望に応じて、多様で質の高い教育を受けられる環境整備も急ぎ進めるなど、魅力ある学校づくりに全力を傾注していきます。

嶋議長 以上で二ノ宮健治君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

井上副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を続けます。吉村哲彦君。

〔吉村（哲）議員登壇〕（拍手）

吉村（哲）議員 皆様こんにちは。37番、公明党、吉村哲彦です。

まず初めに、先日の台風第10号で被害に遭われた皆様に心から御見舞い申し上げます。

私ども県議会公明党としても、被害に遭われた各地を調査に回りました。その現場、現場で、防災・減災に対しての様々な御意見、復旧への御要望も頂戴してきました。いつ発生するか分からない自然災害だからこそ、いかに備え、いかに被害を小さく抑えるか、非常に重要なことです。今回いただいた様々な声を関係各所にも伝えながら、何よりも被害に遭われたお一人お

一人がしっかりと復旧、復興、そして前を向いて一步を踏み出せるそのときまで、党を挙げて全力で寄り添う決意です。

本日も後ほど防災対策について質問します。何とぞよろしくお願いいたします。

それではまず、スポーツ施策について、初めに県民スポーツの振興について伺います。

この夏開催されたオリンピックは、県民の皆様には大きな感動と元気を与えてくれました。本県ゆかりの選手も6競技9選手が出場し、金メダル一つ、銀メダル一つ、銅メダル二つとの大活躍に大変うれしくなりました。

さらに、昨日閉会したパラリンピックにおいても、本県ゆかりの2選手が出場し、健闘を見せてくださいました。

さらに、北部九州で開催されたインターハイも、高校生の躍動する姿や、駅周辺をはじめ、各地で準備に取り組む高校生の姿に、オリンピックとは一味違った感動を得た方も多くいたことと思います。

さらに、この週末を中心に、県内最大のスポーツ大会となる県民スポーツ大会が行われました。幅広い年代の皆様が県内各地の会場で日頃の練習の成果を發揮すべく取り組む姿に、たくさんの方の元気をいただきました。

ちなみに、私も陸上競技一般男子50歳未満の100メートルに出場して、何とか2位に入ることができ……（拍手）ありがとうございます。佐藤知事の名前の入った賞状を、今、家に飾っているところです。来年は優勝を目指してしっかりと頑張っていきます。

このように、今年にはスポーツの持つ力を再確認する夏となりました。

現在、本県では第2期大分県スポーツ推進計画に基づく取組が進められています。競技スポーツにおける選手の育成から強化はもとより、県民の健康増進に至るまで幅広い計画を進め、国際大会や全国大会での選手の活躍、また健康寿命等に寄与していることに心から敬意を表します。

一方で、本県の20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は、約5割と近年上昇傾向にはあ

りますが、国の目標値を下回っており、特に30代から50代の働く世代が低い状況です。また、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備や、県民のニーズに応じた専門性の高い指導者の養成や確保も必要です。

県民が身近な地域でスポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力に満ちた生活を営むためにも、スポーツの力を肌で感じたこのタイミングで、スポーツに親しむ機会を一層充実する必要があると考えます。そして、スポーツが持つ魅力や特性を最大限に活用し、地域の元気を創出していくことが大切です。

そこで、新長期総合計画の策定も踏まえ、改めて本県の県民スポーツの振興をどのように進めていくのか、知事に伺います。

次に、スポーツ医科学の活用について伺います。

令和4年に策定された国の第3期スポーツ基本計画では、新たな視点として、スポーツに誰もがアクセスできる点を掲げており、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医科学によるサポートを受けられる環境を整備することを目指しています。

現在、スポーツ医科学にアクセスできる競技者は全国大会レベルなどの選手が多いと思いますが、競技力の底上げという観点を鑑みると、都道府県レベルの競技者がアクセスできる仕組みをつくるのが重要ではないでしょうか。

個人情報課題は残りますが、スポーツ医科学を通じて測定できるデータや学校で行われるスポーツテストの結果を蓄積することで、競技力向上の一助となることは間違いありませんし、国際大会で活躍する選手の中学生時代のデータと比較し、選手発掘にも役立つのではないのでしょうか。

そのためには、県内においてスポーツ医科学コンソーシアムを形成し、どの地域にどのような人材がおり、どのような測定機器があるのかを把握するとともに、それらを活用するための人材を育成すべきだと思います。そして、コンソーシアムが中心となって、中学生や高校生の大会、さらには各学校を訪問するなどとし、ス

スポーツ医科学の窓口を設置することで、スポーツ医科学へのハードルが下がるのではないかと考えます。

本県においても、スポーツ医科学の活用について様々な取組が進められていると伺っていますが、実際にこのような先進的な取組が他の地域においては国の事業などを活用し、行われていることから、同様の仕組みを県内につくることができれば、競技力向上だけではなく、高齢者等の運動や健康増進にもいかすことにより社会全体の大きな利益になると考えます。加えて、競技者としてではなく、スポーツ医科学の分野でスポーツに関わる道を県内の若者に周知することもできるほか、部活動の地域移行に向けた指導者の育成、質の向上にも寄与することと思えます。

こうしたことを踏まえ、競技力向上に向け、スポーツ医科学の知見の活用をどのように進めていくのか、教育長に伺います。

次に、障がい者スポーツの推進について伺います。

先に挙げた国の第3期スポーツ基本計画では、障がい者がスポーツを通じて社会に参画することができるよう、障がい者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツの非実施層に対する関心を高めることや、一般社会に対する障がい者スポーツの理解、啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指すとされています。

しかし、本年5月時点で日本パラスポーツ協会登録のパラスポーツセンターは全国に29施設しかなく、本県には残念ながら設置されていません。また、笹川スポーツ財団の2021年の調査では、この登録センターを含む障がい者専用・優先スポーツ施設が大分県内には3施設あるのみでした。

先般視察した和歌山県立医科大学のげんき開発研究所のトレーニングセンターでは、高齢者とオリンピック、さらに障がいのある方が時間と場所を同じくしてトレーニングしている様子も拝見し、お互いにスポーツを楽しみ、高め合う姿に感動しました。

日本パラスポーツの父と呼ばれる中村博士を輩出している本県こそ、より一層、積極的にスポーツにおける共生社会の実現を目指すべきだと考えます。例えば、トレーニングジムにおいても、現在ある器具の配置を工夫するだけで車椅子の方が利用できるようになります。新たなスポーツ施設を造るだけではなく、スポーツ公園をはじめ県内にあるスポーツ施設を障がいのある方がより気軽に利用できるよう、関係団体と連携し取組を進めていただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、障がい者スポーツの推進にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

次に、大分市東部地域の道路整備について伺います。

佐藤知事は、大分市東部地域の道路整備に関し、庄の原佐野線の延伸や鶴崎拡幅など着実に進めていただいております。心から感謝します。

東九州新幹線や豊予海峡ルートでの議論も活発化する中、熊本と大分を結ぶ中九州横断道路について大分―犬飼間の山側ルートが選定され、早期完成に向けて期待が高まっていますし、大分港大在西地区の整備が進むことで九州の東の玄関口としての機能も大きく向上することが期待されています。正に大分市東部の果たす役割が大きくなっていると考えます。

実際に、大分市の人口がピークであった2016年と本年を比較すると、人口が増加しているのは鶴崎、大在、坂ノ市と東部地域に集中しています。こうした中、地元の皆様からは、大分市東部の発展への期待とともに、渋滞緩和策についても大きな関心が集まっています。

知事は大分市東部を取り巻くこのような現状について十分御存じのことと思えますが、平成14年度以降、整備の進んでいない大分外郭環状道路の位置付けも大きく変わろうとしているのではないかと私は考えます。ますます重要になる大分市東部における九州の東の玄関口としての機能を十分に発揮するためにも、大分外郭環状道路の整備を含め、東部地域の道路整備について大分市とさらに連携し、計画の整理、進捗を図っていただきたいと思います。

加えて、これまで議論されてきた大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化も重要なテーマです。これまで、広域防災拠点でもある大分スポーツ公園に隣接する松岡パーキングエリアをスマートインターチェンジ化することで、高速道路10分到達圏域の拡大や大分スポーツ公園へのアクセス強化、イベント時の混雑緩和などの効果があることが示されてきました。特に防災拠点としての機能を十分に果たすためには、アクセス環境の改善は非常に重要な観点ですし、何より地元の強い希望があることも御理解いただいていることと思います。

県庁内にも検討チームをつくり、取組を進めていただいておりますが、いわゆる連結道路管理者などとしての地元自治体の負担も大きいと考えられることから、事業を前に進めていくためには、県と市が協力して議論を進めていくことが非常に重要です。

こうしたことを踏まえ、大分外郭環状道路の整備や松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化を含め、大分市東部地域の道路整備にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

次に、地域活性化策について、まず、新たな観光PRについて伺います。

観光の振興は、コロナ禍でダメージを受けた経済を取り戻すための極めて重要な課題です。国においても、経済波及効果の大きい観光は、地域活性化、雇用機会の増大などの効果とともに、諸外国との相互理解の増進も同時に期待できる分野であり、地域が一丸となって個性あふれる観光資源を磨き上げ、活気にあふれた地域社会を築いていくことを目指しています。

県議会においても昨年度、アドベンチャーツーリズム条例を制定し、現在は経済活性化対策特別委員会において食と観光、インバウンドなどをテーマに調査を進めているところです。また、県のデジタルマーケティングの取組が注目を浴びている記事も拝見し、非常に心強く感じています。

こうした中、現在、観光パンフレットに代わる新たなコンテンツとして、観光カードが注目

を浴びています。このカードの片面には観光写真が、その裏側には多言語による観光サイトへのQRコードが掲載されています。名刺サイズのため持ち帰りやすく、QRコードをスマートフォンで読み込むと全国共通のデザインで展開される10言語対応の観光サイトにつながり、様々な情報を受け取ることができます。

既に取り組んでいる地域では、地元のプロスポーツチームやアニメの聖地巡礼とのコラボにより、高い宣伝効果を得ているところもあるようです。また、いわゆる映える写真や貴重な写真を使うことでコレクションとしての価値も生み出し、カードを求めて観光に来る可能性もあると考えられます。これは日田市の進撃の巨人ミュージアムにおいても同様のお話を伺ったところです。

熊本市のサクラマチクマモトで行われた実験においては、観光パンフレットは1週間で約1,100冊持ち帰られたのに対し、観光カードは約3万1千枚であったとの結果もあります。

この観光カードは一つの例ですが、いずれにしても大阪・関西万博の開催も間近に迫る中、特に伸び代のある若年層及びインバウンド客への観光PR強化に向けて、市町村と連携して取り組んでいく必要があると考えます。他方、観光の振興は他地域との競争という側面もあります。そこで、既成概念にとらわれず、新たなツールや新たな視点を導入し、果敢にチャレンジしていく姿勢が必要であると私は考えています。

こうしたことを踏まえ、観光カードの活用も含め、特に若年層やインバウンド客に向けた新たな観光PRにどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

次に、若年者の移住の促進についてです。

少子高齢化が進む中、人口の東京一極集中解消は喫緊の課題です。地域差はあるものの、地方の高校を卒業した若者が大学進学を契機に東京に転居し、その大半が地元に戻ることなく、そのまま東京で就職することが地方の人口が減少している要因の一つと言われています。

これまで私は学生支援、若年者の地方へのUIJターン支援の一環として県や市町村による

奨学金返還支援の拡充を訴えてきました。また国会においても我が党の部会で、大学生の就職活動時の交通費支援について提案し、政府もこの課題を重く受け止め、地方創生移住支援事業の一環として地方就職学生支援事業が新設されています。

具体的には、本部が都内にある大学の学生が地方企業への就職活動をする際、交通費の負担を軽減するため、最大2分の1の交通費を支援する内容になっています。また、令和7年度からは実際に地方へ就職、移住する際の引っ越し費用の支援も予定されています。

こうした状況を鑑み、若者のU I Jターンを促進するためにも、現在13市町が行っている奨学金返還支援について、県内全ての市町村において実施が検討されるよう県としても働きかけていただきたいと思います。

また、奨学金返還支援を要件とする地方就職学生支援事業への申請については、今年度の第1回申請時点で県内市町村において申請している市町村はないようですので、是非国の制度を県から市町村へ周知いただき、若者が移住しやすい環境整備に力を入れていただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、奨学金返還支援制度の充実や地方就職学生支援事業の活用も含め、県として若年者の移住の促進にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

次に、防災対策について、まず、災害時における道の駅の活用について伺います。

道の駅は、平成5年の制度創設以来30年以上が経過し、本年8月時点で全国の道の駅は1,221駅となりました。県内では26番目となる道の駅たのうららが7月7日にオープンし、多くの方を楽しまれているところです。

現在、道の駅は第3ステージと位置付けられ、地方創生や観光、防災の拠点として、観光事業者、大学、交通事業者など多様な関係機関との連携により、道の駅を核とした地域づくりが進められています。

中でも災害発生時の防災機能を強化した防災道の駅では、断水してもきれいに使えるトイレ

の設置などが進められています。この防災道の駅は全国に39駅あり、県内では道の駅ゆふいんが唯一認定されています。

能登半島地震を受け、福岡県うきは市の防災道の駅うきはが、被災地の石川県穴水町に防災用コンテナ型トイレを運搬、設置したとの報道もなされていました。同駅では能登半島地震で飲料水などの備蓄も重要だと感じたとし、年内に備蓄倉庫などを増設する方針も示しています。また、宮崎県都城市の防災道の駅都城N i Q L L (ニクル)では、一時避難所となる駐車場をこれまでの3倍の約220台とし、災害時に避難情報などを提供する施設も備えています。

防災道の駅は災害対応に当たる自衛隊や警察の活動拠点のほか、物資の緊急輸送、地域住民の避難受入れなどに使われるため、南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、県南部に防災道の駅を整備するなど県内でも機能強化を進める必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、県南部地域への整備も含め、災害時における道の駅の活用について土木建築部長の見解を伺います。

次に、防災体制の強化についてです。

自治体の防災の現場で即戦力となる者として気象庁が委嘱した、防災の知見を兼ね備えた気象の専門家である気象防災アドバイザーが活躍しています。自治体において活用することで、气象台では手の届きづらい部分まで、よりきめ細やかな支援を期待することができます。

昨年6月2日、三河地方各地が記録的豪雨に見舞われました。このとき、豊田市では前日の1日のうちに市立学校104校の臨時休校をいち早く決め、2日には市内全域に避難指示を発令するなど、最大の警戒態勢を取っています。この背景には、豊田市の気象防災アドバイザーから、台風の接近に伴い、1時間に50ミリの非常に激しい雨が想定される線状降水帯が形成される懸念があるとの助言があったと伺っています。その結果、アドバイスが的中し、県上空に線状降水帯が発生しました。激しい大雨により、河川の氾濫や土砂崩れが相次ぎ、市内で20件超の建物などに被害が出たものの、学校の

休校に加え、市の素早い避難指示の発令などにより人的被害はゼロに抑えられています。

私たちの地域においても、異常気象による災害が発生する確率は年々増していると言えます。この異常気象による災害を事前に予測して適切に対応することにより、地域住民の生命や暮らしを守ることは自治体の大きな使命です。

こうしたことから、本県においても気象防災アドバイザーを積極的に活用し、異常気象による豪雨災害等に対して、災害発生前から適切に対応できる体制の整備が必要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、気象防災アドバイザーの現在の活用状況や今後の取組も含め、防災体制の強化にどのように取り組んでいくのか、防災局長に伺います。

次に、発達性読み書き障がいについて伺います。

発達性読み書き障がいは英語ではディスレクシアと呼ばれており、学習障がいの一つで、全体的な発達には遅れないものの、文字の読み書きに限定した困難があり、それが学業不振を招き、ひいては二次的な学校不適応などにもつながるとされる疾患です。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がなく、読み書きの能力だけに困難を示す障がいと言われています。

主な特性としては、通常の読み書きの練習をしても音読や書字の習得が困難、音読ができたとしても読むスピードが遅い、文字が書けない、又はよく間違える、文字の形を思い出すまでに時間がかかるため文章を書くのに大変な時間を要することなどが挙げられます。

ディスレクシアは日本の小学生の約7%から8%に存在すると言われ、読み書きを苦手とする児童はクラスに平均して2人から3人いると見られます。しかしながら、周りの人が理解し適切なサポートをすることで、困難さを軽減することもできるとされます。そこで、ディスレクシアへの適切なサポート体制について3点伺います。

まず、ディスレクシアの疑いがある児童生徒をどの程度把握されているのか、教育長に伺い

ます。

また、学校現場において、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を早期に発見し、対応につながるよう、保護者との連携を十分に図ることが重要です。専門医の診断を必要とする場合もあることから、医療機関への接続をスムーズに行うことや、早期療育につなげる必要性もあると考えますが、現在、学校現場ではどのような検査や対応が行われているのか、2点目として伺います。

加えて、ディスレクシアの児童生徒に対しては家庭や地域、学校、それぞれでサポートが行われることが考えられます。例えば、学校においては黒板をノートに書き写す代わりにタブレット端末で写真を撮ったり、端末に文章を入力したりするということが障がいの軽減になります。しかし、特別扱いしているとの誤解から、いじめなどにつながることを恐れ、合理的配慮を受け入れられないことも考えられます。このため、合理的配慮への理解を他の児童生徒や保護者に周知することも必要です。リーフレット等を作成している県もありますが、本県の学校現場において、今後どのような方法で発達性ディスレクシアへの理解を促していくのか、3点目として伺います。

それでは最後に、マイナ保険証の普及と利用促進について伺います。

マイナンバーカードについては、行政手続のオンライン申請や住民票の写しなどの各種証明書のコンビニ交付などが進められていますが、今年12月2日から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行していきます。

国では、これまで本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、医療団体との連携やメディアを通じた広報展開をしてきましたが、マイナンバーカードは国民の約75%が保有しているものの、健康保険証としての利用は今年5月時点で国全体では約7.73%、大分県においては7.29%にとどまっている状況です。

12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済保険証の有効期限が切れる前に申請なしで資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができますが、電子処方箋や電子カルテの普及や活用など、医療DXを進める上でもマイナ保険証の普及は重要な取組であると言えます。

加えて、災害時における避難所での活用のほか、突然倒れて救急搬送される場合等にマイナ保険証を読み取ると、既往症や薬剤服用歴等の情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになる取組も実証されており、今後の活用を広げていくためにも、いかに円滑にマイナ保険証へ移行していくかが大切であると考えます。

こうしたことから、マイナ保険証の普及と利用促進に向け、広報活動を強力に推進し、県民の皆様への正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えます。

また、マイナ保険証による医療DXを考えると、特に希望する高齢者に対して保有を促すことが非常に重要です。

高齢者などの暗証番号の設定や管理の負担を軽減するため、使用の制限はあるものの、医療機関や薬局などで利用できる暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードも準備されています。総務省では、来庁が困難な方に対して施設等に対するマイナンバーカードの取得支援も実施しています。

高齢者施設や高齢者世帯などに対して、このような支援があることを周知し、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取組を市町村等と共に推進していくことが特に大切であると考えます。その普及や利用促進については、一義的には国や各保険者が取り組む課題であると思いますが、本県においても同様に歩調を合わせながら取り組んでいくべきではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、マイナ保険証の普及と利用促進にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

以上で私の代表質問を終わります。大変あり

がございました。

井上副議長 ただいまの吉村哲彦君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 吉村哲彦議員の代表質問にお答えします。

まず、県民スポーツの振興についてです。

今年の夏のパリオリンピック・パラリンピック、そしてインターハイ、国スポ、県スポ、どれを見ても、感動や勇気、元気を与えてくれるスポーツには地域の元気を創出していく大きな力があります。

新長期総合計画案においても、元気分野である・みる・ささえるスポーツの推進を政策目標に掲げ、ライフステージに応じた県民スポーツの推進とスポーツによる地域の元気づくりの加速に取り組むこととしています。

まず、ライフステージに応じた県民スポーツの推進では、特にスポーツ実施率の低い子育て世代や働く世代に対して、健康アプリ歩得（あるとつく）の活用や、企業と地域のスポーツ団体の連携によるニーズに応じた運動機会の充実に努めていきます。

また、子どもや高齢者等が地域で継続してスポーツに親しむ機会を確保することも重要です。現在各地域で進められている学校部活動の地域移行への支援や、地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブと連携した取組により、スポーツの振興と地域における健康増進に努めます。

一方、県民が主体的にスポーツに参画するためには、多様なニーズに応じた指導者の確保が必要になります。このため、体力測定、健康運動教室等の実践指導ができる人材の育成や、指導者を登録した人材バンクの整備を進めたいと考えています。

次に、スポーツによる地域の元気づくりの加速では、ラグビーワールドカップ2019のレガシーをいかした新たな国際大会や大規模大会、プロスポーツチーム等の合宿などの誘致をさらに進めていきます。今年は昨年に引き続き、国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州2

024の大分ステージを別府市、由布市、九重町及び日田市を結ぶコースで開催します。これらスポーツイベント等の開催を通じて、選手と住民の交流や誘客を促進し、地域の元気を創出したいと考えています。

今後も、県民誰もがそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を営むことができる、明るく元気な大分の創造に向けて取組を進めていきます。

次に、大分市東部地域の道路整備についてお答えします。

人や物の流れを活性化する広域交通ネットワークの充実に向け、大分市東部地域においては、大分港大在地区の機能強化や中九州横断道路大分一犬飼間の早期整備を目指して取り組んでいるところです。

他方、議員御指摘のとおり、この地域では朝夕の慢性的な渋滞が長年の課題となっているため、県では渋滞緩和に向けて、大分市と連携しながら対策を進めているところです。

これまでの例を言うと、大分外郭環状道路については、大分スポーツ公園の整備と歩調を合わせ整備を行い、平成14年から久土から米良の間の約10キロメートルを一部暫定の2車線で供用しているところです。

その後も、県道坂ノ市中戸次線川添バイパスの整備や大野川大橋有料道路の無料化を行うとともに、大分市においても都市計画道路岡臨海線等を整備してきました。

引き続き、庄の原佐野線の延伸や国道197号鶴崎拡幅等を推進するとともに、今後も必要となる道路ネットワークの整備についても、中九州横断道路との接続などを考慮しながら、国、県、市でしっかりと連携して検討していきたいと考えています。

次に、大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化についてですが、これは大変重要と考えており、県の施設であるレゾナックドーム大分での大規模イベントなどのスムーズな集客、移動を図る観点からも、庁内に検討チームをつくって検討を重ねてきました。

今年度からは、整備効果や道路構造の検討等

を行うための調査に着手しており、引き続き大分市とも協議、調整を行いながら、松岡スマートインターチェンジ実現に向けた取組を進めていきます。

今後も、大分市東部地域の道路の果たす役割を踏まえ、渋滞対策をはじめ、道路ネットワーク整備に取り組んでいきたいと考えています。

次に、新たな観光PRについてです。

本県を訪れた外国人の旅行消費額は、令和5年には294億円と過去最高を記録しました。

また、本年7月公表の民間調査では、本県が魅力的な宿泊施設部門で1位になるなど、国内の観光客からも高い評価を得ているところです。

この成長と評価を持続させるため、県では特にインバウンドや若年層の誘客に向けた取組に力を入れています。

増加傾向にある訪日外国人旅行客のさらなる獲得に向けては、国や地域ごとに設置した戦略パートナーを通じて、市場のニーズや特性に応じたターゲット別のインバウンド誘客に取り組んでいます。

さらには、アドベンチャーツーリズムを前面に押し出したプロモーションやデジタルマーケティングを活用した広告配信の充実など、時宜にかなった観光誘客にも取り組んでいますが、効果的な観光PRについては不断の創意工夫が必要と考えています。

議員からさきほど御指摘いただいた観光カードは、手に取りやすく、観光スポットを美しい写真を使って紹介でき、多言語にも対応しているため、インバウンドにも有効なツールと考えています。また、収集欲を喚起することで国内客にも周遊を促す効果も期待されます。

このような新たなツールの導入も検討しながら、大阪・関西万博を好機とした誘客強化に取り組んでいきたいと考えています。

若い世代を意識した情報発信も重要です。最近の旅マエ・旅ナカでの情報収集に、インフルエンサー等のSNSを活用した傾向を捉えて、本年度からおんせん県おおいたファンコミュニティの創出に取り組んでいます。この取組は、大分を愛するおおいたファンを県内外から募集

し、県内の定番観光地やまだ知られていないお勧めスポットなどを、SNSを使って情報発信してもらおうという試みです。

若年層利用の多いInstagramなどを通じて、若者独自の感性でピックアップした情報が、感度の高い層から順次拡散されて、新たな旅行者の獲得につながるものと期待しています。

今後も、市町村やツーリズムおおいたなどと連携しながら若年層やインバウンドのニーズを把握、分析し、多様な手法を用いて、充実した情報発信に努めていきたいと考えています。

その他の質問については、担当部局長から答弁させます。

井上副議長 山田教育長。

〔山田教育長登壇〕

山田教育長 私からは2点お答えします。

まず1点目は、スポーツ医科学の活用についてです。

本県では、平成元年に医師や薬剤師、トレーナー等の団体で組織するスポーツ医科学委員会を大分県スポーツ協会内に設置し、以降、スポーツ医科学の知見を活用したアスリート支援を行ってきました。

現在は、国内外で活躍が期待される選手に対して採血や関節の可動域測定等を行い、分析データを基に栄養管理や障害防止の指導をすることで競技力の向上につなげています。

また、アスリート以外にも、スポーツ少年団や学校の運動部、総合型地域スポーツクラブ等の子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象とした障害予防や栄養学等の講座を実施しています。令和5年度は県内各地で12回開催し、スポーツ医科学の知見の普及に努めたところです。

今後も、こうした取組を一層充実させるとともに、議員御指摘のスポーツ医科学コンソーシアムの形成についても、昨年度から国のモデル事業により取り組んでいる5道府県の状況を注視していきたいと考えています。

2点目は、発達性読み書き障がいについてです。

令和4年に国が実施した調査によると、発達性ディスレクシアを含む学習障がいの疑いがある

り、かつ特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%でした。こうした児童生徒には、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが小中学校からの相談を受け、保護者の了解の下、知能検査や発達検査を実施し、指導方法等を助言しています。

加えて、支援の必要な児童生徒を担当する小中学校の教員を対象に、医師や作業療法士等の専門家が直接助言を行う専門家チーム相談会も年2回開催しています。その中では、発達性ディスレクシアの子どもについて、教科書の内容を音声で読み上げる音声教材の活用等の具体的な支援策の助言が行われており、県内でも現在257名の小中学生が実際に音声教材を使用しています。

一方、支援が届いていない児童生徒も存在すると考えられることから、今後も市町村教育委員会と連携して、発達性ディスレクシアに対する理解が進むよう、教員研修の充実や保護者、児童生徒への啓発に取り組んでいきます。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

〔工藤福祉保健部長登壇〕

工藤福祉保健部長 私からも2点お答えします。

まず、障がい者スポーツの推進についてお答えします。

近年、障がい者スポーツへの関心が高まる中、県では障がいのある方が身近な地域で、その特性やニーズに応じてスポーツを楽しめる環境づくりに力を入れています。

大分市大津町の県身体障害者福祉センター、通称あすびあの体育室、あるいは温水プール等は、障がいの区別なく、健常者も含めて年間約4万人に御利用いただいております。他県の登録センターと同様に活用されているところです。

また、県の障がい者スポーツ協会を通じて、競技団体等と連携し、指導員の派遣やスポーツ用具の貸出しのほか、各地域でパラスポーツの体験会を開催しており、昨年度は健常者も含め、延べ3,828人に御参加いただきました。

さらに、総合型地域スポーツクラブが支援学校で開催しているユニバーサルスポーツ教室も、障がいの有無を問わず、参加者から好評価をい

ただいています。

加えて、東京2025デフリンピックを契機として、聴覚障がい者の陸上や水泳競技で使用される光スタート装置の整備など、競技力向上に資するアスリート支援も順次進めています。

今後とも、障がいのある方もない方も共にスポーツを楽しみ、活躍できる環境づくりに取り組んでいきます。

続いて、マイナ保険証の普及と利用促進についてお答えします。

現行の健康保険証の新規発行終了まで3か月を切る中、マイナ保険証の活用を促進するためには、その利用によるメリットを正しくお伝えしていくことが大切です。

そのため、市町村国保においては、広報誌等での周知のほか、現在の紙の保険証を送付する際にマイナ保険証の利用方法やメリットをまとめたリーフレットを同封し、早期の切替えを働きかけているところです。

協会けんぽなどの各保険者においても、ホームページ等を活用して被保険者への周知や啓発に力を入れており、直近7月時点でのマイナ保険証の県内の利用率は10.52%まで、まだ少ないですが、少しずつ伸びている状況です。

また、県が事務局を務めて、県内保険者で構成している大分県保険者協議会がありますが、病院や薬局等の受付での周知を図るため、カウンターに置く卓上広告を送付し、個別に活用を依頼しているところです。

今後とも、市町村国保をはじめとした各保険者や医療機関等とも協力をお願いし、マイナ保険証の周知と利用促進に努めていきます。

井上副議長 若林企画振興部長。

〔若林企画振興部長登壇〕

若林企画振興部長 若年者の移住の促進についてお答えします。

当分の間、大幅な自然減が避けられない中、社会減対策である県外学生を含めた若年者の移住促進は大変重要であると認識しています。

このため、学生に対しては、平成28年度からWebマガジンオオイタカテテ！を立ち上げ、県内企業の魅力を伝えるとともに、本県独自で

面接やインターンシップの交通費を補助しています。

さらに、進学、就職での流出が多い福岡県では、UIJターン拠点施設dot.を設置し、多様化する就職活動の傾向等を踏まえた就職相談やイベントなどを実施しています。

このほか、令和3年度以降、資格取得から就職までを一貫して支援しますITスキルアップ移住に取り組んできており、今年度は新たにWebマーケティングコースを追加しました。また、昨年度からは伴走型によるきめ細やかな移住支援も実施しているところです。

このような取組により、20代の移住者は着実に増加しており、この5年間で1,087人となったところです。

議員から御指摘の奨学金返還支援制度や地方就職学生支援事業については、担当者会議等を通じて市町村への働きかけを行っていきます。引き続き関係部局が一丸となり、若年者の移住促進に取り組んでいきます。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

〔五ノ谷土木建築部長登壇〕

五ノ谷土木建築部長 私からは災害時における道の駅の活用についてお答えします。

近年、道の駅については、地方創生や観光振興はもとより、防災面においても過去の災害経験から、その有効性が注目されています。

災害時に道の駅においては、近隣住民の避難場所や支援物資の集配基地、災害復旧車両の中継地などの役割があり、県内でも防災機能の強化に資する様々な取組を実施しています。

例えば、道の駅あさじやなかつでは、24時間利用可能なトイレなどの従前の機能に加え、災害時の情報提供や被災者に対する物資提供のため、非常用電源や防災倉庫の整備も行っています。

また、道の駅あさじ、やよい及びゆふいんでは、令和3年度に防災拠点自動車駐車場として指定され、災害時に緊急車両以外の利用を制限できるようになりました。

さらに、県独自の取組として、平成26年度に締結した災害時における生活必需物資の供給

に関する協定に基づき、道の駅に支援物資の要請を行うことができる協力体制を構築しているところではある。

今後、設置者である市町に対して、防災道の駅の認定を含め、さらなる災害時の利活用を促していきます。

井上副議長 首藤防災局長。

〔首藤防災局長登壇〕

首藤防災局長 最後に私から防災体制の強化についてお答えします。

市町村が迅速、的確な避難情報を発令する上で、特に重要となるのが気象情報です。このため、大雨等の恐れがある場合には、気象台と合同でオンライン説明会を随時開催し、市町村や関係機関と最新の気象情報を共有しているところではある。

加えて、災害の発生が予想される場合には、気象台の防災対応支援チーム、英語での頭文字がJETTですので、通称ジェットと呼ばれていますが、この支援チームが県や市町村に派遣されています。

今回の台風第10号の際にも、8月29日の未明から気象台職員が県防災センターに常駐し、土砂災害警戒情報等の最新の気象情報を随時共有することで、市町村の避難情報の発令や避難所の開設準備などにいかしました。

現在、県内で気象防災アドバイザーを採用している自治体はありませんが、気象台において、あなたの町の予報官として、県内を4地域に分け、担当を割り当てるなど、平時からきめ細かな支援体制が取られています。

今後も気象台等の関係機関と緊密に連携し、防災体制の強化に取り組んでいきます。

井上副議長 以上で吉村哲彦君の質問及び答弁は終わりました。

これをもって代表質問を終わります。

—————→…←—————

井上副議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

井上副議長 本日はこれをもって散会します。

午後1時52分 散会

令和6年第3回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月11日（水曜日）

議事日程第3号

令和6年9月11日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 42名

議長 嶋 幸一	副議長 井上 明夫
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 1名

元吉 俊博

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	倉原 浩一
労働委員会事務局長	一丸 淳司

午前10時 開議

嶋議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

昨日、総務企画委員会の委員長が欠員となり、新たに麻生栄作君が互選されました。

以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第3号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

嶋議長 日程第1、第76号議案から第106号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。太田正美君。

〔太田議員登壇〕（拍手）

太田議員 皆様おはようございます。13番、自由民主党、太田正美です。

8月28日から大分県を通過した台風10号で大きな農林水産被害が出ています。29億円余りという予想以上に被害が大きく、まだまだこれから被害額が増えるのかと思います。特に由布市と国東市が中心に、県内全域で被害があったということで、被災された皆様には御見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りします。

また、私、湯布院の県道の狭霧台の上の陥没事故も、県の早急な復旧作業によって、夜間工事もしていただいて、昨日、全面復旧したということで、やっと少しずつ生活の基盤が戻ってきているのではないかと考えています。

早速ですが、質問に入ります。

デスティネーションキャンペーン後の観光振興について。

観光は、その地域の様々な長所を組み合わせ、国内外から人を呼び込んでいくという、正に地域の総合力が試される産業です。最近では、選ばれるおおいというフレーズをよく耳にするようになり、今回示された新たな長期総合計画の案においても、実現すべき目標として定められていますが、観光の力を高めていくことが、他の分野においても本県が選ばれる力を付けていく近道であると私は考えます。

このように、県政において非常に重要な観光産業について、コロナ禍で大きなダメージを受けたことは皆さん御案内のとおりであり、その反転攻勢に向けた絶好の機会が、先般終了したデスティネーションキャンペーンでありました。

皆さんの悲願でもありました、正に本県観光産業の総力を挙げて盛り上げを行った結果、非常にすばらしいものになったと考えます。

その経済効果については、先日、実行委員会から公表されましたが、今回のキャンペーンが盛況であったことは私も肌で感じています。コロナ禍の辛苦を耐えてこられた事業者の皆さん

にとっても、非常に意義のあるキャンペーンであったと思います。

一方で重要なことは、この効果を一過性のものにしてはならないことです。皆さんが前向きな気持ちになっている今こそ、コロナ禍からの完全復活にとどまらず、本県観光のさらなる進化に向けた取組を加速していくときであると私は強く感じます。

そのためにも、今回の成果について、例えば、観光客の皆様から評価を受けたこと、あるいは地域的な偏りがあったのではないかとの声も聞くことがあるので、もう少し工夫が必要であったことなどを詳細に分析し、本県観光の魅力を再度見つめ直して、今後の観光戦略、端的に言えば、来年度から始まる新たなツーリズム戦略に反映させていく必要があると考えます。加えて、来年に迫った大阪・関西万博からの誘客対策も強化していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、デスティネーションキャンペーンの成果も含め、今後の観光振興にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

最近、全国各地の空港において、地上支援、いわゆるグランドハンドリング業務の人手不足や旅客機の燃料不足が、国際線の新規就航や増便の計画に影を落としているという新聞報道等を目にします。

国際線の誘致に向けては、本県でも様々な対策を検討されていると伺っていますので、引き続きの取組をお願いすることにして、このニュースからも分かるとおり、あらゆる分野で人手不足が深刻化しており、それは観光関連産業も例外ではありません。

さきほど議論した観光振興の戦略を実現していくためには、PRやキャンペーンに力を入れていくことはもとより、当然のことではありますが、それを実際の誘客に結び付け、観光客の皆さんが滞在し、満足していただくことが重要です。

県や観光関連事業者の皆さんがいくら必死に努力して本県をアピールし、観光客の皆さんが本県に行きたいと思っていただけたとしても、

本県で受け入れる体制が整っていなければ、こうした努力は無駄になってしまうことは言うまでもありません。そして、せっかくの需要を逃してしまうことはとても残念なことです。

最近の人手不足は、この受入体制の整備における大きなハードルとなっています。実際に、ホテルや旅館の経営者からも、人がなかなか採れないという嘆きの声をよく聞きます。ハローワークなどでも、観光関連産業のスタッフの求人を見かけます。

私は、観光サービスを提供する上で最も大切なことは、いかにお客様の満足のいくサービスを提供することができるか、言い換えれば、充実したもてなしを実現することができるかであると考えています。そして、そのおもてなしの基盤は何といても人であり、人材は観光関連産業が有する資源の中で最も重要と言えるものであると思います。

そのため、観光関連産業における人材確保は、本県観光がさらなる発展を遂げられるかどうかを左右する重要な課題です。もちろん、各事業者における人材確保は、それぞれの経営責任でなされるべきものですが、昨今の情勢を鑑みると、県としても積極的な支援策を講じる必要があると考えます。

そこで、観光関連産業の人材確保をどのように支援していくのか、観光局長に伺います。

以下は対面席にて行います。

〔太田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの太田正美君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。太田正美議員のデスティネーションキャンペーン後の観光振興についての御質問にお答えします。

先日のデスティネーションキャンペーン実行委員会で公表したキャンペーン期間中の経済波及効果は約146億円と、目標の120億円や前回平成27年度の実績133億円を上回る結果となりました。

キャンペーンのスタートを飾った別府八湯温泉まつりには前年の2倍以上の方が参加し、由

布院駅前でのウェルカムイベントにもたくさんの観光客が来場しました。

キャンペーンを機にスタートし、2,206人が利用した周遊バスツアーは、長湯温泉などを巡るコースが一番の人気となるなど、温泉が本県の強力な観光コンテンツであることを再認識したところです。

さらに、BRTを活用したひたひこ沿線酒蔵巡り、春の佐伯港街バルや宇佐酒蔵まつりなど、食やお酒を楽しむイベントにも多くの方が参加し、にぎわいました。

市町村や観光協会へのアンケート結果では、キャンペーンは成功との回答が約9割でしたが、議員御指摘のとおり、情報発信が十分ではなかった、別府や由布院からの周遊を促進してほしいといった声もありました。

来年は、大阪・関西万博や宇佐神宮御鎮座1300年などもあることから、今回のキャンペーンで得られた成果や教訓を生かして、次の三つの視点で誘客を強化します。

一つ目は、観光素材のさらなる磨き上げです。温泉はもちろん、食、自然体験や歴史・文化など、本県ならではの素材を観光客から選ばれるコンテンツに磨き上げます。

二つ目は、新たな仕組みの情報発信です。観光客やおもてなし宣言団体、インフルエンサー等で構成するファンコミュニティを創出し、SNS等での個人による自発的な発信、拡散を促すことで、様々な世代に届く発信力の拡充です。

三つ目は、周遊の促進です。別府、由布院から他地域への周遊は、オーバーツーリズム対策においても重要です。関連事業者とコースや価格設定の見直しなど、周遊バスツアーの効果的かつ継続的な実施に向けての協議を進めます。加えて、キャンペーンを共催した福岡県をはじめ、隣県との周遊拡大にも注力します。このような取組の中で、アドベンチャーツーリズムにもしっかりと力を入れていきます。

次期ツーリズム戦略の策定に向け、こうした点もしっかりと議論しながら、市町村等と一体となって本県観光の飛躍につなげていきます。

その他の御質問については、担当部局長から

答弁します。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 観光関連産業の人材確保についてお答えします。

議員御指摘のとおり、おもてなしの力は、民間の調査においても、魅力的な宿泊施設や総合満足度の部門で常に上位に入っています。本県観光の最大の魅力だと考えます。

一方で、旅館・ホテル、飲食店などの観光関連産業は、他の業種と比べても人手不足の割合が高くなっています。来訪者の満足度をさらに高めてリピーターを増やしていくためには、おもてなしの核となる人材確保が喫緊の課題だと認識しています。

県では、インターンシップの活用を促す事業者向けのセミナーや、事業者と高校、専門学校のマッチング機会を提供する交流会を開催しています。また、福岡のd o t. においても、本県の観光関連産業の魅力を学生に発信するなど、事業者の人材確保を後押ししているところです。

人手をかけるべき業務に人材を集中的に投下し、おもてなしサービスの向上を促進させる取組としては、DX導入による業務省力化の取組等を支援しています。

加えて、県旅館ホテル生活衛生同業組合への委託事業により、ベトナムの大学からのインターンシップ受入促進や外国人の就労、居住環境等の整備に取り組む事業者もサポートしています。

こうした取組も進めながら、おもてなしの力を支える多様な人材を確保し、持続可能な観光地域づくりを進めます。

嶋議長 太田正美君。

太田議員 デスティネーションキャンペーンは、金額ベースでは前回の目標を大きく上回ったわけですが、人数ベースでいくと、前回よりもちょっと落ち込んでいるということで、その辺も反省材料として、これからもよろしく願います。

人材確保ですね、どの業種も今非常に厳しいということなので、その辺も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、産業の振興について。

県民が県政に寄せる期待やニーズには様々なものがありますが、私は、特に豊かな県経済を築いてほしいという思いは最も切実なものではないかと思っています。

経済といえば、主に民間が主導すべき分野であり、行政はその側面支援を行っていくものであるという考え方もあります。経済活動から得られる利益は、経営者や株主又は労働者が享受することとなりますので、その面では、当事者がリスクを含めて責任を持って取り組むべきであると言えますが、一方で、経済という言葉の語源は、中国の古典に登場する経世済民であり、その意味は、世の中を治め、民衆を苦しみから救済すること、また、そのような政治であると言われていました。

もちろん、今日の経済とこの経世済民という言葉は同一の意味というわけではありませんが、私は、根本的な考え方としては、人々が生活を営むため、そして、豊かに暮らすためには良好な経済活動が不可欠であり、そのためには政治、行政の果たす役割が大きいことは、今も昔も変わらないのではないかと考えています。

その県経済を支えているのは、県内企業の大宗を占める中小企業です。県民の多くは中小企業で働いており、県民の豊かな暮らしを実現するためには、中小企業の振興が重要です。

そうした中、足下で気になるのは企業倒産の状況です。先日、今年上半期の県内企業倒産が31件と、2015年以来の30件超えとなったという報道がありました。原材料価格の上昇や人手不足が経営を圧迫し、小規模企業を中心に事業継続を断念せざるを得ない状況にあるということで、私も経営者の一人として、このような苦境を理解するとともに、非常に心配しているところです。

特に、以前からコロナ禍において多く実行された実質無利子・無担保での融資、いわゆるゼロゼロ融資について、その返済開始による中小企業経営への影響について懸念していました。今、正に多くの企業でゼロゼロ融資の返済が本格化しているところですが、折しも物価高、賃

上げ、そして、金利上昇という局面にある現在、その返済が中小企業経営における大きな負担となっており、残念ながら、心配が現実となっていると言わざるを得ません。それはさきほど言った倒産件数の増加にも如実に現れていると思います。

このような状況を嘆いていても仕方ありませんので、県経済の浮揚に向けて中小企業が苦境から脱出し、さらに大きく飛躍していくための後押しが必要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、中小企業の振興にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

次に、農林水産物の輸出促進について。

本県の活性化に向け、グローバルな視点を取り入れていくための具体的手段として代表的なものは、海外に商品を販売し、外貨を稼いでくることだと思います。輸出による外貨の獲得は、従前から貿易立国として成り立ってきた我が国のお家芸とも言えるものですが、劇的な円安の中で、経済の活性化に向けた方策として改めて注目を集めており、本県としても力を入れるべきと考えます。

本県が輸出している商品は多々ありますが、中でも私は、農林水産物の輸出を促進していくことが重要であると考えます。本県の農林水産業は、この県議会においても盛んに議論されているように、担い手の高齢化などにより厳しい状況にあります。その背景には、我が国において急速に進む人口減少により、国内の食料需要が急減していることがあると考えられます。

一方で、世界の人口は増加し、食料需要も旺盛になっています。本県農林水産業の成長産業化を実現していくためには、こうした世界の需要を取り込んでいくことが不可欠であり、そのために県が果たすべき役割も大きいと思います。

本県でも、従前から農林水産物の輸出促進には力を入れており、昨年度の輸出額はアフターコロナによる需要の高まりという追い風も受け、48億円余りと過去最高を更新したと伺っています。

一方で、本県の農林水産業の創出額に対して

は2、3%程度であり、本県の恵まれた農林水産物の実力からすると、まだまだ伸ばしていく余地は大いにあるのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、農林水産物の輸出促進にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

次に、再造林の促進について。

林業は、単純に木を育てて売るというなりわいという側面以外にも、長い時間をかけて木を育てるという過程を通じて、持続可能な森林生態系の維持にも貢献しているなど、県民生活に欠かせない重要な産業です。

本県の林業は、足下では目標である素材生産量160万立方メートルを達成し、好調を維持しています。

一方で、今言った林業の特性を鑑みると、伐採を増やしているということは、その分しっかりとした再造林を行わなければならないということの意味しています。

このような中、本県の造林支援事業の状況に関し、少し気になる点があります。

一つは、造林後の下刈りについて、本県では5年間の補助となっている点です。国の要件では最大10年間は認められることとなっており、樹木の安定的な生育のために補助期間を延長してほしいという造林業者からの声があります。

もう一方では、県では当初予算で年間に必要な事業費を確保しているものの、国からの当初配分が少なく、補正予算で追加配分されることが常態化しており、毎年度、造林業者が費用を立替払いせざるを得ない状況が続いているという点です。金利上昇も懸念される中、造林業者からは資金調達に苦労している声を多くいただいています。

こうしたことを踏まえ、持続的な本県林業の発展に不可欠な再造林の促進にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 中小企業の振興についての御質問にお答えします。

県内の景気は緩やかな回復基調にあるものの、長引く物価高や深刻化する人手不足が企業活動

を圧迫しており、回復しつつある景気への影響が懸念されます。

議員御指摘のとおり、民間調査によれば、本年上半期の県内企業の倒産件数は31件、負債総額は38億600万円となっており、件数、金額ともに去年同期と比較して増加傾向にあります。

倒産件数は平成以降10番目に少ない水準にとどまっているものの、昨年の18件から大きく増加しているため、しっかりと状況を注視していく必要があります。

倒産は、地域経済や雇用に大きな影響を与えることから、厳しい経営環境の中でも中小企業が事業を継続できるよう、様々な支援策を講じていくことが重要です。

そのような中で、先日、本県の最低賃金が55円引き上げられ、954円とすることが決定されました。賃金と物価の好循環の実現に向けた大きな一歩ですが、中小企業にとっては厳しい経営環境の下での引上げであることから、県としても、金融・経営両面からの積極的な後押しを行います。

今定例会に提案している9月補正予算案では、企業が賃上げの原資となる収益を確保するために、生産性向上や新事業の展開等に取り組む事業者に対し、保証料を免除した制度資金を創設することとしています。

融資にあたっては、金融機関や税理士等の専門家が、賃上げを含む事業計画の策定やその実行を伴走支援することで、経営力の強化を図ります。

加えて、今年度から対象事業を拡充した賃上枠や国の業務改善助成金への上乗せ奨励金等についても、積極的な活用を促します。

また、物価上昇を踏まえた適切な価格転嫁の促進も引き続き重要です。今月は価格交渉促進月間であり、国や経済団体と連携して、セミナー開催や個別相談への対応等も行います。

今後とも、県内の中小企業が物価高、賃上げ、金利上昇等の局面においても、事業を継続し、さらに成長していけるための後押しを関係機関と一体となって進めていきます。

その他の御質問については、担当部局長から答弁します。

嶋議長 刈野農林水産部長。

刈野農林水産部長 農林水産物の輸出促進についてお答えします。

国内市場の縮小が今後見込まれる中、成長が著しい海外の需要を取り込むことは、担い手や産地の収益向上においてとても重要です。

これまで、牛肉や養殖ブリなどの重点品目を中心に取組を進め、順調に輸出が伸びています。今後、さらなる輸出拡大に向け、産地づくりや新たな販路開拓を力強く進めます。

産地づくりでは、台湾をはじめ、アジアで人気が高いシャインマスカット等で、産地ごとの出荷時期のスライド調整や異なる品種のリレー出荷などにより、長期間輸出できる体制の構築を行っているところです。

新たな販路開拓では、牛肉のEU輸出にチャレンジします。今年度中に輸出施設の認定を取得するなど、重点的にEUへの牛肉輸出強化を図ります。

また、養殖ブリは竣工した県漁協の蒲江加工センターをフル活用して、フィレや切り身等のニーズが高い米国や台湾等への販路開拓を進めます。

さらに、そのほか有望品目である白ねぎやかぼす、冷凍焼き芋、大径材製品などの輸出先国等も新たに開拓します。

これらの取組を進めていくために、情勢に精通したジェトロ等とも緊密に連携し、現地市場の把握やニーズに即した販促に取り組めます。

今後も海外の多様なニーズを逃さず、さらなる輸出拡大に向けた取組を進め、新長期計画に掲げる輸出額80億円の目標達成を目指します。

続いて、再造林の促進についてお答えします。

本県では、再造林率の目標を80%に定め、伐採後の林業適地における低密度植栽を推進するなど、低コスト化による再造林の促進に取り組んでいます。

加えて、県の森林環境税の活用や森林再生機構の上乗せ助成などの効果もあり、令和5年度の再造林率は76%と年々上昇しています。

下刈りについては、植栽後おおむね5年生を超えれば、他の草木より背が高くなるため、補助対象林齢を原則5年生までとし、以降は下草の繁茂状況等を確認し、助成対象としています。

また、来年度からは国の基準改定により、補助対象が原則3年生までとなりますが、必要性が確認できた下刈り作業への助成は引き続き継続するとともに、成長の早いエリートツリーなどの早生樹の普及を加速し、低コスト化も図ります。

公共造林事業の予算については、昨年度の補正予算と今年度の当初予算を合わせた国費ベースで、対前年度比1.3倍に当たる約18億円を確保できたものの、増加する再造林等の事業費を充足するには至っていない状況です。

引き続き、国に対して本県の実情をよく説明し、安定的な予算確保に努めるとともに、低コスト林業等に資する再造林を促進します。

嶋議長 太田正美君。

太田議員 再造林のことですが、今回の台風10号の大雨による影響で、由布岳とか鶴見岳の再造林をしていないところに結構大きな被害が出ています。特に鶴見岳の被害は予想以上に大きいものがありますし、間断なく、やはりこれからも再造林の力を注いでいただきたいと思えますし、下草刈りがどうしても、この夏の時期に暑い中で作業員がされているということで、その辺を酌んでいただいて、しっかり寄り添って支えていただきたいと思えます。

次に、信頼される組織について。

警察職員の不祥事への対応について。

最近、公務員の不祥事が相次いでいます。本県でも先月、交番において盗撮するなどしたとして、巡査部長が懲戒処分されるという事案が発生しました。

不祥事は、その防止に全力を挙げることはもとより、発生した際の迅速かつ誠意ある対応が重要です。その点について、最近の警察本部の対応が少し気になっています。

先月の事案では、当事者の巡査部長の名前が公表されず、また、その上司については、事案の発生の予測が困難ということで、何の処分も

されていません。被害者が特定される恐れがあるなどの理由はあるかもしれませんが、当事者の名前が公表されているケースもあることから、その対応の差異には若干の違和感も覚えます。

これでは、県民から身内に甘いという指摘も出かねないのではないのでしょうか。不祥事が発生したときにこそ、できる限りの情報提供を行うことに加え、果敢な処分を検討することで、早期の県民からの信頼回復を図るべきと考えます。

そうしたことを踏まえ、県民の信頼回復に向けた警察職員の不祥事への対応について、警察本部長の見解を伺います。

次に、信頼される県の組織づくりについて。

県政推進の根幹である県民からの信頼を確保するということは、警察に限らず、県庁全体の問題でもあります。先日も、契約書の偽造などにより県職員が懲戒処分されるという事案が発生したところです。

また、連携を県政推進の基本姿勢の一つに掲げられていることから、県民はもとより、市町村からも信頼される組織づくりを目指していかなければなりません。

不祥事の防止は当然のこととして、県庁の組織全体の力をさらに強化していく、より具体的に言えば、綱紀粛正や人材育成の一層の強化を図る必要があるのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、綱紀粛正、人材育成を中心に、信頼される県の組織づくりについてどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 県政を進めていく上で、県民からの信頼はなくてはならないものです。このため、私の基本姿勢の中にも掲げているとおり、丁寧な対話を大切にしてきたところです。

これまでも、県民の皆様の声を直接伺う県政ふれあい対話に取り組むなど、多くの機会を設けながら、地域が抱える様々な課題に対して耳を傾けてきました。今後もこのような努力を続けていきます。

また、県民から信頼される組織づくりに向け

ては、職員の人材育成も大変重要です。時代の潮流や要請にも的確に対応できるように、専門知識や政策形成能力の向上を図る研修、また、コンプライアンスについての研修等も実施していますが、このような研修についてもさらに充実していきます。

そして、一たび不祥事が起きれば、県民の信頼を大きく損ない、県政運営に支障が生じることとなります。不祥事には厳しく対処し、再発防止を図る中で、職員研修の機会などを通じて、公務員としての自覚やコンプライアンスを高めていきます。

先週の庁内の部局長幹部会議においても、私から改めて綱紀肅正、そして、内部統制について徹底方を発言したところです。今後も、職員の倫理観の醸成、人材育成に取り組みながら、市町村とともに、県民からの信頼に基づく安心・元気・未来創造の大分県づくりを進めていきます。

その他の質問については、担当部局長から答弁します。

嶋議長 種田警察本部長。

種田警察本部長 警察職員の不祥事への対応についてお答えします。

当県の警察官が法に触れる行為を行ったことは甚だ遺憾です。

懲戒処分の対応は、警察庁の懲戒処分の指針を参考に、先例等を総合的に検討しながら、個別具体の事案に即し、厳正に対処しています。

懲戒処分の発表は、人事院や警察庁の懲戒処分に関する公表指針を参考に、関係者のプライバシー等に配慮した内容を基本としています。

懲戒処分を発表する目的は、職員の違法行為等に対し厳正に対処したことを示し、公務に対する信頼を確保するものです。

今後も、関係者のプライバシー等に配慮しながらも、個別具体の事案に即し、可能な限り情報提供に努めます。

ところで、議員から当事者の名前が公表されているケースもある旨の御指摘がありました。懲戒処分の発表とは異なるのですが、警察が被疑者を逮捕した際の発表や検察が起訴した場合

等において、当事者の名前が公になることがあります。

県警察としては、再発防止に向けた取組を県警察一体となって推進していくことが大事だと考えます。

加えて、個々の職員が職責の重要性を認識して職務に邁進し、大分の安全・安心を守るという成果をしっかりと上げていくことで、県民の皆様のご信頼を回復したいと考えています。

嶋議長 太田正美君。

太田議員 ちょうど今、報道等で兵庫県のごことが話題になっています。兵庫県議会も全員が知事に対して、ある意味で辞任を要求するという事案のこともあります。また、鹿児島県でもいろんな問題がありました。

やっぱり今、そういう県民の目が、この県議会、県警にすごく向けられているのではないかと思いますので、今後とも綱紀肅正、組織の立て直し等をしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、有機フッ素化合物、PFASについて伺います。

有機フッ素化合物、PFASは1万種以上の物質があるとされており、PFASの中でもPFOS、PFOAは、撥水・撥油性等の物性からフライパンのフッ素コート剤の製造や泡消火剤など様々な用途で使用されてきました。これらの物質は自然界ではほぼ分解されないことから、永遠の化学物質とも呼ばれており、近年、発がん性があることなど、健康への影響が懸念されています。

今年6月に開催された国の食品安全委員会は、PFOS、PFOAの人の健康への影響評価について、現時点では科学的な知見が不足しており、関連は否定できないが、確かなものとは言えないと評価しました。

国では、この評価結果や現在実施中の全国の水水道水の状況調査を踏まえ、現在、両物質の合算で1リットル当たり50ナノグラムとされている暫定目標値の見直しを議論することとなっています。

こうした中、今年6月に報道機関が、公共用

水域や地下水のPFAS汚染全国マップを作成、公表しました。本県でも様々な箇所について、PFOS、PFOAが検出されていることを示す赤や黄色で表示されており、大きな不安を抱いたところです。

以前の答弁では、県内の河川等でPFOS及びPFOAの調査を実施し、現在、新たな指針値超過は確認されていないとのことでしたが、不安を感じる県民の方も多いと思います。国の動向を踏まえつつ、まずはしっかりと監視し、その状況を県民に周知することが大切ではないかと思えます。

こうしたことを踏まえ、PFASについて、特に有害性が疑われるPFOS、PFOAを中心に、現状と今後の対策について生活環境部長に伺います。

嶋議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 有機フッ素化合物、PFASのうち、特に関心が高いPFOS、PFOAについては、県民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら、適切な情報発信を行っていくことが重要です。

この考え方の下、これまで県内の全ての市町村、132地点で水道水の調査が行われてきましたが、いずれもPFOS及びPFOAは検出されていません。

加えて、令和3年度から5年度の間、河川35地点、地下水25地点についても環境モニタリング調査を実施しています。その結果、国が定める暫定指針値を超過したのは、大分市の地下水2地点のみとなっています。これは同一工場敷地内にある飲用利用のない調査用井戸であり、事業者が自主的に浄化対策を実施し、その値は低減しているところです。

今後も引き続きモニタリングを行っていくとともに、国の動向等も踏まえ、県内の水質調査の拡充を図るなど、県民の不安解消に努めます。

また、調査結果や最新の科学的知見については、県のホームページで周知を図ってきたところですが、今後は地図表示を追加するなど、県民に伝わりやすい情報発信を行います。

嶋議長 太田正美君。

太田議員 よろしくお願ひします。

次に、未来を担う若者の教育について。

教育現場における情報リテラシー教育について。

人類が生まれてからこれまで、様々な技術が誕生し、進化してきました。技術の進化は月日を経るごとにその速度を増しており、その恩恵は我々の生活の至る所で見受けられます。

数ある技術の中でも、近年発展が著しいのが情報通信の分野です。その進歩は、コミュニケーションの促進などの面で我々の生活を非常に豊かなものにしてくれました。

一方で、強い光には深い影が付き物とでもいいたいでしょうか、インターネットの負の側面も顕在化しています。例えば、SNSなどは誰でも気楽に情報を掲載することができますが、それが個人情報の流出につながり、様々な犯罪に巻き込まれたりする事例が多発しています。また、手軽なコミュニケーションツールである反面、ふだんは隠れている人間の本性が明らかになりやすいのか、ネットいじめなども問題になっています。

こうした中で、特に懸念しているのが子どもたちへの教育です。今の子どもたちは、生まれたときからインターネットなどが身近にあるデジタルネイティブと言われていますが、であるからこそ、情報の取扱いやコミュニケーションの基礎といった情報リテラシーを小、中、高校におけるカリキュラムの一つとして教育していく必要があるのではないかと考えます。

情報リテラシーは、情報通信技術を基盤とした、これからの世の中を生きていくための必須のスキルであり、これを子どもたちに教えていくのは、個人の責任だけではなく、教育行政の重要な責務であると思ひます。

そこで、教育現場における情報リテラシー教育にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺ひます。

産業教育の充実について。

県土強靱化や交通インフラの整備を進めるためにも、その担い手が必要ですが、昨今では、長引く少子化等により人手不足が深刻となって

おり、あらゆる産業においても人材獲得競争が激化しています。また、技術革新のスピードも目覚ましく、産業人材には常なるスキルアップが求められているなど、量と質の両面から人材確保策を強化していくことが不可欠な状況です。

こうした中で重要なのが、小、中、高校などにおける産業教育であると考えます。幸いにして、本県の高校生の県内就職率は九州でも高い水準にあります。昨今の情勢を鑑みると、さらなる県内就職の取組を進めるとともに、最新の技術動向など教育の質を高めていくことが重要です。

今春から大分工業高校の土木科が1学級増となるなど、県教育委員会においても取組を強化していただいているようですが、小中学校の早いうちから、各学校段階に応じたキャリア教育を充実させるなど、地域の持続的な成長を支える職業人材の育成に向け、より一層の産業教育の充実と県内就職率の向上が必要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、産業教育の充実にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 2点についてお答えします。

まず1点目は、教育現場における情報リテラシー教育についてです。

情報化社会が進展する中、県内の学校においても、個人情報の流出やSNSを通じたいじめが発生しており、情報モラルを含む情報リテラシー教育は、ますます重要性を増しています。

各学校では学習指導要領に基づき、小、中、高の発達段階に合わせて、授業やホームルーム活動、講演会、生徒指導等の中で情報モラル教育を行っているところです。

昨年度作成した教材、GIGAワークブックおおいたは、身近なネットトラブル等の事例を多く取り上げるなどの工夫を凝らしており、各学校で積極的に活用されています。

また、希望に応じて情報モラル出前授業を行っており、昨年度は82校を対象に実施し、約1万6千人の児童生徒が参加しました。出前授

業には保護者も参加できることとしており、家庭でのスマホ利用のルールを見直すきっかけになるなど、好評を博しています。

加えて、教員に対しても、個人情報保護や著作権問題に重点を置いた情報リテラシーについての研修を強化しているところです。

今後も、GIGAスクール構想の推進と並行してICTが適切に利用されるよう、情報リテラシー教育の充実に力を入れていきます。

2点目は、産業教育の充実についてです。

地域の持続的な成長を支える職業人材の育成は大変重要であり、小、中、高の発達段階に応じたキャリア教育や、専門高校における産業教育の充実を図る必要があります。

キャリア教育の充実については、まず、小中学校では、社会見学や職場体験学習、職業講話等を通じて、将来の職業イメージの形成や主体的な社会参加の意識付けを図っています。

また、高校では、県内企業におけるインターンシップやキャリアプロデューサーを活用した進路ガイダンス等の取組を拡充しています。特に専門高校の2年生を対象としたインターンシップでは、地元企業の協力の下、昨年度は793事業所に、対象生徒の86%に当たる1,882人が参加し、地元企業に対する理解促進と県内就職率の向上に寄与しています。

次に、産業教育の充実については、地場産業の技術革新に触れる授業を積極的に行っています。例えば、大分工業高校の土木科では、水中ブルドーザーを活用した体験学習の実施や、3Dプリンターや測量用ドローン等の最新機器の配備を進めているところです。

今後も、県内企業と緊密に連携し、ニーズに即した産業教育の充実に努めます。

嶋議長 太田正美君。

太田議員 最近、さきほども警察本部に対する質問のときに盗撮ということがあったし、教育現場でも不同意わいせつとか、職員が結構そういうことで批判されています。

もっと深刻なのが、子どもたちの中で、スマホで同級生を盗撮して、それをSNS等で拡散させるという事案があります。被害者本人

は全然気がついていません。また、男子生徒がグループでそういうことを何度も重ねているという話も聞きます。

そういう今まで考えられなかったような事案が教育現場で起こっているということは、やはり小さい段階から、そういうことについてしっかり教育をしていかなければならないと思います。今、世界に拡散したのを取り消すことができないという状況ですので、被害者にとっては非常に深刻な問題になっているということを教育現場でもしっかり受け止めていただいて、子どもたちにしっかりその辺のことを教えていただきたいなど。

でも、やはり教育現場も警察も大人がそういうことで、人間の性というか、そういうものを直すというのはなかなか難しいのかもしれませんが、それはやはり我々が理性を持ってしっかり取り組んでいくべきかなと思います。

最後になりますが、先日、湯布院で日本観光旅館協会と金融関係者等との懇談会があり、知事も来ていただきました。その中で、これからの日本の観光をどうやって推し進めていくかという、今の状況とこれからを見据えて、やはり20年先、30年先もしっかりとした観光立国としての日本の立場、また、おんせん県おおいたということで、観光庁長官と漫画家のヤマザキマリさんも来ていただいて、その辺のことを議論していただいて、これからのあるべき日本の観光の取組方みたいなものがしっかり議論でき、有意義な会ができたと思っています。今盛んにインバウンドばかりを皆さん言うんですが、実際はやっぱり我々が諸外国に出向いていくアウトバウンドをもっと進めて、外国のいいところをしっかりと勉強して、それを日本にまた持ち帰って、そのことによってまたインバウンドがますます盛んになるというような好循環をこれからも続けていければいいかなと思います。

今日はありがとうございました。(拍手)

嶋議長 以上で太田正美君の質問及び答弁は終わりました。木付親次君。

〔木付議員登壇〕(拍手)

木付議員 おはようございます。18番、自由

民主党の木付親次です。佐藤知事をはじめ執行部の皆さん、よろしくお願いします。

台風第10号で国東市は橋の崩落、道路の交通止め、河川護岸の崩壊、そして、農地、農業施設、農産物が甚大な被害を受けました。是非県におかれては、早急な復旧、そして、支援をしっかりとお願いします。

それでは最初に、能登半島地震を踏まえた防災対策について伺います。

近年は、南海トラフ地震や気候変動に伴い頻発する豪雨など災害の危険性に呼応し、防災対策への関心が高まっている状況にあります。

そうした中、本年は年明け早々に能登半島で大規模な地震が発生し、多くの方が被害に遭われました。改めて被災された皆様に御見舞い申し上げますとともに、現在も復旧、復興に向け懸命に御尽力されている関係者に敬意を表する次第です。いつ起こるか分からない災害の恐ろしさに加え、迅速に防災対策を充実させていくことの重要性について、改めて我々に印象付けることになりました。

また、先月には日向灘を震源とする地震が発生し、宮崎県で震度6弱を観測しました。幸い県内では大きな被害はなかったものの、制度開始後初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、我々も地震の脅威を間近に感じることになりました。さらには、先月末に台風第10号による被害も発生し、より一層災害への危機感が強まっているところです。

国は能登半島地震の検証として、各府省庁における初動調査に当たった職員が参画するチームでの議論を通じて得られた知見をまとめた災害応急対応の自主点検レポートを公表し、その中で、被災地の情報収集やアプローチ方法、避難所運営などについて、能登半島地震の教訓と今後の対応を示しています。また、本県でも先日、防災対策の見直しの方針案が公表され、今議会においても関連する補正予算が上程されています。また、今後はさらに具体的な取組に反映させていくと伺っています。切迫する災害に対し、県民の危機感は高まっており、一刻も早く防災対策の強化を図っていただきたいと思

ます。

そこで、見直しの方針案に基づく具体的な取組も含め、能登半島地震を踏まえた防災対策にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

〔木付議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの木付親次君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 木付親次議員の能登半島地震を踏まえた防災対策についての御質問にお答えします。

能登半島地震を受けて、県では国の検証と並行して独自に防災対策の見直しを行い、今月2日の防災会議において方針を決定しました。今後はこの方針に基づき、次の三つの強化を柱に防災対策を進めていきます。

一つ目は、孤立集落対策の強化です。

能登半島地震では、孤立状態の長期化による物資の不足や通信障害への対応が課題となりました。このため、孤立可能性集落を再調査し、食料等の分散備蓄に向けた支援や、ヘリやドローンを使った物資輸送訓練を実施します。さらに、孤立集落内での通信環境の確保のため、衛星通信機器を導入するなど、孤立集落の発生に備えた対策を強化します。

二つ目は、被災者支援の強化です。

避難所の生活環境や運営体制、被災者の生活再建に向けた支援の在り方も課題です。このため、携帯トイレの備蓄量の見直しや生活用水確保による衛生環境改善のほか、運営体制の強化に向け、避難所運営コーディネーターの養成に取り組めます。また、自主防災組織における女性参画の拡大を図るため、女性リーダーなどの人材育成や啓発も推進します。加えて、被災者一人一人の生活再建に向け、関係者が連携して継続的な支援を行う体制を構築し、災害関連死の防止に努めます。

三つ目は、応援・受援体制の強化です。

被災自治体等へ派遣された職員の活動拠点の確保や専門的知識を持つNPO等との連携なども課題となりました。このため、受援体制の強化に向け、県広域防災拠点での訓練や応援職員

の受入環境の確認など受援計画の検証や見直しを行います。また、NPOが現地で一層活躍できるように、災害時を想定した活動の支援や専門ボランティアの受入体制の構築など連携強化のための取組を進めます。

防災・減災対策に終わりはありません。今後も最新の知見を取り入れながら、人的被害ゼロを目指して防災対策の強化に取り組めます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 ありがとうございます。三つの取組、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

国東半島では、6月30日に主要国道である国道213号で法面崩壊がありました。場所は急激な崖があって、道路があって、すぐ海ということで、道路がもし崩壊していたら大変な事態になって、半島の機能が失われるところでした。これに対して半島部では、いろいろな物資の輸送手段としてホーバークラフトの活用ができるのではないかと考えています。能登半島地震でも海上自衛隊のLCAC、これもホーバークラフトですが、重機を運んだり、物資を運んだり、人間を運んだりしています。このホーバーの活用についてどのようなお考えがあるか、防災局長に伺います。

嶋議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 議員言われるとおり、今回の能登半島地震で海上自衛隊のLCACというエアクッション艇が使われています。また、先日の報道では、熊本で天草地域の防災訓練にこれを使うということがされています。そのため、現在、定期就航の準備をしている大分ホーバークラフトについても、災害時の輸送手段として有効性は期待されるところです。

ただ、一方で運航事業者との契約の問題、それから補償の問題、また、定期航路以外を運航することになるので、そういうことの訓練などの問題もはらんでいますので、その点も含めて今後検討してみたいと考えています。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 今、局長から検討という言葉がありました。先日のうちの会派の志村議員から検

討の結果はしっかり伝えるようにということで、是非お教え願います。

それでは、続いて災害時における生活用水の確保について伺います。

能登半島地震においては、特に水道の復旧にかなりの時間を要したと聞いています。そこで、災害時における水、とりわけ生活用水の確保について質問します。

全国さく井協会九州支部の資料によると、熊本地震発生後、自衛隊や自治体の給水車により各避難所に水の補給が行われました。災害翌日には一人当たり3リットルの水をもらうために3時間から4時間並ばなければならないという事態に陥りました。その後、全国から災害救援物資が続々と届き、中でも大量にストックされた飲料水の問題はなくなりましたが、それでもトイレや風呂、洗濯の雑用水確保には苦労したとのことでした。

他人の目を気にする日本人の気質上、飲料水を他の用途で使いづらいつらいという心理的な要素も考慮する必要があり、特に避難所での集団生活ではこれらが問題となります。

被災地のトイレをめぐるのは、能登半島地震においても、断水で使用できないため、被災者が水分の摂取を控えなどして体調を崩し、災害関連死につながる恐れがあるとの指摘がなされるなど課題となりました。

厚生労働省の資料によると、一人当たり1日に必要な飲料水は3リットル、1日に必要な生活雑用水は329リットルとなっています。避難所に500人の被災者がいた場合、1日に必要な水の量は約16万リットルになります。

水道が復旧するまでにどうして大量の水を確保するのか、一般的に考えられるのがプール、貯水槽、河川水、災害井戸協定などですが、プール等の貯留施設は、地震時には亀裂発生や液状化により損壊する可能性があります。地震後の河川は、がれき等でポンプを設置できる状況ではありません。また、近年多数の自治体で取り組んでいる災害井戸協定についても、熊本地震では災害時に井戸所有者が被災者に井戸を開放した結果、勝手に家の中に上がり込む者が現

れ、親切があだになる懸念もあります。災害時には窃盗犯が増加する現実があり、様々な課題があると思われれます。

そこで、有効な手段として考えられるのが防災井戸です。手押しポンプ式の井戸で、設置箇所の地下水の状況にもよりますが、最大揚程は約50メートル、地下から毎分30から40リットルの地下水を確保できます。子どもやお年寄りでも問題なく取水でき、手動式なので停電時においても稼働できます。また、地下構造のため、地震の揺れに非常に強く、メンテナンスの負担も少ないという特徴があります。熊本県では防災井戸の設置が進んでおり、熊本市の肥後銀行では、非常時の地域の給水拠点としての役割を想定し、平成29年、県内の支店10か所等に井戸を設置するなど取組が広がっています。

いずれにしても、災害時における水の確保は本県においても喫緊の課題であり、県民の安心に向けて早急な取組が考えられます。

そこで、防災井戸の取組の推進を含め、災害時における生活用水の確保にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

嶋議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 災害時における生活用水の確保に向けては、水道からの給水が被災後も継続して行われることが何よりも重要ですが、本県の水道基幹管路の耐震適合率は37.7%にとどまっています。

県では、能登半島地震を受け、水道耐震化計画を未策定の市町村に対し、早期着手を後押しするとともに、国に対しても水道耐震化への支援の充実を要望したところです。

一方で、災害時に活用できる地域の水源情報をあらかじめ自主防災組織単位で共有しておくことも大切です。県内では、災害時の生活用水マップを作成し、地域の井戸などの水源情報を公表している市町村もあります。こうした取組の拡大に向けて、先月、市町村防災対策担当会議において、水源の把握や共有、さらに水源確保が困難な地域については、防災井戸や貯水タンクの整備等を検討するよう働きかけを行った

ところでは。

国は今年度、災害時の井戸活用に係る自治体向けガイドラインを策定し、井戸所有者との調整方法や井戸利用時のルール例などを定める方針となっています。こうした動きも注視しつつ、生活用水の確保に向けた取組を市町村と共に進めていきます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 是非防災井戸を1か所でもいいですから大分県で掘ってみて、どういうものか、どういう活用ができるのか、1回やっていただければと思っています。

それでは、安岐ダムの再生について伺います。

台風第10号で安岐ダムの緊急放流がありました。上流から流入する水をダムではためられずに下流にそのまま流すと、ダムの本来の機能である貯留させる機能がなくなったということです。貯水量が少なかったことが原因だと思っています。

国におかれては、既設のダムを有効利用してダム貯留量を増やすというダム再生ビジョンが平成29年6月に策定されました。堤体の僅かなかさ上げで大幅に貯水量が増えると。そしてまた、既存のダムを利用するので、利水とか、あるいは治水の機能をそのまま継続させて工事でもでき、また、工事費も安いし、工期も短くなるという利点があると思います。

自民党の調査会で、7月に北海道の新桂沢ダムに調査に行きました。ここのダムは11.9メートル、既設のダムを上げて、事業費が1千億円超ということで相当大きなダムなんです。ダム再生について、私はその効果を確認することができました。

安岐ダムにおいても、今年度からダム再生の事業が始まりました。私は、安岐ダムについては4回一般質問しています。やっと安岐ダム再生が始まるということでうれしく思っています。

そしてまた、地元の皆さんで安岐ダム再生・安岐川流域期成同盟会というのが設置されました。私も含めて地元の方も、今回の緊急放流があったことで安岐ダムの再生には大変期待しているところです。そして、期成同盟会では11

月に国土交通省に要望に行く予定をしています。また、自民党会派でも毎年、九州地方整備局、そして、国土交通省に要望を行っています。私も安岐ダム再生にはしっかりと要望したいと思っています。

そこで、スケジュールや進捗状況、効果の見込みを含め、安岐ダムの再生にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 安岐川においては、過去の洪水被害の発生状況を踏まえた抜本的な治水対策を行うにあたり、これまで関係機関との協議、調整を重ね、今年度から安岐ダム再生事業として国の補助事業に新規採択されました。

現在、令和8年度に国が行う技術的な設計審査に向け、地質調査や環境調査などに着手しています。加えて、堤体の概略設計業務についても、プロポーザル方式で委託先の選定手続を進めているところです。

今後は、設計検討や関係者などとの協議状況にもよりますが、13年度から本体工事に着手し、21年度の事業完了を目指していきます。

本事業の実施により、先日の台風第10号の記録的な豪雨も含めた過去最大規模の降雨に、将来の気候変動により予測される増加分を加えても安岐川の安全を確保することが可能となる見込みです。

なお、事業実施にあたっては、地域の豊かな自然環境や田畑などの土地利用への影響が最小限となるよう努めます。

今後とも地域の皆様への説明を丁寧に行いながら、既存の治水施設を最大限活用したダム再生事業の推進に全力で取り組みます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 約15年の工期ということですので、できるだけ早く完成させて、効果が発現できるようお願いします。

それでは、続いて次期地方創生戦略についてお尋ねします。

地方創生の取組が本格化して、今年で10年になります。政府では、この6月に公表した地方創生の成果や課題に対する検証結果において、

一部では成果は上がっているものの、我が国全体の人口減少や東京一極集中の流れを変えるには至っていないと指摘し、今後の取組の方向性を示しています。

本県においても、現在、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略に基づく取組を進めていますが、国全体と同様に道半ばという状況であると思います。地方創生はDX等と並び引き続き重要であり、手綱を緩めることなく、さらに取組を強化していく必要があると考えます。

そこで、現戦略の成果や課題をお尋ねするとともに、その分析を踏まえ、次期戦略の方向性についてどのように考えているのか、知事に伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 次期地方創生戦略についてですが、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略では、68の重要業績評価指標を設定して、県を挙げて取り組んできた結果、現時点の約9割の指標でおおむね目標を達成しています。

中でも、企業誘致件数や出会いサポートセンターの成婚数などは目標を大きく上回る成果を上げたところですが、また、保育料の減免や子ども医療費の助成制度の拡充、不妊治療費の助成など様々なサービスの充実も図ってきました。

しかしながら、全国を通じて人口の自然減に歯止めはかかっておらず、本県も当分の間は人口減少を確保しなければならない状況にあります。

最近の人口動態の分析では、この5年間の社会減は約6千人で、年齢区分別で見ると、15から24歳の人口が約9千人と大幅に減少しており、若年層を中心とした県外流出も引き続き課題となっています。

こうした状況を踏まえて、今議会に提案している新長期総合計画でも、子ども・子育て支援の強化等の自然増対策と移住・定住、企業誘致等の社会増対策の両面から粘り強く取り組むこととしています。

また、切迫する産業分野の人手不足には、若者の県内就職・定着促進や外国人材の受入強化など、全庁を挙げて対策に取り組めます。

次期戦略では、こうした方向性を基本とし、現戦略のまち・ひと・しごとに新たに広域交通ネットワークの充実や交流人口の拡大等による人や物の流れを加えた四つの基本目標を掲げて、具体的な施策を検討していきます。

もとより、東京一極集中といった地方創生の構造的な課題には、これまで以上に国が主体的に責任を果たしていくことも欠かせません。知事会等を通じて声を上げていきたいと考えています。

引き続き今後の人口動態や国の政策の動向を踏まえつつ、市町村等ともしっかりと連携し、来年3月の改訂に向けて取組を進めていきます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 消滅可能性自治体という言葉があります。私、消滅という言葉は、何か人がいなくなるようなイメージがあって嫌いなんですが、国東市もこの自治体の一つです。是非地方創生をしっかりとやって、その消滅からなくなるようにお願いします。

そしてまた、知事会で鳥取の知事がいろいろな発言をされていますが、是非佐藤知事もしっかりと大分の実情を話していただき、国に働きかけていただきたいと思います。

それでは、続いて行財政改革についてお尋ねします。

佐藤県政の掲げる安心・元気・未来創造の各施策を実行するためには、行財政基盤を強固にすることも欠かせません。20年にわたる広瀬県政では、平成16年度の行財政改革プランから令和2年度の行財政改革推進計画まで5次の行財政改革に取り組み、安定的な財政基盤を確保した上で、県立美術館や武道スポーツセンターなどの大型プロジェクトを実行してきたと記憶しています。

広瀬県政における行財政改革は大変厳しいものであったと記憶していますが、その結果、本県の行財政基盤は他の自治体と比べても非常に強固なものになりました。これは、さきほど公表された令和5年度の決算見込みにおいて、財政調整用基金残高や県債残高の目標値を達成していることから見て取れます。

しかしながら、昨今の情勢を鑑みるに、そうした過去の貯金にあぐらをかいてはいられないと感じています。日銀の政策変更等により足下で金利が大幅に上昇しており、これは本県の財政運営においても少なからず影響があるものと考えます。また、賃上げは本県職員の人件費増加にも直結します。高齢化等によるさらなる増加が見込まれる社会保障関係費とあわせて、社会経済の情勢の変化を受けて、義務的経費は今後右肩上がりに増加していくのではないかと懸念されます。

こうした中でも、本県を新しいステージに発展させていくための政策については不断の強化が求められており、それを支える行財政基盤をさらに盤石にするための取組は不可欠です。

今年度は、佐藤県政において編成された予算に基づく本格的なスタートの年であり、また、新しい長期総合計画の施行元年でもあります。そうした中で、新たな行財政改革である大分県行財政改革推進計画2024の策定が提案されており、その考え方に注目するところです。安定した行財政基盤を背景に、最近では身を削る削減というよりも行政の質の向上などに力を入れているようですが、さきほど言ったとおり、金利上昇、賃上げなどにより義務的経費が上昇し、ある意味ステージが変わるこのタイミングで、本県の行財政改革の考え方について改めて議論する必要があるのではないかと考えています。

こうしたことを踏まえ、行財政改革に対する基本的な考え方について知事に伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 行財政改革についてです。

県では平成16年以降、5期にわたる計画に基づき不断の行財政改革に取り組んできました。令和5年度の決算においても、財政調整用基金残高は330億円を確保し、実質的な県債残高は6,129億円に抑えるなど、現計画が掲げる目標を達成しており、現時点では安定した行財政基盤が構築できていると考えています。

しかし、急速に進行する少子高齢化・人口減少に向き合い、安心・元気・未来創造の大分県

づくりを進めるためには、デジタル化や先端技術の力を活用しながら、引き続き持続可能な行財政基盤を確保することが大変重要です。このため、私も知事就任直後から新たな計画の策定に着手し、民間有識者からなる行革推進委員会を中心に議論を重ねてきました。

新たな計画では、県民目線に立ったデジタル社会の実現を前面に掲げ、申請から内部事務までデジタルで完結するといった市町村も含めた行政DXをさらに加速させます。加えて、福祉、防災、農林、土木、教育など公共性の高い分野でのDXも推進して、業務効率化とサービス向上の両立を図ります。

さらに、市町村やNPO、大学など多様な主体との連携・協働を強化するとともに、社会資本の老朽化や医療・介護需要の増加等の課題にも中長期的視点を持って対応します。

一方で、財政を取り巻く環境の変化も激しく、議員に御指摘いただいたように、金利上昇は今後の公債費に大きく影響を与えます。また、職員給与にも影響する今春闘の賃上率は5.94%と過去最高となり、今後は近年にはなかった人件費の上昇にも注意を払う必要があります。

こうした急激な環境の変化にも対応できる財政基盤の確保はますます重要となることから、事務事業において、データによる効果検証を徹底して、スクラップ・アンド・ビルドに全庁を挙げて取り組みます。加えて、県税徴収率の高水準の維持や金融市場の情勢分析等による有利な県債の発行などにも取り組み、これまでと同水準の財政調整用基金残高や県債残高の目標を堅持したいと考えています。

これからも、あらゆる変化に柔軟に対応できるように、今議会に提案している新たな計画に基づき行財政改革を進めていきます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 これから様々な課題が出てくると思いますが、この計画が実効性のある計画で、都度都度チェックするようにお願いします。私も行革についてはこれで3回目の質問になります。今、知事の歳入の確保の中で資金運用がなかったような気がするので、資金運用もしっかりと

やるように会計管理者をお願いしておきます。

それでは、続いて県職員の採用計画についてお尋ねします。

さきほど言った広瀬県政における行財政改革の大きな柱の一つが総人件費の抑制であり、端的には新たに採用する職員の数を大きく削減するという取組を行ってきました。その行財政改革が一服した後は、複雑化する行政需要への対応等の観点から、本県でも徐々に新規採用者数の増加させてきています。

県職員の行政職だけを見ても、行財政改革の真ただ中には十数人ほどであった新規採用者数が、最近では100名を超える年もあるようです。これは、県民へのサービス向上という観点で必要なことだと思いますが、一方で気になるのは財政への影響です。

今は、多くの新採用職員がいてもそれと同等以上の退職者があり、人件費の新陳代謝が図られていると思いますが、今後、大量の若年層が年齢を重ねると、人件費が大幅に増加してしまうのではないかと危惧しています。さらに、経済浮揚に向けた官民挙げた賃上げの要請もその傾向に拍車をかけてしまうのではないかと考えます。

今後、より一層様々な政策課題に取り組んでいく際に、人件費をはじめとする義務的経費の増加がその足かせとなつてはよくありません。特に人件費は、採用計画によって大きく変わってくる要素だと思います。より一層、計画的に取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、まずは現在の県職員の年齢構成を踏まえた今後30年間の人件費の見通しについてお示しください。さらに、その見通しを踏まえ、今後の県職員の採用計画について総務部長に伺います。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 県職員の採用計画についてお答えします。

現在の年齢構成や給与水準等を前提に知事部局の人件費を試算したところでは、今後30年間はおおむね2から3億円程度の幅で増減し、30年後の人件費は236億円、現在より約2

億円、率にして1%程度の増と見込んでいます。

このような見込みとなるのは、社会人経験者の採用や受験可能年齢の引上げなどにより、若年層以外も採用することで、年齢構成の平準化を図ってきたことによるものと考えています。

例えば、本年度の新規採用者を見てみると、20代は約7割にとどまり、中堅層等も一定の割合で採用しているところです。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今後、官民を通じた賃上げにより人件費の大幅な増加が見込まれるため、新たな行財政改革計画に基づいて、これまで以上に業務の効率化等を推進する必要があると考えています。その上で、引き続き年齢構成を考慮しながら、試験実施方法の工夫などにより計画的な職員採用に努めます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 最近、公務員の早期退職等々が新聞で話題になっていますが、優秀な人材、県にとってもしっかりと確保して、県民のために公僕として尽くさなければいけないと考えます。それにはやはり、若い人にはある程度の給料のアップというか、その辺も民の方が今はいいですから、その辺を比べて退職する人もいないのではないかと推測します。是非その辺も踏まえて、しっかりと採用計画をつくってください。

それでは次に、指定管理施設の活性化についてお尋ねします。

公の施設の管理運営は県の重要な業務です。地方自治法では、従来は公共性の担保などから原則として自治体が直接業務を行うことが想定されていましたが、民間企業等が公の施設の管理を行えるよう平成15年から指定管理者制度が創設されました。

本県でも指定管理者制度の導入に積極的に取り組んできており、現在では24の県有施設で指定管理者制度が導入されていると伺っています。こうした施設では、それぞれの管理者が創意工夫を凝らしながら利用者ニーズに対応した運営がなされており、指定管理者制度が一定程度有効活用されていると感じています。

一方で、心配しているのが、昨今の物価高や賃上げによる影響です。指定管理者制度は、基

本的には5年程度の期間で、県と事業者がその間の県からの委託料の上限額などを定めた基本協定を結び、運営を行う方式となっています。委託料上限額は協定期間中固定となっているため、物価高や賃上げといったリスクは原則的には管理者が負担することとされています。他方、県では、一昨年度から電気代等の高騰に対する一部負担を行っており、さらに人件費の上昇に対しても今回の補正予算での措置がなされています。これらの取組は施設の適正な管理運営を担保するものであり、必要な取組であると認識していますが、その背景や必要性について、県民にしっかりと伝えていくことも重要であると考えます。

また、物価高などで厳しい状況であるからこそ、さらなる施設の魅力向上などにより利用者の増加等を図っていく必要があると思います。そのためには、施設ごとの特徴も鑑みながら、管理者の創意工夫を一層引き出す取組が重要であり、こうして指定管理施設の活性化を図っていくことは、県民ニーズに応えることにつながるとともに、行財政基盤の強化にも資するものと考えます。

こうしたことを踏まえ、物価高や賃上げに対する県負担の考え方を含め、指定管理施設の活性化にどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 指定管理施設の活性化についてお答えします。

県では、現在24施設で指定管理者制度を活用しており、民間有識者で構成する指定管理者評価部会が毎年施設ごとに運営状況等を評価し、施設の活性化につなげています。また、令和4年度までに全ての施設で目指すべき施設像や目標指標等を定めた将来ビジョンを策定しており、さきほどの評価部会でビジョンの進捗状況をチェックしているところです。

一方で、国からは昨今の原材料価格、エネルギーコスト等の急激な上昇を踏まえ、通常指定管理者負担となっている経費の増加に適切に対応し、サービスレベルの維持を図るよう各自治

体に通知があったところです。

そこで、本県では一昨年度から2か年続けて高騰の著しい電気、ガス等の経費について委託料の増額を行いました。

今回の補正予算案では、急激な人件費の上昇に対応し、過去20年で最大となった昨年の県の人事委員会勧告を基に人件費上昇分に相当する委託料を上乗せするものです。これにより指定管理者従業員の早期賃上げにつなげ、ひいては質の高いサービスの提供体制を整えることにより施設のさらなる活性化を図っていきます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 指定管理施設、本当に県民にとっても、いろいろな大分県の施設があります。是非魅力のある施設になるように、県の方からもしっかりと応援してください。

それでは、続いて大分空港のことについてお尋ねします。

最初に、大分空港・宇宙港将来ビジョンについてです。

佐藤知事の就任以降、広域交通ネットワークの形成に対し注目が集まっており、この県議会においても、様々な観点からの議論が定例会ごとになされている状況です。私も、公共交通ネットワークの形成は本県の未来を創造するために重要であると思います。まずは、東九州新幹線の早期の整備計画路線への格上げに向けて全力を挙げて取り組むべきだと考えます。自民党の調査会も7月に北海道庁に行き、北海道新幹線の調査をしてきたところです。

一方で、本県唯一の空の玄関口である大分空港を盛り上げていくことも忘れてはならない県政における重要な課題です。今後、観光振興や企業誘致、関係人口の増加など本県の地方創生を加速させるためには、大分空港の利便性向上と利用促進を図り、人の流れや物の流れを活性化させていくことが必要不可欠であることは言うまでもありません。

そうした中、令和4年9月に大分空港・宇宙港将来ビジョンが策定されました。交通政策の重要な指針として、その実現に向けた取組を着実に進めていただきたいと思います。私は、特

に民間の資金やノウハウを最大限に活用し、空港や周辺地域を活性化されることが期待できるコンセッション方式の導入について取り組んでいただきたいと考えます。ビジョンでは、導入に向けて事業スキームなどの検討が必要であるとされており、また、空港の利用者の増加も不可欠ですが、他地域では導入により乗降客数や内外の交流人口の拡大等が図られている実例もあることから、コロナ禍が明けた今こそ、本県で検討を進めてはどうかと思います。

また、宇宙港については、現在、シエラ・スペース社の事業進捗待ちというのが正直なところだと思います。7月には副社長2人が大分空港を視察し、また、パートナーシップに三菱UFJ銀行、東京海上日動火災保険が新たに参画しました。引き続き他の宇宙関連企業との連携可能性の検討も含め、積極的な取組をお願いしたいと考えます。

こうしたことを踏まえ、コンセッション方式の導入の検討や宇宙港の実現に向けた取組状況を含め、大分空港・宇宙港将来ビジョンの実現にどのように取り組んでいくのか、交通政策局長に伺います。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 大分空港・宇宙港将来ビジョンについてお答えします。

まず、大分空港ですが、本県の発展を支える上で重要な拠点ということで、さらなる活性化に向けて戦略的に取り組むため、御紹介いただいたとおり、令和4年度に将来ビジョンを策定しました。

このビジョンでは、乗降客数の目標達成に向けて、航空ネットワークの拡充や空港アクセスの充実などを図り、そのための空港運営の在り方としてコンセッション方式の導入を検討するとしています。

また、過去に国が実施したコンセッション導入可能性調査では、国と運営事業者による費用面、リスク面での分担、あるいは宇宙港としての運用が与える影響について、今後、整理が必要とされたところです。

そうした中で、先月の8月22日に経済団体

や観光関係者などとの勉強会を開催したわけなんです。アンケートに回答いただいた参加者の9割からコンセッションに前向きな声が寄せられました。改めてコンセッションへの期待の高さを実感したところです。

また、宇宙港については、議員御指摘いただいたとおり、まずはシエラ・スペース社による米国での初打ち上げの動向について注視したいと思っています。

県としても、引き続き宇宙港も見据えながら、コンセッション方式の検討も含め、官民一体となって将来ビジョンの実現に向けて取り組んでいきます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 8月22日の勉強会は私も出席しました。本当に多くの方が来て、熱量を感じたところです。

県としてコンセッション方式、いつ頃の導入を考えているのか、答えられれば答えていただきたいと思うし、また、大分空港は今、6番スポット、飛行機に乗るまで相当歩かなければいけない乗降口があります。そしてまた、ターミナルもちょっと狭いところがあるので、拡張が必要ではないかと思います。これは令和2年度の政府要望で大分県の方が上げているところです。この状況も踏まえて、2点再質問します。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 まず、コンセッション導入の時期についてですが、現時点ではまだ見通せない状況ということですが、他空港の事例も含めて研究しながら、検討を進めていきます。

また、御質問いただいたスポット、航空機が駐機するための場所ですが、こちらについては、国が既に6月6日から拡張工事に着手しています。また、これとあわせて、ターミナルビルについても、大分航空のターミナル株式会社が先週の9月6日から拡張工事に着手しています。いずれも工事が順調に進めば、令和8年4月から運用が開始される予定となっていますので、引き続き県としても空港の活性化に取り組んでいきます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 熊本空港では飛行機を利用する人だけではなくて、地元の人が買物に行ったり、食事に行ったりしてにぎわっているというお話も聞きました。ここもコンセッションでやっているの、引き続き検討のほど、導入を早くできればと思っているところです。

それでは、続いてホーバークラフトの運航についてお尋ねします。

大分空港のアクセス改善のため、上下分離方式によるホーバークラフトの導入が進められています。船舶の調達やホーバーターミナルの整備などハード整備は昨年度までに全て完了し、いよいよ今秋就航に向けて、運航事業者による操船訓練を積み重ねているところだと思います。残念ながら、訓練中の事故が4回も発生してしまいました。県民の期待も大きいだけに、安全運航に向けてしっかりと準備を進めていただきたいと思っています。

ホーバーは、船体の購入やターミナルの建設などにおいて多額の税金を投じており、言わば県民の貴重な財産であると言えます。私は、ホーバーによる空港へのアクセス向上だけを取ってみても、本県における導入効果は非常に大きいものがあると考えています。他方、県民の財産を有効に活用していくということを鑑みると、大分空港へのアクセスに限らず、柔軟な発想で観光への利用、例えば、姫島観光など可能な限り幅広く有効活用を行い、県民への恩恵を増やしていただきたいと考えている次第です。

さきほどホーバーの災害利用について、なかなか航路を変えたりとか申請が難しいということですが、是非この辺もクリアしていただきたいと思っています。

加えて、上下分離方式であることから運航ダイヤや運賃は運航会社から公表されましたが、船舶等は県民の負担で整備されているため、県としても、今後の収支の見通しを把握するとともに、責任を持って継続的な運航の確保、20年ですが、努める必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後の収支見通しを含め、ホーバークラフトの運航に向けてどのように取り組んでいくのか、交通政策局長に伺い

ます。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 御質問いただいたホーバークラフトについては、大分空港へのアクセス改善はもとより、国内唯一という希少性、あるいはアクティビティとしての魅力を生かした観光需要の取り込みが期待されています。

運航事業者においては、空港アクセスに限らず、別府湾周遊への活用も予定されています。県としても、議員から御提案いただいた姫島観光といった将来的な幅広い有効活用策についても検討を後押ししていきます。

また、ホーバークラフトの継続的な運航に向けては、上下分離方式を採用したほか、英国の造船事業者に対し、できる限り日本国内で調達可能な部品を使うよう求めるなど、点検整備、あるいは修繕に要する経費の節減にも配慮しているところです。

そして、ホーバークラフトの利用者の増加に向けては、国際線も含めた、今、韓国線が好調ということですが、そういったところも含めて新規路線の誘致も進めながら、空港利用者の増加にも積極的に取り組んでいます。

こうした取組を講じながら、県としても外部の有識者による検証委員会を通じて、運航事業者の事業計画を毎年度確認するなど、収支見通しの把握にも努めているところです。

引き続き利用者の安全を第一に考え、運航事業者と共に着実に就航への準備を進めていきます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 就航の時期ですが、秋とか、今秋とか、何となく幅のある答えが返ってくるんですが、具体的にいつから就航するのか分ければ、是非お聞かせいただきたいと思っています。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 現在、運航事業者の方から国に対して定期航路の許可申請がなされているところで、その許可待ちという状態ですので、まだ正確な就航日については分かりかねる状況ですが、秋の就航に向けて訓練、準備をしっかりと今進めている状況です。

就航日については、決まり次第、運航事業者の方から改めて発表がなされるものと考えています。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 秋といえば9、10、11月で、11月までということでしょうか。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 秋ということですので、現時点ではそのようにお答えさせていただきます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 分かりました。日にちが決まったら、県民も空港利用者も多分期待していると思います。リダンダンシーですから、その辺もしっかりとお願いします。

それでは最後に、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮についてお尋ねします。

気候変動による食料生産の不安定化や世界的な人口増加に伴う食料争奪の激化、担い手の減少、高齢化、耕地面積の減少といった農村地域をめぐる様々な状況の変化を受け、国は四半世紀を経て、食料・農業・農村基本法を初めて改定しました。

同法の基本理念では、食料安全保障の確保を新たな柱に据えるとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等と並んで、農業・農村が有する多面的機能の十分な発揮がうたわれています。

農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場として役割を果たしているのは皆さん御承知のとおりですが、そのほかにも水田に雨水を一時貯留させる洪水防止機能——田んぼダムや、多様な生物を育み、私たちの心を和ませてくれる農村景観の形成など多面的な機能を有しています。

農村において、これらの機能を十分に発揮させるためには、マーケット原理に左右されず、農業生産活動が継続的に行われるよう、農業生産基盤の整備や保全に対する行政、県からの支援が不可欠であると考えます。本県でもこれまで様々な支援を行ってきたと伺っていますが、今回の食料・農業・農村基本法の改正の趣旨も鑑み、改めて取組の強化を期待する次第です。

こうしたことを踏まえ、農業・農村の有する

多面的機能の維持、発揮をどのように支援していくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 淵野農林水産部長。

淵野農林水産部長 本県農業の成長産業化の実現とともに、多面的機能の維持、発揮には農業基盤の整備、保全が必要不可欠であると認識しています。

これまで各地で農業用水の安定確保に向けた水利施設の更新や、安全・安心に向けたため池の耐震化等を計画的に実施しています。また、日本型直接支払制度を活用し、地域の方々が主体となった農地や水路、農道等の地域資源の維持保全活動も支援しているところです。

こうした中、今般改正された基本法に農業生産基盤の保全の重要性が盛り込まれ、現在、国において関連する土地改良法の見直しが検討されていることは大きく注目すべきことだと思います。

県として、こうした国の動向も注視し、人口減少下においても土地改良施設を適切に保全管理できるよう、水路のパイプライン化や自動給水等のスマート技術の導入を積極的に進めます。

また、県内には世界農業遺産のため池群や世界かんがい施設遺産の水路群等、先人の英知によって築かれた貴重な施設も多く存在しています。これらを大切な県民共有の財産として次世代に引き継いでいけるよう取り組んでいきます。

今後も農業基盤の整備、保全を通じて、多面的機能のさらなる維持、発揮に全力を挙げていきます。

また、この度の台風により、国東エリアをはじめとする多くの地域で土地改良施設など農林水産業の基盤となる施設の被害がありました。今後、地元市町村等と協力し、応急工事の実施など早期の復旧に努めます。

嶋議長 木付親次君。

木付議員 台風第10号、私も2日間かけて安岐町の現場をずっと見てきました。特に農業施設に関しては、ため池が2か所決壊したり、あるいは河川の護岸が崩落して石とか土砂が上がっていると。稲が倒れているところとか、あるいは今、部長もお話ししましたが、揚水できな

い、つまり、水が取れない。国東市が今、ポンプと発電機を各地区に貸しています。その中で、一生懸命親子3人でやっている農家の方からお話を聞いたんですが、こんなことがあったら農業はやっていけないというお話を聞きました。是非早急に日頃の農業経営、農業生産ができるように、しっかりと県として支援を再度、冒頭に引き続きお願いし、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

嶋議長 以上で木村親次君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午後1時 再開

井上副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問及び質疑を続けます。成迫健児君。

〔成迫議員登壇〕(拍手)

成迫議員 29番、県民クラブ、成迫健児です。

本日、質問の機会をいただいた会派の皆様、そして一般質問の課題をいただいた市民、県民の皆様感謝しながら、一般質問に移ります。

まずは、南海トラフ地震に向けた防災対策について伺います。

政府の地震調査委員会は、本年1月、マグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震が30年以内に発生する確率を70%から80%と公表しました。南海トラフで最大規模の地震が発生した場合には、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広範囲に大津波が襲来することが想定されています。

平成23年に発生した東日本大震災では、東北地方の沿岸部に押し寄せた津波が甚大な被害をもたらすとともに、社会インフラへの壊滅的な被害を与えたことも記憶に新しいところです。

本年においても、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策のほか、県地震被害想定調査結果等を踏まえ、南海トラフ地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、県として取り組むべき施策を取りまとめた大分県地震・津波防災アクションプランに基づきハード、ソフトの両面から効果的かつ総合的

に防災・減災対策を推進しています。

他方、多様な地震対策の中で、私が気になっているのが災害廃棄物への対応です。

南海トラフ地震が発生すれば、がれきや津波で運ばれる土砂の発生量が最大で約3億4,900万トンと、東日本大震災の実に約1.1倍にも上り、こうした災害廃棄物を既存施設のみで処理する場合には、最長で20年もの年月を要するとの推計が環境省から平成26年に発表されています。

本年でも大分県災害廃棄物処理計画において、南海トラフ地震によるがれき等の災害廃棄物の想定発生量を最大で575万トン、そのうち津波堆積物は300万トンと見込んでおり、仮置場の確保、既存処理施設の活用と仮設処理施設の設置、さらには被災地における処理と広域処理による支援に重点的に取り組むこととしています。

地震で発生した膨大な災害廃棄物が放置されれば、救助、救援の妨げになると考えられることから、迅速な処理は欠かせません。実際に今回の能登半島地震においても、今後、災害廃棄物の処理が大きな問題となり、復旧・復興にも多大な影響を及ぼすことが危惧されています。

他方、東日本大震災では、岩手、宮城、福島の3県で約2,800万トンの廃棄物が発生し、当初はその処理に10年近くかかると見られていましたが、セメント業界などが廃棄物を大量に受け入れて、セメント原材料やボイラー燃料とするなど再利用が進んだことにより、地震発生から約3年後となる2014年3月におおむね完了しました。

このことは、同地震発生後の初動段階において、一次仮置場として岩手、宮城だけでも326か所、全面積にして735万平方メートル超え、実に東京ドーム157個分という大規模な土地を確保できていたことが大きく寄与されたものと考えます。先の災害から得られた教訓として、我々は南海トラフ地震に対し災害がれきの仮置場を確保する重要性を肝に銘じなければいけません。そして、仮置場の十分な確保においては、県内各地域の地理的な事情も勘案した

上で、県内くまなく必要量が確保できるよう取り組む必要があると考えます。

また、南海トラフ地震の発生時には、津波の引き波により大量の災害廃棄物が海上、海中に漂流することが考えられます。救助活動要員や被災者支援物資を大量に届けるためには海上輸送が必須であり、自衛隊艦船や民間船舶が運航するためには1分1秒でも早い航路確保作業も不可欠です。

加えて、環境省の推計によると、東日本大震災により岩手、宮城、福島の前3県から海に流れ出た災害廃棄物約500万トンのうち約7割が海底に堆積し、依然として漁業者を苦しめているとのこと。持続可能な漁業を守っていくためにも、本県における海岸線の特徴に応じた災害がれきの仮置場の確保に向けて、漁協を含め関係機関と連携しながら、より綿密な計画を一刻も早く策定しなければなりません。

こうした災害廃棄物への対策とあわせて、大分県地震・津波防災アクションプランにおけるその他の取組に関する進捗状況にも大変注目をしていますし、先月上旬には日向灘を震源とする大きな地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、県民の南海トラフへの危機感が大きくなっている中、さらなる対策の強化が求められています。

特に津波について、先日の地震でもそうですが、私の地元佐伯市の皆さんは大変怖い思いをしたと思います。万が一津波が発生した場合には、早期避難をすることが一番の対策であり、そのための円滑な避難行動に向けた情報提供の強化や避難への意識付けといった自助の取組、さらには自主防災意識や防災士などにおける共助の取組を強化していかなければなりません。

そこで、災害廃棄物の仮置場の確保や迅速な処理に向けた計画の策定、津波発生時における早期避難の促進を含め、南海トラフ地震に向けた防災対策にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

以上、対面席にて伺います。

〔成迫議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの成迫健児君の質問に対

する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 成迫健児議員の南海トラフ地震に向けた防災対策についての御質問にお答えします。

8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生して、その後、令和元年の制度開始以来初めてとなる南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表され、日本中で緊張感が高まりました。

幸い南海トラフ地震は1946年以来発生していませんが、一たび起きると、県内では年間の一般廃棄物発生量の1.4倍を超える災害廃棄物が発生すると想定されています。

そこで、県では発災後3年間での処理終了を目指すことや広域処理を含めた対応を行うこと等を基本方針とした災害廃棄物処理計画を定め、事前準備と発災時の実効性の確保に向けた取組を進めています。

まず、事前準備の要となる災害廃棄物仮置場については、県全体の確保目標111ヘクタールに対し、約3倍の364ヘクタールを候補地として選定しており、このうち佐伯市では目標の1.8倍に当たる82ヘクタールを選定済みです。

加えて、仮置場からの運搬、選別、処分までの実施手順を定めるとともに、企業、団体と協定を締結して、計画に基づく迅速な処理体制の構築も進めています。

また、実効性の確保に向けては、市町村や関係団体を対象に初動対応に関するワークショップ等を開催するとともに、県総合防災訓練において、実際に廃棄物仮置場の設置や運搬手順の確認を行うこととしています。

一方、議員御指摘のとおり、南海トラフ地震の人的被害を最小化するためには、早期避難の取組も極めて重要です。

県では、地震・津波防災アクションプランを策定し、防災士の養成や自主防災組織による避難訓練の実施、県民防災アクションデーでの津波サイレン吹鳴訓練など、早期避難の促進に向けて全県で取り組んでいます。

今年度、能登半島地震の検証を踏まえたアク

シヨンプランの改定を行うこととしており、引き続き人的被害ゼロを目指して、市町村と一層連携しながら、防災対策にしっかりと取り組んでいきます。

井上副議長 成迫健児君。

成迫議員 ありがとうございました。南海トラフ地震で想定される地震・津波災害に対しては、県民の命を守ることを前提とした防災・減災対策を第一に考えなければいけないことはもちろんですが、今回の質問では、災害を受けた後の復旧・復興に大きく関係する廃棄物処理について大きく触れました。

知事の答弁の中で、県全体としては仮置場約3倍の広さの準備を想定していると。佐伯に限っては1.8倍というお話をいただきました。市民、県民の安心感はかなり高まったと思います。

ただ、質問の中でも触れましたが、元旦の能登半島地震の復旧・復興状況においては、地震で主要道路が寸断され、初動が遅れたのも影響し、支援物資等の輸送が優先されたのもありますが、災害廃棄物については、建物解体や現地での廃棄物を分別する作業者が不足していることもあり、廃棄物処理がなかなか進まないという現状もあるようです。いざ南海トラフが発生した場合にそのような状況とならないように、あらゆる場面を想定した災害廃棄物処理計画を県内市町村の関係部署と考える必要があるのではないかと改めて感じています。

また、東日本大震災で災害廃棄物処理を実施した自治体、企業ほか大学の産学官で災害廃棄物処理の全プロセスを自在に作成できる新システムの研究構築も進められていると聞いています。災害廃棄物の質や量を高精度に把握できると、焼却場や最終処分場等、複数ある処理・処分施設のどこに搬送するべきかの決定や運搬車両の選定が迅速に行えるし、廃棄物の種類、大きさなどの制約条件に応じた破碎、あるいは選別する機械の最適な配置も可能となるとされています。

大分県も南海トラフの地震に備えて、そういった取組や情報をいち早くキャッチしながら、

特に最も強く推し進めている大分県の先端技術を活用した災害対策を構築していただきたいと思えます。

では、次の質問に移ります。

本県における多文化共生推進プランの策定、そして、より多くの外国籍の方に選ばれる大分県づくりについて伺います。

厚生労働省は、昨年10月時点で、外国人労働者数が204万8,675人と前年に比べて22万人余りの12.4%増加し、2013年から11年連続で過去最多を更新したと発表しました。また、コロナ禍から経済活動の回復や国内の人手不足を背景に、外国人労働者の増加率がコロナ禍前に近い水準まで戻っているとも分析しています。

本県においても、令和5年は前年比で19.1%、1,599人増加し、過去最高を更新しました。出身国別に対前年増加率が高い順で並べてみると、ミャンマーが108.3%、287人の増、インドネシアが61.9%、602人の増、続いてネパールが32.3%、158人の増となっています。

厚労省は建設や医療など人手不足と言われる業界での増加率が高いとも指摘しています。本県においても、建設、医療等は人手不足が最も顕著な業界であり、その需給のアンバランスは今後も加速されていくものと考えます。

こうした中、国においては、地域における多文化共生推進プランを平成18年に策定し、自治体においても、社会経済情勢の変化に対応するための施策を着実に推進するよう、適切に進捗管理を行うことが必要と指摘しました。他県に目を向けると、宮城県や群馬県等は条例を制定、富山県は外国人材の活躍推進に向けた詳細な計画を策定しています。

本県においては、新長期総合計画案において、外国人の受入れが今後進むことが想定されるため、関係機関と協力し、外国人も安心して生活でき、能力を発揮して活躍できる多文化共生社会の推進に一層取り組むといったスタンスは示されているものの、条例や具体的な計画を定めている他県とは、取組の熱量に雲泥の差がある

ように感じています。

これまでも一般質問の場で大きな課題として取り上げましたが、本県の人口減少対策における特効薬の一つとして、今こそ外国人の交流関係人口を含む人口増加策、さらには働き手の確保策について新たなステージへ政策を推し進めるときであり、大都市ではない地方においても外国人が住みやすく、働きやすい環境を確立すべきであると私は確信しています。

そのためには、その骨格である本県の多文化共生推進の計画について真摯に向き合うことが重要であり、具体的には現状のように海外戦略の一環としてでなく、今現在の本県、日本、世界の取り巻く状況などをしっかりと鑑みた独立した計画を策定すること、さらにはその計画に基づき多文化共生の取組を強化していくことが重要であると考えます。

そこで、本県における多文化共生推進の計画策定を含め、多文化共生の推進にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

井上副議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 多文化共生の推進についてお答えします。

本県は平成23年度に海外戦略を策定して以降、国の多文化共生プランの動向も十分に反映しながら、外国人総合相談センターの設置や日本語教育体制の充実などに取り組んできました。

また、こうした取組を人材の送り出し機関や関係者への情報発信に活用するなど、外国人材の誘致促進と多文化共生の両施策を海外戦略の下で効果的に実施してきたと考えています。

今後、外国人材へのニーズがますます高まるほか、在留資格制度の見直しにより、滞在の長期化や帯同家族の増加も見込まれます。こうした動向を鑑み、新長期総合計画でも多文化共生の推進は引き続き重要な施策と位置付け、取組を充実するとしています。重要なことは、外国人に選ばれ、共生できる大分県づくりであり、引き続き海外戦略を中心に据え、その策定を進める中で、多文化共生の具体的な施策やその計画的な推進策についても検討していきます。

井上副議長 成迫健児君。

成迫議員 ありがとうございます。大分県は全国的に見ても、外国人の増減率がここ近年、非常に高く、急激に増えてきていますので、受け入れる側にとっても早急にまずは生活しやすい環境、さらには活躍いただけるような準備を整えていく必要があると考えています。

私も県が取り組まれている、やさしい日本語教室に参加したことがあるんですが、日頃、自分が使っている日本語がいかにも難しい言語であるのか、そしてまた、日本語が下手くそであるかを痛感した次第です。

さらには、いざ外国の方と意思疎通しなければいけない場面に遭遇した場合のシミュレーションも行ったのですが、実際にコミュニケーションを取ることの難しさを体感でき、大変勉強になりました。

こういった外国の方との相互理解を深めていける取組は、多文化共生に直接つながってきますので、積極的に広げていってほしいと思います。

日本語ビジネスレベル以上の外国人材が登録されている就職・転職情報サイトを運営されている株式会社グローバルパワーがユーザー登録されている約4万人の外国人を対象に調査を行っており、継続して住みたいと思える都道府県をランキング付けしていました。

さきほど部長の答弁から、外国人に選ばれる大分県であるよう、共生できるようにというお話もいただいたんですが、そのランキングの中では、大分県は47都道府県中42番となくなっていました。基本的には、就職サイトの調査なので、外国人材の求人数が少ない県が下位に来ている傾向もあるのですが、それでも大分県においては、大分県よりも求人数が少ない県よりも下にいる状況です。

質問の中でも触れましたが、富山県については、求人数そのものは大分県を下回っているんですが、ランキングでは全体の17位と、継続して住みたい地域として選ばれています。富山県は、県として外国人材の活躍、多文化共生推進プランを作成していることによって、住みやすい、そして働きやすい環境が整い、住み続け

たいと思える配慮がなされていることが、この結果につながっていると言えるかと思います。

前回の第2回定例会における一般質問で若山県議も多文化共生について触れましたが、宇佐市は独自で国際交流推進プランをいち早く策定して先進的に取り組まれています。しかし、他市に目を向けてみると、ほとんど進んでいない現状であり、こういったことが、さきほど述べた調査結果にも影響しているのではと考えています。

これから先を考えたときに、県が多文化共生に特化したプラン、又は単独の計画を策定し、方向性を示すことが外国人にとって住みやすく活躍していくことにつながっていくと強く思っていますので、今後は是非このプランの策定については前向きに検討いただけたらと思います。

続いて、教育をめぐる諸課題について質問します。

まずは中体連全国中学校体育大会について伺います。

全国中学校体育大会は、中学生の育成と技能の向上などを目的に昭和54年から開催されていて、昨年度、夏は16競技、冬は4競技の合わせて20競技が実施されましたが、今般、この中学スポーツの競技環境が大きく変化することとなります。大会を主催する日本中学校体育連盟は、今年6月に本大会の規模縮小を決定し、20競技のうち9競技を2027年度から取りやめることとなりました。除外される競技については、中学校体育連盟への加盟校数に対して活動実態のある部の設置割合が20%未満となっていた水泳、男子ソフトボール、ハンドボール、体操、新体操、相撲、スキー、スケート、アイスホッケーとなっており、継続する競技も3日以内での開催を目標とし、参加者数、開催経費ともに現在から30%減らすことを目指すとされています。

このような状況となった理由としては、急速に進む少子化があります。日本中学校体育連盟によると、13歳から15歳の運動部加盟人数は、2009年の約233万人から2018年には約200万人に減り、スポーツ庁は204

8年には約148万人にまで減少すると推測しています。そのような状況の中、各地の学校で部活動の廃部や縮小が進んでいます。

また、教員の負担も大きな問題となっており、各地区での予選も含め、運営や引率などに取られる時間が多く、長時間労働の一因になっていたのも事実です。そのほかにも行き過ぎた勝利至上主義への問題視など様々な背景があり、現状を踏まえた大会の在り方を見直す時期に来ているのだと感じています。しかし、今、部活動や地域クラブでの高いレベルで練習を重ね、目標とする全国大会を目指して頑張っている未来のアスリートにとっては夢や意欲を失いかねない方針であり、競技力の低下はもちろん、競技の普及や中学生年代の育成への影響が懸念されます。

取りやめとなる競技団体は、大会の新設や既存大会との一本化といった代替大会の検討に乗り出していくと聞いていますが、大人の都合ではなく、子どもたちが高い意識を持って楽しみながら競技を続けていけるような議論を進めていかなければなりません。

そこで、大会の縮小によって生じる諸課題についてどのように捉え、また子どもたちの活躍の場をどのようにして確保していこうと考えているのか、教育長の見解を伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 今回の日本中体連の決定は、生徒の減少や夏場の暑熱対策、運営に関わる教員の負担等の課題解決に向けた長期にわたる慎重な議論の結果であり、やむを得ない面はあると考えます。一方で、目標とする大会の消失は、競技に取り組む子どもたちの夢を奪うだけでなく、当該競技の普及振興にも影響を及ぼすことも懸念されます。

見直しの対象となった競技では、代替大会の開催等が検討されると聞いており、子どもたちの活躍の場の確保を期待しています。

県としては、全国大会がなくなった場合でも、県大会の継続の可能性について、県中体連と協議していきたいと考えています。

また、見直しの背景の一つとして、部活動の

休部や廃部の増加など、学校単位での活動が成り立たなくなっているという現状を踏まえ、現在、各地域で進めている部活動の地域移行の支援に取り組んでいます。全国中学校体育大会も、昨年度から地域スポーツクラブも出場できるよう参加基準を緩和しました。

今後も、市町村や県中体連と連携して、子どもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる環境の確保に努めます。

井上副議長 成迫健児君。

成迫議員 ありがとうございます。今回の縮小の発表があった後に、日本水泳連盟からは、中学生選手にとっては、全国中学校体育大会は高校進学にあたっての重要なキャリア形成の機会、慎重な検討が必要との見解を示されたのですが、私も同じ気持ちで子どもたちの進学等の進路に関することはもちろんですが、競技人口の減少やモチベーションの低下にも影響するので非常に心配しています。

縮小すると決めたからには、それに代わる大会についてのことなど、競技団体としっかり話して話し合っておくべきだったと思います。しかし、方針として決まった以上は、目標や夢を目指す子どもたちが取り残されないように、私たちにできることを模索していかなければならないと思います。

縮小される競技に限った話ではないんですが、高い目標を掲げて上を目指し続けるといった姿勢を持つことは、競技を目指す上で、モチベーションを保っていく中でとても大切なことであると思うのです。例えば、トップアスリートから直接指導を受けたり、同じ空間でトレーニングができたりすることも大変大きな刺激となり、揺るぎない高いモチベーションにつながります。

私自身もアスリートとして大分県から育てていただいた、関係者の皆様のお陰で夢を目指すことができたと思っておりますが、一流選手や一流の指導者から高い技術のノウハウを教えていただける機会を中高の時代に、様々な関係者の力を借りて、多くの機会をいただいたことで、高い意識が途切れることなく、競技を追求し続けることができました。

今現在、県を含め、各市町村が合宿の誘致を積極的に行っている中で、多くのトップアスリートが来県していただいています。是非、教育委員会、企画振興部、そして競技団体等が連携して、大分県の子どもたちがトップアスリートに直接触れ合える機会を今まで以上に増やしていけるよう努めていただき、大分県の未来を目指すジュニアアスリートがこれまで続いていた大会はなくなったが、自分たちのゴールはもっと先にあるのだと思えるような取組を推し進めていただけるよう、お願いしたいと思います。

続いて、不登校児童生徒への支援について伺います。

文部科学省の令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、全国の小、中、高校の不登校児童生徒数は35万9千人余りと過去最高を記録しました。保護者の皆さんは無理して学校へ行かなくてもいいんだよという思いがある一方で、学校へ行かない状況が長期化するにつれて、学力や心の面での社会的自立は今後どうになってしまうのかとの心配も大きいのではないかと思います。

文科省の調査では、小中学校における不登校児童生徒のうち、フリースクール等を含む民間施設に通う子どもは全体の約4%と少ない状況です。要因としては、情報が行き届いていないこと、平均して月額3万円以上となる多額の費用がかかることが挙げられています。民間団体の調査では、不登校をきっかけとして世帯収入が減った世帯は約3割、さらに給食費に代わる食費やフリースクール代等により9割の世帯で支出が増えたという調査結果もあります。子どもの将来への心配に加え、経済的に困窮していく御家族に早急に寄り添っていきたい、思い悩み御相談を寄せてくださる御家族のお話を伺うにつれ、そのような気持ちが高まる毎日です。

こうした中、フリースクール等に通う子どもを持つ世帯に対する支援を行う自治体が増えつつあります。県内でも、この4月から日田市と別府市がフリースクールに通う児童生徒の利用料への補助を開始しました。また、東京都では、

月2万円の協力金の支給によるフリースクール等に通う児童生徒の活動内容に関する実態調査を経て、本年6月から利用料の助成制度を開始しています。このような調査を行うことは、東京都にとって今後の不登校支援策を検討する上で大変参考になるとともに、協力金を受け取る世帯にとっては経済的支援となり、大きな支えになるのは間違いありません。本県でもフリースクール等へ通う世帯に対し、このような実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、経済的な面も含めた支援の実施について検討してはどうかと考えます。

そこで、フリースクールなど不登校児童生徒を支援する民間施設に通う子どもがいる世帯への実態調査や経済的な支援の検討を含め、不登校児童生徒への支援にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 不登校児童生徒への支援にあたっては、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることが何よりも重要です。

本県では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実をはじめ、教室に入れない生徒のための校内教育支援ルームの設置、ICTを活用した家庭学習支援等に取り組んでいますが、フリースクールとの連携も有効な選択肢の一つと認識しています。

県教委では、その実態を把握するため、昨年度、フリースクール24か所を訪問し、聞き取り調査を行った結果、施設環境や児童生徒への支援内容など、それぞれの学校によってかなり多様な実情がうかがえました。

今年度はフリースクールに通う子どもがいる世帯に対し、利用状況等の実態調査を行う予定です。また、利用者支援等を行っている他県の状況の把握にも努めているところです。

フリースクールに通う児童生徒が家庭の経済状況等にかかわらず安心して学べる環境を整えることは重要であり、フリースクールの質の確保や利用者支援について引き続き検討していきます。

井上副議長 成迫健児君。

成迫議員 ありがとうございます。佐伯市にも県南で初めてのフリースクールである未来学園佐伯校が令和3年度に開校したんですが、当初は4名から始まりました。しかし、今は60名を超える生徒が通っていて、学校に通えない子どもたちの居場所や受皿になって、非常に大きな役割を果たしていると感じています。そのフリースクールに通っている年齢層は、高校生がほぼ9割で、中学生が全体で佐伯校に関しては2名で、未来学園には大分校もあり、今の状況を常にやり取りしているんですが、中学生が少ないという状況にあります。

今回の質問にも触れたんですが、日田市と別府市が授業料の助成をするということで、前向きに事業を進められているんですが、対象となるのは中学生までで、高校生は対象外になりますので、そこで保護者が負担いただくことになるかと思えます。

私もいろんな方からフリースクールや不登校に関しての相談を受ける機会が多いんですが、授業料をお伝えしたときに、どうしてもちょっとちは厳しいというところで諦めてしまう保護者が多々います。やはりそういったことにならないように、県としても高校生に対しての助成、若しくはフリースクールの運営に関する助成については、私、今回で3回目の質問になるんですが、その中で常に訴えてきているんですが、そこら辺をしっかりと検討していく必要があると思うんですが、その点も踏まえて、再度教育長に見解を伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 フリースクールの授業料がかなり高額であるということは、私どもも調査して把握しています。

今、各県の状況等も調べているところで、全国で13の都道府県がフリースクール本体への支援、あるいは利用者への支援を行っている状況です。その際、さきほども答弁しましたが、フリースクールの運営の仕方、あるいはサービスの水準とかがばらばらな状況であり、例えば、今回、別府市でも支援の対象については、法人が経営していることを要件にするとか、1年以

上の活動実績とか、いくつかの要件を定めています。そういった検討も必要になるかと思えますので、引き続きその辺の支援の在り方、あるいは家計の状況を調査していきます。

あと、高校生の不登校については、例えば、県には爽風館高校という高校があり、そこで定時制とか夜間部とか、そういった受皿も用意していますので、基本的にはそこを不登校の高校生の受皿と考えています。また、通信制の課程もあります。そういう様々な選択肢の中の一つとしてフリースクールも十分評価に値すると考えていますので、もう少し検討をさせていただければと思います。

井上副議長 成迫健児君。

成迫議員 ありがとうございます。教育委員会も非常に努力をいただいております、爽風館の話もいただいたんですが、子どもたちの通える環境であったり、受皿を真剣に考えてくださっていることは重々承知しています。その中で、大分県には一般社団法人フリースクール等連合会が設置されており、そことの意見交換はこれまで詰めてやってきていると思うのですが、さらに、すごくありがたいことに保護者に向けた実態調査もいただけるということでした。それぞれのフリースクールの特色があります。また、当然、自分のお子さんに対して、そうやって泥水をすすってでも働いて育てていくのは当たり前だろうという方もいます。ただ、私がさきほどお伝えしたように、経済的にどうしても厳しくて通うことを断念してしまう保護者も中にはいるところで、そういった部分が今回の実態調査の中で見えてくると思いますので、また調査結果をそれぞれ共有させていただき、今後どういった支援が必要なのかをまた一緒に考えさせていただければと思いますので、さきほど検討という話はいただいたんですが、引き続き前向きに検討いただけるようお願いし、次の質問に移ります。

最後に、アタマジラミ対策について伺います。

最近、全国的に子どもたちの間でアタマジラミの発生が増えてきていると言われていています。シラミや不潔によるものと思われがちですが、

清潔にしても頭と頭の接触があれば寄生する場合があります、特に小学校や幼稚園では、遊びの中や集団でお昼寝をする際など、頭を接触する機会が多いため季節を問わず発生しています。また、皮膚科等の医療機関からも、近年アタマジラミに関する相談が増加傾向にあると聞いています。

集団生活の中で誰でも感染する可能性がありますので、寄生された人の差別等につながらないよう、正しい知識を持って適切に対処する必要があります。感染拡大を防ぐために、そして子どもたちの心を傷つけないために、保育園、幼稚園、学校の関係者はもちろん、保護者にもアタマジラミについての正しい知識を持っていただくことが大きな課題です。

アタマジラミは1年中、流行が見られますが、6から7月の初夏と10から11月の秋に増加する傾向があり、一度アタマジラミに寄生されると、頭に卵を産んで住み続けるため対処が必要となります。アタマジラミを全滅させる治療は、すきぐしを使って成虫、幼虫と卵を除去する方法、また、殺虫効果のあるシャンプーで頭髪を洗浄して死滅させる方法の二つがあります。皮膚科でも同様の指導を受けます。しかし、いずれも正しい知識がなければそのままになってしまい、アタマジラミが他人に寄生する範囲が広がっていく可能性があります。

そこで、県として早急に対処していただきたいと考えますが、県内におけるアタマジラミの発生状況をどのように把握しているのか、またその対策についてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 アタマジラミ症の感染は、集団生活の場で直接的な頭同士の接触であるとか、タオルやブラシの共用などが原因となっており、その多くは12歳以下の児童に見受けられます。

新型コロナやインフルエンザ等と異なり、県として随時報告を求めているものではなく、発生動向の継続的な把握は行っていません。

他方、保育施設においては、こども家庭庁、

それから学校現場では日本学校保健会が策定したガイドラインがあり、これに即した対策を現場で講じることとしており、それぞれ現場サイドでの対応を基本としています。

なお、その際にはアタマジラミ症についての正しい知識を提供し、差別や偏見が生じないような配慮もその中で求めています。

しかしながら、国の調査によると、この発生率が1%程度ということで、それほど多くないこともあり、経験不足から現場で対応に苦慮する場合もあるようです。そうした場合には、県の保健所において対応しており、年間数件程度の相談に応じている状況です。

今後も感染の予防、それから対策について適切に助言等を行い、関係者や保護者の不安解消に取り組んでいきます。

井上副議長 成迫健児君。

成迫議員 今の部長の答弁の中で全国的に発生状況は1%程度と答弁いただいたんですが、実際アタマジラミが見付かったときに、指を指される、友達に感染したりすると、やっぱり犯人捜しが必ず始まりますので、どうしても黙っておくということもあるかと思えます。

実際に感染があって、頭がかゆいということで医療機関に相談に行った場合に、医療機関では、これといった特効薬とか処方箋をもらえるわけではなくて、清潔に頭をしっかりと洗ってくださいとか、すきぐしですいてくださいとか、そういったアドバイスはいただけるようです。一番早いのは、殺虫効果のあるシャンプーを使うのが一番効果があるんですが、薬局とかに置いてあるそのシャンプーが3千円近くするというので非常に高額となっています。頭がかゆくて、アタマジラミが見付かったよと言われても、なかなかちゃんとした処置ができなくて、どんどん感染が広がるというふうな、そこら辺が現場ではすごく心配されており、私のお願いとしては、例えば、保健室にそのシャンプーを設置して、子どもが相談したら、すぐにそういったのを提供できるような環境づくりも今後必要になってくるのではないかなと思いますので、是非子どもたちがそういうふうな状況になった

ときに、現場なりが手を差し伸べられるような、そういった対応をしていただけるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で成迫健児君の質問及び答弁は終わりました。堤栄三君。

〔堤議員登壇〕（拍手）

堤議員 皆さんこんにちは。傍聴されている皆さん、そして、インターネット中継、ケーブルテレビ等で視聴されている皆さん、本当にお世話になります。日本共産党の堤です。

早速、一般質問に入ります。

まず、日米共同演習、訓練についてです。

7月28日から8月7日まで、米海兵隊1千人、自衛隊3千人の規模で、島嶼、離島防衛を想定したレゾリュート・ドラゴンが日出生台演習場で実施されました。日米共同訓練の頻度が多くなる中、県民の不安が一層大きくなっており、現地の声として、部落では人が減少し、集落を維持できない、札東で立ち退きを迫るやり方に憤りを覚える、演習に慣れたらいけない、反対を貫くとの言葉が印象的でした。これは、長年、米軍訓練の反対運動を続けてこられ、8月18日に急逝された玖珠町の衛藤洋次さんから伺ったものです。こうした地元の声も踏まえ、私は日米共同訓練の中止を国に求めるべきと考えます。

特に今回は、訓練開始前の7月24日に、M Vオスプレイ2機が日中から演習場等上空の旋回や離発着を行い、午後9時過ぎから1時間以上、演習場付近で飛行を続けました。これは、緊急時を除いて午後9時以降は飛行しないという事前の説明に反しており、大きな問題ですが、この点について厳しく国にその是正を求めたのでしょうか。答弁を求めます。

こうした中、地元では、オスプレイが参加することに対する不安が多く出されました。昨年墜落したCV-22オスプレイの構造的欠陥についても原因の解明には至っていないのが現状です。このような危険が除去されない中、米海軍のCMVオスプレイが岩国基地に配備され、訓練等で大分県の上空を飛んでいくようになり

ます。大変危険であり、米軍の飛行に反対することを県として防衛省に強く求めるべきと考えますが、答弁を求めます。

また、来年1月から3月の間には、日出生台で米海兵隊の実弾射撃訓練が実施されると報道されています。大分県にとって、国による長射程ミサイルなど敵基地攻撃能力の保有は、中国との貿易取引から見ても大きな障害、摩擦を起こすこととなります。大分県は中国、香港、台湾などに乾しいたけやなし、養殖ブリなど農林水産物の輸出を行っており、その輸出額は30億1,100万円にも上ります。また、工業製品についても、2022年大分税関支署の調査による輸出額9,074億円のうち、中国向けが18.5%を占めています。また観光面からも、去年は中国、香港から14万9,625人が来県しています。

中国に対する仮想敵国としての軍事的対抗が、大分県の貿易や観光にとって負の影響となってしまうのは火を見ることより明かです。戦争の準備ではなく平和の準備こそ、大分県として大切なことです。

そのために、国に対し、憲法9条を生かした徹底的な平和外交に徹することが大切であり、戦争準備のための来年の日出生台での米海兵隊実弾射撃訓練について中止を求めると訴えるべきと考えますが、答弁を求めます。

以下、対面にて。

〔堤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの堤栄三君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 堤栄三議員の日出生台での日米共同訓練及び米海兵隊の実弾射撃訓練についての御質問にお答えします。

県では、日米共同訓練実施の発表を受け、速やかに関係市町と共に九州防衛局長に対し、早期かつ適切な情報開示と安全管理の徹底を要請しました。

中でも、住民の不安が大きいオスプレイなどの航空機の飛行にあたっては、安全確保や騒音の軽減について、特段の配慮を求めたところで

す。

しかしながら、米軍オスプレイの夜間飛行が行われたことから、翌日、飛行時間や高度・コースについて、住民生活に配慮するよう改めて九州防衛局に強く要請したところです。その結果、以降の夜間飛行は行われていません。

2点目の米軍オスプレイの飛行に関しては、国が責任を持って判断すべきと考えています。県としては、オスプレイを含む航空機の飛行にあたっては、安全確保と地域住民の日常生活への配慮を、今後とも国に対して求めていきます。

3点目についてです。

日出生台演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練は、日米安全保障体制の枠組みの中、政府間合意により、沖縄基地負担軽減のため、苦渋の決断で受け入れたものです。

米軍実弾射撃訓練に対する本県の基本的な姿勢は、将来にわたる縮小、廃止であり、そのことには変わりはありません。引き続き国に対して粘り強く求めていきます。

外交・防衛政策は国の専管事項ですが、県としては引き続き、国際情勢や国の動きを注視し、地元市町と連携して、県民の不安解消と安全確保に取り組んでいきます。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 将来的な中止、廃止、縮小については当然のことだと思います。特に、この問題に対してよく国の専管事項と言われます。国の専管事項だから何をしてもいいというわけではないですね。外交、防衛等については、地域住民の安全を守るという、地方自治法に基づいた地方自治体本来の役割があるわけです。私はそういうところにもう少し力を入れて、そういうところを基本にしながら、自治体としても日出生台の演習場、米海兵隊の演習については物を申すと。やはり廃止、縮小が基本ですから、それについて常に物を言っていくということは私は非常に大事だろうと思うんですね。

さきほど貿易の関係からも言いましたが、大分県にとっても中国等々については非常に大きな貿易額があるわけですね。これは日本全国でもそうです。ただ、これはアルプス汚染水の

問題を見ると、輸出ができなくなってしまった。つまり外交問題というのは、正に我々の経済の問題でもあるわけですね。

ですから、防衛、外交であったとしても、専管事項であったとしても、物はやっぱり言うべきだと。つまり言うべきことは言う、憲法9条に基づいた物を言うということ。そういう立場に立つべきだと。

だから、そういう点では、再度日出生台の海兵隊の実弾射撃演習については中止を求めるという立場が今こそ必要だと思うんですね。それについてはどうですか。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 3点目ですが、先日、福岡の在福岡中国総領事にお見えいただき、いろいろ意見交換したんですが、少なくともそのときは3点目のような議論は総領事からはありませんでした。

ちなみに、そのときに私からは、処理水問題は、大分も大変漁業が盛んで、養殖も、それから漁船漁業も重要な産業ですと、今の中国の対応は私たちは非常に困っていますと言ったら、総領事が、おっしゃることはよく分かります、本国にしっかり伝えますと、いい返事が返ってくるのではないかと期待していますという返事があったので、言うべきことはそれぞれ言っています。もちろん防衛局に対しても言っていますが、3点目のことについては、取りあえず外交ルート等を通じてそのような議論は今のところ私には聞こえてきていないのが現状です。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 しっかり廃止、縮小を求めています。次に行きます。

次に行きます。

交通政策の問題です。日本共産党大分県議団として、この問題については、7月17、18日の両日、国土交通省などに国としての考え方を確認してきました。

豊予海峡ルート構想中止の要請に対して鉄道局や道路局の担当者は、該当路線は構想路線であり、国としても調査等は行っていない、その道路の必要性についての調査もしていないので、国としても何も言えないと回答しています。

また東九州新幹線については、国の基本計画路線であるが、まずは整備計画である北海道、北陸、西九州の各新幹線が優先であると答えました。

新幹線の開業と同時に並行在来線がJRから切り離され運営されることについても、議会でもたびたび取り上げてきましたが、その並行在来線について、2017年度と2021年度の輸送人員を比較すると、肥薩おれんじ鉄道では117万1千人から93万9千人へ、いわて銀河鉄道は523万5千人から433万1千人へと減少、このほか、しなの鉄道やえちごトキメキ鉄道でも乗客数は大きく減少しているのが実態です。さらに肥薩おれんじ鉄道の2019年度決算は、6億8,920万円の経常損失となっており、開業から約20年間赤字が続いています。新幹線開業と同時に並行在来線の疲弊が目立っているのが現状です。

国民の世論においても、日本世論調査会が8月17日にまとめた公共交通を巡る世論調査によると、地域住民の移動手段として必要という理由で、地方鉄道の維持を求める声が71%に上っています。また、新幹線の北海道、北陸、九州・長崎ルートについては建設を急ぐ必要がないが54%、これ以外に建設すべきではないが73%に上っています。このような民意からも東九州新幹線や豊予海峡ルート構想が不要であることは明らかです。

費用の面においても国土交通省は、北陸新幹線小浜・京都ルートでの建設費は2016年度の想定では2兆1千億円であったものが、最大2.5倍の5兆3千億円にまで膨らむと与党検討委員会に示しています。これでは効果費用を上回るという費用対効果の目安から外れる可能性があります。東九州新幹線や豊予海峡ルート構想でも同じことが言えるのではないのでしょうか。

このような状況から、東九州新幹線や豊予海峡ルート構想はきっぱりと断念すべきと考えますが、答弁を求めます。

続いて、JR九州の路線の存続についてです。JR九州は8月20日、2023年度の路線・

区間別の1キロメートル当たり1日平均乗客数を発表しました。この中で、大分県内では日豊本線の佐伯―延岡間、豊肥本線の宮地―豊後竹田間、豊後竹田―三重町間などが、ローカル線の存廃などを協議する協議会の設置目標とされる1千人未満となっていることが公表されています。豊予海峡ルート構想や東九州新幹線などと言っている場合ではありません。まずは足下においてJR九州の路線の存続をどうするかを検討すべきと考えますが、答弁を求めます。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 東九州新幹線及び豊予海峡ルート構想についてですが、人口減少が進む中で、東九州新幹線や豊予海峡ルートは、広く西日本エリア等との人や物の流れをつくり、産業を呼び込み、地方創生の基盤となることが期待される重要な交通インフラであると考えています。

そこで県では、昨年11月に地域経済や交通政策等の有識者で構成する研究会を立ち上げ、広域交通ネットワークについて様々な観点から議論していただき、様々な面で大きな効果があるとの報告を受けたところです。

具体的には、リニア開通により形成されるスーパー・メガリージョンと短時間で結ばれることで、商圏の拡大や物流の効率化が図られ、県内の中小企業にも、また農業にもビジネスチャンスが生まれます。また、九州、四国、中国、関西の交流が促進され、国内旅行やインバウンドの拡大が見込まれます。加えて、災害時のリダンダンシーが確保され、正に国家プロジェクトとして進める必要があることから、国や関係機関等へ強く働きかけていくべきという報告になっています。

一方、議員からの御指摘があった国民、県民のコンセンサスや並行在来線の経営分離の可能性等については、研究会からも検討課題として示されています。

このため、今年度は、整備効果等を簡潔にまとめたリーフレットに加え、整備後の時間短縮効果を実感できる地図を作成して、県民や企業の理解促進を図っていきたくと考えています。また、広域交通ネットワークに対する関心度や

意識を問うアンケート調査なども実施し、今後の効果的な情報発信に役立てていきます。

他方、整備費用については、国のプロジェクトとして当然実施されるべき計画ですので、仮に地方負担がある場合は小さな負担となるように国に働きかけていきたいと考えています。

なお、新幹線の費用対効果については、現在、国が計算方法を見直す方向で検討を進めていると聞いていますので、その動向を注視していきます。

そして、昨年度に続き、関係の県を交えたシンポジウム、昨年も愛媛県、宮崎県等に入っていると思いますが、地域別の説明会も開催する予定であり、並行在来線なども含めて十分に議論を行い、合意形成に努めていきたいと考えています。

バランスの取れた国土の発展、災害に強い国土づくり、県土づくりを進めるためには、東九州新幹線、そして豊予海峡ルートの整備が不可欠であり、これからも粘り強く取り組んでいきたいと考えているところです。

その他の質問については、担当部局長から答弁させます。

井上副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 御質問いただいたJR九州ローカル線の維持については、本県にとっても大変重要な課題であると認識しています。当然ながら鉄道路線を維持するためには、まずは通勤、通学といった日常的な利用であったり、観光利用などを通じて多くの方に乗っていただくことが大事になっていきます。

県としては、JR九州やバス事業者などとも連携して、先月8月にスタートした九州Maasの取組などを通じ、お得なチケットや乗り継ぎの改善といった利用者の利便性向上に努めていきたいと考えています。

また、御指摘があったように、鉄道はネットワークとしてつながることで、それぞれの路線相互の価値が高まるものだとして認識しています。とりわけ、御指摘いただいた日豊本線の佐伯―延岡間と豊肥本線の三重町―宮地間については、本県と宮崎、熊本両県の県境をまたぐ区間であ

り、九州全体にとっても大変重要な鉄道ネットワークの一部であると考えています。

そのため、こうした一部の区間の利用状況のみを捉えて鉄道ネットワーク全体の価値を損なうような議論が生じることのないよう、これは沿線自治体とも連携して、運行事業者であるJR九州との間でしっかりと認識の共有を図っていきたいと考えています。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 一つ、人口等から考えたとき、大分県の場合には今109万人ですよ。宮崎県で103万人。

2022年度ですが、各駅の1日の平均乗客利用数、博多駅がトップで10万8千人、鹿児島中央駅で1万7千人、大分駅は1万5千人で、宮崎駅は4,931人。

我々、人口減少社会にはいけないとしているが、今後の趨勢として人口減少社会になっていく。しかし、こういう状況の中で、県、期成会等は、人口が数値的に伸びていくというので、1日の乗客数等々の推計費用対効果も含めていろいろ算定しているわけですね。しかし、果たして新幹線によってこれだけの人数が、期成会が考えているような1日の乗客数が取れるんだろうかという危惧が非常に大きいんですね。そういう点を期成会に対して、もう少し科学的に、どういう計算をしているかということを是非伝えていただきたいと思います。あわせて、費用も今現在では大体、福岡から大分で110キロメートル、2兆6,007億円ぐらい、大分県内では9千億円ぐらいと言われています。これが今現状ですから、当然、今後これだけ物価上昇の中、また賃金の引上げ等によってかなり変わってくると思うんですね。こういう全てのもの、並行在来線もそう、総人口の充実もそう、こういう問題はもう少し具体的にすべきです。期成会のパンフレットは1ページの中の下の方に在来線問題を書いています。そうではなくて、やっぱりその問題だけでも具体的にこういう危惧があるんだということも県民に明らかにすべきだと思うんですね。そうして初めて県民が自分で考えることもできると思うんですね。

そういう点について、交通政策局長の話をもう一遍聞いてみます。

もう一個、さきほどのJRとの関係でいうと、今世紀に入って公共交通の休廃止は続いているんですね。JRとか中小民鉄のローカル線が2000年から2022年の間に1,158キロメートル廃止されているんですね、この間だけでもね。その間にバス路線は累計で61万キロメートルの休廃止が出ている。

つまり、確かにさきほど局長が言われたとおり、全体のネットワークを考えなければいけない。しかし、JRは会社ですから、株主配当をどうするかというところがメインですから、不採算部門は切り捨てるというのが今の正直なやり方ですからね。そういう点では、こういう状況は大分県内でやはり繰り返してはいけないと思うんですね。

そういう点で、こういう問題も含めてJR九州に、さきほどのネットワーク全体ではなくて、やっぱり存続すべきだときちっと話をするべきだと思うんですが、そこら辺はどうですか。

井上副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 まず1点目の御指摘いただいた東九州新幹線の費用対効果の問題です。

御指摘のとおり、こちらは4県1市の期成会において、今御紹介いただいた数字が平成27年度に調査で明らかにされたものです。今から10年前ぐらいに試算されたものですので、当然整備費用に関しても、最近の建設工事、これは全国的に人件費、あるいは資材が高騰していますので、そういったことも今反映されていない数字ですので、当然、今の最新の数値に引き直したら上振れなんかも予想していますし、また、ベネフィットの流動についても、例えば、今国でインバウンドで2030年に6千万人ということも掲げていますが、今現在の流動を前提にした今の国の計算基準になっていますので、将来そういった流動が増えていくであろうということも捉えての計算方法になっていないと認識していますので、そういったところは今国でも見直しの検討を進められていますが、私どもとしても4県1市の期成会の中で同じような問

題意識を提起して、以前、かつて算出した数字について、再度計算する必要があるかどうかを議論しながら判断していきたいと考えています。

また、JR九州のローカル線に関しては、何分民間事業者の運行区間ですので、県の立場とすれば、要請、あるいは提言といった立場になるかと思えます。九州Ma a Sの話はさきほどしましたが、こちらは九州7県、そして、JR九州も当然入りながら議論を進めています。またバス事業者も、九州管内のあらゆる陸海空の交通事業者が集まった取組で、いろんなアクセスの改善なんかも含めて、利便性の向上が今後どんどん広がっていくものと考えていますので、まずはJR九州との連携を大事にしながら、しかし一方で、こういったローカル路線の赤字区間と言われるところが、いわゆる切捨てと言われることのないように、しっかりとそこは県の強い姿勢を示していく必要があるかと考えています。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 インバウンドについても、さきほど日米安保の問題を取り上げたが、結局、相手の口にミサイルを突き付けとって、遊びにおいでと。そんな話は通らんです。だから、そういう点では外交も防衛も、こういうインバウンドについても、そういうところの観点も持つておかないといけませんよと、私はそう思いますから、是非それはそういう観点を――。

それとあと、当然JRは民間ですから、しかし民間であっても、もともとは公共交通ですから足を守るというのが原則です。そういう立場からJRについては話をさせていただきたいと思えます。要望しておきます。

次に行きます。改正地方自治法についてです。

6月に成立した改正地方自治法では、第14章において、大規模な災害、感染症の蔓延その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例が新たに規定され、地方自治体の自治事務にまで国の強制的関与が行われようとしています。

国が、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態

が発生し、又は発生する恐れがあると判断すれば、地方自治体に対して、法的義務を持つ生命等の保護の措置に関する指示を発し、国等による新たな関与をすることができるようになりました。国会審議の中で、武力攻撃事態が発生した場合などにおいて、国の指示の下、自治事務であっても対応せざるを得なくなるのが明らかになりました。これは昨年12月、公有水面埋立法に基づく代執行が沖縄県と沖縄県民の民意を踏みにじり辺野古への米軍新基地建設を推進するために行われたことにも示されるように、国による関与がさらに強化されるということにほかなりません。

知事は、改正の必要性は理解しているが、国の補充的な指示は最小限の範囲とすべきと述べています。武力攻撃事態等への対応に関して、国による指示が発出され、それに従わせることは、地方自治の趣旨に反することであるという認識はないのでしょうか。答弁を求めます。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 改正地方自治法における国と地方自治体との関係等の特例についての御質問ですが、今般の改正で規定された国の補充的な指示は、新型コロナウイルス対応等での課題を踏まえ、今後の想定外の事態に万全を期す観点から、法定根拠を明確にするものであり、その必要性については私もある程度は理解するものです。

一方で、運用次第では、憲法で保障された地方自治の本旨や、地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれる恐れもあることから、地方の自主性、自立性が十分に尊重されることが重要です。

そのため全国知事会を通じて、国の補充的な指示の行使にあたっては、地方公共団体と事前協議を行うことや、指示の内容を必要最小限とすることを求めてきたところです。法案審議の過程では、知事会の意見も踏まえた附帯決議が付されるなど、一定の配慮が見られました。また、総務省から各府省に対しては、地域の実情を十分踏まえた上で、指示が目的を達成するために必要最小限となっているか検討する必要がありますこと等についても通知が行われたところで

す。

国の補充的な指示が現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、附帯決議を十分に踏まえ、抑制的に運用されることが必要と考えています。

私は本来であれば、自治事務については、地方自治法にこういった包括的な規定を設けるのではなくて、国において備えるべき事態を適切に想定して、個別法において必要な規定を整備すべきであると考えています。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 そうですね、個別法で対応すべきだと私も思います。あわせて、国の関与権限を地方自治法上で認めることというのは、憲法が保障している地方自治の独立、本旨、基本的人権を守るとか、そういう地方自治保障の根本原則で、本当にこれは違反するような中身だろうと思うんですね。そういう認識がありますか。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 本改正については、国側の必要性の議論についても私はある程度理解するものであり、憲法に違反する改正とは考えていません。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 是非その辺は考えてください。憲法ね。

では、次行きます。会計年度任用職員の勤務条件の改定についてです。

会計年度任用職員の勤務条件については、国の事務処理マニュアルとともに民間労働者等を対象とする同一労働同一賃金ガイドラインも参考にすべきと考えます。このガイドラインでは、基本給について、労働者の能力又は経験に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の能力又は経験を有する短期的・有期雇用労働者には、能力又は経験に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本給を支給しなければならないと規定されて、昇給についても同様の見解となっています。

他方、大分県のマニュアルでは、会計年度任用職員は26歳以上になれば17号給で、それ以降は年齢や職歴等効力がなく一律に17号給とされます。これでは均衡の原則の生計費とい

う考え方に到底合致しないのではないのでしょうか。同一労働同一賃金の原則の範とならなければならない公務労働が、官製ワーキングプアをつくってもよいと考えているのでしょうか。

正規職員並みに報酬を上げることや、希望する方にはフルタイムへの転換を行う必要があると思いますが、答弁を求めます。

さらに大分県における会計年度任用職員の雇用期間の更新は最長5年間であり、再度公募によって採用されても報酬等は頭打ちで終わってしまうという問題があります。国や労働組合が行ったアンケートでも非正規職員からは、正規と同じ仕事をしているのに給与などの待遇で大きな差があること、3月になると契約を継続できるのか不安との声が広がっています。

以前も議会で取り上げましたが、会計年度任用職員の皆さんは家計補助的な働き方ではなくて、主たる生計維持者となっている方も増えているのが実態です。

今回、総務省の事務処理マニュアルの改定で、地方自治体で働く会計年度任用職員の継続任用を制限する3年目公募の例示が削除されました。この取扱いについては、平等扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応するよう求められていますが、大分県としてどのように対応するのでしょうか。答弁を求めます。

井上副議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 会計年度任用職員の勤務条件についてお答えします。

職員の給与は、地方公務員法第24条により職務と責任に応ずるものでなければならないとされています。正規職員と会計年度任用職員では、その職務の性質、量、責任の範囲が異なるため、両者の給料の額もそれに応じたものとしており、現在の会計年度任用職員の報酬の水準は適切なものであると考えています。

なお、令和5年度は報酬を4月に遡って引き上げ、本年度からは新たに正規職員と同じ支給月数分の勤勉手当を支給するなど、処遇の改善に取り組んだところです。

また、職務の性質、量を鑑みてフルタイム勤

務を要するポストには、会計年度任用職員ではなく、正規職員を配置することが適当であると考えています。

再度の任用については、本県は現行連続5年までとしていますが、この度の国の見直しなども踏まえた上で、その在り方について今後検討していきます。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 3年公募について、7月のときに総務省に話しに行ったときに、国もまだ検討中なんだよね。ただ、国が検討しているから県も検討しなきゃならないというのはないですね。やっぱり県として、そういう総務省の通知が例示が削除されたんだから、県としてどうするのかを早急に出すべきだと思うよね。そういうのはいつ頃までに結論を出すつもりかということをお願いしますね。

それと、給与の問題の責任の範囲のことを言っていましたよね。地方公務員法の均等の原則があるとさきほど言いました。第24条の3項で、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の事業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとなっていますが、現在の報酬で生計維持ができると考えているのでしょうか。まず、その二つを聞きます。

井上副議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 まず1点目のお尋ねで、国の制度に合わせてということではなくてということですが、これまでもこういった制度については、国の制度の導入状況や、他県の状況、そういったところとの均衡を見て、それから導入してきたという経緯がありますので、これから検討していつというところで、まだいつどうするかということまでは決めていません。

もう一点、均衡の原則ということですが。

生計費として足りているかどうかは別として、会計年度任用職員の報酬額というのは、基本的に正規職員の給与を基礎として定めています。そういったところから、正規職員の給与は地域の民間給与の水準を反映して勧告された人事委員会勧告の給料表からきており、また、勧告に

応じたベースアップについても反映させているところですが。そういったところで均衡の原則に合致するものと考えていますし、そういった中で、さきほど言ったとおり、正規職員と会計年度任用職員の業務というのは同一ではないと考えています。類似の業務に従事していても、その範囲が決まっています、量や責任において限定的です。さらには人事異動による配置転換もなく、また危機管理などの臨時突発的業務への対応もないなど、業務の性質、量、責任が全く異なるものと考えていますので、現行の報酬の水準については適切なものと考えています。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 さきほど質問したのが生計費としてどうかということとは別にしてと。別にしてはいけない。生計費として足りていますかと聞いているんだから、それはちゃんと教えてください。生計費としてそれでいいのかということ。

それともう一つ、大分県の場合には5年間、一応継続しているよね、単年単年ね。しかし、その例示というのは3年公募ですから、ある意味では3年公募よりか県の場合の方が非常に進んでおったわけです。そういうふうな先進的な例もあるわけだから、もっと堂々と、県としてこうしますよと、全国に先駆けてこうするよということを提案すべきだと思うよね、県としてはね。それが普通だと思うんだが、そういう考えに立たないのかなというのが非常に不思議です。それについては再度聞きます。

それと、最近の働き方として、ウエルビーイングという働き方の概念が出てきていますよね。つまり、身体的、精神的とか社会的に良好状態にあることを指している言葉ですよ。つまり、これは会計年度任用職員であっても生活費が十分生活に足りるというのが前提なんです。こういうふうな今社会的な当たり前の考え方が、県の会計年度任用職員の給与の場合には該当されていないわけですよ。そういう考え方についてどう思うかということ、3点聞きます。

井上副議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 生計費としていいのかという部分については、さきほど言ったとおり、会計

年度任用職員の水準等について、制度については、国に準じて、他県の状況を見た中で同じような制度にしています。そういった中で水準の設定としていますので、この部分については設定として問題はないと考えています。

そして、国や他県に先立って実施すべきではないかということなのですが、そういった部分についても検討する中で、これは大分県が全て一番になってということではなくて、必要性を地域の状況として鑑みながら、必要性があればそこについてはやっていきたいと考えています。

最終的には、ウエルビーイングとしての生計費として足るかどうかということなのですが、それぞれまた会計年度任用職員の方で生計の立て方というのは違うと思っています。我々としては、さきほど言っているとおり、国の制度、他県の制度なども見ながら、そこに遜色のない制度をつくって行って報酬の水準を設定していくということで考えていますので、その中での設定をしていくものだと思います。

以上です。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 生計費として足りているかという概念について、結局明確に言わないのかな。それは裏を返せば、生計費が足りていないという概念にも通じるところがあるわけだから、そういう点は我々はあなた方が、県がそう考えていると認識しておきます。

では、次に行きますね。伊方原発についてです。

8月8日に起きたマグニチュード7.1の地震の震源である日向灘は、南海トラフの西の端に位置しており、巨大地震の危険性が高まったと報道されました。また、それ以降も震度1以上の地震が多数観測されています。翌9日には南海トラフ地震の想定震源域外ではありますが、神奈川県でマグニチュード5.3の地震を観測しています。

巨大地震での一番の心配は、伊方原発や川内原発等の重大事故との関係です。1月1日に発生した能登半島地震では、震源から約70キロメートル離れた志賀原発1、2号機とも変圧器

が損傷し、5回線ある外部電源のうち2回線が受電できなくなるなど、原発の地震へのもろさを露呈しています。さらに深刻だったのが、近隣地域で避難道路が損傷して集落が孤立したことや、自宅や避難所が地震で使えなくなったことです。地震と同時に原子力災害が発生した場合に、原子力災害対策指針が定める屋内退避や避難が実行不可能であることが改めて明らかになりました。

さらに日本原電の敦賀原発2号機については、真下に活断層が位置していることを否定できず、不適合とされる見通しです。伊方原発については、南海トラフ地震の被害が想定される地域にあり、2020年1月17日の広島高裁の決定でも、伊方原発の敷地の近くには活断層がある可能性を否定できないと指摘しています。その危険性はますます高くなっています。

共産党大分県議団としても、これまで自然災害と原発事故の複合災害等の危険性を指摘し、伊方原発の稼働中止を求めてきました。大分県は伊方原発に近接している自治体として、伊方原発の廃炉を国に求めることが必要であると考えますが、答弁を求めます。

井上副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 原子力発電に関しては、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させることが大前提と考えます。

伊方原子力発電所については、福島事故を踏まえて策定された新規規制基準を満たす水準に達していることを原子力規制委員会が認め、令和3年12月から再稼働しています。

加えて、愛媛県が四国電力に独自に要請した追加の安全対策に応じて、国の基準を上回る対策が講じられているものと承知しています。

国や電力会社においては、引き続き原子力発電所の安全対策に万全を期すとともに、地域住民をはじめ国民全体に明確かつ責任ある説明を行い、原子力発電への不安払拭に努めなければならないと考えています。

県としても、県民の安全・安心の確保に向けて、今後とも対応すべきことをしっかりと行っていきます。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 そういった複合災害のときに実際に避難とかそういうことができるんですかということを知っていますか、それについて。

井上副議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 伊方原発に関しては、大分県から最短で45キロメートルの地点にあります。国の原子力災害の防災上の重点区域は30キロメートル以内ですので、基本的にはそこで防災対策を検討しなさいということになるんですが、大分県としては平成26年に大分県原子力災害対策実施要領を定めており、毎年度新しい知見の下、改定も加えているところです。屋内退避で十分な安全が取れないときには、関係機関の協力を得て避難という段取りも実施要領の中に規定しています。

今後も新たな知見を取り込みながら、この実施要領の実効性を上げていきたいと考えています。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 だから、能登半島地震でもそうだったように、結局要綱の中に、屋内退避が第一でしょう。それで、プルーム（放射性雲）が出てくるのが時間的な余裕があるから、その間に逃げなさいと、そういう実施要綱になっているでしょう。しかし、複合災害の場合はどうですかと言っているわけです。つまり、能登半島地震のように道路が損壊して孤立集落ができた、避難すべき道路がないわけですよ。そうすると、屋内退避というわけにいかないでしょう。どうするの。その場合、プルームが来たときにどういう方向で逃げていくかということの具体的な計画は県にないんですよね。具体的な複合災害に対する問題について、これはずっと前から言っているんだが、そういうところも含めてきちんと県として計画しておかないと、伊方は45キロメートルだから国の法的な権限外になるのではなくて、県民を守るための対策、要綱等ですから、そういう立場で計画を立てておかないけないと思うんだが、複合災害について今後どうするつもりなのか、そこら辺を再度聞きます。

井上副議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 能登半島地震に際して防災対策の見直しを今検討しています。原子力対策、防災対策もそうなんですが、まずは津波からいかに逃げるか、孤立集落ができたときにいかに孤立集落から住民を出すか。ですから、自然災害に対応する方策を検討することが、そのまま原子力災害対策にもつながることだと思っていますので、まずは自然災害対策をしっかり検討していきたいと考えています。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 別に自然災害対策をしなくていいではない。自然対策をするのであれば、おのずと原子力につながるのではなくて、やっぱり複合災害として、そういうことについて県として責任を持って計画しておくべきではないですか。今までの事故の状況から考えれば、そう考えるのは当たり前でしょう。それさえも考えないということは少しおかしいと思うよね。

結局、自然災害があつて原子力災害が同時並行で起きた場合には、もうにっちもさっちもいなくなるわけですよ。

そういうところで、きちっと県としてどういう方向性でいくかを県民に示しておかなければ、やっぱり安心しないと思いますよ。再度そこら辺を、知事、どう考えますか。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 やはりいろんな想定をして、それに対応した避難、どう行っていくのか、そのような議論を絶えず進めていくべきだと考えます。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 分かりました。是非具体的にその方向でやることをしておいてください。

それでは、次に行きます。国保の問題です。

現在、マイナ保険証の導入にあたって様々な懸念が指摘されています。また、第2期大分県国民健康保険運営方針によると、国民健康保険税の統一化は、納付金ベースでは2027年度から、完全統一化は2029年度から開始される予定です。各市町村等も含め、連携会議では、国保会計がどうなるのか不安、住民への説明をどうするのかなど、不安や疑問の声が上がっています。被保険者の皆さんからも様々な意見が

寄せられています。そこで、以下について答弁を求めます。

まず、マイナ保険証になると資格証明書や短期保険証が発行されなくなり、それらが担ってきた悪質滞納者と、払う意思はあるが今は払えない、それぞれの適切な対応が今後困難になると考えられますが、今後県としてどのように対応するのでしょうか。

市町村独自で行っている健康増進事業などはこれまでと同様、市町村の判断で実施できますが、国民健康保険税の申請減免については今後どうなるのでしょうか。

国保連携会議で統一保険税率等を決め、市町村へ提示しますが、決定する段階で住民の意見はどのように反映されるのでしょうか。

統一化の方針である運営方針はあくまで技術的助言であり、強制力はないと認識していますが、どうでしょうか。

統一保険税等の導入は人口減少の中、医療費の高騰や被保険者の減少などの理由で実施するようですが、正に対症療法でしかありません。人口減少が続けば低所得者が多く加入している国保税がさらに引き上げられることは明白であり、払えない方がますます増えてきます。皆保険制度を継続させるためにも統一化は中止し、国による1兆円の財政支援を強く求めるべきと考えますが、以上、答弁を求めます。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 私から2点答弁します。

まず、マイナ保険証についてお答えします。

従来の保険証が発行されなくなる本年12月2日以降の医療機関の受診には、まずはマイナ保険証そのもの、若しくは、これは国保に限りませんが、来年7月末期限の従来の保険証を今交付していますので、これを来年7月末まで使っていただく、又はマイナ保険証の未取得者の方々に発行する資格確認書、この三つのいずれかを使用することとなります。

現行の短期被保険者証の交付を受けている滞納世帯の場合は、引き続き市町村と納付相談を行いながら、マイナ保険証、又は資格確認書に切り替えて、これまでどおりの受診が可能です。

一方、特別の事情がなく保険税を原則1年以上滞納している世帯、悪意かどうかは別ですが、そういった世帯については、医療費を一旦全額支払う特別療養費が適用されますが、これまでどおり事前通知を行い、保険税の納付を少しでも促していくという形です。

今年6月1日の時点で、今最後に言った特別療養費の適用は、県内市町村国保世帯の0.7%にとどまっており、その適用にあたっては、マイナ保険証の有無を問わず、引き続き滞納の事情を十分考慮しながら、市町村を通じて慎重な対応を行っていきます。

なお、県としては、保険税の徴収やそういった納付相談を行う市町村ごとに対応が異なることのないよう均質化を図り、県全体として適切な運用がなされるよう支援していきます。

次に、国民健康保険税について4点お答えします。

まず、現行の国保税の減免は、市町村ごとに定めた基準で現在運用しており、必ずしも一律ではありませんので、現在、市町村の各担当者と基準の統一に向けて鋭意協議を進めているところです。

2点目、国保税はこれまでも、市町村ごとに複数の被保険者を含む運営協議会の意見を丁寧に聴取の上、各議会に諮り決定しており、保険税統一にあたっては同様の意見を聞くプロセス、手順を予定しています。

また、県が定めている国保運営方針は、議員言われるとおりの法的拘束力はありませんが、県と市町村が事務の標準化、あるいは広域化等を進める上での共通認識を示したものであり、今後の市町村国保のあるべき姿に向けた議論に資するものとなっています。

そして、最後4点目ですが、全国平均よりも早く高齢化が進む本県では、ここ数年で被保険者が3千人未満となる小規模な保険者の増が見込まれており、将来にわたる国保財政の安定的運営のため、統一保険税の導入は避けて通れないものと考えています。

そこで、本県では安定的な国保運営に向けた財政支援を毎年国に強く求めており、全国知事

会を通じても引き続き要望を重ねていきます。

以上です。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 一つ、国保の申請減免についても今それぞれいろんな形でやっているよね。これは統一化されたときに、今でも減免の原資については保険税に上乘せされたりするんだが、それは今後統一化された場合にはそういう形で納付金の中にプラスされるのかが一つ。

それともう一つは、納付金ベースの統一については、医療水準の差がないとして納付金額を図るようになっていて確認しているんだが、いろいろ地域的な医療提供体制の差はあると思うんですね。それをないものとしてみなして計算するというのが、どうもちょっとぴんこないんですね。そこら辺もし分かれば、よろしく。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 最初の御質問ですが、減免されたものも含めて納付金の算定でも考慮して納付金を定めるという形です。

それから、医療費の水準については今いろいろありますが、少なくとも令和9年度、2027年度、納付金ベースの統一を図ろうというタイミングにおいては、医療費指数反映係数である α というのがありますが、それをゼロにするんだということで進めていきますので、その方向でしていくこととなります。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 では、最後に行きます。

住宅リフォーム助成制度の創設については、これまでも議会等で取り上げてきました。執行部としても、木造住宅の耐震化や高齢者、子育て世帯等に対する住宅リフォームを促進し、住宅政策の観点から、明確な目的を持ってリフォーム支援に努めると答弁しています。また、リフォームは小規模な工事が多く、地域の対応できる企業への波及に直接つながると経済効果等があることを答弁しています。

大分県中小企業活性化条例では、中小企業は経済・社会の主役、地域社会の安全・安心に貢献するとともに、地域振興活動や伝統文化継承

等を通じて、地域活力の担い手としての役割を果たしていると、その地位の重要性を強調しています。そして、その推進のために、中小企業の振興に関する施策を積極的に実施すると県の責務を定めています。

中小企業支援が地域経済を循環させる機能をあわせ持つことは、この条例でも明白です。地域経済の持続的な発展を実現しようと思えば、その地域において地域内で繰り返し再投資する力、地域内再投資力をいかにつくり出すかが決定的に重要です。助成により住宅リフォームの需要を創出し、地域内での投資を促進することで、雇用や原材料、部品、サービス等の調達による経済循環が生まれ、地域内の労働者や農家、商工業者の生産と生活を維持、拡大できる力が備われば、住民一人一人の生活が成り立ち、地域社会の安定化や地域経済の持続的な発展が可能となります。その上、建設業界における技術の継承及び雇用の確保に資するという積極的な施策でもあります。

以上の観点から、大分県において住宅リフォーム助成制度の創設をすべきと考えますが、答弁を求めます。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 住宅リフォーム助成制度についてお答えします。

県では、住生活基本計画に基づき、子育て世帯や高齢者が安心して健康的に暮らせることを目的とした住宅リフォームを支援しているところです。

支援の効果をより高めるため、適宜、子育て世代などを対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基に制度の拡充を図ってきたところです。

例えば、3世代同居世帯への支援では、これまで補助要件としていたキッチンや玄関などの増設を、今年度から改修のみでも可能とする緩和を行い、より使いやすい制度としたところです。

また、近年、工事費が高騰していることも踏まえ、子育て世帯への補助上限額を引き上げるとともに、子どもが3人以上の世帯にはさらに

その上限額の加算を行いました。

本事業では工事施工者を県内企業に限定していることから、地域経済の活性化にも一定の効果をもたらすものと考えています。

今後も、進行する少子高齢化社会における住宅施策の視点から、住宅リフォーム支援を推進していきます。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 別に耐震化とか高齢者の改造について否定しているわけではない。それはどンドンやってちょうだい。

ただ、それとあわせて一般的な住宅リフォーム助成制度をすることが、地域経済を発展させているんだから、もっとそれが幅広くなるのではないですかと。だから、住宅リフォーム助成制度をつくろうということを訴えているわけです。住宅政策と含めて、地域の活性化ということ、そういう立場から聞いているんだが、そういう立場になかなか立とうとせんのやけどな、是非立ってほしいんだよ。どう。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 さきほど言ったように、まず、住生活基本計画に基づいて私どもは住宅リフォームの施策を行っています。そういった中で、例えば、子育て満足度日本一へ向かう大分県においては、やはり子育てしやすい環境づくりだとか、あるいは高齢者が暮らしやすい、その地域に住み続けられるような環境の創設だとか、そういったものを目指して住宅支援をやっているということですので、よろしく願いしたいと思います。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 どうもかみ合わんな。何回も言うんだが、別に住宅政策を否定しているのではないと。

最近の建設業界の倒産件数、先日新聞に出ちゃったでしょう、負債総額1億円未満の倒産で、大半が中小零細業者ですよね。こういう方々が、大分県はせっかく中小企業活性化条例をつくったわけでしょう。その活性化条例によって、地域の中小企業が屋台骨なんですよ。だから、その発展をさせようではないのという提言なわけね。

住宅政策は住宅政策でいいと。それプラス、地域経済の活性化のために住宅リフォーム、これは一歩ですよ、住宅リフォームを位置付けてやるのが活性化条例にも資することになるという立場に立っていないの。再度確認します。立っているか立っていないかだけ答えよう。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 今、建設業界の地域経済への波及だとか、そういったお話をいただきましたが、例えば、今やっている子育て世帯、高齢者のリフォーム事業についても、昨年度でいうと申請件数が全部で176件あり、全体の対象工事費に対しては約3.3億円ほどの工事が県内全体で出されていますので、さきほど答弁の中でも言いましたが、一定の効果はあっているのではないかと考えています。

以上です。

井上副議長 堤栄三君。

堤議員 だから、それは否定していないと。それはそれでいいよと言いきるわけ。誰もするなとは言っていない。その上に、中小企業活性化条例を大分県はつくったんだから、この立場でやっぱりやるべきではないですかと。あまねく中小建設事業者に仕事を出していく。そんなに何億円も使うわけではないんだから。そういうことが、中小企業に対する支援策は地域再投資ということだから地域経済を活性化させる。そうならば地方税の増収にもつながるわけですよ。

是非そういう立場に立って、この制度は本気になって考えていただければと。知事、そのことを最後にくれぐれもお願いして、一般質問を終わります。

以上です。(拍手)

井上副議長 以上で堤栄三君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————
井上副議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————
井上副議長 本日はこれをもって散会します。
午後2時45分 散会

令和6年第3回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月12日（木曜日）

議事日程第4号

令和6年9月12日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 41名

議長 嶋 幸一	副議長 井上 明夫
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 2名

古手川正治	元吉 俊博
-------	-------

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	倉原 浩一
労働委員会事務局長	一丸 淳司

午前10時 開議

井上副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

井上副議長 本日の議事は、議事日程第4号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

井上副議長 日程第1、第76号議案から第106号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。高橋肇君。

〔高橋議員登壇〕（拍手）

高橋議員 おはようございます。30番、県民クラブの高橋肇です。本日は、今年に入って2回目の一般質問に立たせていただきました。県民クラブの仲間の皆さん並びに本日傍聴にお見

えの皆さんと、ネットで御覧になられている皆さんに心より感謝します。

質問に入る前に、台風第10号で被災された皆さんに心より御見舞い申し上げます。高速道路の臼杵―津久見間においては、いまだ通行ができない状況ですが、一刻も早い復旧を願っています。

では、質問に入ります。

まず、若い世代などへの子育て支援について伺います。

本県では、2009年度から子育て満足度日本一の実現を目指して、地域や社会が子育てを応援し、子育ての喜びを感じられる環境づくりを進めています。この取組を通じて、親は産んでよかった、子どもは産まれてよかったと思える大分県にすれば、移住・定住とともに、一人二人と子どもたちが増え、人口減少にも歯止めがかかっていくのではないのでしょうか。

しかし、今の支援策は子育てにかかる経済的負担に対するものが主となり、子育てにおいて特にお母さんたちが何に悩み、何に苦しんでいるのかという点に十分に寄り添えていない現状があるのではないかと考えます。

先般、大分県助産師会の会長さんたちとお会いし様々なお話を伺ったところ、授乳がうまくいかない、母乳のトラブルがあるが、誰に相談してよいか分からない、夫は父親になるのに協力的でない、誰に相談してよいか分からず悩んでいたなど、産後の授乳の悩みや父親との育児に対する意識の違い、近くに悩みを相談する相手もおらず、場所もないなどなど、お母さんたちの産後の育児の悩みがとても多いとのことでした。いざ子育てに入ると、経済的な不安はもとより、それ以上に精神的な不安や不満が強いことが分かり、産後ケアの大切さや重要性に気付かされました。

助産所で働く助産師さんたちは、その悩みを親身になって聞き、解決のため日夜尽力されています。しかしながら、助産所が開催する教室などは、ほぼボランティアであると聞いています。実際に助産師会の会長はこれでは生活が成り立たないと言っていましたし、今の世代の若

い人たちが助産師になろうと思えないと言っていると嘆いていました。助産所の次を担う若い世代が少ない面もあり、一定の経済的余裕がある方でないと続けられないということです。

一方、今子育てに取り組んでいる皆さんは、経済的なことはもちろんですが、さきほど述べたように、メンタル面での支援を大いに必要としています。そのため、助産師など子育てに対し適切にアドバイスできる方を一人でも多く養成し、もっと自由に活動できるようにするための支援こそが必要ではないかと考えます。そのような安心して相談できる人たちが一人でも多くそばにいれば、これから子育て期に入る若い世代ももっと子どもを産もうと思うでしょうし、子どもに対する虐待など悲惨な状況も避けられるケースが多くなるのではないのでしょうか。

子育てもやはり人です。経済的な面はもちろんですが、助産所など病院以外の専門機関にももっと焦点を当てた取組など、産後ケアを中心に子育てをメンタル面からしっかりとサポートできる人材の育成や産後ケアの充実といった、子育てしている方に寄り添った支援が今必要とされていると考えます。

こうしたことを踏まえ、安心して生み育てられるよう、子育て支援にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

以下、対面席より質問します。

〔高橋議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの高橋肇君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。高橋肇議員の子育て支援についての質問にお答えします。

全国的に少子化が進行する中、本県の出生数は、平成23年以降、毎年減少を続け、昨年は6,259人と過去最少となりました。

こうした状況の中で、国では昨年末に、こども未来戦略を策定して、子育ての経済的支援の強化や妊娠期からの切れ目ない支援として、児童手当や産後ケア事業の充実を図ることなどが明記されたところです。

本県においては、国に先駆けて平成15年度

から不妊治療費助成を開始し、令和4年度の保険適用以降は、先進医療に特化した助成を行っており、昨年度実績では241件となっています。

また、昨年8月から開始した妊産婦健診等の交通費支援は、この1年で200人を超える方々に広く利用いただいているところです。

こうした経済的支援に加え、産婦の心身の安定を促し、育児の力を高める産後ケアは、子どもを安心して産み育てるための重要な支援の一つと考えています。

本県の産後ケア事業では、産科等での宿泊型の利用が昨年度約500件、また、助産所での利用が主体となっているデイサービス型の利用は約900件に上ります。

加えて、今年度から助産師が子育て世帯に向向く訪問型サービスを12市町村で開始し、現時点で270件を超える利用をいただいております。県助産師会からは、地域での活動の機会が広がったとの声も届いています。

今後も県と市町村とで連携して、産後ケアの利用拡大に力を入れることとしており、担い手の中核となる助産師の資質向上にもあわせて取り組んでいきます。

また本県では、県医師会と協力しながら、産科と小児科が連携して育児不安の解消を図るペリネイタル・ビジット事業を全国で唯一、県内全域で実施しており、毎年700人前後の妊産婦の悩み解決につながっているところです。

今後とも、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の充実を図り、子育て満足度日本一を目指して取り組んでいきます。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。それだけ利用者が多いということは、やはりいろいろとメンタル面で困っているお母さん方が多いということの裏返しでもあると思います。

やはり最初の子育てがうまくいけば、次の子ども産もうという話にもなりますし、逆に、最初の子でつまずけば、また苦勞するのは嫌だということ産むことを断念するということもあると思います。

今日、資料をお配りしていますが、御覧になってお分かりになると思うんですが、県内の助産所があるところはかなりの偏りがあるんですね。大分市に偏っていることが分かると思いますが、特に豊後大野、竹田、国東等々、助産所が一つもないという自治体もあります。そういうところは助産師を育成する施策を取っていく必要があると私は思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 助産所の地域偏在が多少あることは認識しています。今、議員が御指摘された豊肥地域が少ないということも資料で確認していますが、全体として、地域にどうこうというのがなかなか難しい中ではあります。さきほど知事が答弁したように、今後、産後ケア事業を拡大する中で、助産師の皆さん方にお力をお借りしないといけないことがあります。もろもろ研修制度とかを講じ、地域ごとの偏在がなるべく少なくなるようにという気持ちですが、なかなかそこに住んでいただくという地域的な制約をかけるわけにもいきませんので、その辺は助産師会の皆さん方とお話しをしながら、何とかどの地域でもというところを目指していきたいと思っています。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。是非助産師会の皆さんとも綿密に連携を取って、今後、助産師さんの報酬等も含めて支援をしっかりとしていっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では次に、夜間中学の設置について伺います。

夜間中学については前回第2回の定例会で公明党の澤田議員が質問され、山田教育長が総合教育会議においても夜間中学が本県に必要であるとの結論に至ったと答弁されました。この答弁を聞いて、大きな期待を抱いたのは私だけではないと思います。

かつて、適切な時期に十分な義務教育を受けることができなかった方々が成人後に文字や知識を習得するための学び直し場として、民間の夜間中学校がありました。現在では、学校に

行きたくても行けない、いわゆる不登校の子どもたちの居場所や学びの場としても、夜間中学が利用されている実態もあります。

こうした中、昨年、本県でも夜間中学設置のため、県内6か所で模擬教室を行いました。おおむね好評であったのではないかと思います。その後、実施結果を総括した上での夜間中学校設置に向けた検討状況が我々には伝わってきません。

玖珠町の梶原教育長は、学びの多様化学校について、そこに溺れかけている子どもがいるのに黙って見ているわけにはいかない、すぐに手を差し伸べなければならないとして、短期間で学校を設置しました。これに対して、早くてよかったとか性急過ぎるなど賛否は様々ですが、その実行力は見習うところもあると思います。

不登校の子どもたちが増加している現在、表に現れていなくても、待っている子どもや保護者がいるかもしれません。九州でも、どの県にも一校は設置する方向で今準備が進んでいると聞いています。模擬教室の参加者の声からも一定のニーズが確認できたとのことですので、県教委はここで足踏みせず、早急に現在の検討状況と今後のタイムスケジュールなど具体的な案を示すべきだと思います。

そこで、模擬教室の実施結果の総括も踏まえ、夜間中学の開校に向けての知事の見解を伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 夜間中学についてですが、国籍を問わず義務教育の未修了者や、不登校等を経験し学び直しを希望する方等、様々な事情を抱える方への教育機会の提供は大変重要と認識しています。

これまで、県教育委員会では、平成28年の教育機会確保法の成立を受けて、検討会議を設置するとともに、アンケートの実施や日本語教室等での聞き取りを行うなど、夜間中学の設置に向けた検討を重ねてきました。

昨年度は、詳細ニーズを把握するため、6か所で模擬教室を実施したところ、31名が参加され、学べなかった悔しさが今も残るや、不登

校等を経験した方にとっても大切な学校になるといった声が寄せられたところです。

また、今年3月の総合教育会議でも、義務教育を受けられなかった方のために夜間中学は必要との意見が出され、夜間中学設置に向けて具体的な検討を進めることを教育委員会と確認したところです。

この方針の下、教育委員会では今年度、教育や福祉分野の関係者、在留外国人の支援者等で構成する夜間中学設置支援委員会を立ち上げ、有識者の方々の意見に基づき検討を進めているところです。

7月の第1回支援委員会では、今年度4月に開校した熊本県の夜間中学の校長から、学校の取組や生徒の様子などを報告していただいた上で、本県に必要な夜間中学の具体的な方向性について検討が行われました。義務教育未修了者や増加する外国人にとって、夜間中学が必要な学びの場となることや社会生活につながる第一歩となること等を確認したと聞いています。

また、入学対象者が県内各地に分散していると考えられますので、リモートによる模擬教室を行い、夜間中学におけるオンライン講座の可能性も検討されているところです。

今後とも、様々な事情で教育を受けられなかった方の学びたい気持ちに応えるため、教育理念や設置場所等について検討を重ね、令和8年4月の開校を目指して準備を進めていきます。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。夜間中学校開校に向けてはいろんな課題とか問題点はあると思いますが、今現在最も大きな課題だと認識されていることはどんなことでしょうか。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 今回、検討にあたり、さきほど知事から答弁したように、熊本県の今年4月に開校した夜間中学の校長先生に現状を説明してもらいました。熊本県のお話によると、設置する上で一番問題となったのは入学対象者の検討であったということで、常設の夜間中学を設置する以上は、やはり毎年コンスタントに入学者がいるという状況が望まれるわけですが、あくま

でも希望者ということですので、その辺の見込みが立てにくいという状況があります。

そういうことで、熊本県についても、開校後も継続的に夜間中学の意義とか内容とかを情報発信して、県民の学びを必要とする方に周知を心がけているという話がありました。

そういったものをしっかりと、私どもも熊本県の事例を参考にしながら、検討を進めていきたいと考えています。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。一応、夜間中学校の開校を目指して取り組んでいくということですが、ただ、令和8年4月というのはちょっと遅いなという気もしないではないんですが、今6年で、7年、8年と、そこまで時間がかかる理由は何なんですか。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 令和8年の開校を目指して準備したいということですが、その理由として、夜間中学の特殊性というか、昼間の学校とは異なり、教育課程も夜間中学用のものを作成しないといけない、あるいは施設とか設備の整備、備品の購入、さらには、夜間中学の生徒は、高齢者とか不登校で学校に十分行けなかった方とか様々な生徒さんがいるので、そういった方々にきめ細やかに対応できるような体制も整えないといけないと。さらには教員の確保も必要になるということ。それと、さきほど言った入学生の確保にあたっては、一人一人いろんな事情を抱えていますので、それぞれにきちんと丁寧に説明していくことも必要になります。あとは、校歌とか校章とか学校名とかそういった検討も含めて、今、支援委員会を立ち上げて有識者の方々に一緒に検討していただいているという状況です。

そういったもろもろの準備が山積していますので、頑張っって令和8年4月を目指して努力していきたいと思っています。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。既に他県では夜間中学校が開始されているところもありますので、それぞれの課題、問題点から、こうい

うところを解決しなきゃいけないというのは見れば分かると思います。もちろん、余り拙速にし過ぎて不十分なものになっても困りますので、そこのバランスを取りながら、ひとつ教育には力を入れたいという知事のお言葉もありましたので、是非、早期の開校を目指して取組をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では次に、県民生活における安心の確保ということで、先月、日出生台演習場で行われた日米共同訓練のレゾリュート・ドラゴン24について伺いますが、その前に、先月、8月18日早朝に日出生台の衛藤洋次さんがお亡くなりになられたことを御報告します。長きにわたり、日出生台の自然と地域住民の生活を守る闘いを先頭に立って進めてこられました。心より御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、日出生台日米共同訓練については、昨日も共産党の堤議員が質問するなど、また私もたびたび質問していますが、近年、実施回数が増えています。私は、米海兵隊の実弾射撃訓練と同じく整理縮小と将来的に廃止に向けて取り組むべきと考えていますが、残念ながら防衛省と米軍はそれとは正反対の姿勢であると感じざるを得ません。

昨年11月29日に屋久島の沖合で米空軍沖繩横田基地所属のCV-22オスプレイの墜落事故が発生したにもかかわらず、この訓練にはそのオスプレイが参加し、3日間運用されました。

米軍機の夜間飛行については、緊急時を除いて午後9時以降は飛行しないよう九州防衛局が求めていたにもかかわらず、7月24日にオスプレイが午後9時から10時に日出生台周辺を旋回、演習場に離着陸したということです。

地域住民は事前説明会での話と違うと抗議し、九州防衛局が米軍側に時間厳守を改めて要請、その後、夜間の飛行は確認されなかったということですが、前回まではオスプレイの運用日については、防衛局が前日までに県や地元自治体に連絡していました。しかし今回は、米航空機が飛来とだけ予定を説明し、どのような機体が来るのかを明らかにしなかったそうです。

墜落するかもしれないオスプレイが、詳しい事前説明もなく、民家の上を勝手に飛行するなど、地域住民にとってこんなに怖いことはないと思います。

沖縄では女性に対する性暴力事件があったにもかかわらず、日米ともに沖縄県にその情報提供をせず、長い間秘匿したままでした。米軍のみならず防衛省においても、情報公開という面では非常に消極的と言わざるを得ません。

このような状況であれば、もし地元で米軍に関係した事件があったとしても、県民には知らされぬままになるのではないかという不安が拭い切れません。地元の理解を得るためには情報の公開が必要ではないでしょうか。

私は、米軍や防衛省に対し、情報公開がなく、地元自治体や県民の十分な理解が得られないのなら、訓練実施について反対の態度を表明するといった県の強い姿勢を示すことも必要であると考えています。

そこで、米軍や防衛省における日出生台の日米共同訓練に対する情報の公開について、県の見解を防災局長に伺います。

井上副議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 訓練等に関する情報の開示については、早期かつ適切に行うよう九州防衛局に繰り返し要請しており、提供された情報は、速やかに県のホームページで公開するなどしてきました。

国の情報公開については、地元説明会の開催や報道機関への訓練公開などにより訓練内容の開示に努めてはいますが、一方で、不十分とする住民の声もあります。

県としては、地元住民の安全確保や不安解消はもとより、訓練に対する理解を得るためにも、適宜適切な情報開示は必要であると考えています。

国に対しては、訓練を実施する際は、引き続き丁寧な説明と必要な情報を提供するよう求めています。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。答弁の内容は十分理解できますが、防衛に対しては国の専

権事項であるということで、県としても弱腰というか、それは仕方がないなというような部分が、逆に米軍や国の情報公開に対する後ろ向きな態度に関わってきているのではないかなと思わざるを得ないところもあるんですね。

やはり県民の安心・安全を最優先に守るというのが、県の自治体としての最高の責任だと思うんですよ。そういう意味からすれば、さきほど言ったように、きちっとした情報公開がされないならうちには来てくれるなど、そういう訓練には反対せざるを得ないというような強い態度をはっきり示せないものなんでしょうか。そこら辺はどうなんでしょうか。

井上副議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 日米共同訓練については自衛隊が計画して実施するものですので、基本的に国の判断の下、行われるものと考えています。

ただ、私どもも県民の安全と安心を守る立場ですので、決定があったら直ちに九州防衛局に行き、副知事から、他の3首長との連名で、情報開示についても毎回毎回要請して、直接九州防衛局長にお渡ししているところです。

引き続き、訓練があったらそのような対応をして、しっかり情報開示を粘り強く求めていきたいと思っています。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。今現状、やはり地域住民の方が納得できるような情報開示が反映されていないのではないかなと思います。地域住民の理解を得たいというのであれば、やはり情報公開というのは最低限の条件だと思っています。

今回、地方自治法が改定されて、国の指示権が拡充される中にさらに不安感が高まっていると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは次に、公共交通の運賃の値上げについて伺います。

JR九州が来年4月1日から全体平均15%の運賃の値上げを行うための国土交通省への申請を7月19日に行ったという報道がありました。物価の高騰や人件費の上昇、毎年発生する

災害からの復旧費などがその原因だということです。申請が認可されれば、通勤定期は平均30%、通学定期も平均16%の増となるようです。

これは、JRを使って通学している高校生などにとっては影響が大きいのではないのでしょうか。家庭の経済的な負担が子どもたちの学習環境へ大きな影を落とすことになりかねません。特に通勤、通学の定期運賃は全体平均よりも値上げ幅が大きくなっています。臼杵の高校に通学する生徒たちもJRを利用する子が多く、今後の値上げは家計に大きな負担となっていくのではないかと危惧しています。

あわせて、バス料金の値上げも相次いでいます。バス通学の臼杵の高校生も多く、また、全県的に見ても多くの子どもたちに影響があります。各バス会社は値上げの要因として、コロナ禍による利用者の減少や燃料費の高騰、従業員の賃上げなどを挙げ、安定した輸送サービス維持のためとしています。

厳しい経営状況の中での苦渋の決断であろうと思いますが、先のJRの値上げとともに、子どもたちとその家庭に与える影響は大きいと思います。もちろん、公共交通で働く皆さんの賃上原資を確保するための価格転嫁という側面もあり、値上げに全く反対というわけではありませんが、特に子どもたちや低所得者世帯など配慮が必要な方々へは、県としてもしっかりと対応する必要があるのではないかと考えます。

そこで、公共交通の運賃値上げに対する県民への影響をどのように考えているか、また、子どもたちを中心に配慮が必要な方々へ支援を行う考えはないのか、県の見解を交通政策局長に伺います。

井上副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 公共交通の運賃値上げについてですが、まずJR九州では、御紹介あったとおり、来年4月から、これは消費増税に伴う運賃改定のケースを除くと、実に29年ぶりとなる運賃値上げがこれから行われる予定となっています。

その理由として、コロナ禍を契機とする利用

客の減少、それから、電気料金や物価高騰によるコストの増加、老朽施設の更新、災害対策のほか、働き手の処遇や職場環境の改善といった点を挙げられています。

また、県内のバス事業者においても同様の運賃改定が行われているところです。

このため、利用者の方々にも一定の負担が生じることにはなりますが、安定的な輸送サービスが今後も維持継続されていくためには、致し方ない面もあろうかと考えています。

そうした中で、議員に御指摘いただいた通学定期を利用する子どもたちに対しては、既に大分県奨学会による無利子の奨学金制度があるほか、独自の通学支援制度を設けている市町村もあります。

また、その他の配慮が必要な方への取組として、例えばJR九州では、今回の運賃改定の中で、障がい者割引を拡充して、精神障がい者も割引対象に加えるといったような改善策も示されています。

県としても、市町村や交通事業者と連携して、まずこれらの制度の周知とともに、その活用状況を注視していきたいと考えています。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。この問題は、今後の公共交通機関の在り方の問題でもあると思います。

現在ある公共交通機関をしっかりと守りながら、かつ、特に子どもたち、それから経済的に困窮されている方々の移動手段、あるいは高齢者の方々、こういう方々の移動手段をどう確保していくかということが重要な課題であろうと思っています。

なかなかそのバランスを取るといのは難しいところがありますが、県としての今後の力強い前向きな取組を是非よろしくお願ひしたいと思います。

次に、新型コロナウイルスの感染症についてお尋ねします。

5類に移行された新型コロナですが、この夏は各地で感染者数が急増しました。本県でも注意報レベルとなって、7月15日から21日の

1 定点医療機関当たりの平均感染者数が24.02人と最も高くなりました。その後、7月29日から8月4日の間は18.66人と減ったものの、全国で7番目という高い数値を示しています。全国平均が13.29人という数値から見ても、本県の感染者が多かったことが分かります。

今、夏休みが終わって学校が始まって、今後は子どもたちを中心に感染が再び拡大することや、人が集まる学校、保育園、こども園や介護施設などにおけるクラスターの発生も危惧されます。新型コロナが5類に移行されて以降、各種の行事が復活して人混みに出る機会が多くなる一方で、換気やマスクの着用、手洗いなど基本的な感染対策がおろそかになっている現状もあります。

また、感染しやすく、ワクチンの抗体に強い新型コロナの変異株が出現するなど、感染が広がりやすい状況も生じています。新型コロナは季節による流行がないため、いつまた県内でも大流行となるか予想もできません。

こうした中、5類へ移行したため高額な治療薬や検査、ワクチン費用も患者個人が負担せねばならず、ためらう人も少なくないと聞いています。そのため、潜在的な感染者が多くなっている可能性もあるのではないのでしょうか。他県では、熱中症で救急搬送された患者が、コロナ対応で大変なので入院を断られたというケースや、高熱で受診した市民が医師からコロナの検査を受けるかと問われ、自己負担が大きいために検査せず帰ったという事例もあるそうです。

新型コロナの後遺症は深刻なものがあり、風邪とは異なる症状であることを考えても、必要な検査や治療が受けられるよう、治療薬やPCR検査、抗原検査への補助、また、ワクチン接種時への自己負担への支援といった経済的負担の軽減策が必要ではないのでしょうか。また、現在の定点調査では、高齢者施設や学校、保育園等におけるクラスターの発生状況などは把握できないと考えられることから、実態把握のための体制の充実も必要だと私は思います。

まだ大流行に至っていない今のうちに負担軽

減のための施策や調査体制の強化に向けた検査が必要と考えますが、現状はどうなっているのか大変気になっているところです。

そこで、検査やワクチン接種、治療に係る負担軽減策や調査体制の充実に係る検討を含め、今後のコロナ対策にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 新型コロナウイルス感染症の公費支援については、急激な負担増にならないよう段階的な移行が行われ、本年3月末で終了しています。

検査については、既に検査キットが広く普及していますので、他の疾病との公平性を踏まえ、昨年の5類移行をもって公費の支援を終了しています。

また医療費についても、高額療養費の制度などの適用がありますので、他の疾病同様に、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じないこととされています。

また、重症化リスクの高い高齢者などを対象として、来月からワクチンの定期接種が開始されることとなっており、国や市町村の助成により、自己負担額はおおむね2千円程度となる見通しです。

なお、本県では従来から、社会福祉施設等に仮に感染者が発生した場合、国の定める基準よりも早い段階で保健所への報告を求めてきており、迅速な感染対策を指導、助言できる体制としているところです。

加えて今年度は、そういった施設職員向けに全6回、年間6回の感染対策研修という取組も行っており、引き続き必要な対策の徹底を図っていきます。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。平均すると検査料がおおむね2千円ぐらいのアップということです。感染された方がなるべく負担を感じることなく検査を受けられるように、また、治療薬もかなり高額だと聞いていますので、そこら辺の負担が今後も生じないようお願いしたいと思います。さきほど言ったように、今後また、

だんだんと秋になり寒くなってくると、学校において、インフルエンザもですが、またこういうコロナがはやる可能性は十分に考えられますので、そこら辺の対応もなるべく迅速に行えるように、またよろしくをお願いします。

これまでの経験を十分生かして、大きな流行にならない対策を県としても今後十分取っていただくことを切にお願いしたいと思います。

それでは最後に、臼杵津久見警察署の移転について伺います。

8月8日の午後4時42分頃、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の大きな地震が発生し、県内でも震度4の揺れを観測した地域が多くありました。気象庁からは南海トラフ地震臨時情報が発表され、各地で巨大地震に備える動きが広がるなど、お盆の列島に衝撃が走りました。臼杵市でも大きな揺れを感じましたが、幸いにも市民の日常生活に大きな影響はありませんでした。

このように巨大地震の発生の恐怖を間近に感じたこの夏、私は臼杵や津久見で津波が発生した際の対応について想像してみました。救助活動については、その中核を担う臼杵市消防本部が平成25年に港近くから内地の高台へと移転しており、災害救助に支障を来す心配はなくなっています。他方、災害対策の司令塔となる臼杵市役所と臼杵津久見警察署は依然として港近くにそのまま残っているため、大津波の発生による被害をまともに受け機能停止してしまうのではないかと心配しています。

市役所については、もしものときはその機能の一部を内陸部の高台にある旧臼杵商業高校の施設跡地に移転する準備ができていると聞いていますが、警察署の対応はどうなっているのか気になります。

臼杵津久見警察署はその建物そのものも古く、築53年と聞いています。巨大地震等の大災害が発生した場合には、治安の悪化防止や交通整理、行方不明者の捜索等、警察署は多岐にわたり重要な業務を担うこととなります。

臼杵津久見警察署は臼杵市だけでなく津久見市も管轄に入り、旧野津町まで含めれば広い地

域の治安維持に取り組まなければなりません。そのためには、誰が見てもここなら大丈夫という場所への移転が必要です。地域住民の安心のためにも、臼杵津久見警察署の今後の移転計画はどうなっているのか、また、計画自体まだ白紙とすればなぜなのか、あるいは計画が進んでいるのなら、どの程度の進捗状況なのかなどについてお示しいただきたいと考えます。

そこで、臼杵津久見警察署の移転について、県警本部の見解を本部長に伺います。

井上副議長 種田警察本部長。

種田警察本部長 臼杵津久見警察署についてお答えします。

議員御指摘のとおり、臼杵津久見警察署は、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、津波浸水被害の恐れのあるエリアに立地しています。

このため、県警察では、災害発生時に備え、海拔40メートルに位置する県立臼杵支援学校を警察署代替施設として設定し、移転訓練を実施するなど対策を進めているところです。

一方で、警察署は、災害時の治安維持や救助活動等を担う防災拠点として、その機能を十分維持できるものでなければならないと考えています。また、平時においても、迅速かつ的確な初動警察活動の確保が求められるものです。

これまでのところ、臼杵津久見警察署の移転や建て替えについての具体的な計画はないものの、こうした課題等を踏まえながら検討を行う必要があると考えているところです。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 ありがとうございます。私は自分の事務所が警察署のすぐそばにあるものですから時々行ったりするんですが、本当に建物自体はかなり傷んでいるというか、古いなと思うんですが、今聞くと移転の計画は全く検討されていないようなんですが、その理由は何なんですか。

井上副議長 種田警察本部長。

種田警察本部長 具体的な計画はまだないところではありますが、今の施設は議員が言われるとおり非常に老朽化しているものですし、また

浸水被害の恐れがあるところですので、移転や建て替えについて考えていく必要があると考えているところです。

井上副議長 高橋肇君。

高橋議員 移転の場合はどこに動かすかという場所等の問題とか、利便性の問題とか、いろいろ課題があると思うので、おいそれと、では、あっちに行きましょう、こっち行きましょうということはできないと思いますが、何せ建物が古いので、改築するなら安全な場所に移転するのがいいと思います。やはり治安の問題もありますし、そういう意味では臼杵市民の重要な安心・安全の場でもありますので、今後いろいろとまた課題があると思いますが、御検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で高橋肇君の質問及び答弁は終わりました。中野哲朗君。

〔中野議員登壇〕（拍手）

中野議員 皆様こんにちは。自由民主党の中野哲朗です。貴重な発言の機会を与えていただいた会派の先輩議員、同僚議員の皆様には感謝します。また、傍聴席には、今回も地元日田市から応援団が来ていただきました。ありがとうございます。

まずは、T S M Cの進出で活気付くお隣熊本県の活力を本県につなぐべく、県西北部地域の広域道路ネットワークの整備について質問します。佐藤知事、執行部の皆さん、よろしくお願ひします。

県の北部と西部をつなぐ高規格道路中津日田道路は、本年3月に青の洞門・羅漢寺インターチェンジと田口インターチェンジの間、5.3キロメートルが開通したことにより、供用済延長が50%を超えました。活力ある地域づくりへの大きな貢献が期待されていること、また、大規模災害の発生時には国道212号の代替を果たす命をつなぐ道として、大きな役割を果たしていることは皆様御承知のとおりです。

日田市側では、令和2年10月に日田山国道路の着工式が執り行われ、令和4年11月から

1号トンネル避難抗の掘削を開始したところですが、昨年4月25日に突発湧水が発生し、現場から約2キロメートル離れた日田市伏木町では、地域住民が生活用水として使用する井戸の水位低下により、2度にわたり工事が中断されました。現在も日田土木事務所を中心に対応が続いていますが、県の対応に一定の誠意を感じたとする地域住民との間で合意が成立し、先月工事再開ができたとの報告を受けました。今後は地域住民の苦渋の決断にしっかりと応えつつ、地域の不安の払拭に努め、中津日田道路の一日も早い完成を目指すべきだと考えます。

一方、平成10年の大分県広域道路整備基本計画の見直し、また、令和3年の大分県新広域道路交通計画でも構想路線に位置付けられた日田阿蘇道路については、私は中津日田道路の延長線上と考えています。地元の皆様も日田から熊本県へとつながる路線として道路の強靱化に加え、国道212号のダブルネットワーク化による災害に強い道路ネットワークの整備を喫緊の課題と捉えており、具体化に向けた検討着手の要望が今年も国道212号改修促進期成会から県に届けられています。

また、本県では、距離的に近い熊本県菊陽町への世界的な半導体メーカーT S M Cの進出を好機と捉え、関連企業に対するアプローチの一層の強化や地場企業の取引拡大など、その波及効果を高める取組が進められています。昨年の第3回定例会における私からの質問においても、必要性はもとより、周辺環境への影響など多くの課題も踏まえ、長期的な視点で検討を重ねるとの答弁いただいたところですが、今こそ県内での機運を醸成し、日田阿蘇道路を命をつなぐ道とともに、産業の道、活力の道として、路線の機能、地域活性化への効果等を検討し次のステップを目指すべきだと考えます。

いずれにしても、産業面を中心とした熊本県の活力を本県に引き込むためには、接続する中津日田道路を介し、中津港方面へ面的につなげるなど県境を越えた活性化に広い視野を持って戦略的に取り組んでいくことが大切です。その点で、中津日田道路の早期完成と合わせて、今

後は日田阿蘇道路の整備などによる熊本県との道路アクセスのさらなる向上を図っていく必要があると私は考えています。

こうしたことを踏まえ、中津日田道路の整備の進捗状況と今後の見通し、地元期成会からの要望を受けた日田阿蘇道路の整備も含め、県北西部地域の広域道路ネットワーク整備にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

以下は対面席から質問します。

〔中野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの中野哲朗君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 中野哲朗議員の県北西部地域の広域道路ネットワーク整備についての御質問にお答えします。

県北西部地域の経済を支える自動車関連や木材、観光などの産業を発展させていくためには、人や物の流れを活性化する広域道路ネットワークの整備が大変重要です。九州北部の循環型ネットワークを形成する中津日田道路では、現在三つの区間で事業を進めています。

まず、国が整備している三光本耶馬溪道路については、今年3月に田口インターチェンジから青の洞門・羅漢寺インターチェンジまでが開通して、耶馬溪地域から中津港方面へのアクセス時間が約10分短縮されるなど、その効果が発現しています。続く青の洞門・羅漢寺インターチェンジから本耶馬溪インターチェンジ間については、本耶馬溪インターチェンジ周辺の橋梁工事が本格化しており、着実に進捗が図られています。今後もしっかりと国に要望していきます。

次に、県が整備している二つの区間のうち、日田山国道路では、令和4年度から1号トンネル避難抗の掘削に着手し、本抗の工事も年内の掘削開始を目標に準備を進めています。

1号トンネル避難抗では、日田側の工区で掘削中に突発的な湧水が発生しました。周辺井戸の水位低下などが確認されたため工事を一時中断していましたが、地元の皆様の御理解をいただき、先月20日から再開することができまし

た。今後も地元の声を聞きながら丁寧に工事を進めていきます。

また、令和3年度に事業化した耶馬溪山国道路では、現在、調査・設計を進めており、今後も事業進捗に努めていきます。

一方、日田―阿蘇間を結ぶ新たな道路については、将来において重要な役割を担う可能性があります。その具体化には、必要性や効果、周辺環境への影響など多くの課題があるため、長期的な視点で検討を重ねるということにしています。

今後も県北西部地域の要となる中津日田道路の整備を重点的に進め、広域道路ネットワークの充実に取り組んでいきます。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 知事から大変丁寧な答弁をいただきました。新しい長期総合計画案の中で高規格道路の整備については、企業立地、産業集積、観光誘客、移住・定住を呼び込む好循環、あるいは強靱な国土づくりの推進、人や物の流れの活性化などの表現があり、県の強い思いを感じているところです。

中津日田道路については、引き続き期成会、女性の会、若者会との連携を図るとともに、事業を進捗する上で、さきほど知事からも御答弁いただいたように、これまで同様に地元への丁寧な対応、説明をお願いしたいと思います。

また、日田阿蘇道路については、構想路線の指定当時とは比べ物にならないほど必要性が高まっていると考えます。地元期成会からの具体的な検討着手の要望は4年連続で上がっており、機運の醸成にしっかりと取り組む必要があると思っています。こちらについてもよろしくお願ひします。

次に、国道386号三郎丸橋の復旧について質問します。

国道386号は、日田市小ヶ瀬町交差点を起点に福岡県筑紫野市に至る幹線道路であり、広域性が高く、福岡方面から日田市に入る交通量の多い大動脈です。

この路線に架かる日田市大字友田の三郎丸橋の橋脚の基礎部が本年6月30日からの大雨に

より洗掘され、7月2日午後2時頃、橋脚が傾倒する事態が発生しました。発災直後から国土交通省と大分県におかれては、二次災害の防止、復旧のための対策等に昼夜分かたぬ御尽力をいただいたことに、地元住民の一人として深く感謝します。しかしながら、現在もなお三郎丸橋は通行不能の状態が続いています。7月19日には日田市長と市議会議長が佐藤知事を訪ね、4項目に及ぶ支援等の要望書も提出されたところです。

発災から既に2か月が経過し、橋脚の補強や橋に添架された日田市の上下水道管の移設工事は始まったものの、もし橋が崩落し、河川がせき止められれば、浸水等の深刻な被害が想定されます。日田市の経済や住民生活に欠かせない道路であることから、一日も早い復旧が必要であることは言うまでもありません。加えて、復旧には数年を要するとの見込みが示されており、その間、利用されることとなる迂回路には、道幅の狭い区間や通学路と重なる区間もあります。利用者に対する安全対策や道路改良など市の取組に対する支援もお願いしたいと思っております。

こうしたことを踏まえ、国道386号三郎丸橋の復旧について、本路線の管理者である県としてどのように取り組むのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 この度の被災で三郎丸橋が通行止めとなり、多くの皆様に大変御迷惑おかけしています。まずは、通学路でもある市道が迂回路となり交通量が増大していることから、県では迂回路の一部狭くなっている区間の用水路の蓋がけやガードレールの設置などにより、安全な歩行空間の確保に努めたところです。

また、応急対策として橋梁がこれ以上傾かないよう、橋脚基礎の周囲に袋詰め石を設置した後、コンクリートによる補強も行い、これまで変状は確認されていません。

橋梁に添架されている上下水道管についても、日田市が既に仮移設に着手しており、10月中旬までに完了する見込みです。

こうした仮設工事に加えて、通学や買物など

日常の不便さを考慮し、県では橋梁の上流に仮設歩道橋の設置を計画しており、来年2月の完成を目指してまいります。

三郎丸橋の本復旧については、現在、10月末の災害査定に向け、地質調査や国との協議を行いながら橋梁設計を進めています。

なお、その復旧工法については、原形復旧ではなく、橋長を伸ばすなどの改良復旧にて架け替えを行う予定です。今後とも国や市との緊密な連携の下、スピード感を持って一日も早い復旧に取り組んでまいります。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 今、土木建築部長から御答弁いただいたように、先日、仮設歩道橋の設置のお知らせいただいたところです。また、さきほどの答弁では、原形復旧ではなく、いわゆる改良復旧の方向性が示されたところでもあります。日田土木事務所をはじめ、県の一連の対応については、日田市の関係者からたくさんの感謝の言葉が届いていますので、この場を借りてお伝えしたいと思います。

そして、通行止めの影響をもろに受ける沿線の事業所を訪ねてお話を聞くと、通行量の減少による現在の直接的な影響だけではなく、今後通行止めが長期化した場合に考えられる影響についての不安の声も耳にしたところです。一日も早い復旧に向けて、引き続き県の温かい御支援と力強い御協力を重ねてお願いします。

次に、国道212号の大山地区の整備について質問します。

国道212号は、中津市の豊陽交差点を起点に日田市を經由し、熊本県阿蘇市を結ぶ幹線道路であり、沿線地域の産業経済の発展と地域住民の生活や福祉を支える重要路線です。

本路線では、日田市大山町野瀬部から鎌手の間の響峠バイパスが令和3年3月に供用開始されたことで、安全性の確保と所要時間の短縮が図られ、津江地域の皆様にも大変喜ばれています。そして、今年度、大山地区周辺の県事業として、上津江地区の国道387号豆生野拡幅に4億5千万円、中津江地区の県道647号栃野西大山線に6億7千万円を予算措置していただ

いています。また、日田市内においても、週末や朝夕の交通混雑の解消などを目的とする4車線化事業、いわゆる日田拡幅が進んでおり、4億円が計上されています。地元としては非常にありがたい事業であり、厚くお礼を申し上げます。

前の質問で、中津日田道路の次なる展開として日田阿蘇道路を取り上げましたが、構想路線の実現には時間を要すると考えます。その間に、現在工事が進んでいる各種事業の効果をより高めるためには、日田市から要望があがっている抜本的な交通安全対策や改良工事の促進を図ることも重要であり、大山地区内の具体的な整備を進める必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、国道212号の大山地区の整備に対して県としてどのように取り組むのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 国道212号は、県北及び日田地域と阿蘇地域を結び、観光や産業などの社会経済活動を支える幹線道路であるとともに、緊急輸送道路としても重要な路線と認識しています。県では、本路線の整備に精力的に取り組んでおり、線形不良箇所や歩道整備が必要な区間をはじめ、法面対策や橋梁の耐震化など順次整備を進めています。

議員御質問の日田市大山地区については、昨年度から清流下釣工区において道路改良事業に着手し、今年度は道路設計を行うとともに地区説明会を開催し、地元の御意見を丁寧に向いながら事業を進めています。

また、道路防災面でも西大山地区と出口地区において落石防護柵設置などによる災害防除工事、金掘橋では耐震化工事を実施しています。さらに、大山地区の中川原地区から野瀬部地区間については、日田市からも歩道整備の要望をいただいております。早期着手に向けて準備を進めているところです。

今後も地元の皆様に御協力をお願いしながら、交通安全・道路防災の両面から大山地区での道路整備を進めていきます。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 脆弱な国道212号は熊本地震でも長期の通行止めとなり、松原ダムから鎌手の間の改良を求める声は根強いものがあります。さきほど部長から答弁いただいたように、地元からも安全確保のための要望が県に提出されていますので、早期の事業着手に向けた検討をしっかりと重ねていただきますようお願いいたします。

では次は、地域医療について議論したいと思います。

まず、医療従事者の働き方改革について質問します。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、県民生活は平常を取り戻した感がありますが、医療現場では引き続き感染対策に予断を許さない日々が続いています。今夏のような感染拡大の局面においても、医療提供体制を維持できているのは、医師をはじめ医療従事者の高い使命感と献身的な働きによるものであり、県民の生命と健康を守る姿勢には頭が下がる思いです。

全ての労働者の長時間労働の是正が進められていく中、たびたび問題視されてきた医師の苛酷な長時間労働に関して、働き方改革関連法に基づき5年間猶予されていた医師の時間外労働規制が今年4月から開始されました。

この規制において医師の時間外・休日労働時間の上限は原則年960時間となっていますが、救急など地域医療に不可欠な病院は、知事の指定を受ければ年1,860時間までに緩和されます。しかし、この特例も令和17年度末を目途に解消を目指すものであり、医療現場においては、これまでの働き方を見直しつつ、医療の安全と質も確保するという厳しい課題への対応が求められています。

医師の時間外労働の規制開始により懸念されることは、地域医療への影響です。地域の中核病院の中には人材確保に苦勞している機関もあり、限られた人員で医療提供体制を維持しているのが現状だと思います。特に労働時間が長くなりやすい救急医療の分野においては、休日・夜間の医療提供が難しくなる可能性もあります。

医師不足の地域では、これまでの医療体制の

維持が難しくなり、診療科の閉鎖や縮小、医師偏在の拡大など、県民生活にも大きな影響が出るのではないかと危惧しています。

また、適切な医療提供体制を維持していくためには、さらなる人材確保が求められています。しかし、県内の医師養成の中核を担う大学病院では、救急などの高度医療と医学教育の両立により勤務時間が長くなっており、医師養成のための勤務環境の改善も必要です。

こうした課題に対応するため、県では医師の確保はもとより、他職種へのタスクシフトやICT機器等を活用した業務改善への支援を行ってきており、引き続き県民が安心して生活できるよう、安全と質を確保しつつ、医師のみならず看護師を含む医療従事者の働き方改革にも一層取り組む必要があると考えます。そうした中、今定例会に提案された補正予算案に医療機関・医師等支援事業が計上されており、その効果に大変期待しているところです。

そこで、医療従事者の働き方改革について、県内医療機関における現状をどのように認識し、今後どのような対策を講じていくのか、知事の考えを伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 医療従事者の働き方改革についてです。

災害医療をはじめ、救急医療や新興感染症対応など、県民に適時適切な医療を提供できる体制は、医療従事者の献身的な使命感に支えられている面も大きいところです。

いよいよこの4月から医師の時間外労働の規制が始まったことから、健康管理はもとより、医療の質と安全を確保する上で、働き方改革がますます重要となっています。

これまで県では、医師の確保対策や救急病院の体制整備への支援に加え、働き方改革に向けた相談対応や認証制度の創設など、規制開始に備えた対策を講じてきました。また、今年度当初からは、救急対応が多い病院を順次訪問して、働き方改革の取組や救急受入れなど現状の確認を行っています。現時点では、いずれの病院も労働時間短縮の工夫により救急対応を断る事態

は幸い生じていませんが、引き続き現状把握に努めていきます。その上で、医療従事者の働き方改革をさらに進めるために、次の2点に力を入れていきます。

1点目は、タスクシフトの推進です。医師の事前の包括指示に基づき一定の診療補助業務を行う特定行為看護師の養成や、病院薬剤師や診療放射線技師など他職種への業務の移管を促進して、医師が治療に専念できる環境を整えていきます。

2点目は、DXの推進です。患者データの自動入力やベッドの見守りセンサーなど、ICT機器の活用により業務全体の効率化や看護師等の負担軽減を図ります。加えて、医師養成の拠点となる大学病院に対しては、労働時間を短縮しながら高度医療の提供と医学教育の充実を両立できる環境づくりを支援します。

こうした施策を講じるために、今回補正予算案では、医療機関が行うタスクシフトに必要な人材を確保するための経費等を計上しているところです。

将来にわたって県民に安全で質の高い医療サービスを提供できるように、医療従事者の働き方改革にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 ありがとうございます。私は以前、日田市議会で、中核的な病院に対する支援について市と議論した経緯がありますが、今回、働き方改革という観点から、県が地域中核病院への支援を予算措置したことにまずお礼を申し上げます。対象となる医療機関には、この趣旨をしっかりと踏まえて、医師の負担軽減に向けた対策を取っていただきたいと思います。そして、働き方改革を進めるにしても、地域の医師が不足している状況は見逃すことができませんし、偏在化についても非常に危惧しているところです。

そこで、医師の確保及び地域偏在、診療科偏在への対応について質問します。

本年3月、第8次大分県医療計画が策定されました。13章から構成される本計画では、そ

の第7章で、厚生労働省が定める医師確保計画策定ガイドラインに基づき、医師確保の方針や施策等が定められています。そこに示された本県の医師偏在指標は、県全体としては全国の255.6を上回る全国20位の259.7であり、医師多数県、医師少数県のいずれにも該当しませんが、全国に330ある二次医療圏に目を向けると、東部、中部が医師多数区域、南部、豊肥、北部がどちらでもない区域、西部のみが県内唯一の医師少数区域となっており、地域偏在が表れていると言えます。

あわせて、診療科による医師の偏在も深刻な課題です。医療計画でも指摘されているように、産科医師や小児科医師の確保は、政策医療の観点からも特に必要性が高いと考えられます。

県では、地域中核病院や特定診療科で専門研修を行う医師に対して研修資金を貸与するなど、地域医療を担う医師の確保と地域偏在や診療科偏在を解消するための施策を行っていますが、地域中核病院の医師不足の状況も深刻であり、地域医療を守るための医師の確保は不可欠です。加えて、高齢化等により地域医療において重要性が高まっている救急医について、令和9年度までに各救急医療圏に救急医を2名以上配置することを目標に、医師研修資金貸与制度の対象診療科に救急科を加え、急ぎ養成していると聞いていますが、その進捗や今後の動向も気になるところです。

こうしたことを踏まえ、医療提供体制の要と言える医師の確保及び地域偏在、診療科偏在への対応にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県では、医師確保対策の柱として、大分大学医学部の地域枠や自治医科大学の卒業生を地域医療を担う医師として配置しています。今年度は61名が各地域で診療に当たっており、今後この数は年々増加し、70名程度を安定的に確保できる見通しとなっています。

また、診療科偏在への対応としては、さきほど御紹介いただきました研修資金の貸与制度等

を活用して県内定着を図り、現在、産科医39名、小児科医は49名の県内確保につながっています。また、令和4年度から研修資金の対象に加えて養成した救急医2名を佐伯市と中津市の救急病院に現在配置したところであって、引き続きその養成に努めていくこととしています。

さらに地域枠制度においては、従来のプログラムに加えて、今年度から産婦人科、小児科、救急科等の専門コースを設け、不足する診療科医師の確保を図っています。

なお、毎年夏休みに開催している臨床研修病院の見学ツアーには、今年は県外から医師を目指す若い方々、過去最多の15名が参加したところであり、今後の県内での医師確保にしっかりとつなげていきたいと考えています。

引き続き、大分大学医学部や市町村、地域中核病院など関係機関と連携を図り、医師の確保と偏在是正に努めていきます。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 今、県が行っている施策の大枠について答弁いただきましたが、西部医療圏について一つ伺いたいと思います。

日田市内では分娩が可能な産婦人科が3か所ありましたが、本年4月以降、2か所が分娩の受付を停止しています。また、小児科の休日夜間の診療体制の充実には、保護者からの強い希望があります。そして、西部医療圏の中核病院であり、へき地、救急、災害、がん診療などの採算性の確保が困難な、いわゆる不採算部門を一手に担っている済生会日田病院では、9月末をもって放射線治療装置の稼働が停止されるそうですし、婦人科医師の不足は深刻だと聞いています。

あわせて、麻酔科医師の深刻な不足により、定期的な手術が滞り、時間外の対応も難しいため、救急医療体制が非常に脆弱であり、西部医療圏の二次救急医療機関として成り立たない事態が想定されることに私は強い危機感を持っています。

県当局が済生会日田病院や地元医師会としっかり連携を図っていることは存じていますし、一方で、日田市の過疎地域持続的発展計画には、

中核病院と連携を図りつつ、医師不足解消に向けた対策について検討との項目があるように、医師確保には市町村も重要な役割を果たすのではないかと考えています。さきほど部長の答弁の中にも市町村との連携というお言葉がありました。この点について福祉保健部長の見解を伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 地域医療を支える医師の確保ですが、県の努力は当然ですが、おのおのの地域特性を掌握されている市町村の工夫や取組も大きく影響してくるのかなと思っています。

例えば県内では、臼杵市、あるいは国東市におかれては県の制度とは別に、市独自の医学生への奨学金の制度を設けて一定の効果を上げているという事例もありますし、大分大学から地域の病院へ、数が少ないと言われている産婦人科や小児科の医師の派遣を、県も出しますが、市も共同負担で、別枠で確保して地域を支えているという中津市、国東市、杵築市などの例もあります。

日田市との関係でいうと、西部地域限定の県内3機目のドクターヘリを福岡県にお願いして県と地元市町の共同負担で運航していますし、市が運営している高塚の日田市立東溪診療所、医師不足があるということでしたので、今年度は県からの医師の派遣を行って補っています。

また、さきほどの知事答弁にありましたが、今回の補正予算で、済生会日田病院への支援も行おうというところですが、なお足りないところがあるということですが、例えば、こども医療費の4月から高校生への早期対象拡大、こういったものも含めて日田市の施策である程度補っていただき、市と一緒に日田市民にとって大切な医療提供体制をしっかりと守っていきたいと思っています。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 日田市への支援に対しても心から感謝しているところですし、また、臼杵、国東、中津、杵築といった県内各市においても独自の取組があるということを改めて認識したところでは。

そして、これは要望ですが、地元日田市を含めた地元医師会、済生会日田病院と県の4者で、西部医療圏の諸問題について意見交換ができればいいということをいつも考えているところです。これについてはまた改めて相談させていただければと思いますので、どうぞ部長よろしくをお願いします。

では続いて、本県の医療を語る上で欠かすことのできない大分県立病院の経営について質問します。

大分県立病院の歴史は古く、明治13年3月に大分市高砂町において大分県病院兼医学校として病床数30床で病院業務を開始したことに始まります。150年近い歴史の中で、財政上の理由により閉鎖され、一時的に一般病院として経営が行われたほか、空襲による焼失など幾多の苦難もありましたが、県民の強いニーズにより運営が続けられてきました。

近年においても、国の総医療費抑制策による社会保険制度の見直しや診療報酬の改定、さらに医師の新臨床研修制度の導入を契機とした医師確保困難など、病院運営をめぐる環境の変化は大きく、また早く、厳しい経営状況が続いていました。こうした中、平成18年4月の地方公営企業法の全部適用を機に、中期事業計画を策定し、今日に至るまで様々な病院改革が実行されています。

診療機能面については、特に周産期、小児、がん、救急、循環器などの高度・専門医療や急性期医療の重点化を図るとともに、感染症、災害、精神といった政策医療の取組を進めてきました。あわせて、地域の医療機関との連携をより充実し、県民医療の基幹病院としての役割を果たしています。特にコロナ禍においては、中等症、重症患者のほか、精神疾患や妊産婦など配慮が必要な感染患者の受入れにも対応するなど、本県の新型コロナ対策の中核を担ったことは多くの県民の印象に残っています。

このように、本県医療において重要な役割を担っている大分県立病院ですが、昨年度決算では6億円以上の赤字となっています。コロナ禍を経ての受診行動の変化等、やむを得ない事情

によるものとは考えますが、県民医療の基幹病院としての使命を果たすためにも、より一層安定した経営を行っていくことが求められます。

県における公立・公的病院における医療提供体制を確保していくための支援策については、一昨日、我が会派の志村議員の代表質問への答弁がありましたが、安定経営に向けた根本的な対策としては、やはり大分県立病院自らが事業体としての経営マインドをしっかりと発揮して、収支均衡に努めていくことが重要であると考えます。

そこで、安心・安全で良質な医療を提供するため、大分県立病院の安定的な経営にどのように取り組んでいくのか、病院局長に伺います。

井上副議長 井上病院局長。

井上病院局長 大分県立病院の経営についてお答えします。

県立病院は県民医療の基幹病院として、診療機能の強化に取り組むとともに、良質な医療を継続して提供できるよう、経営基盤を強化してきたところです。その結果、平成19年度には単年度収支を黒字化し、安定的な病院経営を実現してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症によって全国的に患者が受診を控える傾向が続いたことに加えて、コロナ関係補助金の廃止や賃金上昇、物価高騰などの影響もあり、令和5年度には赤字決算となってしまいました。そのため、本年度は経営改善に向けた取組の一層の強化を図っているところです。

収入の確保に向けては、コロナ禍で減少した中等症患者の掘り起こしに向けた地域の医療機関への訪問強化や健康診断要精密患者の積極的な受入れなどに取り組んでいるところです。歳出の削減に向けても、診療材料や薬品等を調達する際、民間事業のノウハウを活用するなど、業務の見直しを進めているところです。

病院経営を取り巻く環境は依然厳しいですが、地方公営企業法全部適用を機に培った経営改善の実績を踏まえて、収支均衡に向けて努力していきます。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 県立病院については3月の予算特別

委員会でも言いましたが、県内の医療ネットワークの要としての役割を果たしており、医療計画においてもその果たす役割の大きさが分かっています。物価高騰や医師の働き方改革などの影響もあるかと思いますが、県民に寄り添った医療の提供に引き続き力を尽くしていただきたいと思います。

次は教育に関して、まず、教員の確保について質問します。

教育は国家の根幹、国家百年の大計です。その教育を担う教員は、我が国の未来を拓く子どもたちを育てるといふ崇高な使命を有するかけがえのない職業であり、この重要な職責を担う教員を確保・養成することは重要な課題です。

しかしながら、近年、長時間労働などの影響もあり、教員を志す人材の不足が全国的な課題となっています。その改善を図るべく、国では昨年来、教員の確保に向けた環境整備の方策について中教審の特別部会で審議が進められ、先月27日に、学校における働き方改革のさらなる加速化、教職調整額の引上げをはじめとする教員の処遇の改善、学校の指導、運営体制の充実を柱とする答申がまとめられました。

あわせて、各教育委員会には、人材確保に向けた教員採用選考試験のさらなる工夫が求められ、本県でも過去20年を見ると、平成16年度実施の試験で最高2,282人であった出願者数が、本年度は1,120人と半分以上まで減少しており、優秀な教員の確保がままならない状況にあると考えます。受験者の減少は、教員の質の低下や欠員の要因となり、子どもたちの成長、ひいては我が国、そして本県の未来に影響するのではないかと懸念しています。

県教育委員会においては、これまでも第1次試験日の前倒し、第3次試験の廃止や県外会場の設置など採用試験の見直しを進めてきたことは承知していますが、十分な成果に至っていないことから、より踏み込んだ対策が必要です。

そこで、国の方針や他県の取組などを踏まえ、本県の教員の確保に今後どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 教員の確保についてお答えします。

中教審の答申にもあるとおり、教員不足は子どもたちの教育の質の確保・向上の観点から深刻な課題であり、本県においても近年の出願者数の減少は憂慮すべき状況と言えます。このため、優秀な教員の確保に向け、他県の取組も参考にしながら、採用試験等の見直しを検討してきたところです。

今年度直ちに取り組む秋選考試験に加え、来年度からは1次試験受験資格の大学3年生への拡大や、今回の大阪に加え、東京、福岡にも県外試験会場を新設するなど、より受験しやすい環境整備を進めたいと考えています。

また、民間企業等で勤務経験を有する者を対象とした社会人特別選考枠を拡大するとともに、教員免許状の取得希望者へ校種に応じた単位履修方法を案内する免許取得支援を行うなど、多様な人材の確保を図ります。

加えて、教員を目指す若者の増加を図るため、本県教員の授業風景や余暇の過ごし方を撮影した動画配信、高校生を対象としたガイダンスの拡充等を行い、教職の魅力のPRに努めます。

中教審答申を受けた国の動向にも注視しながら、今後とも教員の確保に努めていきます。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 では、教育に関してもう一問、教職員の広域人事異動について質問します。

大分県教育委員会では、平成20年の教員採用試験等に係る贈収賄事件を受けて、大分の教育に対する信頼回復、再生に向けた改革に取り組み、平成24年度に広域人事異動を開始しました。

この制度は、教員という人材が大分市を中心とした都市部に偏在する中、全県的な教育水準の向上を図り、採用から早い時期に異なる環境で多様な経験を積ませ、若手職員の人材育成を図るとともに、長期間にわたる同一地域、同一教育環境の中では生まれない教職員の意識改革を図るという三つの観点からの取組となっています。

一方で、新採用からおおむね10年で三つ以上の人事地域を勤務するという異動方針には、

教育の継続性や効果的な教育活動等の観点から見直しを求める意見があり、令和4年度には県内の12市町村議会から意見書が提出されました。このような動きを踏まえ、昨年3月22日の総合教育会議での議論を経て、10月24日の第15回教育委員会において、若年期教員の人事地域数を3地域から2地域へ、1地域における配置年数を3から4年とするなどの広域人事異動の見直しを含む令和6年度大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱が決定され、本年春の人事異動から適用されています。

私は、この制度のそもそもの目的は、教員の均質な配分を通じた教育の機会均等であり、その成果は、周辺部の市町村の教員確保、教育人材の地域間格差の是正につながったと理解しています。

県内全ての子どもたちがひとしく一定水準の教育を受けられる環境を作り、守るためには、一定の広域的な調整としての広域人事異動は必要だと考えますが、今回の見直しが学校現場等にどのような影響を与えているのかが気になるところです。

こうしたことを踏まえ、教職員の広域人事異動の見直しをどう分析し、そして今後どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 教職員の広域人事異動についてお答えします。

制度見直し後初となる今年度の人事異動において、若年期の教員の広域異動者数は、昨年度の422名から253名と169名減少しました。一方で、中堅教員の広域異動をあわせて推進した結果、今年度の市町村間の臨時講師比率の格差は約10ポイントで、昨年度とほぼ同水準となっています。平成20年度には27ポイントであった市町村間の臨時講師比率の格差は、広域人事異動により年々縮小し、教育人材の地域間格差は改善されてきており、今回の制度見直し後も維持できています。

異動後の状況について市町村教育委員会からは、生活拠点に近い学校での勤務がかない、通勤時間が短くなり働きやすくなったなどの声を

聞いています。制度見直しにあわせ、将来勤務を希望する市町村や家庭事情などを丁寧に把握したことにより、教員の負担軽減につながったものと認識しています。

今後も市町村教育委員会と連携して、地域における人材確保に十分配慮しつつ、教員の負担軽減のバランスを取りながら広域人事異動を進めていくことで、全県的な教育水準の向上を図っていきます。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 子どもの成長に直接関わり、その人生に大きな影響を与える崇高な仕事の担い手の確保が困難であることは、学校現場の疲弊にもつながっているのではないかと拝察します。

さきほど教育長の答弁の中に、教職の魅力PRという表現がありましたが、現場の先生方がやりがいを感じるように、そして、次世代を担う子どもたちが教師に憧れるような取組にも是非、力を入れていただきたいと思えます。

また、さきほど触れましたが、私は広域人事異動そのものは必要な制度だと思っています。まだ見直し後の1回目の人事ですので、全ての分析はできていないのかもしれませんが、今後も教職員の個別事情に配慮しつつ、周辺部の市町村の教員確保も考慮しながら進めていただければと思っています。

それでは最後に、ひきこもり支援について質問します。

内閣府が令和4年11月に実施したこども・若者の意識と生活に関する調査では、15歳から64歳の生産年齢人口において、推計146万人がひきこもり状態にあるとされています。これは、その年齢層で50人に1人がひきこもり状態にあり、支援体制の整備が必要であることを示しています。ひきこもりの要因は、不登校、職場でのハラスメントによる人間不信等、様々であり、問題の本質は、本人も家族も世間との関係を断ち、自力ではひきこもりから抜け出せない状況にある孤立の悪循環であると言われ、ひきこもりの長期化、高齢化が進む、いわゆる8050問題が深刻化しています。こうしたことを背景に、国は本年4月施行の孤独・

孤立対策推進法や就職氷河期世代の支援の行動計画等により、ひきこもり支援の推進を図っていくこととしています。

本県のひきこもり支援の体制としては、青少年等自立支援対策推進事業の中で、第一次相談窓口であるおおいたひきこもり地域支援センターを設置しています。また、当事者や家族を支援する人材の養成として、ひきこもりサポート養成研修を実施しています。これまで多くの方が受講していますが、継続して参加している方々から経営研修内容のアップデートを求める声や、サポーター登録後の活動の充実についての御意見が届いていると聞いています。サポーターの果たす役割は重要であり、市町村との連携は欠かせないとも考えます。

こうしたことを踏まえ、県としてひきこもり支援にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 ひきこもりの支援には、当事者や家族を地域の中で支え合う仕組みの構築が重要です。県では、相談全般にワンストップで対応するひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの方を適切な支援先や地域の居場所につなぐ取組を進めています。

また、センターでは、市町村からの相談対応や同行支援を行う支援員を配置するとともに、担当職員の対応力向上を目指した研修会を開催するなど、市町村のひきこもり相談体制の充実を図っているところです。

地域支援の一翼を担うことが期待されるひきこもりサポーターには、家族や地元の民生委員など57名に登録をいただいています。今後は、養成研修において、より実践的なワークショップ手法を導入するとともに、市町村との協働事例を紹介することなどにより、サポーターの活動促進につなげていきます。

引き続き、市町村と支援機関などのネットワークの構築を支援しつつ、サポーターの力も借りながら、ひきこもり当事者や家族が安心して自分らしく暮らせるよう、地域ぐるみの支援を推進していきます。

井上副議長 中野哲朗君。

中野議員 研修後も県が責任を持って市町村をバックアップしてほしいという御意見も届いています。現在、新たな大分県地域福祉基本計画の策定作業が進んでいると思いますので、現状と課題をしっかりと認識するとともに、そうした御意見が反映されるよう、施策の方向性についても示していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で中野哲朗君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午後1時 再開

嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。三浦由紀君。

〔三浦（由）議員登壇〕（拍手）

三浦（由）議員 43番、日本維新の会の三浦由紀です。やっと2回目の質問の機会が巡ってきました。この質問の機会を与えていただいた多くの関係者に心から感謝する次第です。

さて、大リーグで活躍する日本人選手の記録を紹介するときに、よく日米通算という言葉を使います。日米通算何本とか日米通算何勝とかですが、それと同じように私も使わせていただければ、今回の質問が市議会、県議会通算で1000回目の議場での質問となります。32年前、市議会で初めて質問して以来、今日までよくもネタ切れせずに次々と質問する項目があったなと我ながら思うところですが、これは世の中が変わってきているということであり、地方自治体も人々の生活に合わせて日々変わり続けてきたということであり、その変化に若干ながらも私も寄与できたことは幸せに思うところです。市議会と県議会は制度が違うので、これからペースはかなり落ちるかとは思いますが、引き続きその時代時代に必要な質問をしていきますので、今後ともよろしく願います。

今回も7項目ほど質問を準備してきていますので、質問通告に従い、一問一答方式で質問し

ます。

まず、先島諸島からの避難者受入れについてお尋ねします。

マスコミ報道などによると、6月3日に政府より、いわゆる台湾有事の際に沖縄県の先島諸島に住む住民が九州・山口8県へ避難するモデル計画の概要が九州知事会へ提示され、参加していた知事からの了承を得たとされています。

このとき示された資料によると、いわゆる台湾有事の際には、先島諸島5市町村に住む住民11万人と観光客1万人、計12万人を1日2万人、6日で全て九州・山口各県に避難させるとされており、沖縄県議会でも同様のことを本会議における質問に対して答弁がなされています。

本県の状況を見てみると、各市町村の避難所や宿泊施設で最大およそ34万人余りを受入れ可能という試算結果を国に回答したとのことであり、万が一のときには多くの方々が本県へ避難してくる可能性があります。

このような状況が起こった際には、国から県に対し、1、輸送手段の確保、2、収容施設、ホテル等の供与、3、食品、飲料水の調達、提供、4、生活必需品の調達、提供、5、避難者の健康管理に関する事項、6、通信設備の提供など、初期的な計画を令和6年度中に作成するようされています。

計画に関しては、現在作成中とは思いますが、この件に関して知っている県民は多くないと考え、特に避難される方々を受け入れる可能性のある自治体住民には周知が必要であると考えます。

そこで、お尋ねですが、避難者受入れに関する計画の検討状況、また、策定した計画を県民に対しどのように周知していくのかを含め、台湾有事などにおける先島諸島からの避難者受入れについての知事の考えをお聞かせください。

あとは対面席で行います。よろしく願います。

〔三浦（由）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの三浦由紀君の質問に対する

答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 三浦由紀議員の先島諸島からの避難者受入れについての質問にお答えします。

先島諸島からの避難住民等の受入れに関する計画作成については、6月3日に開催された九州地方知事会で、林官房長官から九州・山口の各県知事に協力要請がありました。

具体的には、国と沖縄県が共同で実施している先島諸島からの避難訓練の一つのシナリオとして、九州・山口を避難先とする受入計画を作成してほしいというものです。

受入計画の前提として、本県には沖縄県石垣市の一部の地域が割り当てられ、今年度はまず、避難当初1か月間の計画を来年2月までに作成することになっています。現在、庁内に横断的な検討組織を設け、避難先や移手段の選定、避難施設への割り振りなど、受入れに係る具体的な検討をしているところです。また、市町村やバス協会等関係機関にも説明し、計画作成に関する協力を依頼しているところです。

なお、作成した計画は国が公表することとなっていますが、県としても必要な情報を県民に提供していきたいと考えています。

国民の生命を守る重要な取組ですので、国や沖縄県、九州・山口の各県などしっかりと連携して対応していきたいと考えています。

嶋議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 答弁ありがとうございます。ここからは要望ですので、知事、御心配なく聞いておいてください。

この避難計画の件に関して、私は今年7月に現地沖縄県で沖縄県民から直接聞いた話であり、沖縄県の経営者が集まるある会合に出席したんですが、やはり沖縄県の皆さんは有事に関して大分とは比べものにならないくらい強い関心を持たれていました。沖縄ですから観光関係の仕事をされている方が多かったんですが、彼らが言うには、台湾海峡で偶発的に銃弾が1発でも行き交っただけで沖縄の経済は終わりということを書いていました。考えてみれば分かることなんです、銃弾が1発行き交った、偶発的

はあるが、それがニュースに取り上げられただけで、恐らく翌日からの飛行機とホテルはオールキャンセルになるだろうと。これは想像すれば分かることであり、それだけで終わっても、その時点では終わるかどうかわかりませんから、それだけのキャンセルが出るということは当たり前だろうと思うんですが、そういう状況になるだろうということを彼らは心配していました。コロナ禍からせつかく持ち直しつつある現状からそうなる、コロナのときよりも落ち込むだろうと、そうすれば沖縄の経済はこれで完全に終わってしまうだろうということを言っており、そういうことにならないように両国——両国ではない、ごめんなさい。国を特定すると悪いですね。台湾海峡でそういうことにならないように、今、国としてもそういうことを頑張してほしいみたいなことを言っていたんですが、そのとき、隣の席の方から有事になったときは大分に避難するから頼むよと言われて初めてこの計画があることを私は知ったわけです。

その後、その方から続けて大分県ってどんなところということを聞かれたわけであり、大分県に来たことのない方が多かったので、大分に関する情報を彼らは持ち合わせていなかった。大体、温泉ぐらいしか出てこなかったんですが、そういうことから考えると、やはり避難先の一つである大分県の情報は欲しいだろうなと私は思ったところです。

そこで、今回の質問に至ったわけですが、今後、この計画が出来上がった後には沖縄県と連携を取りながら、沖縄県民の不安解消に向けて、本県をよく知ってもらうための各種情報提供や交流など取り組んでいただくよう——これは要望です。お願いし、今回の質問は終わります。

次の質問に入ります。

国内外へ向けて大分県の新たな魅力を発信するための施設として、大分港西大分地区におけるマリーナ構想について質問します。

ウィキペディアによると、マリーナは港を中心とした様々な施設の集合体であり、係留桟橋、防波堤、消波底、ドック、休憩・宿泊施設のほか、プールやクラブハウスなどの娯楽施設も設

けられており、航海途中のビジター（来訪者）が自由に立ち寄れるビジターバースなども備えている施設とされており、ただ単に船を係留する施設から様々な機能を兼ね合わせた複合施設になってきているようです。

現在、大分港西大分地区を見てみると、神戸航路フェリーが発着している県都大分市の海の玄関口であることはもちろん、倉庫群を活用した雑貨ショップやカフェ、ライブハウス、ガーデンショップ、結婚式場などが立地し、芝生広場を散策できるなど、かんたん港園として大分市民はもとより、広く県民の憩いの場となっています。

加えて、近隣の田ノ浦地区には7月に新しい道の駅たのうらがオープンしたり、かんたん地区には以前からあるカフェやレストラン等に加え、これは遊廓ですが、古い建物を利用したアクセサリショップが開店したりと、面白く、かつおしゃれな地域となっています。

これら西大分地区のさらなる発展を目指し、外からの人の流れをつくるために、さきほど述べたマリナー構想を立ち上げ、ヨットやクルーザーを所有する富裕層を取り込んではどうかと考えるところですが、マリナー構想の検討を含め、大分港西大分地区の活性化についてどのように考えているのか、土木建築部長、お聞かせください。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 大分港西大分地区は、神戸航路フェリーの運航により年間約15万人の乗降客と600万トンを超える貨物の利用があるとともに、防災面においても、耐震強化岸壁を有するなど重要な役割を担っています。

また、NPO法人が中心となり、港を核としたまちづくりを促進する国の制度、みなとオアシスによる支援を活用しながら、地域と行政が連携し、継続的な活動が行われています。こうした取組もあり、次の日曜日開催されるみなとのフードフェスタなど、地域主導の恒例イベントが年間を通じて根付いています。

さらに、大分市等においても西大分地区の活性化に資する取組を実施しており、近隣にオー

ブンした道の駅たのうららと連携したイベント等の開催も予定されています。

議員御提案のマリナー構想に関連しては、港湾計画でプレジャーボート係留施設の想定があるものの、まずは地域や関係する皆様と西大分地区の将来像を共有することが肝要かと考えています。

今後交通結節点として機能強化を図るとともに、地域と連携しながら活性化の取組を支援していきます。

嶋議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 部長、今いろいろと西大分地区でのイベントについて答えていただきありがとうございます。

現状は私も承知しており、部長が答えたいろんなイベント等にも私も参加していて、本当に面白い地域になってきたなということは認識していますが、やはり今後、あの地区をいかに変えていくか。今のままだも面白いんですが、さらに面白くしていくいい場所ではないかなと思っていますので、今回こういう質問に至ったわけですが、地域の方々と意識を共有という形を今言われたんですが、今回の質問は、私自身もあの辺をうろちょろして考えたのと同時に、地域の方々からの要望を受けての質問ということもあるので、共有は私はもうできているのではないかなと思うんです。逆に共有できていないのは県の方ではないかと。地域の方々には造ってくれよとずっと言っているんですよ。マリナーのいいものを造ってくれんかなと。そうすることによって本当に富裕層が来てくれるので——これは要望ですから答弁は考えなくていいです。面白く変わっていく、それを秘めた場所であるし、港湾はどうしても県の管轄になるので、是非大分県の方でやってくれんかなということを言っていたので、今回この質問になったわけです。共有するのは大分県側ではないかなと思うので、是非そういった部分を地域の方々と話をして、一歩でも半歩でも進めていただけたらいいのではないかなと思うところです。

これも私の経験から言うと、私の同級生で今クルーザーを持っている者がいるんですが、こ

れが絵に描いたようなサクセスストーリーの男で、脱サラして最初に時計が替わりました。しばらくすると、今度車が替わりました。最初、ポルシェ、メルセデスだったんですが、途中からフェラーリ、ランボルギーニに替わり、それが終わったと思ったら自家用ジェットの世界になりました。確かに個人でジェット機を買うのはなかなか難しいので、複数人でシェアするシステムがあるので、複数人でジェットをシェアして使っているんだと言っていたんですが、そのジェットが終わったら会社をリタイアして、何を買ったかというクルーザーなんです。時間とお金を持って余しているんです。ですから、クルーザーにのめり込んで、たまに電話すると、今、石垣島の沖をクルーズしているんだとかいう話になって、しばらく会えない。たまに会うと、一年中真っ黒で季節感のない男みたいな感じになってきているんですが、それ以外にもクルーザーとかヨットを持っている知人が何人かいるんですが、共通しているのは時間とお金を両方持っているということなんです。時間とお金を持っている、そういう方々が大分港に来ていただければ、ある程度の期間そこに滞在して、それなりのお金を使ってくれる。こういった富裕層が何にお金を使うか、それに合う使い道を考えるというのは別問題であるんですが、そういった潜在的な富裕層が世界中にかなりの数、今生まれているので、これを取り込むということは、大分県全体のいい経済的な効果になるのではないかなと思っていますので、是非これを少しでも進めていただければと思うし、ダイレクトには言いませんが、大分港には今、こういうクルーザーが入るドックに改造できるような倉庫も新しくできたばかりです。クラブハウスに使えるいい建物もできたばかりです。これは何か、あえて今日は言いません。皆さん方、何を私が言わんとしているか分かるかと思いますが、新たにお金をかけなくてもいいような施設が今あるんですよ。将来的にあれを使うと面白いのではないかなと思っているので、今回こういう質問をしましたが、時期的にこれは言わん方がいいだろうと思っているので、名前は言わず

に言っていますが、そういった部分もあるので、将来的に割と早い時期にこの西大分のマリーナ構想に関して進めていただければと思うところで、あくまでも要望に代えて、次の質問に移ります。

県有施設について質問します。

これは利用度が低い、あるいはもったいない使い方をしているなど私が思った四つの施設について、今後の有効活用に向けて県に伺うものです。

まず最初に、県央飛行場の活用についてお尋ねします。

日本の空港旅客数ランキングというのがあり、現在日本で利用されている90の空港の年間旅客数をランキングしたものです。令和5年、2023年度のものを見てみたいと思いますが、第1位は羽田空港で8,085万9,391名が利用されています。続いて2位、成田空港、3位、関西空港、福岡、新千歳、那覇、それから伊丹、中部と続いており、大分空港を見ると19位で176万2,278名が利用しています。90のうちの19位ですから、かなりの方が利用されているんですが、九州の中では逆に低い方なんですよね。九州の他の空港は結構皆さん方頑張っていますが、日本全国で見ると19位という順位になっています。

では、県央飛行場はというと、何位か。90中90位、2名の方が利用されています。最下位、大分弁で言うとどべです。では、一昨年、令和4年度、2022年のものを見てみたいと思います。1位、羽田空港、これは変わらずです。では、大分空港はというと、これも19位で順位は変わりません。では、県央空港を見ると、残念ながら89位で利用客は1名です。私、この1名に会ってみたいです。何でこの県央空港を使ったのかと聞いてみたいぐらいなんです。89位だから令和5年度よりはいいのかという結果は同じで、令和4年度と令和5年度で、5年度には一つ空港が増えているんですね。利用されていなかった波照間空港が利用されるようになって増えたので、実質最下位は変わっていないという状況にあります。

では、貨物はどうでしょうか。担当課に確認したところ、昨年度は2回の輸送実績があるのみということ。たった2回です。お客さんが2名、貨物は2回というのが現在の県央飛行場の状況です。

今回取り上げている県央飛行場は、皆さん御存じのことと思いますが、豊後大野市にある空港で、1992年に農道空港として、主に豊肥地区から京浜地区への高付加価値農産物の供給や、それによる農業や地域の振興を目的として開設された飛行場です。しかしながら、採算が合わないということから、現在、農産物の輸送はほとんど行われておらず、旅客に関してもさきほどのとおりで、主に県の防災ヘリの離発着等に使われているのみです。

私は、この造った時点で間違いかなと。考えてみれば、京浜地区まで800メートルの滑走路で飛び得るような飛行機があるわけないんですね。何で造ったのか、いまだに不思議です。

それはぼやきなので置いておき、防災ヘリの離発着はもちろん重要なことですが、この飛行場は、さきほども申したとおり滑走路があります。すなわち、固定翼、飛行機の離発着用の施設です。回転翼、ヘリコプターの専用施設ではありません。主は固定翼、飛行機用の施設なのです。さきほどから言っていますが、ヘリコプターのことを回転翼と言いますが、回転翼、ヘリコプターの離発着にあんな長い滑走路はいらないんです。ならば、本来の飛行機の利用率を上げるべきと考えます。

そこで、農林水産部長にお尋ねですが、県央飛行場の活用にどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

嶋議長 瀏野農林水産部長。

瀏野農林水産部長 県央飛行場の活用についてお答えします。

県央飛行場は、今、議員が言われたように、豊肥地域の農産物輸送を目的に平成4年に農道離着陸場として整備されました。平成9年からは、地域の利便性向上に向けた人員輸送を行うとともに、県民の安心・安全のため、防災航空隊の基地としても活用されてきています。

しかしながら、時の経過とともに高速交通体系が整備され、輸送車両の冷凍技術等も進化するなどにより、農産物や人員輸送の需要が大きく減少しています。

一方で、そうした輸送以外では、民間事業者による航空撮影や当該地域の観光、地域振興につながる遊覧飛行等にも安定して活用されています。

さらなる飛行場の活用を図るため、県や市、航空事業者で構成する利活用推進会議を令和3年に設置しており、新たな利用促進策の検討を進めています。それが最近では商工会やスポーツ団体等と連携した施設利用の取組にもつながっているところです。

今後は、例えば、観光面から、さきほど議員の知人が、かなりサクセスストーリーがあったということを知りましたが、そうした富裕層の方々を呼び込むなどの視点があってもよいのではないかと考えているところです。

そこで、この推進会議の中で、いろいろとアイデアが豊富なイベント企画事業者と連携した事業展開などの検討も行っており、様々な側面からさらなる利活用を推進していきます。

嶋議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 答弁ありがとうございます。

今、いろんなことを答弁いただき、ある程度分かったところです。これは再質問です。豊肥地区を中心にして農業の盛んな地域なんです。逆に高付加価値の野菜とか産物の栽培を検討したのでしょうか、教えてください。

嶋議長 瀏野農林水産部長。

瀏野農林水産部長 高付加価値とか高価格といったものがどの程度、どのレベルなのかというのはなかなか難しいところですが、これまでしいたけやねぎ等をはじめとする農林水産物はもちろんのこと、ある意味付加価値の高いスイートピーとか地元のサフラン、綿田米など、そして、最近では短期集中県域支援品目である白ねぎや甘太くんなど、当該地域ならではの品目を予想してきているところです。

この県央空港でのフライトのために栽培を始めたということはないと思われませんが、現在、

中核施設です。サッカーやラグビーのワールドカップなど世界的な大会をはじめ、2巡目大分国体など記憶に残るスポーツシーンの舞台となってきました。現在も高校総体やちびっ子健康マラソン、障がい者スポーツ大会など、スポーツを愛するあらゆる方々にとってなくてはならない施設となっています。

一方、スポーツ以外の利活用も促進しており、今年もドームのホワイエなどで建設企業のICT技術の展示会、子育て中の母親を応援するイベントなどが行われています。また、約2万人を動員した大分スポーツ公園初の野外フェスでは、その際にはドームの大型ビジョンにライブを映し、観客席でも飲食しながら楽しんでいただけたところです。

なお、3月の定期点検で屋根の可動に必要なワイヤロープの一部の劣化が判明したため、現在、開閉を停止しています。今月末から健全度の調査を行う予定であり、利用者の皆様には御不便をかけており、大変申し訳なく思っています。

今後も各種スポーツ団体や学校などはもとより、様々な分野による利活用を行い、レゾナックドーム大分の活性化に取り組みます。

嶋議長 三浦由紀君。

三浦(由)議員 ありがとうございます。質問ではないから安心しておいてください。

よく分かりましたが、あの期間、屋根の開閉ができないというのは、本当にライブが入ってなくてよかったなと思うし、また、トリニータ関係者も、あそこが九州でサッカーの代表戦ができる唯一の場所なので、何とかしてくれということも言っていたので、是非今後は使用できない期間がないような形で管理していただくようお願いし、次の質問に入ります。

続いて、県立高校の施設について質問します。

生徒数の減少により、利用されていない県立高校の施設が出てきています。また、人口動態を見てみると、今後もそのような施設が増加することが予想されます。

このような施設を学校関係者以外の方が利用する場合、県の策定した取扱要領に基づき学校

長が判断するとされているが、校長が替わったりした場合にその可否が異なったということを知ります。

もちろん校長も個人的な判断ではなく、基準に従って可否を決めていると思うが、地域住民と行き違いを起こさないためにも、利用希望者が納得するためにも、どの基準を満たしていないから利用を許可できないなど詳しい説明が必要と考えるが、今後の県立学校の施設の活用も含めて教育長に見解をお聞きします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 県立学校の施設は、管理規則に基づき、学校教育上支障がある場合や専ら私的営利を目的とする場合などを除き、校長が社会教育その他公共のために使用させることができるとされています。

これまで地域活動で施設を活用する場合は幅広く許可しており、スポーツ大会や文化活動、グラウンドゴルフの練習、お祭りの駐車場、防災訓練などに利用されています。

しかしながら、申請の都度、使用の可否を判断するため、同様の事案であっても、時期によっては学校の使用状況等が異なり、判断が分かれる場合があります。そのため、使用を許可できない場合は、申請者に対して誤解を招かないように特に丁寧に理由を説明するよう校長に指導していきます。

なお、スポーツ活動で定期的に施設を使用する場合は、より簡便な手続で利用できる学校体育施設開放事業という制度を設けています。県立学校の施設が地域住民に有効活用されるよう、引き続き学校と連携して取り組んでいきます。

嶋議長 三浦由紀君。

三浦(由)議員 ありがとうございます。是非地域の人たちに誤解を招かないように丁寧な説明をしていただくようお願いし、次の質問に入ります。

次に、県庁舎の活用についてお尋ねします。

先般、群馬県庁に視察に伺いました。この32階は以前は展望スペースでしたが、現在はNETSUGEN(ネツゲン)という会員制のコワーキングスペースを中心とした官民共創ス

ペースとなっています。ビジネスの専門家がコーディネーターとして常駐しており、様々なイベントをやっており、以前、展望室であった頃はお金を生まなかったのに、昨年は3,600万円の収入があったということでした。

大分県庁を見てみましょう。新館の14階に以前の群馬県庁と同じような展望スペースがあります。時々上がってみるが、ほとんど人がいることはないし、同じく大会議室があるが、ここも会議が行われているのを余り見ることはありません。財政的に余裕があれば私もとやかく言いませんが、厳しい現在、少しでも稼ぐことを考えるべきであり、県庁舎の利用頻度の低いスペースを積極的に民間へ貸し出す等して収入を確保する必要があるのではないかと考えます。

そこで、県庁舎の活用にどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 県庁舎の活用についてお答えします。

新館14階の展望ホールは、別府湾や国東半島が一望できる県民の憩いの場として整備したものであり、私も最近、何度か見に行ってきましたが、時間帯によって違いはあるものの、来庁者の休憩場所として一定の利用があったところ です。

また、同階の大会議室については、県庁舎内で100名以上の会議、イベントができる場所として、同じ規模の本館2階の正庁ホールとともに平均で83%以上利用されており、そういう意味では重要なスペースとなっています。

また、コロナ禍においては、展望ホールをワクチン接種会場として利用したこともあります。

議員御指摘のとおり、空きスペース活用などの収入確保は重要と考えており、行財政改革推進計画に基づく県有財産売却等推進計画に方針を掲げ、収入確保に努めているところです。

例えば、本庁舎1階をコンビニや旅行会社に貸し付けることで年間約740万円の収入を上げているほか、デジタルサイネージやエレベーター内広告、そして、自動販売機設置者の公募などにも積極的に取り組んでいるところです。

今後とも空きスペース等をしっかり活用できるよう取り組みます。

嶋議長 三浦由紀君。

三浦（由）議員 答弁ありがとうございます。

今後、空きスペースをしっかりと活用していきたいという答弁をいただきましたが、新館の14階の件に関しては議論をいっぱいしたいんですが、時間がありません。残念ですが、この辺にとどめたいと思うんですが、県庁に展望施設がいるのかいないのかというそもそも論から入っていかなければならないのではないかと考えていますので、また総務部長、後日、他のところで議論できればと思います。

では、最後の質問に入ります。

サイトメガロウイルスの母子感染についてお尋ねします。

まず、サイトメガロウイルスとは何ぞやというところから説明します。

お医者さんからいただいた資料によると、サイトメガロウイルスは世界中の至る所にいるありふれたウイルスです。母乳、唾液や尿、血液を介して、主に子どものうちに感染します。そのほか、性行為を介して感染するなどし、日本では成人女性の70%程度が既に感染し、抗体、免疫を持っているとなっています。普通にあるウイルスらしいです。

では、感染したらどうなるのか。症状は出ないか、風邪の症状にとどまることが多く、サイトメガロウイルスに感染したと気付くことはまずないとのことですが、ここからが問題です。妊婦が初めて感染した場合や免疫力がひどく低下した場合は、妊婦には症状がなくても赤ちゃんに感染が及ぶということで、特に抗体を持っていない30%の女性が妊娠して初めて感染した場合にはその赤ちゃんにまで感染が及ぶ可能性があり、その場合、赤ちゃんに進行性の難聴などの障がいが生じるということです。

では、その対策はどうすればいいのか。残念ながら感染を防ぐためのワクチンはなく、治療薬も妊婦の症状が重篤でなければ処方されないため、その対策としては、お母さんが妊娠中に感染しないようにすることが有効とされていま

す。

では、何をすればいいのか。妊婦の主要な感染経路は上の子や周囲の子どもなどからとされているため、妊娠中は頻繁に手を洗うことや、上の子と食べ物、飲物を分けるなど、ちょっとしたことを守ればよいということです。

ただ、それならなぜ私がここで取り上げたのか。お医者さんに言わせれば、今まで私がしゃべったことが世間に余り知られていないからということです。

そこで、サイトメガロウイルスの母子感染について、広く県民、特に妊娠中のお母さん方に知っていただくようにすべきと考えますが、福祉保健部長に見解をお尋ねします。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 妊娠中は免疫力が低下し、感染症にかかりやすくなるので、サイトメガロウイルスも含め、感染症の予防について産科医などが指導していただいているほか、市町村の窓口で配る母子手帳などでも、その中に記載を入れて周知を図っています。

しかしながら、胎児期に感染した場合、生後千人に一人の割合で重篤な症状が出ると言われており、新生児期からの対策が確実に必要です。

その症状は様々ですが、特に進行性の難聴については早期の発見・治療が重要となります。折しもこの3月から、産科、小児科、耳鼻科の協力をいただいて、新生児聴覚検査の流れを見直し、生後7日以内の検査で再検査となった場合には、生後21日以内に感染を確認できるよう、県立病院など3医療機関の体制を整えたところです。これにより、既に今年度数件の感染検査が行われており、聴覚障がい早期発見につながるものと考えています。

今後もサイトメガロウイルスの母子感染が疑われる新生児を速やかに把握し、早期治療につなげるため、妊婦や御家族への周知も含め、市町村や医療機関と連携し、適切に対応していきます。

嶋議長 三浦由紀君。

三浦(由)議員 ありがとうございます。

耳鼻咽喉科のお医者さんに言わせると、これ

は早く見付けてくれる方がありがたいんやけどな、妊婦さんは知らんことが多いんよとこの前ぼやいて、私にこの資料を持ってきたので、やっているのはよく分かったので、是非徹底していただいて、将来難聴になる方を少しでも少なくしていただくようお願いし、私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)
嶋議長 以上で三浦由紀君の質問及び答弁は終わりました。今吉次郎君。

[今吉議員登壇] (拍手)

今吉議員 皆さんこんにちは。10番、自由民主党、今吉次郎です。今回質問の機会をいただき、先輩、同僚議員の皆様へ感謝します。

能登半島地震などの災害とか、ウクライナ戦争等、いろいろなことが起こっている中で、また台風第10号で県内にいろいろと被害がありました。一刻も早く以前の生活に戻れるように、国も大変ですが、地方自治がやっぱり大変大事だと思います。この度、桑田龍太郎副知事が新しく着任しました。大分県のために御活躍を期待しているので、いろいろな課題に向けて佐藤知事を助けて頑張ってもらいたいと思います。県議会も大分県のために行政と連携して頑張っていきます。

では、質問に移ります。

次期海外戦略についてです。

新たな長期総合計画の策定とともに、各施策の実現に向けた分野別計画の策定も進められている中、大分県海外戦略についても次期計画が今年度中に策定されると伺っています。この戦略は、国際情勢や国内外の新たな課題や動きに対応するため、海外施策の方向性を示すものであり、次期計画の策定に向けては、まずもって昨今の激しい情勢の変化をしっかりと理解し、分析することが重要であると考えます。

こうした観点で、県内の在留外国人の状況を見ると、昨年4月の新型コロナに伴う水際措置の終了に伴い海外との人の往来が活発化し、去年12月末の時点での在留外国人数は全国で約340万人、本県では約1万8千人と、ともに過去最多を更新しています。

また、我が会派の代表質問においても議論が

ありましたが、外国人労働者については、在留資格の新設など、海外からのさらなる人材確保に向けた制度の見直しも進められています。一方で、国際協力機構などのまとめでは、政府が目指す経済成長を達成するには2040年に外国人労働者が688万人必要なのに対し、人材供給の見通しでは97万人不足するとの推計結果が発表されており、外国人材の獲得競争がますます激化することが予想されています。正にこの分野においても国内外の競争に勝ち抜く、選ばれる大分県を目指していかなければなりません。

また、最近、我が国の加工品等への関心が高まるなど、県産品の輸出や海外展開により企業の稼ぐ力を向上させるチャンスが拡大しています。例えば、大谷翔平選手が活躍する大リーグのドジャー・スタジアムでは、県産の焼酎が特別席の観客へ提供されるといった県内企業の活躍が話題となりました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、急激な為替の変動、中国による日本産水産物の輸入制限など、国際情勢における不安定な要素もあります。

人口減少社会においてグローバルな活力を取り込んでいくというのは、もはや地域活性化における必須条件とも言えるものであり、今回の議会でも、人材や輸出など各分野で重要な議論がなされています。他方、今申したような国内外の変化に柔軟に対応し、グローバルに戦える大分県となるためには、こうした各分野の取組を有機的に結合し、横断的に取り組んでいくことも重要であり、そうした観点から各分野を俯瞰した新たな羅針盤としての戦略の役割がますます重要になってくると私は考えます。

そこで、来年度から新たに始まる次期海外戦略について、情勢の変化などの課題を踏まえ、どのような方向で取組を進めていくのか、知事に伺います。

あとは対面席で質問します。

〔今吉議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの今吉次郎君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 今吉次郎議員の次期海外戦略についての御質問にお答えします。

今議会に提案している新長期総合計画では、想定を上回るスピードで進む人口減少などを踏まえ、重要な政策の一つとして、海外の成長を取り込み、共に発展する大分県の実現を掲げています。この政策を実行へと移していくべく、今年度策定を予定している次期海外戦略については、次の四つを課題と捉え、取組の検討を進めています。

一つ目は、県経済を取り巻く環境の変化です。

近年の円安の進行は対日投資や海外誘客の好機であり、TSMCの熊本への進出などにより九州への関心も高まっています。こうした変化に対応するため、企業誘致を推進するほか、観光面では、直行便就航やインバウンド拡大を目指して県経済の活性化へつなげます。

二つ目は、人口減少による国内市場の縮小です。

県内の農林水産物や加工品の輸出は増加傾向ですが、新たな品目の拡大や新規ルートの開拓などにより、輸出に挑戦する事業者の裾野を広げ、県産品の輸出をさらに促進していきます。

三つ目は、人手不足と人材獲得競争の激化です。

外国人材ニーズは高まっていますが、転籍要件を緩和する育成就労制度が始まると人材の流動化も進みます。外国人材アドバイザーの配置など、人材の受入促進に向けた海外現地での体制づくりや、本県で安心して働き続けられる環境づくりなどに取り組み、人材の確保、定着につなげていきます。

四つ目は、増加する外国人住民への対応です。

特定技能制度の見直しにより、今後は滞在の長期化や帯同家族の増加も予想されます。コミュニケーションに必要な日本語教育、お祭りや防災訓練といった地域活動への参加など、外国人が安心して暮らして、地域の一員として活躍できる環境を整えていきます。

また、こうした取組を効果的に進めるため、各国・地域の経済状況等の分析を充実するなど、さらに戦略性を高めていきたいと考えています。

海外からも選ばれる大分の実現に向けて、関係団体や企業、市町村などと連携して取組を進められるよう、次期海外戦略の策定を進めていきます。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 答弁ありがとうございました。いろいろな戦略がある中で、やはり一番大事なのは県の特徴をどう出すかということなんですか。

では、次の質問に移ります。

障がい者雇用の促進についてです。

障がい者活躍日本一を目指す本県として、障がい者雇用の促進についてお尋ねします。

昨年6月現在で法定雇用率2.3%以上を達成した県内企業の割合は前年から3.6ポイント上昇し、65.1%となり、都道府県別では前年の9位から6位に上昇しました。対象の県内901社のうち587社が基準を満たしており、一人も雇っていない企業は10社減って187社となったとのことでした。

一方で、本年4月から障がい者の法定雇用率が2.5%に上げられると同時に、対象企業も従業員数43.5人以上から40人以上へと拡大されました。より積極的な障がい者雇用の推進が求められる中、そうは言ってもうまくいかないかと悩む企業担当者も多いのではないのでしょうか。

なぜ障がい者雇用で行き詰まりを感じてしまうのでしょうか。多くの企業では、障がい者に適した業種ではないから、障がい者との接し方が分からない、障がい者にどのような仕事ができるか分からないなど、障がい者雇用のノウハウがない状況だと言われます。特に危険を伴う作業がある業種では障がい者雇用に不安を感じ、雇いを断念している企業が多いとも聞きます。

これまで県では、障がい者雇用を進めるため、県内6か所の障害者就業・生活支援センターに雇用アドバイザーを13名配置し、企業からの相談対応のほか、就職を希望する障がい者とのマッチング支援や就職後の職場定着支援を行うなど力を入れてきたと伺っています。

しかしながら、法定雇用率の達成が難しい企業において、業種や事業内容に応じたきめ細か

い支援ができているのか、また、就職を希望する障がい者に対し、職場定着支援の成果が出ているのか気になるところです。知的障がい者や精神障がいのある方の雇用により一層の配慮が必要です。

本年から法定雇用率の段階的引上げとともに、週10時間以上20時間未満勤務の精神障がい者や重度の身体・知的障がい者が新たに雇用率に算定されるようになったことから、センターのPRはもとより、障がい者雇用の促進に向け、より一層の取組が必要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、障がい者活躍日本一を目指す本県として、障がい者雇用の促進にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 障がい者雇用の促進についてです。

本県における昨年の障がい者雇用率は全国7位、法定雇用率の達成企業割合は全国6位と、ともに高い水準にあります。

昨年度は、県内6か所に配置した雇用アドバイザーが約1,900件の企業訪問を重ね、仕事の切り出しや人材のマッチング支援を通じて、約300名の新規雇用につなげました。あわせて、採用企業や障がい者からの相談にきめ細かく対応し、就業、生活の両面から職場定着を図っています。

また、今年4月からの段階的な法定雇用率引上げや雇用率算定対象の拡大を就労の裾野を広げる好機と捉えて、雇用率日本一に向け、知的・精神障がい者の雇用促進にも力を入れているところです。

まず、これまで雇用実績のない新規対象企業には、労働局等と連携してプッシュ型で訪問して、雇用プロセスや事例の紹介、制度の周知等を図っています。

これまで障がい者の採用が比較的少ない建設現場などにおいても、実習の受入れ等を通じて、作業上のルールを守り、懸命に働く知的障がい者の姿を見ていただき、雇用につながった事例も増えつつあります。

また、精神障がい者に就労希望が多いIT分野では、新規参入や規模拡大を目指す就労継続

支援A型事業所の設備整備等を支援し、雇用の拡大につなげています。

さらに、雇用の鍵を握る経営者や人事担当者には、障がい者雇用に熱心な企業の動画や県の情報誌「ともに働く」などを通じて、好事例の横展開を促しています。

生産年齢人口が減少する中、女性や高齢者等と同様に障がい者の活躍も期待されています。今年1月に開催した合同説明会には、企業約70社と200名以上の障がい者に参加いただき、大変好評だったと感じています。また、来春、初の卒業生を送り出すさくらの杜高等支援学校では一般就労100%を目指しており、今後、県内各地で卒業生が活躍することを大いに期待しているところです。

引き続きこうした取組により、民間企業の理解を促進するとともに、障がい者の就労を通じた活躍を応援していきます。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 ありがとうございます。障がい者に適するような仕事というのなかなか難しいんですが、末永く障がい者雇用に継続していけるような事業所を目指して立ち上げしようという方もいますので、是非きめ細やかな支援をお願いします。

また、本県では、元気のでるアート！実行委員会がいろいろな活動を通して障がい者の方々のアートの発信を行っています。大分建設業協会では、障がい者アートを活用して建設現場でいろいろな告示看板を作成しているし、私が経営する和傘工房でも障がい者の方に絵を描いていただきました。販売に向けて告知して、売却できれば謝礼としてお支払する活動も始めました。（現物を示す）これは障がい者の方からお願いして描いていただきました。これは龍です。

こうやって障がい者の方の特色を生かして、雇用に向けていければいいと思うので、いろいろな業種においても、障がい者の方々の特徴を生かした連携を進めていただきたいと思うんですよ。県においても支援をお願いします。こうした企業と障がい者の方々の連携について、今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健

部長に再質問します。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 障がい者アートに関してお尋ねですが、今、少し御紹介いただいた障がい者アートで描いた工事看板、これは実は7年ぐらい前ですか、当時の建設業協会の方から退職された土木建築部の三村元部長を通じて私のところに何か障がい者を応援できないかという御相談を受け、私の方から元気のでるアートを看板に入れてくださいということで協力いただくこととなり、平成30年4月から実施させていただいており、もう五、六年たっています。

毎年、230社以上の建設業者に御協力いただいている、その利用料ということで、年間で30万円、40万円という金額をいただいております、障がい者アーティストの方が逆に元気をいただいているという取組ですので、これをしっかり続けていきたいと思っています。

今、知事室の横の応接室、あるいは私の部長室、定期的に障がい者の絵を当然有料で交換しながら、いろんな作品を紹介していますが、幸い最近では県内の著名なアーティストの方々、名前を聞いたことがある方が非常に増え、そういった方を個人的に、あるいは会社ぐるみで応援していただくという県民や企業も増えています。そういった中で、行政の支援ということよりも、極力社会全体でのそういう支援のうねりを行政としては喚起していきたいと思っています。

令和元年に、オアシスタワーの中におおいた障がい者芸術文化支援センターをつくっています。ここがそういった応援の声の受皿として相談対応とか、それから、マッチングとかコーディネートをしているので、是非、御要望があったらそちらを御紹介し、御相談いただきたいなと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 ありがとうございます。

ただ、県としても、そういうアートの件は確認しているんですが、それをもっと広めて、障がい者と企業がもっとマッチングできるようなPRをして、障がい者の方がそれで少しでも

利益があるように応援してほしいと思います。よろしくをお願いします。

では、次は県民の安全・安心の確保ですが、社会インフラの老朽化対策についてです。

現在、世界各地で気候変動が問題になっており、本県も毎年のように豪雨に見舞われています。今年も先月末に台風第10号による被害が発生したところです。また、中野議員の質問にも出ましたが、7月2日には大雨の影響で日田市の国道386号の花月川に架かる三郎丸橋の橋脚が傾いたため、崩壊の恐れがあるとして全面通行止めになるという事案も発生しました。幸いにして、これによる人的被害は発生しませんでした。日田市民の皆さんを中心に地域にとって重要な道路が使えないという事態が発生し、非常に不便を強いられていると伺っています。

また、本年1月の能登半島地震の発生により自然災害への備えとして、橋梁やトンネルの耐震化等による災害時における緊急輸送道路の確保の必要性も再認識されたところです。

こうした昨今の情勢を鑑みると、私が従前から申しているとおおり、社会インフラの老朽化対策に一層取り組んでいくことが重要であると考えます。

そのためには、昨年度も一般質問で質問しましたが、日々のインフラの保全に従事している県や市町村、民間の土木技術者の技術力向上が重要であると考えます。土木建築分野においてもICT化やDXの取組が進んでおり、様々な新しい技術も取り入れられるようになってきています。人口減少社会において、官民を通じた技術者等の不足という大きな問題もあるが、こうした新しい技術を積極的に導入することなどにより、さらに官民の技術者の技術力を向上させ、社会インフラの老朽化対策を進めることで、県民の安全・安心につながるのではないかと思います。

現在、土木事務所においてもドローンの活用が当たり前のように行われていると聞いていますが、このような土木技術職員の皆さんの取組を通じて、本県の土木建築分野の技術力がしつ

かりと担保されていくようなことに私は大変期待しています。

こうしたことを踏まえ、社会インフラの老朽化対策にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 インフラの老朽化が進展する中、県では、長寿命化計画に基づき定期的な点検・診断を行い、予防保全型の維持管理を進めています。

議員御指摘のとおり、老朽化施設の増加と担い手不足が進む中、効果的、効率的な維持管理を行うには新技術活用やDXの実現、加えて官民双方の技術者の技術力向上が必要です。

新技術の活用などでは、点検や調査においてコンクリート構造物を撮影し、AIを用いてひび割れを検出する技術や、赤外線カメラを搭載したドローンで建築物の外壁の浮きを把握する技術などの導入を進めています。

技術力の向上では、大分県建設技術センターと連携して点検・診断や補修工事の研修を開催し、昨年度は4講座に行政69名、民間102名が受講しました。希望者が多かったことから、本年度はさらに1講座増やして実施しているところです。

また、令和4年度から市町管理分を含めた跨線橋の橋梁点検を県が一括発注し、合同で健全性の評価を行うことで、支援とあわせて市町職員の技術力向上も図っています。

今後も官民双方で技術の研さんに努め、県民生活を支えるインフラの老朽化対策を着実に進めます。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 答弁ありがとうございます。

これはちょっと要望になりますが、道路などの社会インフラは高度成長期に集中的に整備され、これから老朽化が急速に進むと考えられます。そのためにも、対策に関わる技術職員不足もあるが、老朽化の状況を把握する点検業務に最新技術を導入することが欠かせなくなっています。この老朽化対策は災害の予防という観点ですが、県民の命を守るためには避難の促進も

必要です。土砂災害警戒情報は、雨が降り続き、災害発生の可能性が予測されると、避難指示発令などを目安として気象庁と都道府県から共同で発表されるが、外れることも多いのが難点と指摘されています。場所ごとに地形や土の質などによって雨水のたまり方も抜け方も違うそうです。いろいろな地形に対し、同じ警戒情報の基準を一律的な考え方で適用することは難しいようです。

そこで、地域ごとの特性を踏まえ、多様な方法や考え方による雨の分析を行うなど、基準や指標を多様化させ、データを評価し直す必要もあるのではないかと考えます。例えば、山に関して言うと、全ての地域、全ての斜面に一律の適用できる基準を考えるのは困難です。大変な豪雨でも崩れない斜面も存在します。山の下構造をもっと調べ尽くすなど努力を重ねる必要があると思います。

土木技術職員の皆さんには、さきほど質問したインフラの老朽化対策などハードの技術力に加え、こうした避難促進につながるソフトの技術力も高め、より一層の安心・安全の確保に努めていただきたいと思います。そういう形で、少し状況を見据えながら検討してください。

では、次の質問に移ります。

避難所の環境整備です。

今年は県内で7月の猛暑日が過去最多の23日に上るなど、大変暑い夏となりました。気候変動の影響もあり、これからも毎年このような危険な暑さの中で我々は夏を過ごすことになりそうです。

こうした中で、児童生徒を守るためにも学校施設における空調は非常に重要です。教室への整備は進んでいるようですが、災害時の避難所でもある学校の体育館等への整備を進める必要があります。その際には、前回の定例会においても議論があったとおり、電源自立型で災害時の復旧も早いLPガスを使用したガスヒートポンプエアコンを積極的に設置いただくように改めてお願いします。

さて、さきほども申した能登半島地震においては、避難所における生活環境の問題がクロー

ズアップされました。能登半島地震が真冬に発生したように、当然のことですが、災害は季節に関係なく襲ってきます。先月も日向灘を震源とする地震や台風もあったが、もし猛暑のさなかに大規模な災害が発生した際、空調がなければ大変なことになってしまうのは容易に想像ができます。また、空調以外にも、寝床の対策やバリアフリー化の問題など以前から指摘されていることも含めて、まだまだ避難所の環境を改善する余地は大きいと言わざるを得ません。

もちろん、避難所の環境整備の主体は基本的には市町村ですが、本県では市町村の取組を後押しするための補助制度も用意しています。現時点では予算額を使い切るような状況にはなっていないと伺っており、県においても県民の安心の確保に向け、単に支援制度を設けることにとどまらず、市町村に寄り添いながら、この補助金の活用策を一緒になって考え、避難所の環境整備を進めていく必要があると考えます。さきほども申しましたが、特に自立型エネルギーであるLPガスは災害時の回復力に優れているので、是非とも取組をお願いする次第です。

こうしたことを踏まえ、避難所の環境整備にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

嶋議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 避難所は、緊急時に誰もがためらうことなく避難できる環境であることが重要であり、市町村と議論を重ねながら、避難所運営マニュアルを充実させてきました。

今年の夏のような危険な暑さの中では、空調の設置など避難所の暑さ対策は必須となります。例えば、避難所となる県立学校の体育館では、コストや設備の状況を勘案しつつ、今年度から2か年で電気やLPガスなどを熱源とする空調設備の整備を進めています。加えて、能登半島地震で浮き彫りとなったトイレや生活用水の確保など様々な課題に対しても急ぎ対応を進める必要があります。

このため、県では5月に避難所環境に関するプロジェクトチームを立ち上げ、まず、断水時のトイレ対策として携帯トイレの備蓄を拡充す

るため、本議会に補正予算案を提出しています。

また、補助制度の活用については、避難所ごとに状況も異なるので、市町村と地域住民の議論をベースとすることが重要と考えますが、県としても孤立集落対策など課題も含め、必要な対応を進めていきます。

今後も市町村と連携し、避難所の生活環境改善にスピード感を持って取り組みます。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 ありがとうございます。

今は暑過ぎます。また、体育館が避難所ではありますが、子どもたちは体育で利用する所でもあります。そういうことを踏まえて設備をよろしくをお願いします。

では、教育現場における地域との連携について質問します。

近年、地域でのつながりが希薄化していることなどから、外で遊ばない子どもたちが増えていると聞きます。もちろん、子どもたちが外で遊ばなくなった理由は、家庭や社会構造といった子どもたちを取り巻く環境の変化など様々な要因もあり、一足飛びに解決することは困難だと思いますが、未来を背負っていく子どもたちがたくましく健やかに育つ環境が損なわれている現状に対して、私はこの国の将来はどうなるのだろうと大変心配しています。変化の激しい社会において、子どもたちが様々な遊びを通じて自らの可能性を探求することや、新たな学びを発見することなどが重要であると思います。そのために、私は地域の特色を生かした授業づくりが大切だと思います。

こうした中、7月に福島県喜多方市へ視察に行きました。同市では、構造改革特区として国の認定を受けて、平成19年度から小学校に教科としての農業科を設置し、その後、現在は市内全ての小学校に農業に関する教育を実施しています。子どもたちは、3年生では土に親しむ、4年生では農業に親しむ、5年生では食と健康との関わりについて知る、6年生では自然と人間の共生について知るといったテーマについて、市が農業科支援員として委嘱した地元の農家の方々から指導を受けています。

また、中津市では、約16年前からボランティアグループが子どもたちのものづくりを通じて地元の高校生や企業の方々と触れ合う職人フェスティバルというイベントを立ち上げ、最近では中津市と共催で開催しています。このイベントに昨年は約800人の子どもが参加してくれました。開始当初は体育館で開催していましたが、だんだんブースが増えて、5年ぐらい前から体育館に入り切れなくなり、中津駅近くのアーケードのある商店街で開催して、商店街の活性化にも寄与しています。

この職人フェスティバルというのは、県関係でしたら県立工科短期大学、あと大分県立歴史博物館、県立の中津東高校、宇佐産業科学高校、こういうところも参加しますし、県議では成迫議員も参加しています。それと、今年は初めて建築住宅課の方も参加しています。

そういう中で、子どもたちがいろいろなことを経験するとか、あるいは地元の方々との人間関係を持つことで、机の上の勉強だけではなし得ない成長を遂げることもできると考えています。農業等の実習や地域内にある大事な財産を知ること、地元に関する様々な調査を行うことで、未知の発見をし、子どもたちにとって新しい世界が見えてくると思います。授業時間が足りないことや、学力向上に努めないといけなといった学校現場における課題があることは承知しているが、子どもたちが地域や世代を超えた様々な人間関係を体験して成長することが必要だと思います。

また、最近問題になっている人口減少への対応という観点からも、将来地元に残ってもらうべく、義務教育段階だけではなく、県立高校の教育においても積極的に地域との連携を図っていくことが重要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、教育現場における地域との連携にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 地域社会のつながりや支え合いが希薄化する中で、子どもたちがこれからの厳しい時代を生き抜く力を育むためには、学校と地

域がパートナーとして相互に連携、協働していく必要があります。また、地方創生の観点からも、議員から御紹介のあった農業やものづくりの体験は郷土への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成にもつながるものと考えています。

そこで、県では、総合的な学習の時間等を活用して地域と連携した体験学習を行い、子どもたちの主体的な社会参加の意識付けを図っているところです。例えば、山香小学校では米作り体験、本耶馬溪中学校では盆踊りなど地域の行事を継承する活動、日田林工高校では全校生徒が千年あかりでの竹灯籠の制作や設置などを通して様々な学びを得ています。

今後も学校教育と社会教育の垣根を越えて、子どもたちの成長や地域の振興に向けたビジョンを関係団体で共有しながら、地域と共にある学校づくりに力を入れていきます。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 ありがとうございます。総合学習でいろいろやっているとします。ただ、教育現場における地域との連携について質問しましたが、高校においても、普通科だけではなく専門学科も含め、時代に合わせた学科の再編や地域との連携による魅力を高めていくことが、本県の未来を担う子どもたちの育成はもとより、地域活性化を図るためにも必要だと考えますので、今の子どもたちが人間交流するようなことが増えるような授業を是非とも進めてください。よろしくお願いします。

では、地域の振興について、歩行・自転車通行空間の整備についてです。

中長期的な視点でこれからの観光振興を考えたとき、二酸化炭素などカーボン排出量の抑制との両立は大事なテーマであると思います。そのために重要なのが徒歩や自転車で楽しめるまちづくりです。

世界的な潮流として、人々の関心が健康増進や自然へ向かう傾向が強くなっていることを背景として、まちづくりや地域再生の分野においても、安全に歩いて楽しめる空間が大きなテーマになっています。

折しも、本県では今年4月から6月にかけて、福岡県と共同でデスティネーションキャンペーンが開催されました。その際、改めて観光素材としてのまち歩きや自転車でのサイクリング等のPRが行われたこともあり、本県においても安全で快適な歩行・自転車通行空間の整備の必要性が再認識されてきていると感じます。

こうした中、私は商工観光労働企業委員会の県外視察でみちのく潮風トレイルの名取トレイルセンターに伺う機会を得ましたが、みちのく潮風トレイルは、東日本大震災から復興に資するため、東北太平洋沿岸地域を中心に環境省が設置した歩いて旅を楽しむための道です。その総距離は千キロメートルを超え、青森県八戸市から福島県相馬市までの4県29市町村にまたがり、太平洋沿岸を1本の道でつなぐロングトレイルです。

美しい自然や景観が楽しめるのはもちろんですが、地域に暮らす人々とこの地を訪れる人との交流や、自然の恵みと震災の記憶、自然との共生の中で育まれた暮らしや歴史、文化など様々な新しい関係が育まれることが魅力の一つです。運営は、関係自治体や民間団体、地域住民などの協働によりなされているとのことでした。このルート上には、遊歩道、登山道、林道、舗装道、砂浜など様々な既存の道が接続されています。路線の設定にあたっては、地域住民との検討会を開催して意見を取り入れるなど地域参画の工夫がなされました。

このように歩いて、また、自転車でも楽しめるまちづくりは、現在、観光地が目指すべき方向の一つであり、本年制定されたアドベンチャーツーリズム条例の推進にもつながると思います。

本県の各市町村でもそうした取組が進められており、一昨年9月に日本経済新聞の記事によれば、歩きたくなるまちづくりに取り組む自治体は全国で2割程度ですが、本県は全国最多の9割となっており、大変先駆けた取組が進められていますが、今議会に提案されている新しい長期総合計画の案においても、地域を支える交通ネットワークの充実の取組の一つとして、安

全で快適な歩行空間や自転車通行空間の整備等が上げられています。これは昨今の時流に沿った取組であり、是非とも積極的な推進をお願いしたいと思います。

こうしたことを踏まえて、安全で快適な歩行・自転車通行空間の整備にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 県では、通学路や市街地などにおいて、通行量等に応じて歩道や自転車道の整備に取り組んでいます。あわせて、多様化する道路利用者のニーズへの対応として、地域振興やツーリズムの観点からの取組も重要です。

例えば、阿蘇くじゅう公園線においては、竹田市や地域住民との連携により、久住高原の自然環境と調和した芝歩道を整備し、訪れる登山者や観光客から好評を得ているところです。また、大学陸上部などの合宿地としてにぎわっている長者原では、ランニングコースである別府一の宮線の路肩拡幅やカラー舗装を実施しています。

市町村においても居心地が良く歩きたくなるまちづくりを進めており、津久見市では河川改修に合わせ、橋梁や遊歩道のライトアップをはじめ、展望広場等を整備し、まちなかの回遊性を高めています。また、豊後大野市では、JR三重町駅周辺において、駅舎の改修に合わせ、歩行者優先の歩車共存道路や公園の整備により、にぎわいの創出に取り組むこととしています。

今後とも市町村と連携し、道路利用者や地域住民のニーズを踏まえた通行空間の整備に努めます。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 いろいろな取組は当然やっているんですが、やっぱり歩くことで地域の魅力と一緒に味わえるというPRをどんどんしないといけないと思うんですね。だから、歩いたり自転車でやることによって地域の魅力をもっと感じるということを是非とも県としてはPRをよろしくお願いします。

では、次は空き家対策です。

以前から私の一般質問において何度か取り上げてきましたが、現在、多くの自治体で空き家などの増加が問題となっています。この対策として最近注目されている活動の一つにランド・バンクがあります。ランド・バンクとは、自治体などによって設置され、荒廃した不動産を取得し、管理や再生などを通じて新たな利益価値を生み出すことを目的としている準公共的な活動で、都市部の荒廃が目立つようになった1970年代のアメリカで設立され始め、現在では日本でも複数の地域で設立されています。

山形県鶴岡市における取組が国内では最初の事例と言われており、宅建協会や建設業協会、行政書士会、土地家屋調査士会等の専門的な機関が参加して、鶴岡市役所も空き家改修や管理の活動を進めやすくするための助成などによる側面支援も行っています。

少子高齢化などで相続されずに放置される空き家が増えていますが、ランド・バンクは、空き家に対する様々な働きかけによって空き家を抱える所有者に対する啓発や、空き家予備軍の住宅の流動化、放置されている空き家の解体などに対して各地で顕著な実績を上げています。私は、本県においてもランド・バンクを活用することにより、空き家を個人の問題としてではなく、まちの課題として捉え、中心市街地の活性化などにつなげていってほしいと期待しているところです。

こうしたことを踏まえ、ランド・バンクの活用を含め、関係者と連携しながら空き家対策にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

嶋議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 空き家対策についてお答えします。

本県では、平成24年に県と市町村による検討会を設け、令和4年度から民間団体も加え、官民が連携し、空き家対策に取り組んできたところです。具体的には、相談窓口の開設や、新聞、Webを通じた空き家所有者への啓発に加え、空き家を活用したビジネスへの支援など、利活用を通じた地域活性化にも力を入れていま

す。

議員から御提案があった、いわゆるランド・バンクについては、空き家や所有者不明土地問題への対応策として、全国の一部の自治体で実施されているものと認識しています。

実施にあたっては、ランド・バンクの有効性や事業主体、資金調達の方法等について、市町村が地域の実情を踏まえて検討することが重要と考えており、まずは会議等の機会を通じ、情報共有を図りたいと考えています。

引き続き空き家の管理、活用の手引の作成等を通じて市町村を支援するとともに、関係機関と連携し、実効性ある対策に取り組んでいきます。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 ありがとうございます。

しかし、現実には、中津市もそうですが、市町村の空き家対策で放置されたものを行政代執行ということが今、法律で認められています、なかなか進まないんですよ。行政代執行しても払ってくれるかどうか分からないとか、そういう古い家は、もう壊れそうで近所でも大変迷惑なんですね。

だから、なかなか今難しいのは、そういうのをやると住民監査請求されたり、そういう問題もあるので、身動きが取れないという状況があり、市町村だけの対応では解決できないものがすごく多くなっています。だから、公的なランド・バンクが対応し得る仕組みづくりがやっぱり必要なんですね。だから、不動産に関する専門性を有した公的組織が必要ですから、是非ともこういう組織づくりをしないとなかなか現実には空き家は減らないし、近所で大変迷惑なんですね。だから、そういう中で知事は何か御意見ありませんか。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 大分市長のとき、佐賀関で非常に危険な住宅があり、市が代執行して取り壊した後、請求を遠く離れている持ち主にしたという事例がありましたが、それに至るまでいろんな手続があり、なかなか難しいというのも実情です。

今、今吉議員が御提案のようないろんな仕組

みを考えながら、使えるものは有効に使っていくと。片方で、空き家を例えば、古民家を再利用して魅力的なものにしていくという取組もありますし、それから、災害のときに危ないものについてはしっかり撤去していくというのが必要ですので、両面から取組をしっかりやっていく必要があると考えています。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 是非県も絡んで、そういう問題が解決できるようによろしくお願いします。

では、最後に商店街の活性化です。

さきほどの地域での空き家問題と同様に、商店街での空き店舗対策も大変重要です。私も不動産業に関わる中で、商店街については地域の中心部にあるという立地の特性上、最終的には活用できる例が多いと考えますが、これからは持続可能な商店街の再生が重要になってきます。中津市の商店街は中津駅と近く、駅を拠点として1キロメートルほどの商店街が続いています。さきほども触れましたが、商店街の活性化を兼ねて、ボランティアグループと中津市で職人フェスティバルというのを5年前から商店街で実施していますが、昨年の例では子どもたちが約800人、事前予約で来ました。それに保護者も同行して来ますので、全体では2千人ほどの方々が午前11時から午後3時まで商店街の中で体験や買物をして大変にぎわいます。

少子高齢化や人口減少は全国共通の課題でもあり、かつてのように商店街にある全ての店舗のシャッターが開き、毎日多くの人でにぎわう商店街を取り戻すことは大変難しいと思いますが、住んでいる子どもや子育て世代、高齢者の憩いの場として活用することは大切だと考えます。商店街は商業集積エリアであり、地域コミュニティの拠点としての役割を担ってきたので、商店街を元気にすることは地域コミュニティの活性化、地域の魅力向上にもつながるのではないかと考えます。

商店街の活性化は、商店街の中の店舗を増やすことが重要ですが、人とのつながりの創出という観点から、住民が集い、誇れる場所を目指すため、イベントの開催や空き店舗の活用を通

じて商店街の価値を高め、行政と民間の連携で活動していくことが必要です。

本県でも、商店街の活性化のために市町村と連携しながら空き店舗改修等を支援していることとは思いますが、それだけではなく、地域コミュニティの活性化を兼ねた活動のほか、例えば、都市計画の変更も視野に入れ、老朽化した公共施設等を商店街に移転したり、その再生を官民一体で取り組んだり、短期的視点ではなく、10年、20年後を見据えた新たな発想と手法で持続可能な商店街の活性化に取り組んでいくことが大切だと思います。

こうしたことを踏まえ、市町村と連携しながら地域を支える商店街の活性化にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 人口減少や消費スタイルの多様化、郊外型大型店舗などの競合などで地域の商店街は厳しい状況にあります。地域におけるコミュニティの拠点として、商店街の活性化を図っていくことが重要です。

このため、県ではこれまでも地元自治体と連携し、空き店舗の改修による新たな人流創出や、デジタルツール活用による発信力強化などに積極的に挑戦する商店街を支援してきました。

例えば、中津市では、空き店舗を活用したイベントスペースやシェアオフィスの整備を市と共に支援しました。

さらに昨年度からは、外部事業者が有する地域課題解決のノウハウを商店街の活性化に取り入れるべく、事業者と県内商店街のマッチング支援を開始しています。今年度は6社から提案があり、具体的連携に向けて地元自治体や商店街と相談を進めているところです。

また、地元自治体が商店街やその周辺に住民交流の場や子育て支援拠点、情報発信拠点などの公共施設を設け、人流創出などにつながった事例も増えています。県としては、こうした好事例の他自治体への情報提供にも努めます。

引き続き地元自治体と連携しながら、持続的な商店街の活性化を後押ししていきます。

嶋議長 今吉次郎君。

今吉議員 ありがとうございます。

商工観光労働部長は中津市の商店街に来たことがありますか。昼間はがらがらなんですよ。昔、商店街を自転車は押して行きよったんよ。今は誰も押さない。どんどん乗って行くんですね。夜は居酒屋街みたいになっているんですよ。それはそれでいいんですが、昼間の人集めがなかなか今は難しいんですね。だから、そういうことも踏まえて、そういう触れ合いができるようなイベントに是非とも県も絡んで、昼間潤わないと商店街としてはなかなか地価も上がりません。是非ともたまには商店街に来てください。よろしくお願いします。どうもありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で今吉次郎君の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑は、この程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時37分 散会

令和6年第3回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和6年9月13日（金曜日）

議事日程第5号

令和6年9月13日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑、委員会付託

第2 特別委員会設置の件

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

日程第2 特別委員会設置の件

出席議員 42名

議長 嶋 幸一	副議長 井上 明夫
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 1名

元吉 俊博

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	渊野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局长	馬場真由美
交通政策局长	嶋川 智尉
防災局长	首藤 圭
観光局长	渡辺 修武
人事委員会事務局長	倉原 浩一
労働委員会事務局長	一丸 淳司

午前10時 開議

嶋議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、報告書の提出がありました。

なお、報告書はお手元に配布しています。

以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第5号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

嶋議長 日程第1、第76号議案から第106号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。穴見憲昭君。

〔穴見議員登壇〕（拍手）

穴見議員 おはようございます。4番、自由民主党の穴見憲昭です。

任期が始まり3回目の一般質問となります。この機会を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様には感謝します。

そしてまた、大変お忙しい中、傍聴にも来てくださっている方、お一人は友人です。ありがとうございます。

では、早速質問の方に入っていきます。

初めに、グリーンコンビナートおおいた推進構想の実現について質問します。

大分コンビナートは、本県経済や地域雇用のみならず、日本の産業を支える重要な役割を担っており、カーボンニュートラルを目指していく中でも、将来にわたって発展させていかなければなりません。

そのため県では、本年1月、コンビナート企業や大分市、大分大学と共に、2030年や2050年を見据えた大分コンビナートのありたい姿をグリーンコンビナートおおいた推進構想として取りまとめました。

その実現に向け、これから鋭意、計画的、段階的な取組が進められていくものと思いますが、難しいのは、カーボンニュートラルに必要な革新的技術の多くが、依然、実証段階にあり、どの技術がどう生き残っていくのか不透明な状況にあるということです。

例えば、水素の運搬手段を考えた場合、液化して運ぶのか、有機系の水素化合物とするのか、アンモニアにして輸送するのか、それぞれ検討が進んでいる状況です。また、製鉄については、コークスの代わりに水素を使った還元技術に期待が集まっており、現在、製鉄業界を挙げた実証事業が急がれています。カーボンニュートラ

ルに向けた企業投資は、極端に言えば、工業製品の製造方法を変えるだけであり、必ずしも新しいものを生み出すわけではなく、その一方で、投資規模が巨額であるということも、これからの企業投資の判断を難しくする要因の一つであろうかと思えます。

グリーンコンビナートおおいた推進構想は、これから本番であり、2050年を見据えた長丁場の取組ではありますが、その実現に向け今後具体的にどのように取組を進めていくのか、知事に伺います。

以降、対面席にて質問します。

〔穴見議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの穴見憲昭君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。穴見憲昭議員のグリーンコンビナートおおいた推進構想の実現についての質問にお答えします。

今後の経済活動において、世界的な要請であるカーボンニュートラルは避けて通れない問題です。特に県経済を牽引する大分コンビナートの対応は喫緊の課題です。

そのため、昨年度、産学官で議論を重ね、本年1月にグリーンコンビナートおおいた推進構想を取りまとめました。構想では、将来を見据えた大分コンビナートのありたい姿として、水素等の受入れ・供給、CO₂の受入れ・搬出、脱炭素技術の実証・導入、この三つの役割を重視しながら拠点化を目指す方向性を共有しました。

既に現在、構想実現に資する多くの企業間連携プロジェクト等が動き出しています。例えば、水素では、再生可能エネルギーを活用した水の電気分解による大規模なグリーン水素の製造・供給についての検討が進められています。

CO₂を資源として活用するカーボンリサイクルでは、水素と組み合わせた基礎化学品の製造などの実現可能性調査が進んでいます。活用し切れないCO₂は、回収して搬出し、地中に埋設する手法も有効であり、現在検討されている全国九つのプロジェクトのうち、三つで大分

コンビナートが排出源として想定されています。さらに、工場から排出されるCO₂を低コストに分離・回収する技術開発も進行中であり、2035年には大分コンビナートでの実装が計画されています。

構想の実現には、こうした取組を着実に前進させ、技術やコスト等の課題解決に道筋を付けることで、将来の拠点化に向けた投資を積極的に呼び込んでいかなければなりません。そのため、県では今年度から、民間企業による設備等の導入可能性調査や実証に対して助成することとしたほか、共用設備等の整備を支援するGX投資促進補助金を創設しています。

なお、現状では、大分コンビナートには新規設備等を導入するための用地に余裕がない状況ですが、大分市と共に産業用地の確保に向けて計画的な対応を図っています。

大分コンビナートの脱炭素化と持続的成長の両立は、未来創造の大分県づくりにおける最重要課題の一つです。引き続き、地域や関係者としてしっかり連携して、構想の具体化を計画的、段階的に進めていきます。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。ちょうど1年前、第3回定例会の際に、同じ内容の質問をさせていただきました。それからいろいろと進捗があるということは非常にうれしく思っています。しかし、これからがやはり重要なのかなと思います。

本県、特に大分市は、知事も御承知のとおり工業都市であり、やはりその製造品出荷額で競っているという部分があるかと思いますが、なので、その強みをしっかり伸ばしていく、一方でカーボンニュートラルを進めていく、これは非常に難しいことではあるかと思いますが、とはいえ、取り組んでいかないといけない状況だと思います。

さきほど言ったとおり、なかなかその企業としても採算が合うか否かというか、要はリターンが見えてくるかこないか分からないのに投資するのは難しい状況ではあるかと思いますが、そこその後押しをしっかり行っていただきたい

と思います。これからも具体的な取組をよろしくお願いします。

では続いて、観光誘客についてお尋ねします。

大阪・関西万博の開催が来年と迫りました。今年の第1回定例会における佐藤知事の当初予算議案の提案理由説明の中にも、大阪・関西万博からの誘客に向けた準備にも力を入れていくとありましたが、他の議員さんたちからの質問にも万博を見据えた御答弁があったということは記憶しています。また、今議会に上程されている9月補正予算案において、来年度の出展準備を進める経費が計上されていることから、知事の強い意気込みを感じています。

もちろん私としても、このチャンスを逃すことなく本県への経済波及効果を大きいものにしてほしいと望んでいますし、今後もホーバークラフト等を含めた交通インフラの整備やアドベンチャーツーリズム、カルチャーツーリズムなどのコンテンツの魅力向上に努めるなど、準備に向けた取組も加速されていくものと期待しているところです。

しかし、万博からの波及効果は、恐らく九州を含む他県も想定していることであり、様々な準備を重ねているとも考えられることから、回遊性を意識した工夫が必要であろうかと思えます。

そのような中、万博とほぼ同時期に瀬戸内国際芸術祭2025が開催されます。これは瀬戸内海の島々を中心に3年に1度開催されるアートの祭典です。万博とほぼ同時期にスタートするため、その両方を訪れようとする観光客も少なくないと考えています。

本県は地理的に関西から瀬戸内海を結ぶ延長線上にあり、動線としても動きやすいこと、また、県内にカルチャーツーリズムとしての魅力、観光資源が存在していることなど、いかす手段や可能性は大いにあると感じています。是非大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭に絡めた観光ツアー、また、周遊ルート造成など、その波及効果を最大にできるような働きかけを行っていただきたいと思っています。

こうしたことを踏まえ、大阪・関西万博や瀬

戸内国際芸術祭と連携した観光誘客にどのように取り組んでいくのか、観光局長に伺います。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 来年開催の大阪・関西万博は、約2,820万人の想定来場者数のうち海外からの来場者が約350万人と予想されています。また、同時期に開催される瀬戸内国際芸術祭には、前回、コロナ禍の中でも72万人が訪れたと聞いています。来年は来場者の大幅な増加が見込まれるところです。

大分県においても、この二つの国際イベントを誘客の好機と捉え、関西からの通り道となる瀬戸内地域と連携した取組を積極的に推進しているところです。

まず、お隣愛媛県とは共同でフェリー航路におけるインバウンド向けアンケート調査を実施しており、旅行ニーズの把握・分析を通じて、魅力ある周遊ルートの構築に取り組んでいます。

加えて、せとうち観光推進機構とも連携しながら、瀬戸内地域からのモデルコースの造成、訪日意欲の高いオーストラリアでの旅行博出展や現地メディア招聘などにも共同で取り組むこととしています。

県内においては、国東半島で来年の芸術文化祭開催に向けた準備が進められています。芸術文化をいかした回遊性の高い旅の提案を関係市や観光協会などと連携して進めたいと考えています。

今後、国際イベントを契機とした広域連携による周遊促進を図りながら、本県の魅力ある観光資源を十分に活用した誘客に取り組んでいきます。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。先般のDC、DESTINATIONキャンペーンも非常に好調だったという報道を拝見しました。また、さきほど言ったような来年のビッグイベント、こういったチャンスを逃すことなく観光誘客に取り組んでいただきたいと思いますし、さきほども言ったとおり、瀬戸内と絡めた連携ができる自治体は限られてくるのかなと思います。その強みを生かして観光誘客にしっかり努めていただ

きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では続いて、環境先進県おおいたの実現についてお尋ねします。

本県では、日本一の源泉数と湧出量を誇る温泉資源など、全国に誇れる豊かな自然の恵みをいかした観光や産業などが発展してきました。そのような中、本年5月に閣議決定された国の第6次環境基本計画では、環境と経済社会システムに関する強い危機感の下、今まで以上に大きな警鐘が鳴らされています。

本県においても、地球温暖化による気候変動、プラスチック汚染による生態系への影響、温泉資源の枯渇による観光産業の衰退などといった環境上のリスクはこれまでも課題として捉えており、様々な対策を講じてきましたが、その結果が求められる期日が近付いてきたということに改めて強く実感しています。当然ながら、その結果が出た際に本県経済が衰退しているようでは本末転倒であり、県民、事業者等のあらゆる主体が同じ方向を向いて力を尽くしていくことが必要不可欠かと考えます。

節目である2050年まで、残り25年しかありません。そのうち10年の計画ですので、この勝負の10年に何を成すか、どんな種をまくかが、本県が誇る豊かな自然を次世代へ継承しつつ、県経済を持続的に発展させるために非常に重要な選択になると考えています。

こうした中、今定例会に上程された第4次大分県環境基本計画では、本県の目指すべき環境の将来像として「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を掲げるとともに、環境を守るのみならず、いかして選ばれる視点を基に、今後10年間の環境政策の方向性が示されています。

本年第1回定例会においては、本県が環境先進県を目指す上での政策の方向性について知事から御答弁がありました。今回の計画案は、その方向性を具体化したものであると思いますが、計画記載の取組の中でも特に力を入れていく点や今後の課題などについて、令和7年度の施策の検討を進めているこのタイミングで議論を深めていく必要があるかと思っています。

こうしたことを踏まえ、環境先進県おおいたの実現に向けて今後どのように取組を強化していこうとしているのか、知事の考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 環境先進県おおいたの実現についてですが、今議会にお諮りしている新たな環境基本計画案は、自然環境を守るのみならず、いかして選ばれるの視点を取り入れたことが特徴です。これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付けて、経済の発展も促していく取組をグリーンアップおおいたとして展開していくこととしています。

10月には、この運動の推進母体として、新たにグリーンアップおおいた推進会議を立ち上げます。推進会議では、賢い電力使用の促進など、重点的に取り組んでもらいたい行動例を示して、実践を呼びかけて、県民の皆さんに行動変容を促していきます。

これに加えて、環境と経済の好循環に向けて、企業や団体の取組も後押しします。

一つ目は大分県版カーボンニュートラルの推進です。現在、グリーン事業者認証制度により、企業価値の向上に取り組む事業者を支援していますが、今後はCO₂削減や再エネの導入を面的に広げ、地域の価値へとつなげていく必要があります。コンビナート企業協議会や金融機関、市町村等と連携して、蓄電池や、屋根等を貸すことで初期投資なく発電し自家消費するPPAといった手法を駆使して、再エネのさらなる導入を可能とする地域づくりを進めて、県内に波及させていきます。

二つ目は経済成長と環境対策を両立させる循環経済の構築です。県では、社会問題となっているプラごみのゼロ宣言を行い、様々な普及啓発に取り組んでいます。市町村では、プラスチックのケミカルリサイクル技術を有する企業と連携し、家庭の廃プラスチック回収の実証実験に取り組む動きも出てきています。今後は、このような技術の社会実装への挑戦を支援し、プラスチック等の資源を循環させる仕組みづくりを進めていきます。

三つ目は豊かな自然の保全と活用です。本県には県民や環境保全団体の長年の努力により守られてきた豊かな自然があり、ユネスコエコパーク登録や日本ジオパーク認定といった形で、国内外に評価されています。大阪・関西万博等の機会を捉えて、その価値を発信し、多くの人々を呼び込みたいと考えています。

グリーンアップおおいたの旗印の下に、県民の行動変容、そして環境と経済の好循環を促す施策を展開して、環境先進県おおいたの実現を目指していきたいと考えています。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。ここ10年20年を見ても、本当に環境の変化は著しいなと思っています。今、知事の御答弁の中に環境と経済の好循環というワードが2回出てきました。正にそのとおりかなと思います。

1問目のグリーンコンビナートのところともかぶるんですが、やはり経済は回していく一方で環境もしっかり考えていかないといけない。大変重要なことだと思います。

質問の中でも言いましたが、今からやっておかないといけないことはたくさんあるかと思っています。2050年という、まだまだ先というイメージですが、やはりそこに芽が出るまでに時間がかかることもたくさんあるかと思っていますので、引き続き取組をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

では続いて、救急医療提供体制の確保についてお尋ねします。

近年、高齢化の進展等の影響もあり、救急需要は増加する中、救急活動の内容も複雑かつ多様化し、年々困難性を伴ってきています。

本県においても、救急業務による搬送者数は増加傾向にあり、特に、ここ数年はその約7割が65歳以上の高齢者であり、今後はさらなる搬送者数の増加が見込まれます。こうしたことから、救急業務の体制は逼迫しており、搬送困難事案の件数も令和3年度の780件から令和4年度には1,196件と大幅に増加したほか、病院収容までの平均の所要時間も伸びている傾向にあると伺っています。

さらに、救急医の不足や4月から開始した医師の時間外労働規制による影響の懸念などもあり、県民の安心の基盤となる救急医療提供体制の維持が課題となってきています。こうした中、急な病気やけがをした際の相談窓口として、医師や看護師等の専門家から電話で助言を受ける仕組みである救急安心センター、通称＃7119の設置が全国的に進んでいます。これは全国の例を見ても、かなり医師、医療従事者の業務負担軽減につながっているという話もよく耳にしています。

本県では、今年度から大分市が先行して取組を行おうとしていますが、他方で、県民の安心につながる＃7119の運営は、全県的に取り組むべき施策であるとも考えられ、県が主体となった取組を望む声も多く聞かれます。いずれにしても、安定した県内の救急医療提供体制の確保は喫緊の課題であり、県としてもしっかりとした対策を打ち出していきたいと考えます。

こうしたことを踏まえ、救急医療提供体制の確保にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県では、県民がどこに住んでいても安心して質の高い医療を受けられるよう、市町村等と連携して、初期、二次、三次と体系的な救急医療体制を整備するとともに、県内を3機のヘリによる広域搬送体制として確保しています。

また、救急搬送中の患者の映像や心電図などを搬送先の医療機関などと共有する救急支援システム、これは県内全ての消防本部に既に導入しており、適切な搬送先の選定や医療機関の円滑な受入れに大きく寄与しているところです。

不足する救急医の確保ですが、令和4年度から、研修資金の貸与の対象に救急科を追加して、急ぎその養成に取り組んでいます。

加えて、医療機関の勤務環境の改善も大変重要ですので、タスクシフトやICT機器等の導入を支援する補正予算案を今定例会に提案しているところです。

なお、＃7119ですが、救急車の適時適切な利用や救急医療機関の受診の適正化に有効であり、10月から先行して開始される大分市の導入効果等を踏まえつつ、全県展開に向け、県が主導して他の市町村に働きかけているところです。

こうした取組により、引き続き安定した救急医療体制の確保を図っていきます。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。まず、平素からいろんな救急医療提供体制の取組について、今、詳しい御説明があり感謝します。

＃7119に関してなんですが、もちろん予算が絡むことですので、この場で、はい、やりましようとならないことは分かっています。しかし、やはり前向きに、そしてスピード感を持って検討していただきたいと思っています。やはり一番に考えるべきは安全で、安心で、そして安定した救急医療提供体制の確立だと思っています。それにあたって、県がやるべきなのか、市町村がやるべきなのか、いろいろと議論はあろうかと思いますが、余りその議論に時間をかける余裕もないのかなと思っています。

医師、医療従事者の方々の現場は、部長はじめ皆さんも重々承知だと思いますので、改めて早急な結論を出していただきますようお願いします。

それと、救急医療に関連した話題として、こちらは防災局の方になりますが、いよいよ10月から本格的な運用が開始されるおおい消防指令センターもあります。こちらは第1回定例会の際に一般質問として取り上げさせていただきました。

今後は機器の更新経費も想定される上に、市町村により、共同運用開始前と比較して維持管理経費が増加するという見込みがある市町村があることも伺っており、非常に心配しているところでもあります。もちろん、3月も言った消防指令業務は、一義的には市町村の管轄であるということは当然私も理解しています。一方で、さきほど言ったとおり、県民の安心の確保は、やはり県の重要な政策課題であろうかと思って

います。

今後、大規模災害発生時などには、県とそのおおい消防指令センターと緊密な連携を図っていく必要があると思いますし、その観点からも、センターの持続性は非常に重要なものであろうかと思えます。維持管理経費の増加に対し、やはり県としても何らかの手当てを行うべきではないかと考えています。この点に関しては是非前向きに検討していただきたいと要望としておきます。よろしくお願ひします。

次に、福祉人材、とりわけ介護人材の確保・育成について伺います。

我が国、また本県においても、人口減少に関する危機感は大きくなる一方で、歯止めがかからないのが現状であろうかと思えます。私個人としても、又は自民党県議団会派としても、様々な業種・業界の方からいろんな御意見をいただく機会が多いんですが、今は業種・業界問わず第一声目に出てくるのが、人手が足りないということがよく言われます。今回は中でも、高齢化が進む昨今においてニーズが高まっている介護現場で働かれる方の人材確保・育成に関して質問していきます。

かねてより、福祉に関する現場は、業務の負担増、又はきつい仕事というイメージも手伝って、なかなか人手が確保できないという状況が続いている中で、加速する人口減少がそれに追い打ちをかけています。

そのような状況を打破するために、本県においても介護現場での処遇改善や、ICT活用、介護ロボットの導入によるDXの推進など様々な支援を行っているのは承知しています。しかし、まだまだ現場で働く方々の処遇改善や業務負担の軽減は十分とは言えず、引き続き取り組んでいく必要があろうかと思えます。

また、国においても技能実習制度が廃止され、新たに育成就労制度が導入されるなど、労働力不足に対応するための取組が進んでいます。

外国人材の活用は、我が国の介護人材確保を考える上で避けては通れない課題であり、制度の変更も含めて、いかにお互いを尊重しつつ連携・協力できる環境をつくれるかが重要かと考

えますし、そうすることで優秀な人材に選ばれた大分県を確立しなければならないとも思えます。今年度の当初予算にも外国人介護人材確保対策事業費として約4,500万円が計上され、幅広い取組が行われていると聞いています。まだ年度の途中ではありますが、事業を進める一方で、その内容の有効性、実効性を検証しつつ、現場の負担軽減につなげていく必要があろうかと思えます。

こうしたことを踏まえ、本県でも必要な介護サービスが提供できるよう、介護人材の確保・育成にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 全国を上回る速さで高齢化が進む本県では、支え手の介護職員が令和8年に1,300人程度不足するという推計があり、その人材の確保・育成が急務となっています。

介護人材の定着を図るために創設した県のふくふく認証というのがありますが、これまでに16の法人が取得され、さらに、現在は74法人が今後の認証に向け、職員の処遇改善を図るなど、それぞれ魅力ある職場づくりに取り組んでいただいています。

また現場の負担軽減として、見守りシステムを導入し、結果として夜間の定期巡回が不要となった施設もあり、来年度までに全ての介護施設のDX化を目指して、県の介護研修センターのアドバイザーを今年度から3名体制に強化して取り組んでいるところです。

県内には、既に500人を超える外国人の介護人材が勤務していますが、国内外の競争が年々激化する中、さらなる受入拡大に向け、今年度から各施設の外国人採用に要する経費の助成枠を拡大したところです。

また、この秋には、インドネシアの人材養成機関と県内施設との相互交流の場を設けることとしており、今後の育成就労への移行も見据え、安定かつ継続的な受入体制の構築に向けて、本県の優位性を高めていきたいと考えています。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。これもさき

ほどの救急医療提供体制の件と同じで、余り時間がないというか、早急に取りかからないといけない内容だと思っています。

そしてまた、外国人人材の活用も、よく選ばれる大分県というワードがこの議会でも出てきますが、本当にその魅力、価値を高めて優秀な方の力を借りれるように、その受皿を整備していただけるようお願いしたいと思います。

では続いて、学校保健における成長曲線の作成とその活用について伺います。この質問は令和4年第2回定例会の際に、以前我が会派にいた衛藤博昭議員がお尋ねした内容です。当時から私も非常に気になっていた内容ですので、今回その後追いということで取り上げました。

成長曲線は、小児科の臨床現場では日常的に活用されてきており、子どもの身長、体重を基に、対象となる子どもの年齢に沿って毎年記載することで、成長の状況を標準指標と比べて確認するために作成するものです。これによって成長異常の早期発見、早期治療につなげるだけでなく、ネグレクトなど虐待による成長障害も含めて、子どもたちの置かれている生活環境を把握する一助にもなるという役割も持っています。

学校現場においても、平成26年の学校保健安全法施行規則の一部改正により、文部科学省より同年4月及び施行年の28年4月に、各都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対して、成長曲線等を児童生徒等の発育評価に積極的に活用するよう通知されています。

前回の衛藤議員の質問に対して当時の岡本教育長は、令和5年度末までに全市町村で導入された校務支援システムを活用して作成率の向上を目指す、また、成長曲線の作成後は、個々の児童生徒の成長の特性を評価し、学校医への相談や、必要に応じ保護者へ説明するなど適切な対応が重要になるため、養護教諭を対象に研修を行うこととしているというような御答弁があったところです。

作成の実務が養護教諭等の業務の負担にならないためにシステムの活用等による作成の効率化を進めることと、養護教諭の皆さんには作成

したデータをどう活用するかが求められてきていると考えますが、まず、現段階において、学校現場での成長曲線の作成とその活用について教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 成長曲線については、前回前教育長が答弁したとおり、昨年度、全市町村で統一した校務支援システムが導入されたことにより、児童生徒の健康診断結果を入力するだけで容易に作成できるようになりました。その結果、今年度の市町村立学校における成長曲線の作成率は98%となっており、令和4年度の72%から大きく上昇しています。一方で、その活用率は、これも従来から向上しているとはいえ、85%にとどまっており、せっかく作成しても、学校医への相談や保護者への通知等につながない学校があるといった課題を残しています。

そのため県では、養護教諭等を対象とした研修会や市町村健康教育主管課長会議等を通じて全ての学校における成長曲線の積極的な活用を働きかけているところです。

加えて、大分県地域保健協議会の成長曲線活用対策専門部会において、県医師会や小児科医会等と連携して活用マニュアルを作成しているところであり、本年度中の完成、配布を予定しています。

成長曲線は、児童生徒のバランスの取れた体格づくりや成長異常の早期発見等に有効であり、今後とも一層の活用を働きかけていきます。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。作成率が98%、非常に高くなっている。ただ一方で、活用が85%ということで、成長曲線を作成すること自体が目的ではなくて、やはりどう使っていくかが重要であろうかと思えます。

そうした上で、御答弁にもありましたが、マニュアルを今年度中に作成して、それを共有することで、いかにして学校現場から医療機関につなげていくかというスキームが構築されようとしていることは非常に安心しているところです。

それを踏まえた上で、次は福祉保健部にお聞きするんですが、子どもの発達・発育については、出生時から一貫して経過を見ていく必要があるかと思えます。その意味では本来的には保護者が一番重要な役割を担うのは言うまでもないかと思えます。一方で、保育所や幼稚園、認定こども園などでも、成長の情報を蓄積されていようかと思えます。こうした子どもたちの育ちに係るデータを小学校につなげ、成長曲線と合わせた活用を図るべきであり、そのためには幼保小の情報共有と連携が必要ですが、県として関係機関とどのように連携して対応しているのでしょうか、福祉保健部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 子どもたちの成長に関わる主体が、母子保健、あるいは児童福祉から小学校教育へと移る就学前後においては、保護者にとって子どもの発達が大変気になる時期であり、関係機関の相互の連携が重要です。

そのため県では、昨年策定した就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドラインに基づき、情報連携のための5歳児の指導の記録を様式化して、今年度から保育所、幼稚園、こども園等での活用を始めているところです。

保育の中での子どもの成長を分かりやすくまとめたこの記録を、援助や指導にいかすとともに、成長曲線の活用等を見据え、小学校における切れ目ない支援につなげていきます。まずは、全ての保育所等での作成を促すため、現在、機会あるごとに園長などに目的や利用方法の説明も重ねており、現時点で県内3割を超える保育所等での今年度からの作成を予定しています。

また、ちょうど今月から11月にかけては、情報を送る側の保育士たちと、それから、受け取る側の教員の合同研修をこの間、計6回実施して、さらなる活用を今後働きかけていきます。

この5歳児指導の記録の取組は、今後、保護者や関係機関の方々の声を丁寧に向いながら、随時改善を重ね、少しずつ充実を図っていくこととしています。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。今御答弁あ

ったとおり、幼保小との連携ということで様々な取組をしていただいていることに、まずは安心しています。

ただ、今御答弁あったとおり、教育委員会にかかってくる部分と福祉保健部にかかってくる部分、双方あるのは間違いないと思っています。そこで、部局間の連携というか、協力が今後必要になってこようと思えますので、双方で協力、連携を深めていただいて、子どもたちの成長サポートにつなげていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

では続いて、医療的ケア児への支援について伺います。

この件に関して、過去何人もの議員が項目として取り上げ、議論されてきたのは承知していますし、本県としても令和4年7月に医療的ケア児支援センターが開設され、ワンストップで相談できる体制が整い、日々対応してくださっていることは承知しています。

さらに、今議会に上程されている新長期総合計画案の中の目標指標、安心分野において、県医療的ケア児支援センターによる相談・支援等の充実といった記載や、医療的ケア児を在宅で看護する家族のレスパイトのための訪問看護サービス等の充実という記載が含まれているほか、今年度の当初予算にも医療的ケア児等支援推進事業費として約3,400万円が計上されており、幅広くその支援に取り組む姿勢がうかがえます。

しかし一方で、医療的ケア児は厚生労働省のデータによると、平成17年から令和3年までの約15年間で約2倍以上、人数で約1万人増加しており、今後も増加の傾向にあると言われております。私も身近なところで、事業所において急な預かりや短期入所を受け入れてもらえなかったといった声を聞いたこともあります。もちろん、そういった声をゼロにするというのはなかなか難しいことだと思いますが、限りなく減らしていくために、そしてまた、今後増えていくであろうニーズに対して必要な支援をしっかりと提供していくために、引き続き取り組んでいく必要があるかと考えます。本年度から

は、親のレスパイトを目的に訪問看護の利用支援を開始していると思いますが、その実績も気になるところですし、本年度の予算措置においても、それが十分であったのか、内容は適していたのか、来年度に向けてどう改善していくかなどといったところは検証していかなくてはならないと感じています。

こうしたことを踏まえ、訪問看護のレスパイト利用実績も含め、今後県として医療的ケア児の支援にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 医療的ケア児支援法の施行後、3年が経過する中、県では医療的ケア児支援センターを中心として相談支援の充実、人材育成、それから情報提供、設備整備の助成等に努めてきました。

今年度は御家族の休息、いわゆるレスパイトを目的として、保険適用外の訪問看護を支援する市町村への助成を開始したところ、8月末現在で大分市を含め既に10市町で取組が始まっており、既に7名の保護者に御利用いただいています。

利用者からは、今まで預ける人がいなかったので大変助かっている、あるいは、柔軟に利用できており大変ありがたいというような声が届いており、当局の私たち職員も大変うれしく思っているところです。

今月末には新たに五つの市で事業開始予定であり、引き続きそうした市町村と連携して助成制度の周知に努め、利用促進を図っていきますので、議員の皆様にも是非お力添えをいただければ幸いです。

こうした訪問看護と並び、レスパイト支援の柱となる短期入所については、今年度の報酬改定において新たな加算の創設など、大幅な拡充が図られていますので、医療的ケア児の積極的な受入れを事業者各位に呼びかけているところです。

今後とも利用者の声を丁寧に向いながら、レスパイトをはじめ、医療的ケア児に対する支援のさらなる拡充を図っていきます。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。まずは今年度、利用実績、そしてまた効果が上がっているということはいれしく思います。年度途中ではありますが、引き続き成果、改善点、しっかりと検証していただいて、そしてまた、さきほど10市町村プラス5市ということでしたので、また利用の幅が各市町村に広がるように働きかけていただきたいと思います。引き続きよろしくお願いします。

では続いて、県立高校における1人一台端末の更新整備についてお尋ねします。

本県における高校教育の在り方については、特に地域の高校に関して、近年この県議会を含む様々な場面で議論がなされています。立場ごとにそれぞれいろんな主張があると思いますが、皆さん思っていることは、本県の未来そのものである高校生たちが、自ら持つ可能性を大きく広げて輝いてほしいということだと思います。

このような中、佐藤県政になって以降、特に力を入れていこうとしているのが遠隔教育です。この遠隔教育こそ、様々な議論がある地域の高校を含めた本県の高校教育を一つ高い次元に進めるための切り札になるのではないかと考えています。今回の9月補正予算案でも関連した事業が計上されていますが、是非とも本県の遠隔教育を早期に開始し、成功に導いてほしいと考えています。

他方、遠隔教育にも関連し少し気になるのが、県立高校における1人一台端末の更新整備です。本県では、令和2年度に当時のコロナ交付金も活用し1人一台端末を整備しましたが、タブレット端末の耐用年数は一般的に5年間と言われています。そのため、今後更新整備は不可欠ですが、どのように進めていくのか、多少なりとも心配しています。小中学校においては、昨年度の国の経済対策において国費による支援が行われていますが、高校に関してはそうした支援はないと聞いています。他県では、BYODといって、生徒自身が用意した端末を利用するというケースもあるようですが、物価高騰により、より苦しい状況にある保護者の皆さんの負担に

ならないかというところも懸念しているところ
です。

さきほど言った遠隔教育を成功させるためにも、またそれ以外でもより充実した授業を行うためにも、1人一台端末は不可欠であり、その万全な整備は、本県教育行政の重要な課題であると考えています。

こうしたことを踏まえ、県立高校における1人一台端末の更新をどのように進めていくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 1人一台端末の整備は、国によるGIGAスクール構想に基づいて進めており、これまでに、生徒の情報活用能力の向上や個別最適な学びの充実などの効果を上げています。

端末の更新費用については、小中学校分は国による支援が行われていますが、義務教育ではない高校分については、現時点で国庫補助制度がない状況です。更新費用が総額約1.6億円に上ることから、県としては、これまで数次にわたり、高校における1人一台端末の更新支援を国に要望してきましたが、現状厳しい見通しとなっています。

現時点での各県状況は、保護者負担を原則とする都道府県が過半数を占めており、公費負担で当初導入した自治体も更新費用の在り方について、改めて検討しているところと伺っています。

本県では、モデル校8校でBYODの検証を進めており、生徒に持ち込んでもらった端末の動作上の支障などの問題は生じていませんが、保護者負担が高額となることから、低所得世帯への配慮を含めた検討が必要と考えています。

今後も国や他県の動向を注視しつつ、1人一台端末の更新方法の検討を続けるとともに、遠隔教育の充実とあわせ、デジタル社会に対応した教育環境の整備に力を入れていきます。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。端末の更新というのは必ずやってくる話であり、そのための準備、協議は進めていかないといけないと思います。確かに1.6億という数値は非常に大き

な金額かなと思いますが、一方で、一御家庭からすると、国の施策で始めたことで急に更新は実費でと言われても、戸惑う部分もあろうかと思えます。ですので、公費にしても実費になるにしても、何にしても早い段階で保護者の皆様にはしっかり説明していかないといけないと思っていますので、まずは教育委員会として早急に協議して方針を決めていただきたいと思います。引き続きよろしくお願ひします。

では、最後の項目になります。大分市内における新しい県庁舎についてお尋ねします。

知事が言う全ての県民が幸せに暮らせる大分県づくりの実現には、現場での業務も非常に重要であり、そのための拠点は本庁や出先機関など県庁舎となります。特に、大規模な災害が発生した場合などは、各地域における災害対応の拠点として、各市町村、そして住民からも非常に頼りにされるべき存在ともなるため、県庁舎の重要性はますます高まってくると考えています。

そうした中、大分市や由布市を管轄し、国道、県道、河川、砂防、港湾施設の管理保全業務や、改良・改築事業、各種申請窓口業務を担っている大分土木事務所について、以前から、津波浸水想定区域の中にあるということ、また、築後50年以上が経過しており、かなりの老朽化が進んでいることなどを懸念していました。実際に現場に足を運ぶ機会もありますが、やはり海や川にかなり近い位置にあり、南海トラフなどの巨大地震が発生した際に防災拠点として機能できるのか不安に感じている部分もあります。

折しも、今般、県において、大分市の明野地区に新庁舎を整備すること、そして、その新庁舎に大分土木事務所と中部振興局を移転することが発表されました。高台の明野地区であれば津波等の心配もないと考えられ、安堵しているところですが。一方で、昨今の物価高騰下における庁舎の新設ということですから、やはり県民に対し、その必要性や効果等について十分な説明を行う必要もあろうかと考えます。また、民間のノウハウを活用した事業手法も検討されているということですので、そうした県の姿勢を

しっかりアピールすることも重要かと考えます。

いずれにせよ、今回の大分土木事務所及び中部振興局の移転により、県都である大分市やその近郊地域における防災体制が拡充されるとともに住民サービスが向上することに対し、大変期待しています。

こうしたことを踏まえ、大分市内における新しい県庁舎の建設について、その必要性や効果、スケジュールを含め、どのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 先般、初の南海トラフ地震臨時情報が発表され、大規模災害への備えとして、防災拠点となる地方庁舎のさらなる機能強化の必要性を改めて認識したところです。

中でも大分市等を所管する中部振興局は、発災時には地区災害対策本部を設置しますが、県庁舎本館の災害対策本部と隣接していることから、双方の本部機能が失われた際のリスクを考えると、地理的に分散しておく必要があります。

このため、中部振興局と老朽化が進む大分土木事務所を移転・集約し、災害対策本部の代替施設としての機能を持たせることで、リスク分散を図ることとしました。

また、地区災害対策本部内の連携をこのことによって強化し、迅速な初動対応などにもつなげていきます。

建設に向けては、現在、土地の取得について地権者との協議を進めており、今後、PFI等導入可能性調査による民間の資金や経営能力の活用など、最適な事業手法を検討していきます。

また、利用者や地域住民の利便性の向上につながるよう、よく意見もお聞きして、またしっかり説明もしていきながら、令和11年度の完成を目指して取り組んでいきます。

嶋議長 穴見憲昭君。

穴見議員 ありがとうございます。もはや改めて言うまでもないですが、先般の台風、その前の地震等々、自然災害は本当に年々増えている、そしてまた、規模が大きいもの、予想できないものになりつつあると感じています。

そうした中で、さきほども言いましたが、や

はり今の土木事務所の場所はちょっと不安がある中で、明野地区への移転は本当に安心しているところです。ですので、まだ先の話にはなりません、人手不足、又は資材の高騰等もありますので、前もっているいろいろと準備を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で質問は終わるんですが、どうしても1個だけ言いたくて、ずっとこう前を向いて質問していて、非常によく見た光景だなというような印象を持っていました。桑田副知事、改めて大分にお帰りなさいませ。また県勢発展のために、共に議論を交わさせていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。すみません、余談でした。以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で穴見憲昭君の質問及び答弁は終わりました。守永信幸君。

〔守永議員登壇〕（拍手）

守永議員 おはようございます。33番、県民クラブの守永信幸です。今回、一般質問の機会を与えてくださった同僚議員の皆さんに感謝します。

また、執行部の皆さんにも、県民の皆様一人一人の多くの方々が夢を抱けるような答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。では早速、質問に入っていきます。

まずは、若年者の移住・定住の促進について伺います。

県内高校生の進路調査を見ると、2023年3月の高等学校卒業生のデータが直近のものとなるのですが、卒業生総数9,143名中、4,218名が進学や就職などの理由で県外へと流出しています。2023年に県内高等学校の全生徒2万8,637人を対象に実施された全高校生オンラインアンケート調査では、「大分県が好きですか」との問いかけに、46.7%が「好き」と答え、「どちらかといえば好き」との回答を合わせると84.3%の生徒が大分県に愛着を持っているとのこと。しかし、「将来、大分県に住み続けたいと思いますか」との問いには、「県外に一度出たいが、将来的には大分県に戻って住み続けたい」と答え

た生徒が31.2%、「このまま大分県に住み続けたい」と合わせても46.9%で、半数には及んでいません。「大分県に住み続けたくない」と答えた生徒が22.7%となっていました。30.4%の生徒が「分からない」との答えです。

これらの結果から、大分県への愛着はあるものの、福岡などの都会への憧れや、一度県外に住んでみたいなど、県外志向が強い傾向にあると分析されているようです。もちろん、自分の人生をどのように切り拓いていくかは、一人一人が自らの意思で決めていくことであり、社会に貢献できるチャンスを奪うことは誰にも許されません。

人口減少については、地域の活力の減退につながることや地域の担い手が不足することなどマイナス面が目立つため、悪いことのように受け止められがちです。しかし私は、必要な担い手や労働力が確保できているのであれば、逆に少ない人口であることが一人一人に目を向け、人々の困り事にしっかりと対処することができる社会をつくることにつながるのではないかと、ある意味での発想の転換も必要だと考えます。

今、必要な担い手や労働力が確保できていればと言いましたが、若者を中心に人口減少が進む現状は放置しておくことはできません。まずは、地域や産業の担い手たる若者が一定程度は本県にとどまっていたかなければなりませんし、そのためには、県内で若い方々の希望する就労の場を確保し、家庭を築き、子どもを育てる上で良質な環境を整えていくこと、その上でそうした本県の優れた環境を若者に伝えながら定住対策に取り組むことが重要と考えます。

また、コロナ禍を契機とした地方回帰の流れに乗り、本県に移住する若者を確保するための対策についても継続、強化していく必要があると考えます。特に進学などで一旦県外に出てしまった若者にいかに本県に戻ってきてもらうかということについては、一層知恵を絞る必要があるのではないかと考えます。

そこで、若年者の移住・定住の促進にどのよ

うに取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

以降は対面席から質問します。

〔守永議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの守永信幸君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 守永信幸議員の若年者の移住・定住の促進についての質問にお答えします。

人口減少が進む中であって、多くの若年者が進学や就職を機に県外へ転出していることから、地域や産業の担い手となる若年者の確保は喫緊の課題と認識しています。このため、転出抑制と移住促進の両面から、全庁を挙げて多様な対策に取り組んできています。

転出抑制には、県内就職に向けた学生と企業双方への働きかけが必要です。このため、高校生を対象に合同企業説明会や情報交換会を開催するとともに、大学生等には、県と県内大学等で組織するおおい地域連携プラットフォームが、経営者と学生の交流イベントなどを行っています。あわせて、企業には採用戦略や効果的なSNSの活用方法等に関する講座を開催して、若年者の採用を支援しています。

移住促進対策では、県内高校の卒業生を対象にWebマガジンオオイタカテテ！による情報発信を行うほか、県外の学生等に対して、県内企業との面接やインターンシップの交通費を県独自で支援しています。また、進学等での転出が多い福岡県に設置したdot.を活用して、就職相談や就活イベント等を実施することで、学生等に県内就職を働きかけています。

このほか、資格取得から就職までを一貫して支援するスキルアップ移住に取り組むとともに、伴走型による移住・転職支援も行い、若年者の移住を促進しているところです。

加えて、転出抑制・移住促進の両方に効果がある取組として、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりも重要です。このため、国に先駆けて、不妊治療費や妊産婦への交通費の助成に取り組むとともに、保育料の減免など、きめ細かな支援により経済的な負担の軽

減を図っています。さらに、子育て世帯を対象とした住宅リフォームの助成の充実や県営住宅の改修など、子育てしやすい住まいづくりについても取組を強化したところです。

地域の活力づくりはもとより、本県の未来を創造していくためには、次世代を担う若年者の活躍が欠かせません。ふるさとに残りたい方が大分県に定住できるよう、またふるさとに戻りたい方がUターン移住できるよう、引き続き市町村とも緊密に連携して、若年者の移住・定住の促進に力を入れていきたいと考えています。

嶋議長 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。今、知事から説明がありましたが、具体的なこれまでの従来から続けてきた施策を振り返りながら、より効果的なものを力強く押していくということになるんだろうと思います。

その際、人口が少なくなることで、将来への不安は抱えながらも、当面心豊かに暮らすことができるよう環境を充実させ、今、大分に住んでいる住民の皆さんが幸せを感じていただけるということが大切だと思います。住んでいる人が不満を感じているところに誰も移住しようとか定住しようとするはずがないんですね。そういったことを考えていただいて、さきほどの質問の中でも触れましたが、人口減少をポジティブに考え、新大分県長期総合計画の実現に向けて施策を組む際に、人口減少が回復しなければ何もできないと考えるのではなく、そのような状況下でも豊かに暮らせる施策を実施することで、県民が豊かさを感じ、県外に出た方も故郷大分を目指し、県外からも大分に思いを馳せて移住・定住を志していただけるような取組につなげていただくことを要望したいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

魅力ある景観の保全・形成について伺います。

皆さんは隣県から県境を越えて本県に入ったときに、緑が鬱蒼と茂っていると感じたことはないでしょうか。緑が茂っているというとき聞こえはよいのですが、はっきり言えば、雑草だらけになっていて見苦しいということなんです。

以前といってもかなり前の時代の話になりますが、そのようなことはなかったと感じています。この要因としては温暖化もあるのですが、草刈り作業が追い付いていないことが最大の要因だろうと思っています。以前は県道の草刈りは各土木事務所の保全作業の担当者が県直営で行っており、その頃は住民からの要請を踏まえながら見苦しくならないように県道を維持してくださっていました。

現在では、直営部門を合理化したため、草刈りなどは民間企業への委託で実施されています。年間2回の作業で契約しているようですから、高温多雨の年は草の伸びも激しく、契約した作業内容では景観を維持できない場合もあるのだろうと推測しています。一方、他県では道路の草刈りに係る予算を十分に確保し、景観を損ねない工夫をしている県もあるようです。

道路の草刈りについては、一つの例ですが、観光立県である本県において、他県や諸外国から訪れる観光客に気持ちよく旅行を楽しんでいただき、また来てみたいと思ってもらうための魅力ある景観の保全・形成に向けた不断の努力は欠かせないと思います。

もとより、景観の保全や形成にあたっては、景観行政団体である各市町村において主体的な取組がなされていますが、本県の良好な景観を保全・形成していくためには、広域的な視点も重要であることから、県が果たす役割も大きいと私は考えています。

そこで、最近の気候を踏まえた道路の草刈りへの取組方針も含め、魅力ある景観の保全・形成に市町村と連携しながらどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 魅力ある景観の保全・形成にあたっては、県はもとより市町村や県民と連携した取組が大変重要です。

県においては、今年度から道路の草刈り予算を増額しており、観光地へのアクセス道路や交通に支障を来す箇所での草刈り回数を増やし、県民の要望に対応しているところです。

また、コスト縮減や省力化を図るため、張り

コンクリートなどの恒久的な防草対策を積極的に講じているところでもございます。

さらに、地域住民との協働によるクリーンロード支援事業では、草刈りだけではなく、植樹や清掃など、道路の美化活動にも共に特に取り組んでいるところです。

こうした中、昨年度、景観行政推進の柱である大分県広域景観保全・形成指針に基づき、市町村と協働して、やまなみハイウェイや日豊海岸など7エリアで広域景観協議会を設立しました。

各エリアでは、県民や景観団体なども参加するシンポジウムなどを開催し、地域で守るべき景観への意識向上・啓発に取り組んでいます。

今後も県民総参加の大分らしい景観の保全・形成に努めていきます。

嶋議長 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。今の気候情勢に合わせて予算も少し増やしていただいたということで、これからどういうことができるのか、是非その状況も見ていきたいと思いますが、直営の時代であれば、年度途中であっても県民の要請に応じて適宜やり方を変えていくことは容易だったと思いますが、民間に作業を委託するにあたって、契約期間、作業内容を明示した契約書を基に業務をしてもらうわけですから、必要な作業が新たに生じても、契約書に記載がなければ追加する手続が必要となるわけです。

もちろん予算を増やしたといっても、上限があるわけですから、その中で契約の在り方を工夫することによって、なお改善できることもあるのではないかと思います。細かなことをこの場で議論する必要はないと思いますが、そういうことも含めて今後の改善策について検討していただけないか、再質問します。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 今、契約の工夫というお話でしたが、現在、道路維持の委託契約については、雑草の繁茂が交通に支障を来すといったときのために、臨時の草刈りが必要な場合には変更契約の締結をするということで、これまで適宜対応してきたところです。

さきほどの答弁でも言いましたが、今年度から道路維持修繕費の予算を増額しており、必要に応じて草刈り回数を増やすとかいったこともやり、適正な道路管理に努めていきたいと考えています。

嶋議長 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。観光振興や道路の安全確保など様々な要素がある中で、限られた予算であり、関係する部局もほかにあると思うので、そういった部局とも協議していただきながら、十分な予算を確保して、景観を損ねない工夫を是非注意していただきながら取り組んでいただきたいと思います。よろしく願います。

では次に、児童虐待の防止について質問します。

児童虐待は、本県の未来を担う子どもたちの心に大きな傷痕を残し、心身の健全な成長を阻害するばかりでなく、保護者本人も自責の念に駆られるケースも多いとされており、社会的に防いでいく必要があります。

こうした児童虐待の防止には、子育てに関する悩みなどを早い段階で周囲が気づき、相談に乗ってあげることが有効とされているほか、不幸にも虐待が発生した場合には早期に発見し対処することが必要であるとされており、こうした取組の中核を担っているのが児童相談所です。

大分県子ども・女性相談支援センターに中央児童相談所がありますが、2022年4月に中央児童相談所城崎分室が設置されています。今年で3年目となりますが、同分室は、大分市との連携強化を進めるため、中央児童相談所の大分市を担当する部門を独立させ、大分市中央子ども家庭支援センターの置かれている大分市城崎分館に同居する形で分室として設置されたものと伺っています。

ここで、2024年4月に改正された児童相談所運営指針の改正ポイントを御紹介すると、児童相談所の管轄区域について、管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、児童相談所の新設等により管轄人口をおおむね50万人以下とするよう管轄区域の見直し

を積極的に検討することが適当である旨を追記と記述されています。

中央児童相談所の管轄は大分県内の市町村のうち、中津市、日田市、豊後高田市及び宇佐市の4市を除いただけの広い区域にわたり、大分市の約47万人の人口を含めて、管轄区域内の総人口は約87万5千人に上ります。

こうした中、全国的には中核市が児童相談所を設置する例はまだまだ少ないようですが、大分市では、2022年3月に策定された大分市児童虐待防止対策基本計画において、児童相談所設置の基本方針や手順、スケジュールなどを定めています。手順の1番目として、人事交流・派遣研修の職員を計画的に増員し、県中央児童相談所の運営のノウハウを学ぶとともにスキルアップを図るとあります。私は将来的には、住民に身近な基礎自治体であり中核市にも指定されている大分市が児童相談所の運営を担うのが望ましいのではないかと考えており、この基本計画の進捗状況についても注目しています。

折しも、今年度は子どもたちの生活実態調査を行っていると同っています。児童虐待が増加している現状を踏まえ、ヤングケアラーなど過度な負担を抱えている子どもたちの状況をしっかりと把握し、個別の対応を強化するとともに、調査結果を分析し来年度に向け児童虐待防止策の強化につなげていきたいと考えます。

そこで、児童虐待の防止にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 児童虐待の防止についてです。

全ての子どもには、適切な養育を受け、健全な成長、発達を通じて自立が図られる権利があり、これを脅かす児童虐待を防止することは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

しかしながら、昨年度の児童相談所での相談対応件数を見ると1,852件と、3年連続で過去最多を更新するなど深刻な状況にあり、子どもの命と安全確保を最優先として、次の2点に力を入れて取り組んでいます。

一つ目は、児童相談所の体制強化です。この3年間で児童福祉司19名、児童心理司12名

を増員したほか、今年度から精神科等の嘱託医の相談体制を拡充するとともに、一時保護施設の個室化など、施設の充実も図っているところです。さらに、関係機関からの休日夜間の緊急連絡にも素早く対応できるよう、ICT機器の活用などの検討も進めています。

2点目は、市町村との連携強化です。全市町村で要保護児童対策地域協議会を毎月開催して、関係者による対象児童の情報共有を図り、きめ細かな支援につなげています。

とりわけ、城崎分室と同居する大分市中央子ども家庭支援センターとは、日常からの情報共有がより緊密となり、事案発生時の迅速かつ円滑な保護や支援につながった事例も増えてきています。

またこれまで、市から43名、県から逆に11名の人事交流を重ねてきており、今年度は7名の市職員が城崎分室で県職員と共に支援に当たるなど、人材育成と対応力強化も図ってきています。

設置3年目を迎えた城崎分室では、引き続き、県内対応件数の約半数を占める大分市との密接な連携の下、児童虐待の防止に力を合わせて行っているところです。

なお、7月に実施したヤングケアラー実態調査では、前回は大きく上回る約85%の児童生徒から回答をいただいています。現在、内容を精査中です。親のネグレクトを原因としたヤングケアラーの存在も把握できており、虐待防止の観点からも、分析結果を次年度以降の対策につなげていきたいと思えます。

まず、この実態調査については、できるだけ早く公表もしていきたいと考えています。

今後児童虐待の早期発見、そしてその対応に万全を期していきたいと考えています。

嶋議長 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。今、実態調査の状況も少し触れていただいたので、少し様子が分かったわけですが、今後、分析をしっかりとさせていただきながら、ヤングケアラーの数が増えたのか減ったのか、またそれに対してどのように対策をできるのか、是非御検討いただけ

ればと思います。

また、現在、社会では多くの方々がストレスを抱えています。そして、ストレスを癒やしてくれる物事を見いだせない方が多いのだらうと思います。そんな中で、子どもたちが虐待されてしまう不幸なケースが増えているのだらうと思うわけですが、子どもたちの育つ環境は一人一人異なりますから、まとめて語ることはできませんし、そのような現場で児童相談所の職員の方々には、子どもたちに幸せを手繰り寄せる、そういうお伝えをしているということだらうと思います。

城崎分室が設置され、大分市との連携も取れるようになったことで、現場の環境は少しは改善されているのだらうと感じますが、所属長は、中央児童相談所の所長がこれまでどおり全体を仕切るというのでは、所属長の負担がかなり増大しているのではないかと心配です。しっかりとカバーできる体制を築いていただくことを強く要望しておきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

種子の安定供給について質問しますが、2018年4月1日に米、麦類、大豆の主要農作物の種子の安定生産と普及促進のために優良な品種の開発、生産、普及を義務付けていた主要農作物種子法、いわゆる種子法が廃止されました。同法の廃止以前は、種子法の規定に基づき、県内で生産される米、麦、大豆の生産に係る種子の原原種及び原種を県が直接生産し、一部の原種と種子を委託された農家が普及指導員や研究員の指導を受けながら栽培し生産していました。

本県では、種子法の廃止後に大分県主要農作物種子制度基本要綱を制定し、この体制を維持しています。根拠法令が廃止された中で、なぜ体制を維持しているのかを考えたとき、やはり、種子や苗などが農業生産の基になるものであり、優良な種子を安定的に確保することが主要農作物の安全・安心と安定的な供給を確保する上で必要不可欠であるという普遍的な思想が根底にあるものと私は認識しています。さらに、種子の安定的な生産、供給は県民の食料確保につながります。つまり生存権を守る責任を果たすも

のであると考えなければなりません。

その考えは、多くの県でも共有されており、種子法の廃止後に種子条例が33道県で制定されています。今言ったように、本県では基本要綱に基づき実施しているわけですが、私は普遍的な思想に基づく体制を将来に向けて維持し、農家に安心して生産に取り組んでもらい、さらに県民の食料の安全・安心を確保するためには、本県においても条例を制定すべきではないかと考えています。

そこで、県として種子の安定供給にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 淵野農林水産部長。

淵野農林水産部長 本県では、おおいの食と農林水産業振興条例や、現行の大分県農林水産業振興計画等により、種子の安定供給体制を整えています。

これにより、優良な品種を決定する試験や原資等の生産、種子の審査などを確実に実施し、生産者に優良種子をしっかりと届けることができています。

また最近では、高温に強い水稻なつほのかへの品種変更や、焼耐用の大麦ニシノホシの生産拡大、そして、実需が求める大豆ちくしB5号の導入など、情勢の変化にも対応しています。

さらに、今年度は、種子の基となる原原種を長期間保管できる低温貯蔵施設を整備し、種子の安定供給体制の強化も進めているところです。

今定例会に提案している新たな農林水産業振興計画案の中でも、優良な種子の安定供給体制の確保を明記しており、引き続きしっかりと取り組んでいきます。

今後とも県内の生産者が安心して栽培を続けられるよう、大分県主要農作物改善協会をはじめ、関係機関と連携して、優良種子の安定的かつ継続的な生産と供給を進めていきます。

嶋議長 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。今、おおいの食と農林水産業振興条例のことについて触れられていました。それを基に、種子条例ではなく、種子法の代わりをこの条例が務めている

という説明だったわけですが、この条例は2009年4月1日に施行されているわけですが、その後、この種子法の廃止を踏まえて、部分的に変更か何かあったわけですかね。

改めて私もこの質問をする際に、この条例を見たときに、県のホームページから開いたものでは特に改変がなされていなかったんですが、14の施策を基本施策として掲げて、その中で作物の振興等、触れられている部分はあるんですが、この種子を県の責任で作っていくんだというふうな、いわゆる責任の所在として明らかに掲げているという部分がなかったものですから、種子条例をつくるか、若しくは、おおいたの食と農林水産業振興条例を見直すというのを考えていただけないだろうかと思案しようと思ったんですが、その点はどうでしょうか。

嶋議長 刈野農林水産部長。

刈野農林水産部長 今お話があったおおいたの食と農林水産業振興条例、議員もよく御存じだと思いますが、その中に地域特性を生かした農業の振興や新品種の開発、普及策、そういったことを定めています。

そして、その条例に基づき、現行の大分県農林水産業振興計画等が定められています。その中で種子の安定供給をしっかりと続けていくということを明記しており、そこが基本になっていますので、この条例を基にして今後とも安定供給を続けていきたいと考えています。

守永議員 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。基本的には、食料の基となる種子、特に米、麦、大豆といった主要農作物の種子を作るというスタンスで運営されている限りにおいてはそれで十分なのかもしれませんが、やはり条例の中に、そういった農林水産物の生産に係る種、いわゆる種苗の生産に県が関係機関と協力しながらでも責任を持つといった部分があるべきではないかとも考えますので、その辺はどうするのがベストなのか。その時々、首長の在り方によって解釈が変えられるということがあっては、県民の安心・安全が守れないということも考えられますので、その辺も含めて、もう少し議論を深めていただ

ければと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

次は、地域公共交通の維持について質問します。

私は、2022年の第3回定例県議会で日豊本線の複線化と老朽化対策について質問しました。複線化の促進に関しては、JR九州に対して毎年要望し、協議しているとの答弁をいただき、その中で、さらなる需要を喚起していくことが必要とも述べられていました。需要がなければ減便となるわけですし、利用増を求めているかなければなりません、利用者としては、不便だから利用できないとの声もあるわけです。利便性を確保することと、利用者を増やすことのどちらが先か、難しい問題ではあると思いますが、県としては鉄道事業者に利便性の確保、向上を働きかけていくべきであると考えます。

鉄道だけではなくバスについても、この十月から休止となる路線もあると聞いていますし、そもそも年々便数も減り、運行する時間帯も短くなっていると実感しています。しかしながら、高齢化が進む中で、自動車に乗れない方も増えていくという状況を鑑みると、鉄道やバスなど地域公共交通の役割は小さくなるどころか大きくなっていくのではないかと考えます。

こうした中、新たな大分県長期総合計画案における交通ネットワークに関する項目を見てみると、人や物の流れを活性化するという方針の下、広域交通ネットワークや県外からの流入人口の増大などには力を入れています。他方、県民の暮らしを支えるバスや鉄道などの地域交通ネットワークをどのように維持していくかについては、積極性が感じられないというのが正直な感想です。大規模な施策も大事ですが、県民生活の基盤を支える施策にもしっかりと目配りすることが必要と考えます。

そこで、日豊本線の複線化についてのJR九州との協議の現状を含め、暮らしに密着するバスや鉄道など、地域公共交通の維持と利便性の確保にどのように取り組んでいくのか、交通政策局長に伺います。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 地域公共交通の維持についてですが、まず、日豊本線の複線化に関しては、県と沿線市町などで構成する日豊本線高速・複線化大分県期成同盟会を通じて、御紹介いただいたようにJR九州に対して毎年粘り強く要望、協議を行っているところです。

今のところJR九州からは、複線化には多額の事業費が必要であり、仮に複線化を行ったとしても、大分駅以北の単線2区間については大幅な時間短縮が見込めないこと、それから、大分駅以南でも費用対効果が見込まれないことから、今ある現有の設備で輸送を継続したいといった趣旨の回答がなされています。

このため県としては、過去にも御指摘いただいたような施設の老朽化、それから、災害時の脆弱性などといった面からも、引き続き複線化の必要性、重要性について、JR九州に対して強く訴えていきたいと考えています。

また、県民の暮らしを支えるバスや鉄道といった地域交通ネットワークに関しては、利用者の需要喚起策に加え、運転手不足といった供給側の対策も今同時に求められているということです。

このため、今議会で提案している新たな長期総合計画案においても、運転手の働く環境改善への支援ですとか、自動運転、Ma a S、AIデマンドタクシーといったものを推進する施策を盛り込んでいるところです。

県としても、市町村や事業者と連携し、新たな技術や制度の活用も含め、地域交通の維持と利便性の確保に積極的にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

嶋議長 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。JR九州との協議の場が、どれほど積極的な議論、会話がなされているのが想像し難いといった部分もあるんですが、ただ、非常に気になるのは、JR九州そのものが様々な事業展開をしているわけですが、そういった中で、運輸部門については、運輸部門だけを殊更分離して経営の善し悪しを議論しようとしているように感じられるん

ですね。でも、様々な事業を展開する中で、大分の企業がJR九州を受け入れるのは、JRとして鉄道部門を担ってくださっているということがあればこそだと思うんですね。JRの運輸部門と、それと他の事業展開をする部門と別々のものだと考えてしまえば、到底、地場の地域の方々には、JRが来るから困るんだというふうなことに議論がなくなってしまうのではないかと思います。

ですから、ある意味、JR九州と協議する際に、地域で受け入れられる会社として、鉄道部門だけに独立して議論するのではなく、鉄道を維持するために様々な事業展開も地域が認めてくれているということ踏まえた上で、どのように大分県を元気付けるか議論するようにお願いしていただきたいと思っています。

また是非、特に大分駅以南の複線化については、どこで折り返すかが自由に操作できるというのは地域公共交通の利便性を考える上で非常に大切なことだと思いますので、その点も含めて議論していただければと思います。よろしくお願いします。

では次の質問に移りますが、交差点における交通安全等について質問します。

私は、自宅近くの交差点で小学生などの登校時間帯に、安全に登校できるように交差点での交通指導に立っています。頻繁に交差点に立たせていただいて感じるのは、交差点での交通规则についてしっかりとした規則が身に付いていないドライバーが多いということです。

まずは自動車運転者についてですが、交差点では直進優先や左方優先などという言葉は多くの方が御存じだと思いますが、その優先ルールがどういう場合に適用されるかについては余り認識がないようです。

交差点は交通事故の発生数が多い場所として多くの方が承知する中、横断歩道などで歩行者優先というルールについては警察等の取締りにより周知が進んでいると思われませんが、車同士の優先ルールについても、あわせて周知を図る必要があると感じています。交差点でのルールの解釈が異なっていると、大事故につながる

可能性があるわけです。

次に、自転車の運転者についてですが、やはり交差点通行時におけるルールをしっかりと学ぶ場が足りていないと感じています。

道路の左側端を通行する自転車は、左折レーンがある交差点を通行する場合、直進であっても左折であっても左折レーンを通行する形となります。直進する場合には自分が自動車の左折に巻き込まれないように注意する必要があり、自分が左折する場合には歩行者を巻き込まないように、歩行者優先のルールを守る必要があります。また、信号機のある交差点を右折する場合でも、左側端を直進して交差する交差点の信号に再度従って右折していくルールで、自動車のように交差点の中央寄りを右折することはできません。しかし、これらのルールをきちんと学んだ方というのは少ないのではないのでしょうか。

特に、自転車については中学生などが通学で使用するケースも多いため、学校教育の一環として、子どもたちにルールを教えていく取組も重要なのではないかと考えます。

今年5月17日に改正道路交通法が成立し、自転車の酒気帯び運転禁止などの改正法の一部が6か月以内に施行されます。今こそ、この機会を利用し、県警独自で交差点通行時における交通規則の効果的な周知について検討する必要があるのではないかと考えます。

そこで、自動車及び自転車の運転者に対する交差点通行時における交通規則の周知にどのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

嶋議長 種田警察本部長。

種田警察本部長 交差点での交通事故を防止するためには、自転車を含めた全ての車両の運転者が交通ルールを理解し、守ることが重要です。

県警察では、指導取締りや街頭啓発活動、更新時講習、参加・体験・実践型の交通安全教育等によって、交通ルールの周知を図っています。

今般の法改正では自転車に関する制度が大きく変化していることから、自転車の交通ルールの周知について特に力を入れる必要があります。

そこで、特に今月から自転車の交通違反に対する指導取締りや自転車の交通ルールに関する交通安全教育等の取組を強化しているところです。

しかしながら、警察のみで交通ルールの周知を徹底するには限界があると考えています。そのため、警察が主体となって、教育機関や自動車学校等の各方面に働きかけ、幼児から高齢者までのライフステージに応じた学びの場をつかっていきたいと考えています。

また、今後、警察庁から自転車の交通安全教育に係るガイドライン等が示される予定であり、それも踏まえ、引き続き周知徹底を図っていきたいと考えています。

嶋議長 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。今お答えいただいた中で、新たな道交法の改正の部分については、国が示すガイドラインについてそれを踏まえて検討するというお話をいただきました。

特に今回は改正に伴い、自転車運転の違反行為に青切符の制度が持ち込まれるということから、運転する方々がルールを知る環境にない中で、いきなり青切符を切られるということがあっていいのだろうかという思いもあって質問したわけですが、ルールを学ばないまま違反の取締り対象になるということに納得できない方もおられるでしょうし、どのような違反が取り締まられるのか広く広報することが大事だと思いますので、是非様々な機会をつくっていただきたいと思ひますし、また、この課題についていろいろ考えたとき、運転免許の更新時に試験場の方に行きますが、受付手続をして講習を待つまでの間にちょっとした時間があるんですよね。

ですから、様々な講習のカリキュラムに組み込むのは非常に難しいかもしれませんが、待ち時間を活用して映像を流すなり、そういったことはやっていいのではないかと思ったりもしましたものですから、そういう映像を作ることも含めて、今後検討いただければと思います。

次に、児童生徒が自転車の交通ルールを学ぶ機会についてですが、さきほどもお話がありましたが、自転車のルールについて学ぶ機会を得

られない中で、学校現場での教育などを模索していくべきと考えます。

さきほど様々なチャンスでというお話もあったんですが、5月の道交法改正の施行は、一部を除き2年以内となっています。子どもたちの安全・安心を守るためにも、カリキュラムの決まった学校現場で子どもたちに教えるためには、今からそのやり方などを検討し、準備すべきだと思います。

また、高等学校については自転車で通学する生徒数も多いと思いますが、今後の登下校時の安全を確保するためにどのようにしていくお考えか、あわせて教育長の考えについて再質問します。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 今回の道路交通法の改正は自転車に関するものを中心になるということで、通学に自転車を利用する高校生はもとより、小中学生にとっても非常に影響の大きいものであると考えています。

県教委としては、改正法が成立した5月17日に、直ちに学校関係者を集めて交通安全教育推進連絡会議を開きました。あわせて、全ての県立学校、それから市町村教育委員会に通知を行って、法改正の内容の周知徹底と、自転車のルール遵守の呼びかけを行ったところです。

各高校においてはそれを受けて、早速、警察や交通安全協会の協力をいただいて講習会を開いたりとか、あるいは自転車シミュレーターという装置があり、そういったものを使って体験学習会を行ったりとか、そういう取組が既に始まっています。

こういったものは何度も繰り返し指導を行っていくことが必要だと思っていますので、さきほど議員が言われたように、ホームルームとか、いろんな活動の中に交通安全教育をしっかりと組み込んで、繰り返し法改正の趣旨、それから自転車のルールの徹底に努めていきたいと考えています。

嶋議長 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。今、教育長から、県立の学校に関してはそういうふうなこ

とだということだと思いますが、私立高校についての所管は総務部の学事・私学振興課となるわけですが、生徒の安全安心を確保できるように最大限の対応をあわせてお願いしておきたいと思います。

では最後に、旧優生保護法について質問します。

旧優生保護法は、1948年当時の国会において全会一致で可決され、1996年まで存在した法律です。世界的には、1907年にアメリカ合衆国のインディアナ州で優生思想に基づく断種法が制定され、それ以降、世界各国で国民の保護や子孫のためとして法律が制定され続ける中で、議論され運用されたものと認識しています。

去る7月3日に最高裁判所大法廷は、旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟5件の上告審において、国の責任を認め、国に対して被害者への損害賠償の支払を命じました。この大法廷判決は、除斥期間の経過により請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義、公平の理念に反し、到底容認することができないと断言しています。それはすなわち、全ての被害者が救済されるべきと論じているのだと考えられます。

この最高裁大法廷の判決を踏まえて、国が具体的にどのような支援策を講じるかはまだ出されていませんが、大事なことは一人でも多くの方々に救済の手を差し伸べる姿勢を示すことだと考えます。

そこで、旧優生保護法に関し、県内における被害者からの相談状況及び今回の最高裁判決に対する県の見解について、福祉保健部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県では、平成31年4月の一時金支給制度の開始当初から、専用の相談電話や窓口を庁内に設置し、広くその周知に努めてきています。

その結果、これまでの相談件数は、7月3日の今回の最高裁の判決以降寄せられた16件を

含み、9月1日時点で497件ということで、これは全国的に見ても多い状況となっています。

旧優生保護法の下で、子どもを持つ権利を奪われた当事者の方々の気持ちを考えると、大変心が痛むところです。

国においては、最高裁判決後の7月17日に、岸田総理が自ら原告団等と面会し、時間を限らず丁寧に意見をお聞きした上で、新たな補償の仕組みや被害を受けた方々への周知の在り方等の検討に着手したものと承知しています。

県としては、これからのそうした国の動向を十分注視して、新たな動きがあった際には、迅速、適切に対応し、被害を受けた方々の一日も早い救済に努めていきます。

嶋議長 守永信幸君。

守永議員 ありがとうございます。本県で把握できている方々が、今どのように暮らしているのか、それは実際把握されていないのが実情だと思います。手術を受けた方々が、そのことを周囲に知られたくないという思いがあるのかどうかも分からない。そういった状況の中で、本人の申告だけに頼っていたのでは、十分な救済はできないと考えます。苦しい生活を強いられなければ余計なことだと思えるかもしれませんが、もしも苦しい生活を強いられ、支えてくれる家族、子どもがいないわけですから、そういう家族がいない状況にあったときに、余生を笑顔で暮らせるよう整える義務が私たちにはあるのではないのでしょうか。

多くの方々が高齢となっていると思われま。リストにある方々の年齢等は把握できているでしょうから、迅速に対応できるよう準備を進めるとともに、誤解を払拭する取組や個別に対応できる準備を強くお願いしておきたいと思います。

今、福祉保健部長から回答もあったわけですが、最後にこの件について、知事の考えをお聞きします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 子どもを持つ権利を奪われて心身に多大な苦痛を受けてこられた当事者の方々の気持ちを考えると、大変心が痛むものです。国の

真摯な対応と速やかな対策により、被害を受けた方々への一日も早い救済と尊厳の回復を望みたいと存じます。

嶋議長 以上で守永信幸君の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午後1時 再開

井上副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。宮成公一郎君。

〔宮成議員登壇〕（拍手）

宮成議員 皆さんこんにちは。議席番号7番、自由民主党の宮成公一郎です。まずもって、貴重な一般質問の機会を与えていただいた会派の先輩、同僚議員に感謝します。

それでは、早速ですが、通告に従って順次質問します。

まず、豊肥地域と宮崎県との道路アクセス向上についてですが、知事は昨年4月の就任以来、九州の東の玄関口としての拠点化を目指し、広域交通ネットワークの形成によって本県の魅力を高め、交流人口の拡大を図っていくという構想の下、東九州新幹線の整備計画路線への格上げ、中九州横断道路や中津日田道路の早期整備、東九州道の4車線化などに具体的に取り組みされており、心から敬意を表する次第です。

昨今、少子高齢化が進み、人口減少社会が到来する中、本県も簡単ではない問題を抱えていますが、人口が減っても土地の面積は減らない、逆に人口が減るからこそ移動の効率化を図り、経済圏や観光エリアを拡大し、安全性や防災面の向上等を期していかなければならない、すなわち交通網を整備していくことが求められていると受け止めています。

さて、私の暮らす竹田市は、熊本、宮崎両県と県境を接しており、両県とは古くから婚姻、法事、買物など市民の暮らしにおいて、行政区域の垣根を越えた人々の濃密な交流が行われてきました。

また、20世紀の終わりには、熊本、大分、宮崎各県の77市町村によって九州中央地域連

携推進協議会が設立されました。これは、この地域で多面的な交流、連携を図りながら、交通ネットワーク基盤の整備を促進し、地域特性をいかした圏域の一体的な振興や整備を図ることを目的とした組織でした。

時代は21世紀に移り、九州の西側には新幹線が走り、また、県内でも高速道路体系の整備が進み、さらには情報化が進んでいく中でインバウンドによる観光需要が今増大しています。本県では、この3月、アドベンチャーツーリズム条例を施行したところですが、これに前後して熊本県菊陽町には世界的半導体メーカーTSMCの進出もあり、今後従業員や家族の広域観光需要の広がりも期待されているところです。

また、この1月、アメリカの経済紙ウォール・ストリート・ジャーナルが公表した2024年の行くべき場所ベスト10に日本から九州が唯一選ばれていますが、海外から見れば、福岡や熊本、大分、宮崎という都道府県の単位ではなく、九州という規模で旅行を捉えていることをしっかりと受け止めなければならないと思っています。

こうした情勢を見ると、阿蘇や高千穂など観光地を抱える九州中央地域の連携を多面的に進めることは非常に重要であり、そのためにも、現在整備が進んでいる熊本県嘉島町と宮崎県延岡市を結ぶ九州中央自動車道と中九州横断道路という2つの高規格道路を有機的に結び付ける縦の軸の整備について、短期と中長期の両面から検討を進めていく必要があると考えています。

短期的な軸となるのは、30年ほど前から地元4市町関係者で主要地方道竹田五ヶ瀬線改良促進期成会が組織され、連携した取組が継続的に行われている県道8号線の改良です。近年、宮崎県では長大橋の整備など数十億円規模の事業費を投下されているほか、熊本県でも複数の箇所です工事が動き始めています。そうした中において、本県でも随分と改良が進められていますが、残る竹田市内の未改良区間の整備を急がなければなりません。

また、中長期的には、高規格道路の整備が重要です。昨日は本県と熊本県とを結ぶ日田阿蘇

道路が議論となりましたが、県境をまたぎ将来的な整備が期待されている構想路線としては、もう一本、宮崎県と結ぶ大野高千穂道路があります。この推進についても実現に向けた検討を進めていただきたいと切に願っています。

いずれにしても、昨今の情勢を踏まえると、昨日の県北西部地域と熊本県との道路アクセス向上の議論とあわせて、我が豊肥地域と宮崎県との道路アクセスを向上させていくことが重要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、豊肥地域と宮崎県との道路アクセス向上にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

以下、対面席から一問一答方式により質問します。

〔宮成議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの宮成公一郎君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 宮成公一郎議員の豊肥地域と宮崎県との道路アクセス向上についての御質問にお答えします。

少子高齢化や人口減少が進む中、県勢を発展させるためには、地域やまちの魅力を高め、人や物の流れを活性化する広域道路ネットワークの整備が不可欠です。

こうした中、九州の中央部を東西に横断し大動脈となる中九州横断道路と九州中央自動車道の整備が進められており、観光をはじめとして、交流人口を大幅に拡大させるチャンスが到来しています。この二つの道路が完成し、東九州自動車道と接続すると大分、熊本、宮崎の高規格道路による循環型ネットワークが形成されます。

これらの高規格道路の整備効果を最大限に発揮させ、広範囲に波及させるためには、インターチェンジへのアクセス道路や高規格道路を相互に結ぶ道路の整備が重要です。

そのため、竹田市内に整備される中九州横断道路の三つのインターチェンジを円滑に利用できるよう、アクセス道路として対策が必要な路線やその整備内容について、関係機関と連携して検討しているところです。

議員御指摘の竹田五ヶ瀬線の改良については、これまで市街地側を中心に進めてきており、本年3月、田原地区においてバイパスを開通させたところです。現在は、入田地区において延長970メートルの拡幅事業を実施中であり、安全かつ快適に利用できる道路整備に努めています。

なお、当路線の整備状況は、熊本県や宮崎県とも情報共有を行っており、県境部に残る3キロメートルの未改良区間については、中九州横断道路の進捗や管内及び両県内の状況を踏まえながら検討していきます。

一方、豊後大野と高千穂を結ぶ新たな道路については、日田―阿蘇間の道路と同様、長期的な視点で検討を重ねていきたいと考えています。

今後も、整備が進む高規格道路を活かすために、アクセス道路や竹田五ヶ瀬線をはじめとした道路ネットワークの充実に努めていきます。

井上副議長 宮成公一郎君。

宮成議員 御答弁ありがとうございます。大分県では、この春、交通政策局を企画振興部に新設していますし、桑田副知事を国土交通省から招聘したことだけを見ても、知事の姿勢、お考えの方向性が示されているものだと思っております。

さらに、宮崎県と豊肥地域のアクセス向上についても長期的な視点を含めた御答弁をいただきましたが、この地域をもう少し広く見つめながら再度質問します。

と申しますのも、九州中央自動車道と中九州自動車道、南北に接続するアクセスルート、この形成についてはさらに視野を広げて、もう少し北の方、北の久住高原に続く国道442号までの縦軸の道路を総合的、計画的に整備していくことも重要な視点ではないかと思っています。

具体的には、さきほど言った県道8号線のほか、九重野萩線、穴井迫萩線、白丹竹田線、笹倉久住線等、これは県道の関連箇所を現道改良しながら久住高原までのアクセスを向上させるというものです。これによって多くの沿線住民が、萩インター、竹田西インター、竹田久住インター、それぞれ仮称ですが、三つのインター

を利用しやすくなり、九州中央自動車道と中九州横断道路を南北に接続した効果がさらに国道442号沿線にまで及ぶこととなります。

あわせて、長年懸案となっている国道442号、いまだ2車線となっていない大分市今市山中から豊後大野市朝地町の温見の間の改良を進めることも当然のことながら必要となっていきます。国道442号や現在改良が進められている県道庄内久住線、これらを経由して国道210号までのアクセスを向上させる中で、大分市以北や由布市など久大地域、この沿線の住民にとっても観光や産業の面で大きな効果をもたらすのではないかと期待されますが、この点について土木建築部長に見解を再質問します。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 まず、御質問の中で一つ目が議員御指摘の路線で、九重野萩線、白丹竹田線など、竹田市内の県道ですが、そちらの今御指摘いただいた路線については、観光や産業などの面において地域を支える道路としては大変重要だと認識しています。

まずは幅員の狭い区間、狭小な区間などに対応するために、現在、九重野萩線の瓜作地区をはじめとして、白丹竹田線の添ヶ津留地区、それから、笹倉久住線の白丹地区で道路改良を行っているところです。引き続き道路利用状況を踏まえながら、地域の御意見を踏まえつつ整備を進めていきたいと思っています。

もう一点、国道442号の山中から温見の件です。こちらについては、昨年度に石合地区、大分市側の700メートルの区間の改良が終わりました。残りの約1.5キロメートル区間について、まず大分市側から、待避所の設置だとか、あるいは視距改良だとか、そういった改良を少しずつやっていきたいと思っています。

井上副議長 宮成公一郎君。

宮成議員 土木建築部長、詳細に御答弁ありがとうございました。

新たな長期計画では、最寄りインターチェンジまでおおむね15分で到達できる地域の割合を目標指標に掲げています。高速道路網の効果を広げていく、正にこの視点が大切だと思って

います。豊肥地域と宮崎県のアクセスが向上して、現道改良、あるいは新たな構想によって縦の軸が北へとさらに伸びていくと、その効果が県下全域に広がっていくことを期待していることを申し上げて、この質問を終わります。

続いて、2点目、遠隔教育について伺います。

2023年に県内で生まれた子どもの数は6,259人で、前年より500人ほど減少し、12年連続で過去最少を更新しました。少子化に伴う影響は様々な分野に及び各所で議論がなされていますが、教育分野もそのうちの一つです。実際、小中学校の統廃合問題や県立高校の定員削減などにも既に強く影響を及ぼしています。

このような中、本県ではどの地域に住んでいても生徒の希望に応じて多様で質の高い教育を受けられるよう、遠隔教育に力を入れていくこととしています。

そして今後、さらに人口が減少し、少子化が進展していくことが予測される中、遠隔教育に求められる役割はますます大きくなると考えられます。

もちろん、この先も対面での授業が主体であることに変わりはないとは思いますが、遠隔教育を積極的に活用することで、生徒の個性や多様な学習ニーズに対応し、一人一人の可能性を最大限引き出すこともできるのではないかとその効果に期待しているところです。また、本年第1回定例会で、我が会派の阿部英仁議員の代表質問に対し、知事は遠隔授業について全国のモデルとなるよう取り組んでいくと答弁されており、今後、本県独自の先進的な取組、特色ある取組が形になって現れてくるのではないかと期待しています。

現在、本県における遠隔教育の議論は、難関大学を目指す生徒を対象としたものが中心となっています。一方で、進学を希望する生徒にこだわらず、基礎的なテーマを集中的に丁寧フォローアップしていくことも必要ではないかと考えます。加えて、学校が異なっても生徒同士が切磋琢磨できる遠隔教育の環境を整えることによって、遠隔教育の多様化、汎用化を進め、その裾野を広げていくことも必要ではない

でしょうか。

折しも全県一区制度の検証が行われると伺っていますが、地域の高校の在り方は本県の均衡ある発展とも密接に関係するテーマですし、教育行政の議論の中においても最も政策的な論点の一つであると考えられます。そして、本県において地域の高校の在り方を考える際には、遠隔教育の議論と切り離すことはできないものと考えています。

そうした中で、今般の補正予算案において、遠隔教育システムの構築の加速化や充実に向けた事業が提案されました。これは、前回の地域の高校教育の議論に対する知事からの答えの一つであると思われませんが、その背景や狙い、さらには、知事が思い描いているこの先の遠隔教育の活用方法などについて、私は大変注目しているところです。

こうしたことを踏まえ、本県独自の特色ある遠隔教育についてどのようにお考えか、知事に伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 遠隔教育についてです。

人口減少の進行に伴う生徒数や教員数の減少が予想される中で、県内どの地域においても生徒の可能性を最大限に伸ばすことができるように、遠隔教育の推進を図っているところです。

特に地域の高校では、生徒の多様な進路実現にもつながるため、魅力の向上が一層図られることを期待しています。

この遠隔教育について本県では、学校間連携方式と配信センター方式の二つの方式に取り組んでいるところです。このうち、学校間連携方式は、文部科学省の研究指定を受けて、令和3年度から、専門科目等を実施する学校から地域の小規模校などに対して、主に福祉や商業などの遠隔授業を行っています。

他方、現在準備中の配信センター方式では、大分上野丘高校内に配信拠点となる施設を整備して、地域の普通科設置校等に双方向型の習熟度別授業を配信することとしています。配信センター方式では、北海道や高知県の例がありますが、本県では独自の二つの取組による大分モ

デルを構築したいと考えています。

取組の一つは、2校合同での遠隔授業の実施です。異なる学校の生徒が同じ授業に参加することで、生徒同士の交流が促され、学びに向かう意識の高揚や多様な価値観に触れることが期待できます。そのため、今議会に提出した補正予算案では、異なる2校の生徒が円滑に意見交換等を行い、互いに刺激し切磋琢磨できるように、拡張カメラ等を導入することとしています。

二つ目は、遠隔授業に加えて行う生徒への学習支援です。大分市内も含めた全ての普通科設置校等において、夏休みなど長期休業中の集中講座や動画教材の配信を来年度から開始できるよう、必要な機器整備も今般の補正予算案に盛り込んだところです。

こうした取組に加えて、スタンフォード大学やAPUなど国内外の大学と連携した特別講座の配信や、中学校の技術科における大学教授等によるプログラミング教育遠隔授業にも引き続き取り組んでいき、より充実したものにしていきたいと考えているところです。

遠隔教育は様々な可能性を秘めており、議員御提案の多様化、汎用化も念頭に置き、全国の遠隔教育の先進モデル、大分モデルとなるよう、教育委員会と共にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

井上副議長 宮成公一郎君。

宮成議員 遠隔教育に対する知事のお考え、そしてまた、住み慣れた地域に暮らしていても学べる環境が広がっていくという、その可能性が広がっていくという御答弁、ありがとうございました。

少し話はずれるかもしれませんが、先日、来年度の県立高校の定員が240人減少するということが発表されました。私の母校、竹田高校も20人の減となっていますが、地域や学校関係者は将来的な学校の存続に大きな不安を抱えています。そして、学校の存続問題は、地域交通、地域経済に与える影響も非常に大きく、学校振興が地域振興と表裏一体と言っても過言ではないと思います。

遠隔教育の推進のみをもって解決できる課題

でないことは重々承知していますが、遠隔教育が一つの手段となり得るならば、その活用方法を拡充していくことを今後も引き続き検討していただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問、困難な状況にある方々への支援についてに移ります。

まず最初に生活困窮者への支援についてですが、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、世界的な同時不況の影響等により、国内でも生活に困窮する者が増え、生活保護世帯が増加していく中で、生活保護に至る前の段階での自立支援策を強化する必要が高まり施行されたものです。

その後、生活困窮者に対する自立支援策が充実していく中で、生活保護受給者数は減少傾向を続けるなど、生活困窮の深刻化を予防する手段として本制度の有効性は一定の評価を受けてきたところです。

しかしながら、令和2年からのコロナ禍により、就業支援や住居確保等の課題が顕在化し、新規の相談件数は前年の3倍になったとされています。そんな中、経済的な支援策として、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付けや住居確保給付金の審査基準の緩和などの対策が取られたことは記憶に新しいところです。

そして、昨年5月のコロナの5類移行に先立って、これら特例貸付けの返済が同年1月から開始されました。しかしながら、昨年末までに返済期限を迎えた貸付金は37%程度しか返済されていないと厚生労働省から発表されています。

他方、大手企業の賃上げは5.5%を超え三十数年ぶりの高水準となるなど、景気のいいニュースも耳にするようになりました。片やこの間、消費者物価は上昇を続けており、特に生活していく上で必須の食料品や燃料費等の価格の高騰は、低所得者ほど大きな負担となっています。今後この傾向が続くならば、生活困窮に関する相談件数も増えていくのではないかと懸念されるところです。

折しも、この4月に生活困窮者自立支援法が改正され、支援関係機関の連携強化等の措置を

講ずることなどが都道府県等に求められました。

こうしたことを踏まえ、生活困窮者を取り巻く現状を鑑み、制度の周知や今後の支援にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 現在、各市町村に設置された自立相談支援機関において、金銭面のみならず、健康問題や就職、居住、人間関係など、多岐にわたる相談を受け付けているところです。

具体的な支援としては、本人の意欲や適性に応じた就労体験や訓練、家計改善への支援であるとか、家賃の支払が困難になった離職者への個別の給付等に加え、そうしたものを複数組み合わせ合わせた支援プランの策定も行っているところです。

コロナ禍の令和2年度においては、県全体で約1万2千件の相談が寄せられたところであり、このことは自立相談支援機関の認知度の向上にもつながったことと考えています。今後も、市町村の広報誌やSNS等を活用した周知に努め、そのほか民生委員や居住支援法人など、地域の協力もいただきながら、必要な方に相談支援が確実に行き届く、そうした制度としていきたいと考えています。

また、コロナ禍で顕在化した孤独や孤立や生活困窮などの複雑・複合化した課題解決に向け、重層的支援体制を整備する市町村を現在後押ししています。

引き続き、改正法の趣旨も踏まえ多機関、多職種との連携を一層強化していきながら、生活困窮者お一人お一人に寄り添った支援に努めていきます。

井上副議長 宮成公一郎君。

宮成議員 様々な対策、支援策を講じられる中、認知度も向上しているということです。引き続きよろしくお願いします。

ところで、今あらゆる物価が上昇している中で、本県の最低賃金は過去最大の55円の引上げが行われる予定です。しかしながら、年金の額は、マクロ経済スライドによって調整されるため、物価上昇に見合った改定は高齢者にとっ

ては行われず、大きな負担になるのではないかと思います。政府は給付金の支給などの対策を講じていますが、働くことができず生活が本当に苦しい人たちに対しては、より丁寧な支援が必要となってくると思います。

御案内のとおり、生活困窮者自立支援制度を市町村と共に最前線で動かしているのは社会福祉協議会です。社協が市町村と共にその機能を十分に発揮できるよう、県としてもその役割を今後も果たしていただきますようお願いし、次の子どもの貧困対策について質問します。

戦後の混乱期を過ぎ、高度成長期を経て、社会保障制度が整備される中、我が国は世界で有数の先進国となりました。しかしながら、足下では超高齢化社会の到来、少子化の進展等、新たな課題に直面しており、ホームレス、ワーキングプア、ヤングケアラー、子ども食堂など、貧困に関する言葉を日常的に耳にする社会、これが今の日本です。

このような状況の中、国は、いわゆる貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行しました。そして、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げました。本県でも、平成28年3月に大分県子どもの貧困対策推進計画を策定し、市町村と連携を図りながらその取組を進めてきました。

令和3年3月の改定時には、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画と一体的な計画として、大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画を定め、現在各種取組を進めているところです。

こうした取組の成果もあって、子どもの貧困率は2012年の16.3%、2018年の14.0%から2021年には11.5%にまで低下していますが、今なお9人に1人の子どもが貧困状態にあることも事実です。また、ひとり親家庭では半数近くの世帯が貧困状態にあるとの衝撃的な調査結果もあわせて公表されてい

るところです。

いずれにしても、子育てや貧困を家庭だけの責任とするのではなく、保護者への精神的支援と経済的支援を行いながら、地域や社会全体で支え、課題を解決していく取組が求められます。

そのような中、国はこの6月、議員立法で法律の名称をこどもの貧困の解消に向けた対策推進法に改め、貧困の解消を目指すことを明確にしました。また、こども家庭審議会にワーキンググループを新設するなど、今後、子どもの貧困問題の対策強化を図っていく方針と伺っています。私は、本県でも子どもの貧困に改めて真剣に向き合う中で、貧困の連鎖を断ち切るための取組を強化していくことが必要と考えます。

そこで、今後、子どもの貧困対策にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県の現行計画では、教育、生活の安定、保護者の就労及び経済的支援の四つを重点施策としており、計画に沿って、今年度は新規の六つの事業を含む75の事業による支援策を全庁を挙げて総合的に推進しています。

また、子どもたちの大切な居場所となっている子ども食堂の活動を社会全体で支援する動きも年々広がっており、今年で4回目となるふるさと納税を活用したクラウドファンディングをちょうど今月から募集開始したところであり、11月までの3か月間、しっかり募集していきたいと思っています。

さらに、子どもの生活・学習習慣等を把握するため、今年7月に小学校5年生、それと、中学2年生の子どもとその保護者約4万人を対象とした悉皆調査を5年ぶりに実施しました。

回答の中を見ると、経済的な理由で塾や習い事に通わせることができないなどの声もあり、結果を詳細に分析し、学習指導や生活相談につなげるなど、子どもと保護者の意見を反映した対策を速やかに講じることとします。

一般の改正法の趣旨を踏まえ、子どもの現在の貧困を解消し、その連鎖を断ち切るということで、生まれ育った環境によって子どもの将来

が左右されることのないように引き続き支援をしていきたいと考えています。

井上副議長 宮成公一郎君。

宮成議員 クラウドファンディングとかアンケート調査の実施とか、もっと言えば全庁を挙げてという言葉もありました。既に強化されているということだと思いますが、子どもの貧困を語るときに、周囲から生活が苦しいと思われないという親の意識、これによる見えない貧困という言葉にぶつかることがあります。

一方で、ひとり親家庭の貧困に関しては、一般の民法改正、共同親権の導入については様々な議論があったところですが、養育費の支払が滞った場合の先取特権や法廷養育費制度の創設、これは広く評価されているのではないのでしょうか。

いずれにしても、貧困を理由に子どもが将来に絶望感を抱かないよう取り組んでいくことが必要だと思います。

さきほど部長の答弁の中に重層的支援体制整備事業ということがありましたが、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者を一体的に支えていく取組、多くの市町村が県下でも取り組んでいます。この枠組みをいかすなどして社会全体で子どもの貧困に対して向き合っていく、そういった仕組みをつくっていくことが必要ではないかと申し上げ、次の再犯防止について質問します。

今年5月、滋賀県で保護司の男性が更生支援していた保護観察中の者によって殺害されるという痛ましい事件が発生しました。この事件は、罪を犯した人や非行に走った人への社会復帰支援、更生を支える全国の保護司、県下にいる630人余りの保護司の皆さんのみならず、社会全体に大きな衝撃を与えました。

明治時代に篤志家が始めた出所者の保護をその源とし、日本独自の制度として定着した保護司制度ですが、この制度の根幹を揺るがしかねない衝撃的な事件は、保護司の成り手不足に拍車をかけてしまうのではないかと危惧しているところです。

全国の刑法犯の認知件数は、戦後最多の28

5万件余りだった平成14年を境に年々減少を続け、令和3年には約57万件とピーク時の5分の1の規模になりました。しかしながら、その後、この2年、連続して増加し、令和5年は70万件を超えており、今後の動向を注視すべき状況にあるとされています。

また、令和4年の再犯者率は47.9%と約半数が再犯者という状況になっている中で、再犯防止に向けた取組は今後ますます重要となっています。

このような中、平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律では、再犯の防止等に関する施策に関して、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に推進していくことが法律に明記されました。

これを受け、本県では平成31年3月に大分県再犯防止推進計画を策定し、犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して取組を進めてきました。そして、本年4月には地域による包摂の視点を加えた第2次計画を策定しています。

犯歴のある人の多くは、安定した仕事に就けない、住居がない、高齢である、医療を必要としているなど様々な問題を抱えており、県は市町村と共に支援を行い、場合によっては特性に応じた専門的な支援の実施に努めるなどの規定が盛り込まれています。

こうしたことを踏まえ、これまでの取組の振り返りも含め、再犯防止に今後どのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 再犯防止についてお答えします。

県では、国、保護司会や弁護士会などの関係機関で構成する再犯防止推進協議会を設置し、市町村と共に再犯防止に向けた立ち直りの支援に取り組んでいるところです。

矯正施設などを退所後、自立した生活が難しい高齢者や障がい者については、県が設置する地域生活定着支援センターで、受入施設の確保

や個別の事情に応じた福祉サービスが利用できるよう支援しています。

また、居住支援協議会の設立やその活動の促進、犯罪をした人などを雇用する協力雇用主として登録した建設業者への優遇措置など、住居や就労の確保に向けた取組を推進しているところです。

本年4月に策定した第2次計画に基づく取組としては、この7月に再犯防止電話相談窓口を開設したところです。ここでは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ相談員が専門的な支援機関や公的機関などを紹介し、本人やその家族の状況に応じた適切な支援先につないでいくこととしています。

今後引き続き、国や市町村、民間団体などと連携を図り、地域による包摂の推進の考え方の下、円滑に地域に立ち戻ることができる社会の構築を目指していきます。

井上副議長 宮成公一郎君。

宮成議員 今御答弁にありましたが、法律の施行によって、確かに再犯防止の取組が進んできました。そしてまた、市町村も再犯防止計画を策定するなど進んでいますが、誤解を恐れずに言えば、多くの地方公共団体にとってまだまだ再犯防止、身近な課題として受け止められていないのではないかと考えています。

保護司が関わると再犯率が低いというデータがあります。今現在も保護司を必要としている方が現実に存在しています。罪を犯した人たちを孤立させない社会を築くために、保護司や更生保護女性の会の皆さんの力をこの社会は必要としています。そして、保護司を孤立させないためには、県は市町村と共に一層取組を進めていく必要があるだろうと申し上げて、四つ目の質問、農林業の振興についてに移ります。

まずは農地の再編整備について伺います。

先般、食料・農業・農村基本法が法律制定後初めて改正されました。法の名前にあるとおり、食料と農業・農村は切っても切り離せない関係にあり、地域の維持、地域文化の継承等においても重要な役割を果たしています。しかし、近年は担い手不足による集落機能の低下、共同管

理体制の弱体化、耕作放棄地の増加など、様々な課題に直面しています。

このような中、本県の農業を維持、発展させていくためには、作業の省力化や効率化に資する農地の基盤整備が重要になると考えます。

特に中山間地域が多い本県では、区画が小さく不整形となっている農地がまだまだ多く残る中、基盤整備を行い、用排水路や農道を再整備することによって、車両の乗り入れや大型機械の搬入等を可能とし、労働生産性の向上に努める必要があるものと思われま

す。実際に、基盤整備後の優良農地では、稲作労働時間を6割短縮でき、経営規模は2.2倍に増加するなどの効果があったとの報告もあります。新規就農者の確保や企業参入、スマート農業への移行、畑地転換など、こういった波及効果が生まれた事例も多く耳にする、目にするところ

です。このような農地の再編整備を実現するためには、地域や行政等の関係者が一体となって構想計画を策定し、地域全体が同じ方向を向いて進めていく必要があります。県としても、地域の構想計画に基づき、農地の集積・集約化などに取り組んでいく必要があります。

しかし、こうした農地の再整備に取り組んでいない地域も多く残る中で、将来的に食料供給、地域コミュニティ、地域文化等の農村の機能を維持、継承することが困難になりつつある現状を懸念しているところ

です。そこで、将来的な農業・農村の維持、発展に向けて不可欠な農地の再編整備に今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

井上副議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 担い手が減少する中、将来にわたり農業・農村の維持、発展を図るためには、農地の集約化や大区画化等の再編整備を積極的に進め、生産性を大きく向上させることが重要です。

そのためには、議員御指摘のとおり、地域全体が同じ方向を向いて、総力を挙げて農地の利活用に取り組んでいく必要があります。

現在、県下各地で地域計画の策定が進められており、その中で農地と中核的経営体のマッチングを図り、そして、スマート技術の導入も踏まえた整備構想づくりにつなげていきます。

整備にあたっては、地域の特性を踏まえた品目選定や、地下水位、土壌調査結果に基づく排水対策や土壌改良などのきめ細かな対策も重要です。例えば、竹田市高源寺地区では、若手夫婦がピーマン・白ねぎ栽培で就農したほか、新たな企業も参入するなど、整備された農地の活用のみならず地域活性化にも結び付いているところ

です。今後は国産回帰が進む果樹などを中心に、企業ニーズに即した基盤整備を推進することも大切であり、市町村と連携し大規模園芸団地の整備に取り組むほか、農地の高機能化による生産性の向上を図る整備を積極的に進めていきます。

こうしたことを通じ、農業成長産業化に資する農地の再編整備を着実に進めていきます。

井上副議長 宮成公一郎君。

宮成議員 農林水産部長から御答弁いただきありがとうございます。

1年ほど前に、コオロギを食べるという話題がありました。しかしながら、私はお米を食べたいと思いました。

今、スーパーに米がないと連日ニュースになっています。世界の人口増加と気候変動に伴う将来的な食料不足が危惧される中、この国の農業をどうするのか、農村をどうするのか、この視点がなければ食料不足の問題は延々と繰り返されることでしょう。農業振興計画、これら等々に基づいて着実に計画的な推進が必要だと思っています。

最後の質問に移ります。森林環境税について伺います。

令和6年度から、一定の所得のある人に対して一律1千円の国税としての森林環境税の徴収が始まりました。これは近年の災害の激甚化や気候変動が進む中で、森林整備による山地災害の未然防止や放置林の解消などを図るために、恒久的な財源を確保することを目的としているとされています。

また、今般の森林環境税と一対となって制度化された森林環境譲与税は、既に令和元年度から県や市町村に対して譲与が開始されており、森林クラウドシステムの整備や林業アカデミーでの研修など多くの事業に有効活用されていると聞いています。

一方で、国の森林環境税が検討される以前から、全国37府県ではそれぞれ独自の森林環境税を地方税として徴収してきた実態があります。本県においても森林資源の循環利用を促進するために大分県森林環境税を平成18年度から導入しており、再生林の推進や鳥獣被害対策等に活用していると伺っています。

そして今般、国の森林環境税の徴収が始まったことにより、森林の整備等に関する税は国税と地方税が併存している状況になりました。しかも双方の税の名称も同じであることから、どのような事業にどちらの財源が活用されているのか不明確に映るという課題が生じてしまうのではないかと危惧しています。

同じ目的のために二つの税が課税されているように県民が感じることはないよう、それぞれの税の目的や用途を明確にするとともに、県民に理解してもらうよう努めていく必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、県の独自課税である森林環境税と国の森林環境税、森林環境譲与税の有効活用に向けて、これまでの取組を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に重ねて伺います。

井上副議長 渇野農林水産部長。

渇野農林水産部長 国の森林環境税は、市町村による公的な森林管理を推進するため、経営放棄された森林の整備や担い手の育成等に活用されており、県は用途の目安となるガイドラインの作成や技術的助言により市町村を支援しているところです。

譲与開始から5年が経過し、市町村への譲与額に対する活用率は累計で約9割となり、これまで930ヘクタールの経営放棄林が解消されたところです。

一方、県の森林環境税は、県域における森林

資源の循環利用を進めるため、再生林の推進や鹿の被害対策、次代を担う子どもたちの森林・林業教育の充実等に活用しています。中でも、全国に先駆けて取り組んだ低密度植栽による再生林促進事業は、昨年度1,069ヘクタールの植栽に支援し、再生林率を76%まで引き上げるなど確実に成果を上げています。

また、議員御指摘のように、両税の違いが不明確に映ることに対しては、ホームページやSNS等を活用し、目的や用途などについて見える化をするなど、丁寧に分かりやすく伝え、より一層県民の皆さんの理解が深まるよう広報を強化していきます。

今後も引き続き、これらの取組に両税を有効活用し、本県の森林整備や林業振興に努め、森林の公益的機能の発揮や森林資源の循環利用を推進していきます。

井上副議長 宮成公一郎君。

宮成議員 確実に成果を上げている中、山林や中山間地域を多く抱える本県においては、新たな税制度の意義や目的に対しては、きちんと、しっかりと説明していけば理解を得られるものだと思っております。県民への周知にしっかりと努めていただきますよう重ねてお願いします。

終わりになりますが、今年正月元旦の能登半島地震、お盆前には南海トラフ地震を想起させる日向灘の地震、防災への備えを県民も改めて強く意識したものだと思っております。しかしながら、特に南海トラフに関しては、津波への警戒が強い反面、強い地震は県下至るところで発生するというのを忘れ、どこか他人事のように捉えている人も、特に内陸部には多くいるのではないかと懸念しています。

また、日本列島を縦断した台風第10号は、県下にも小さくない被害を与えました。被害に遭われた皆様に心から御見舞い申し上げますとともに、復旧に当たられている皆様に感謝します。

まだまだ続く台風シーズン、県民の皆様が御安全に平穩に過ごされますことを心からお祈りしながら、私の一般質問を終わります。どうも

ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で宮成公一郎君の質問及び答弁は終わりました。小川克己君。

〔小川議員登壇〕（拍手）

小川議員 12番、自由民主党の小川克己です。今日はもう9月13日ですが、まだ猛暑が続いて、農作物に与える高温障害等が非常に気になっているところではありますが、ホーバーではありませんが、秋の訪れが待ち遠しいところでもあります。

それでは、通告に従って農林水産業について質問していきたいと思えます。

農林水産業の振興について、昨今では様々な技術の進歩や情報化社会の進展により、我々の価値観も多様化しており、行政に求められる役割もその幅と深さが格段に増しているように感じます。そうした中で、限りある財源や人的資源を有効に活用していくためには、県政の推進における一つの軸というものを持つ必要があると考えています。佐藤県政においては、安心・元気・未来創造が正にその軸であると思えますし、私もその推進に期待している一人でもあります。中でも、元気の分野、言い換えれば、産業を活性化し、県民を豊かにしていく政策が今も昔も変わらず非常に重要ではないかと思っています。

産業には様々な分野がありますが、我が国における産業の大元といえば、やはり農林水産業です。最近、不透明感を増す国際情勢などを背景に、食の安全保障という観点からも農林水産業には期待と注目が集まっているなど、農林水産業の振興は単なる産業振興にとどまらない非常に重要な役割を担っています。一方で、国内の食料需要の減退などにより苦境に立たされているというのもまた事実です。そういう状況であるからこそ、県の農林水産業振興のための様々な施策に、関係者のみならず多くの県民が期待していると思えます。

このような状況下において、本県ではこれまでも積極的に農林水産業の振興に取り組んできました。そして、今回の議会において、今後10年間を計画期間とする新たな大分県農林水産

業振興計画の案が示されました。その基本目標である自ら考え・動き・みんなで実現する元気な農林水産業について、私は、正に産業であるからこそ、まずは当事者がしっかりと考え努力していくべきという思想であると理解しており、賛同しているところでもあります。また、具体的な計画の中身においても、本県のこれまでの取組を踏まえ、さらに前進させていこうという内容になっており、その方向性に従って10年間、官民を挙げて努力していけば、きっと本県の農林水産業は成長していけると感じています。

一方で、少し気になる点もあります。県ではこれまで、農林水産業による創出額を目標に掲げ取組を推進してきました。しかし、今回の振興計画においては、農業、林業、水産業ごとに細分化された目標値は記載されているものの、農林水産業全体としての創出額については記載がありません。私は、農林水産業も産業であるからこそ、究極的な成果は数字で表すことができますし、また、表すべきと考えます。その達成度合いが良かったにせよ悪かったにせよ客観的に分かりやすく示すことで、農林水産業関係者だけでなく、広く県民から農林水産業の振興に対する理解を得ることにつながり、ひいては、それを推進する力になっていくと思えます。是非とも農林水産業の振興に向けて、今後も目標値とその達成度合いを県民に広く周知していただくようお願いします。

こうしたことを踏まえ、改めて農林水産業の振興に今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

以下、対面席にて質問します。

〔小川議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの小川克己君の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 小川克己議員の農林水産業の振興についての質問にお答えします。

県内各地で営まれている農林水産業は、地域経済を支え、農山漁村の活性化に欠かせない基幹産業です。

これまで、国の公表する産出額に食品加工の

付加価値額などを加えた創出額を農林水産業や農山漁村が目指す総合的な価値として目標指標に掲げ、マーケットの期待に応え得る産地づくりに取り組んできました。その結果、近年、産出額、創出額ともに増加に転じるなど一定の成果が出てきています。

一方で、産出額自体が分かりにくい、あるいは産出額と創出額の二つの目標があるため混同するといった声もありました。そのため、新たな大分県農林水産業振興計画案においては、創出額を農業、林業、水産業それぞれの産出額と輸出額、付加価値額に分けて目標指標としたところとす。足せば農林水産業全体の数字になるという形になっています。

また、急速に進む人口減少や不安定な海外事情、猛暑や豪雨等の気候変動など、農林水産業を取り巻く情勢は大きく変化しています。こうした変化に柔軟に対応していくためには、分野ごとの課題に即した施策を的確に講じていく必要があります。

農業では、大規模園芸団地に資本力のある企業を呼び込み産地の規模拡大を図るほか、能力の高い繁殖雌牛の増頭や自給飼料の生産拡大など畜産生産基盤の強化に取り組めます。

林業では、大径材の活用促進や早生樹による再造林を進め、伐って・使って・植えて・育てる循環型林業の確立を目指します。

水産業では、養殖魚の産地加工による高付加価値化を推進するとともに、資源回復に向けた種苗の集中放流などにより、持続的な生産基盤への転換を進めます。

加えて、今後さらなる成長が期待される輸出、食品加工分野などでも、多様な需要に応じた取組を強化していきます。

こうした成長産業化に向けた取組を関係機関一丸で進めるとともに、生産者はもとより県民の皆様に、その目標や成果に関する様々なデータを示して、農林水産業の大切さや魅力を伝えて、さらなる振興につなげていきたいと考えています。

井上副議長 小川克己君。

小川議員 今何うと、やっぱりそれぞれの農業、

林業、水産業の産出額にこだわっている、そのこだわりは私も重要と思っていますが、農林水産業の創出額もあわせて知らしめていく必要がある、比較対照しやすいようにしないと、例えば、林業なら林業でこれだけの利益が出た、あるいはまた赤字が出たとか、産出額ではトータルでの比較が難しくなってくると思いますので、やはりこだわりを持って農林水産業の創出額をきちんと体系立てていただきたいと思っています。その件に関してはどうでしょうか。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 まだ、計画案ですので、またいろいろと議論させていただければと思っています。

井上副議長 渇野農林水産部長。

渇野農林水産部長 私からもお答えします。

議員から御指摘いただき、県民の皆さんに積極的に数値を公表していけという御指摘ですので、農業、林業、水産業あわせていろんな視点から全体の姿が見えるような形で積極的に広報はしていきたいと思っています。

井上副議長 小川克己君。

小川議員 ありがとうございます。産出額もそれぞれ大事ですが、やっぱり創出額も重要なので、比較対照が広く県民に分かりやすいようによろしくをお願いします。

次に、さきほども触れられましたが、畜産振興について伺いたいと思います。

今言ったように、農林水産業は産業ですので、産出額、より分かりやすく言えば売上げをどれくらい上げられたか、どれだけもうかったかという観点も非常に大事な要素です。本県の農業産出額は九州で下位に甘んじていることは、県議会でも何度も議論がなされている重要な課題ですが、九州では農業産出額上位にある県は、畜産が非常に強いという特徴があります。これは畜産が農業の中では大きな付加価値を生み出す、非常に重要な分野であるということを示しています。

本県においても畜産は農業産出額の約4割を占めており、地域における重要な基幹産業です。一方で、今後本県の農林水産業を成長産業化させていくためには、さきほど言った創出額

をいかに高めていくかが重要であり、そのためには、九州の他県の状況などを鑑みても、畜産業を強化していくことが非常に重要になると私は考えています。

他方、畜産業の足下の経営状況は大変厳しいと言わざるを得ません。どの畜種においても生産コストで大きな割合を占める飼料価格については、円安などを背景に高止まりの様相を呈しており、また、片や枝肉価格や子牛価格などの低迷も続いているなど、コストは高止まり、売上げは伸びないというダブルパンチの苦境は今なお続いています。特に、酪農家からは、牧草など飼料の生産コストに占める割合が高く、一方で乳価については需要の停滞などにより生産コストを賄えるほどの伸びではないことから、大変苦しいという声をよく伺っています。

これまで県においても飼料価格高騰に対する支援等に取り組んでいただいておりますが、この足下の苦境を跳ね返し、さらに本県畜産業が飛躍していくための一層の支援を行っていただくことを期待しています。特に飼料価格の高騰や売上げの低迷は、もはや一時的なものではなく、構造的な問題の側面が強くなっているとも考えられることから、粘り強い支援が必要になると考えています。

こうしたことを踏まえ、畜産振興にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺いたいと思います。

井上副議長 渇野農林水産部長。

渇野農林水産部長 本県農業産出額の約4割を担う畜産業の振興に向けて、品質、そして生産性の向上や需要拡大等のさらなる取組が必要です。

肉用牛では、購買意欲をかき立てる魅力ある子牛の出荷が重要です。価格上昇に向け、増頭対策に加え、発育や肉質に優れた子牛を生産できる高能力な若い母牛への転換を急ぎ進めています。あわせて、関係団体と共にキャトルステーションの子牛育成データなどを活用した緻密な飼養管理技術の普及、啓発を図ります。

酪農では、乳量の多い後継牛の確保に向け、高能力乳牛の受精卵導入やゲノム選抜を推進し

ています。

加えて、経営安定に不可欠な自給飼料への転換を目指して、関係機関と連携した耕種農家とのマッチングを加速し、今年度は飼料用の米とトウモロコシの作付けが約200ヘクタール増加しています。あわせて、一層の生産、そして供給拡大していくために必要な保管施設の整備も急いでいるところです。

需要拡大では、おおいた和牛のプレゼントキャンペーンをはじめ、いろいろな拡大策を各団体と進めるとともに、様々な媒体を通じた情報発信により県内外で畜産物の需要を喚起していきます。また、今年度、牛肉の輸出施設の認定を取得し、EU輸出にもチャレンジします。

行政、農業団体、生産者が力を合わせ、知恵を絞って持続可能な畜産生産基盤の強化に粘り強く取り組んでいきます。

井上副議長 小川克己君。

小川議員 ありがとうございます。粘り強く取り組んでいただけるということで、また、EUに和牛の品質の良さを積極的に売込みを図っていくということですので、これからさらに積極的に取り組んでいっていただきたいと思っています。またさらに、自給飼料も約200ヘクタール増やしていただいたということで、取組を強化していただいていることに感謝しているところです。

珍珠キャトルステーションの誕生によって、豊肥家畜市場との格差は少し縮まっているようにも思います。今後じわじわキャトルステーションの成果もさらに出てくるのではなかろうかと期待もしていますので、どうかひとつ粘り強い支援をお願いしたい。

それから、酪農については慢性的な不況が追い打ちをかけ、大変厳しい状況であり、珍珠郡内で酪農を廃業する農家が増えてきていますので、私も非常に気がかりでなりません。しかし、何とかして酪農も育てていかなければならないと思っていますので、引き続き取組をお願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。家畜防疫体制の強化についてです。

畜産振興にあたりあわせて重要と考えるのが、家畜防疫の分野です。伝染病という言葉は、コロナ禍を経て、我が国においてもなじみが深いものとなってしまった感がしますが、家畜にも伝染病があるのは皆さん御承知のとおりです。口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどが有名ですが、その感染源は、細菌やウイルスなどの種類によって、感染動物の呼気、ふん尿、分泌物、汚染畜産物、汚染された畜舎、器具、機械、設備、牧草地、土壌など様々であると言われていています。

平成22年にお隣の宮崎県で発生した口蹄疫では、宮崎県内だけの被害額でも約2,350億円と推計されており、家畜伝染病の恐ろしさが如実に伝わってきます。また、最近では、毎年のように鳥インフルエンザが流行し、豚熱も継続的に発生が報告されるなど、家畜伝染病がいつ本県畜産業に襲いかかってくるか分からない状況であると言えます。

家畜伝染病の予防で重要なことは、農場の衛生管理を徹底することと言われており、家畜や人の出入り、器具の搬入、野生動物の侵入などによって病原体が農場内に侵入しないようにし、消毒などをしっかりと行う必要があります。また、一旦家畜伝染病が発生した場合には、早期に発見するとともに、家畜への被害を最小限にとどめる防疫作業を早急に行う必要があります。

こうした家畜防疫体制の中心的な役割を担っているのが、県職員の獣医師や民間の産業動物獣医師の皆さんです。一方で、こうした分野の獣医師は慢性的な不足状態にあり、県においてすら定数の確保ができていない状況にあると伺っています。家畜伝染病の脅威が間近に迫る中、家畜防疫体制を強化することは、本県の農業政策における喫緊の課題であると考えています。

こうしたことを踏まえ、家畜防疫体制の強化にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺いたいと思います。

井上副議長 刈野農林水産部長。

刈野農林水産部長 近年、高病原性鳥インフルエンザは全国で毎年、そして、本県でも近年は2例発生しています。さらに豚熱は、6月に佐

賀県で九州初となる野生イノシシの感染が確認され、本県に侵入するリスクが高まっている状況です。そうした状況を受け、予防対策や発生時の要員確保等、様々な観点から備えが必要です。

予防対策では、農場や交通拠点等への消石灰の消毒など、侵入防止対策を徹底していきます。また、昨年から、各農場で県の登録を受けた管理者による豚熱ワクチンの接種も始めています。

発生した際に対応するレベルの向上も重要です。確実な早期通報はもとより、屠殺や埋却等の初動防疫計画のブラッシュアップ、必要資材の備蓄を着実に実施していきます。また、全庁を挙げて臨む体制づくりのため、毎年、実地での防疫演習を行っているところです。

獣医師の要員確保では、3月から農業共済組合と協力体制を構築したところです。さらに、九州各県や全国と派遣協力体制も確立しており、本県からも発生地域へ派遣を行い、職員の経験値を向上させているところです。あわせて、県職員獣医師の計画的採用に向けた修学資金の給付等も行い、獣医師の確保に努めているところです。

こうした取組を通じ、関係機関との連携を図り、今後も疾病予防、発生時の防疫対策を緩めることなく緊張感を持って取り組んでいきます。
井上副議長 小川克己君。

小川議員 獣医師不足は本当に深刻な状況です。これはこれまでも何度か私も言ってきましたが、獣医師はいないことはないんですね。ただ、大動物と小動物、小動物は犬、猫等の、やっぱり——表現が難しいんですが、去勢にしても避妊にしても大動物に比較すると非常にたやすいというか、ただ、たやすいが上にも、なおかつ高額な報酬です。大動物に関しては去勢にしろ、鼻ぐり通しにしろ、分娩にしろ、非常に危険性を伴うというか、そういうことも私は大動物の獣医師不足があると考えています。県の職員の獣医師についても、さきほど農業共済との連携ということもありましたが、今後とも積極的に働きかけをしていただいて、獣医師不足の解消に向けてよろしく願います。

次に、災害の防止について質問します。

地域強靱化計画について、さきほど農林水産業の質問において、行政に求められる役割が広く深くなっているという話をしましたが、その中でも、産業振興と並んで重要な分野が私は防災であると考えています。

私は防災対策において重要なのは、災害を発生させないこと、若しくは災害が起きても被害をできる限り抑えていくこと、ひいては人的被害をなくしていくことであると考えています。一方で、毎年のように発生する豪雨は、以前とは比べものにならない脅威となっていますし、近年、我が国では地震の活動期に入っているという話もあります。このような災害の危険性が高まっている中で、人的被害ゼロを実現するためには、これまで以上の県土の強靱化が不可欠であると思います。

我が国において、国土強靱化の取組が本格化したのは、国土強靱化基本法が成立した平成25年からです。そのきっかけは2年前に発生した東日本大震災でしたが、国家的な企業をもたらしたこの大震災を受け、我々日本人は改めて自然の恐ろしさを認識するとともに、防災対策の強化の必要性を痛感することになりました。折しも、大地震発生時は当時の政権において、コンクリートから人へという方針の下、公共事業費が削減されていた時期でした。しかし、人の命を守るためには、結局はやっぱりコンクリート、つまりは各種公共事業にもっとしっかり取り組んでいくことが重要であると再認識されることとなりました。

その後、国土強靱化基本法に基づき、ソフト、ハード両面からの対策が強化され、さらには平成30年度からは国土強靱化のための3か年緊急対策、引き続き令和3年度からは国土強靱化のための5か年加速化対策として、財政措置も大幅に拡充し、国を挙げた対策が行われてきました。

本県においても、平成27年に大分県地域強靱化計画を策定し、その後の国の緊急対策や加速化対策の予算も積極的に受け入れるなど、対策を強化してきました。その結果、豪雨や地震

に対するしっかりとした備えができ、近年の豪雨の際にもその成果が発揮されているところで。一方で、さきほど言ったように災害の危険度は高まっており、対策の歩みを止めることなく、さらに強化していくことが重要です。

国においては、昨年6月に国土強靱化基本法を改正し、デジタル技術の活用や地域における防災力の強化など、さらなる取組を実施することとされています。本県の地域強靱化計画も国の基本法に基づき改定を行う方針と伺っており、本県の近年の状況も踏まえた対策強化の方向性に注目しているところでもあります。

こうしたことを踏まえ、地域強靱化計画の改定に対する基本的な考え方について知事に伺いたいと思います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 地域強靱化計画についてですが、近年、全国各地で災害が頻発・激甚化しており、先月の九州を横断した台風第10号は、記録的な豪雨により、浸水や土砂崩れなど、県内全域で多くの被害をもたらしました。

また、8月8日に発生した日向灘を震源とする地震では、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、改めて県土強靱化の必要性を強く認識したところです。

県では、平成27年度に大分県地域強靱化計画を策定して、県土の強靱化に取り組んできましたが、昨年度の国土強靱化基本法の改正を受けて、本県でも改定作業を進めています。

計画の改定にあたっては、気候変動の影響や脱炭素化の取組などの社会情勢の変化に加え、近年の災害で得られた知見として、コロナ禍に発生した自然災害や能登半島地震を踏まえた対応も盛り込みたいと考えています。

また、基本的な方針として、河川・海岸などの防災インフラの整備や管理、交通・通信・エネルギー等のライフラインの強靱化を推進します。

これに加えて、デジタルの活用や官民の連携・協働による防災対策の高度化と、地域コミュニティの充実や女性等の参画など、人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化を進めていきます。

また、計画を着実に実現していくためには、予算の確保も大変重要です。

国では、いわゆる骨太の方針において、継続的、安定的な国土強靱化を進めるために、施策の内容や事業規模を定める国土強靱化実施中期計画の策定に取りかかることとしています。

本県としては、実施中期計画の早期策定と予算の確保に向けて、引き続き国に対して強く要望していきたいと考えています。

今後、大規模な自然災害により重大な危機が発生した場合でも、県民の安全・安心な暮らしを守ることができるよう、ハード、ソフト施策の両面から強靱な県土づくりを進めていきます。

井上副議長 小川克己君。

小川議員 ハード、ソフト両面にわたってやっていっていただけるということでした。本当に南海トラフ巨大地震も含めて、県土の強靱化は避けて通れないとも思っていますし、県内どこでも想定以上の災害が発生することが予想されますので、今後とも特によくお願いしておきたいと思っています。

次に、土砂災害被害の防止について質問します。

今議論した県土強靱化の取組は非常に重要であり、不断の取組を続けていく必要がありますが、現実的には、ハード対策だけで全ての災害の発生を抑止することは困難です。そのため、避難の促進などソフト対策にも力を入れる必要があります。

災害には様々な種類がありますが、私は中でも土砂災害被害の防止に力を入れるべきと考えています。土砂災害の恐れがある砂防指定地等は県内に数多くあり、ふだん意識していないような場所でも土砂災害の発生の危険性があります。また、実際にそのような災害による被害も発生しています。

土砂災害の被害を防止するためには、まずは住民の皆さん等が自分の住んでいる地域の危険性はどの程度なのかなどを知ることが重要です。そのために非常に重要となる基礎的な情報がハザードマップです。土砂災害警戒区域等におけるハザードマップは土砂災害防止法の規定に基

づき市町村が作成することとなっていますが、県も引き続き積極的に後押ししていただきたいと思えます。

県では令和6年度当初予算において、ハザードマップのさらなる作成支援などを盛り込んだ新規事業を計上されています。私はこの事業の狙いや内容、スケジュール等について大変注目しているところです。

そこで、土砂災害被害の防止にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺いたいと思えます。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 県では、要配慮者利用施設や避難所などがある区域を優先して、砂防ダム等のハード対策に積極的に取り組んでおり、5か年加速化対策予算を最大限に活用し、事業箇所を226に倍増して整備を進めています。

あわせて、議員御指摘のソフト対策についても、県民の防災意識を高めることを目的に、土砂災害警戒区域や砂防指定地等の土砂災害リスクに関する情報をよりきめ細かに周知・啓発する取組を推進しています。

まず、土砂災害警戒区域については、今後も高精度の地形データを用いて新たな区域の指定を進めるとともに、これらを速やかに周知するため、市町村のハザードマップ作成を支援していきます。

また、円滑な避難行動につなげるため、土砂災害の専門家を地域に派遣して避難訓練を行うなど、啓発活動にも取り組んでいきます。

加えて、砂防指定地等の情報をインターネットで閲覧できるよう、令和8年度までにシステム整備を行い、県民の利便性を高めていきます。

今後も県民の命を第一に、ハード対策を着実に進めるとともに、ソフト対策との両輪で土砂災害の防止に取り組んでいきます。

井上副議長 小川克己君。

小川議員 避難所対策は226か所に増やしてやっていただけるということで、ハード、ソフト両面にわたっての対策、そしてまた、専門家を地域に派遣していただけるという話も伺いました。市町村のハザードマップ作成等々にさら

なる支援等をお願いしておきたいと思っています。

本当に土砂災害対策は、治山ダム、あるいはまた砂防ダム、それぞれに実施していただいていますので大変心強く思っていますが、まだまだ不十分でもありますし、治山ダムに至ってはなかなか思うように発注しても受注されていないという状況もありますので、引き続き今後ともよろしくをお願いしておきたいと思っています。

次に、自然環境に配慮した観光振興についてお伺いしたいと思います。

観光産業は裾野が広く、国内からであれインバウンドであれ、本県からすれば外貨を獲得できるという特徴もあることから、県民を豊かにする上で重要な産業と言えます。コロナ禍が明け、全国各地で誘客が盛んになっており、本県においてはデスティネーションキャンペーンも盛大に開催されるなど、観光産業は以前のにぎわいを取り戻しつつあります。

一方で、昨今では、自然環境と観光振興の関係性が課題となっています。これまでの観光、特に自然をいかした観光というのは、大量の人が団体で来て自然を消費する、言い換えれば、観光振興を図れば図るほど、その大事な資源である自然環境の破壊につながっていくという形が一般的だったと思っています。

私の地元九重町は、くじゅうの大自然が自慢であり、6月のミヤマキリシマの時期や秋の紅葉の時期には、目当ての登山客などが多く押し寄せます。地元の皆さんは懸命に登山道の整備や清掃に取り組んでいますが、それでもごみの問題など自然保護と観光の両立は大きな課題となっています。

このような観光の在り方では、いつか限界が来て、その地域で観光産業が成り立たなくなるばかりか、従来あった自然さえ破壊され、その地域の人々の暮らしそのものが崩壊してしまうことは自明の理です。さらに、SDGsの浸透や、コロナ禍を経た旅行需要の変化などもあり、社会的に持続可能な観光への関心も高まる中で、自然環境保護と観光振興の両立は避けては通れない大きなテーマであると考えます。

折しも本県では、来年度から始まる新たなツーリズム戦略の検討が始まっています。この中でオーバーツーリズムに関する議論もなされていると伺っていますが、特に自然環境に配慮した観光振興について、新しい戦略の中で明確かつ具体的に記載するなど、観光行政の立場からも自然環境の保護を重視しているという態度を明確化すべきと考えます。

こうしたことを踏まえ、自然環境に配慮した観光振興にどのように取り組んでいくのか、観光局長に伺います。

井上副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 本県は、くじゅう連山を中心とした阿蘇くじゅう国立公園をはじめ、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、姫島と豊後大野のジオパークなど、多様で豊かな自然環境に恵まれています。

アクティビティーを通じて、その地域ならではの自然や文化を体験できるアドベンチャーツーリズムは、世界的にも人気が高まっており、豊かな自然、文化を誇る本県にとっても非常に有望なコンテンツです。

一方、観光需要が急速に回復する中で、観光客が集中する、いわゆるオーバーツーリズムが懸念されていますが、観光においても、自然と人間社会が共生し、地域が発展していくという視点は大変重要だと考えています。

県では、植生保護の観点から登山道整備などにより受入環境を整えるとともに、関係者による阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクトオーバーユース対策部会を立ち上げ、例えば、路上駐車対策として、登山口を結ぶバスの試験運行などに取り組んでいます。

また、議員提案により制定していただいたアドベンチャーツーリズム条例ではガイド及び事業者の役割として、自然・文化の保全に配慮したサービスの提供に努めるよう定めていただきました。その周知を図るため、セミナーの開催やホームページでの情報発信などにより、ルールやマナーの普及啓発を進めているところです。

現在進めている新たなツーリズム戦略策定の議論の中でも、地域の意見をしっかりと伺いな

がら、環境と社会に配慮した持続可能な観光地域づくりに取り組んでいきます。

井上副議長 小川克己君。

小川議員 是非オーバーツーリズムを含めて自然に配慮した観光の振興を力強く推進していただきたいと思いますと思っています。そのためには、地元の自然を守る会のメンバーあたりも積極的に協力していただけると確信していますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

次に、学びの多様化学校について質問します。

子どもたちが楽しく、そして自らの夢に向かって希望を持って毎日を過ごしてほしい、健やかに育てほしいというのは、我々人類にとって今も昔も変わらない一番大事な願ひと言っても過言ではありません。そして、少子化が進む現在においては、その重要性がますます高まっていると感じています。

そうした中にありながら、小学校、中学校、高校などにおいて、いじめや不登校で悲しい思いをしている児童生徒が依然として多く存在していることは大変残念でなりません。一方で、学校も一つの人間社会ということを鑑みると、一定程度の人間関係の問題が生じるのは現実的にはやむを得ない面もあると思います。

大事なことは、そのような問題に直面した子どもたちの受皿を用意しておくことです。そして、その大きな希望となりつつあるのが、学びの多様化学校と呼ばれる不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育を行う学校です。この学校は、児童生徒が学びたいと思ったときに多様な学びに出会えることや、個々のニーズに応じた学びができるといった特徴を有しており、全国で取組が広がっています。

本県では、玖珠町において今年4月に開校しましたが、随時募集していた入学希望者が想定を大幅に上回ったため、10月下旬を最後に今年度の受入れを終了するとのこと。これは本県においても学びの多様化学校へのニーズが高いことの証左であると考えます。私は他地域に先駆けて果敢に挑戦した玖珠町教育委員会の御苦勞に敬意を表するとともに、その先見性に感嘆している次第です。

学びの多様化学校については、文部科学省において小中高を含めて2027年までに全都道府県へ設置すると伺っています。県内においても、是非学びの多様化学校を推進していただきたいと思います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 不登校の児童生徒にとって、学びの場の確保は大変重要であり、九州の公立学校では初となる玖珠町立学びの多様化学校は、その目的に沿って大きな役割を果たしています。

県教育委員会では、玖珠町の取組を県内で共有するため、昨年度の市町村教育長会議において、設置に向けた取組を詳しく紹介しました。

また、今年度は学校や玖珠町教育委員会を訪問し、開校後の状況や教育効果等について情報交換を行っているところです。

来る10月31日には、玖珠町の主催によりおおいた学びの多様化フォーラムが開催されます。多様な学びの未来を見つめ、誰一人取り残されない学びを目指す玖珠町の挑戦が広く伝わるよう、県としても市町村に対し積極的な参加を促していきたいと考えています。

新たな学びの多様化学校の設置は各自治体の判断によるものではありませんが、不登校児童生徒の教育機会確保の観点から、その存在意義は大きいと認識しています。

今後、各市町村に対しては、学校設置に係る検討状況の把握に努めながら、玖珠町や全国の先進事例の情報提供、あるいは教育課程の相談対応など、必要に応じて支援を行っていききたいと考えています。

井上副議長 小川議員。

小川議員 今後ともよろしくお願ひしておきたいと思っています。

これで一般質問を終わります。（拍手）

井上副議長 以上で小川克己君の質問及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっている各案のうち、第76号議案から第91号議案まで及び今回受理した請願1件は、お手元に配布の付託表及び請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合議をお願いします。

付 託 表		
件 名	付 託 委 員 会	
第 7 6 号議案	令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）	総務企画 福祉保健生活環境 商工観光労働企業 農 林 水 産 土 木 建 築 文 教 警 察
第 7 7 号議案	令和6年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）	土 木 建 築
第 7 8 号議案	大分県行財政改革計画の策定について	総務企画
第 7 9 号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	総務企画
第 8 0 号議案	大分県長期総合計画の策定について	総務企画
第 8 1 号議案	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	福祉保健生活環境
第 8 2 号議案	大分県環境基本計画の策定について	福祉保健生活環境
第 8 3 号議案	大分県農林水産業振興計画の策定について	農 林 水 産
第 8 4 号議案	工事請負契約の締結について	土 木 建 築
第 8 5 号議案	工事請負契約の変更について	土 木 建 築
第 8 6 号議案	工事請負契約の締結について	土 木 建 築
第 8 7 号議案	大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	土 木 建 築
第 8 8 号議案	工事請負契約の締結について	土 木 建 築
第 8 9 号議案	物品の取得について	文 教 警 察
第 9 0 号議案	船舶の取得について	文 教 警 察
第 9 1 号議案	損害賠償の額を定めることについて	文 教 警 察

日程第2 特別委員会設置の件
井上副議長 日程第2、特別委員会設置の件を議題とします。

特別委員会設置要求書
次のとおり特別委員会を設置されるよう会議規則第66条の規定により要求します。

記

- 1、名称
決算特別委員会
- 2、目的
令和5年度決算審査のため
- 3、期間
令和6年9月13日から令和6年12月31日まで
- 4、付託する事件
第92号議案から第106号議案まで

5、委員の数

21人

令和6年9月13日

発議者 大分県議会議員 御手洗吉生
 // // 志村 学
 // // 宮成公一郎
 // // 小川 克己
 // // 森 誠一
 // // 大友 栄二
 // // 木付 親次
 // // 古手川正治
 // // 吉村 尚久
 // // 木田 昇
 // // 二ノ宮健治
 // // 玉田 輝義
 // // 戸高 賢史

大分県議会議長 嶋 幸一 殿

—————→…←—————

井上副議長 御手洗吉生君ほか12名の諸君から、お手元に配布のとおり特別委員会設置要求書が提出されました。

お諮りします。要求書のとおり決算特別委員会を設置し、第92号議案から第106号議案までを付託の上、期間中、継続審査に付することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、要求書のとおり決算特別委員会を設置し、第92号議案から第106号議案までを付託の上、期間中、継続審査に付することに決定しました。

—————→…←—————

第 92号議案 令和5年度大分県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

第 93号議案 令和5年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について

第 94号議案 令和5年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第 95号議案 令和5年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について

第 96号議案 令和5年度大分県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

第 97号議案 令和5年度大分県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 98号議案 令和5年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第 99号議案 令和5年度大分県中小企業設備導入資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第100号議案 令和5年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第101号議案 令和5年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第102号議案 令和5年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

第103号議案 令和5年度大分県県営林事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第104号議案 令和5年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第105号議案 令和5年度大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第106号議案 令和5年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

—————→…←—————

井上副議長 お諮りします。ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配布の委員氏名表のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した21名の諸君を決算特別委員に選任することに決定しました。

—————→…←—————
決算特別委員会委員氏名表

志村 学
御手洗吉生
榊田 貢
中野 哲朗
宮成公一郎
清田 哲也
阿部 長夫
小川 克己
太田 正美
大友 栄二
井上 明夫
古手川正治
御手洗朋宏
成迫 健児
木田 昇
原田 孝司
玉田 輝義
吉村 哲彦
堤 栄三
末宗 秀雄
三浦 由紀

—————→…←—————
井上副議長 なお、決算特別委員会は、委員長及び副委員長互選のため、本日の本会議終了後、引き続き議場において委員会を開催願います。

—————→…←—————
井上副議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

お諮りします。17日、18日及び19日は常任委員会のため、20日は議事整理のため、それぞれ休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、17日から20日までは休会と決定しました。

なお、14日から16日まで及び21日から

23日までは県の休日のため休会とします。

次会は、24日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————
井上副議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時39分 散会

令和6年第3回大分県議会定例会会議録（第6号）

令和6年9月24日（火曜日）

議事日程第6号

令和6年9月24日

午前10時開議

- 第1 第76号議案から第91号議案まで及び
請願7
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、
採決）
- 第2 第107号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採
決）
- 第3 議員提出第14号議案から議員提出第1
7号議案まで
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採
決）
- 第4 議員派遣の件
- 第5 閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第76号議案から第91号議案まで
及び請願7
（議題、常任委員長の報告、質疑、
討論、採決）
- 日程第2 第107号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、
採決）
- 日程第3 議員提出第14号議案から議員提出
第17号議案まで
（議題、提出者の説明、質疑、討論、
採決）
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 閉会中の継続調査の件

出席議員 42名

議長 嶋 幸一 副議長 井上 明夫
志村 学 御手洗吉生
梶田 貢 穴見 憲昭

岡野 涼子 中野 哲朗
宮成公一郎 首藤健二郎
清田 哲也 今吉 次郎
阿部 長夫 小川 克己
太田 正美 後藤慎太郎
森 誠一 大友 栄二
木付 親次 三浦 正臣
古手川正治 麻生 栄作
阿部 英仁 御手洗朋宏
福崎 智幸 吉村 尚久
若山 雅敏 成迫 健児
高橋 肇 木田 昇
二ノ宮健治 守永 信幸
原田 孝司 玉田 輝義
澤田 友広 吉村 哲彦
戸高 賢史 猿渡 久子
堤 栄三 末宗 秀雄
佐藤 之則 三浦 由紀

欠席議員 1名

元吉 俊博

出席した県側関係者

知事 佐藤樹一郎
副知事 尾野 賢治
副知事 桑田龍太郎
教育長 山田 雅文
公安委員長 平川加奈江
人事委員長 石井 久子
代表監査委員 長谷尾雅通
総務部長 渡辺 淳一
企画振興部長 若林 拓
企業局長 高野 信一
病院局長 井上 敏郎
警察本部長 種田 英明
福祉保健部長 工藤 哲史
生活環境部長 島田 忠
商工観光労働部長 利光 秀方
農林水産部長 淵野 勇

土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武
労働委員会事務局長	一丸 淳司

午前10時 開議

嶋議長 皆さんおはようございます。
これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

去る13日に設置した決算特別委員会の委員長に大友栄二君が、副委員長に小川克己君が互選されました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、8月の例月出納検査の結果について、文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。
以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第6号により行います。

日程第1 第76号議案から第91号議案まで及び請願7

(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第1、日程第1の各案件を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長三浦正臣君。

[三浦(正)議員登壇]

三浦(正)福祉保健生活環境委員長 おはようございます。福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案3件です。

委員会は去る17日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、

第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会関係部分、第81号議案一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び第82号議案大分県環境基本計画の策定については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告とします。

嶋議長 商工観光労働企業委員長木付親次君。

[木付議員登壇]

木付商工観光労働企業委員長 おはようございます。商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案1件です。

委員会は去る18日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、全会一致をもって決定しました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告とします。

嶋議長 農林水産委員長井上明夫君。

[井上議員登壇]

井上農林水産委員長 農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件です。

委員会は去る17日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会関係部分について及び第83号議案大分県農林水産業振興計画の策定については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって農林水産委員会の報告とします。

嶋議長 土木建築委員長古手川正治君。

[古手川議員登壇]

古手川土木建築委員長 土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案7件です。

委員会は去る17日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会関係部分について、第77号議案令和6年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、第84号議案工事請負契約の締結について、第85号議案工事請負契約の変更について、第86号議案工事請負契約の締結について、第87号議案大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び第88号議案工事請負契約の締結については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって土木建築委員会の報告とします。
嶋議長 文教警察委員長大友栄二君。

〔大友議員登壇〕

大友文教警察委員長 文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案4件です。

委員会は去る18日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会関係部分、第89号議案物品の取得について、第90号議案船舶の取得について及び第91号議案損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって文教警察委員会の報告とします。
嶋議長 総務企画委員長麻生栄作君。

〔麻生議員登壇〕

麻生総務企画委員長 総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案4件及び請願1件です。

委員会は去る9月18日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会関係部分、第

78号議案大分県行財政改革計画の策定について、第79号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について及び第80号議案大分県長期総合計画の策定については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

次に、請願7学費と教育条件の公私間格差をなくすために私立高校生の負担の軽減と教育環境の充実を求める請願については採択すべきものと全会一致をもって決定しました。

なお、第80号議案については、福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会、農林水産委員会、土木建築委員会、文教警察委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって総務企画委員会の報告とします。
嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。猿渡久子君。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。

まず、第76号議案2024年度大分県一般会計補正予算（第2号）について、問題点などを指摘した上で賛成します。

今回の補正予算では、収益拡大に取り組む中小企業・事業者に対して制度融資の創設や災害時の携帯トイレの備蓄拡大など、必要な予算が含まれており賛成です。

また、大阪・関西万博出展事業費として、大分県ブースの展示デザインなど505万5千円が計上されています。大阪・関西万博には多々問題があると考えます。会場となる夢洲はごみの処分場であり、廃棄物から発生した可燃性ガスの爆発事故が起きています。83本のガス抜き管からは1日約1.5ないし2トンのメタンガスが出ています。さらに災害時には、夢洲へ通じるのは橋とトンネルの二つの手段しかなく、

地震等で通行不能となればピーク時20万人とされる来場者が孤立する危険があり、防災実施計画は災害時に大型船を当てにするなど実効性が乏しく、安全性に問題があると言わざるを得ません。そのため、万博に大阪府内95万人の小、中、高校生らを参加させる学校行事の中止を求める声が教育関係者などから上がっています。

万博は中止し、物価高に苦しむ国民の暮らしや被災地の復旧、復興に予算を回し、資材や人材をいかすべきだと考えます。

また、決算剰余金の基金への積立ても計上されています。決算剰余金は予算の不用額と節減の結果でもありますが、事業を精査し無駄なものには予算化せず、暮らしや中小事業者への支援に回すべきだと考えます。

次に、第77号議案2024年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について反対です。今回の補正予算は、大在地区のコンテナターミナルにおいて、貨物需要の増大や利便性の向上のために新たな埠頭用地の整備を行うものですが、大企業奉仕の事業であり反対します。

以上、討論とします。（拍手）

嶋議長 堤栄三君。

〔堤議員登壇〕

堤議員 皆さんおはようございます。共産党の堤です。討論に入る前に、先日の能登半島の大雨被害、本当に大変な状況だと思います。1月1日には大地震が起き、本当に今回は再び災害を受けるという悲惨な状況ですが、一日も早い復旧・復興等を願いながら、我々も是非全力で頑張っていきたいと思っています。

では早速、討論に入ります。

まず、第79号議案行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、今回の条例改正は、個人番号を利用する独自利用事務等について、主務省令に規定されることによる情報について、条例からの削除や名称変更を行うものです。庁内連携で申請者の必要な添付書類の削減につながる

ことは否定しませんが、機微な情報が含まれる以上、その取扱いは慎重の上にも慎重に行うことが必要です。情報が外部に流出しないよう厳重な管理と操作を行うことを要望し賛成とします。

次に、第78号議案大分県行財政改革計画の策定についてです。地方自治体が無駄をなくし効率的な行財政運営の努力を行うことは、本来の仕事である住民の福祉、行政サービスを充実するためにも当然求められることです。

今回の行財政改革計画を見てみると、今後、少子高齢化、人口減少の進行により、自治体DXの推進をうたっています。県民の利便性向上に資するデジタル化に反対するものではありませんが、自治体情報システムの標準化やマイナンバーカード取得の促進など看過できない施策も含まれています。デジタル化の推進は、これまでも議会で指摘してきましたが、医療や教育分野でのビッグデータと言われる情報を、企業がもうけのために活用するなど問題が山積しています。

また、社会資本、公共施設の老朽化対策として、新設・更新ではPPP/PFIの積極的活用や用途廃止や集約による施設総量縮小を図るとなっています。PFIは官民連携の名の下に、公共サービスに民間の市場主義を導入するという手法であり、自治体の窓口業務や体育施設、学校プールなどの公共施設に導入すれば、そこで働く労働者は非正規などに置き換えられてしまうことなどの問題点があります。また、施設総量縮小は学校等の統廃合等に適用される可能性もあり危険です。

社会保障分野では、医療データの活用や医療費適正化と地域医療構想の推進で、データの民間活用や高度急性期・急性期病床の削減による社会保障費削減が進められています。医療体制の強化こそ必要です。

職員人材の確保では、総人件費抑制でこれまでも多くの職員定数が削減されてきました。その反面、最近の災害対応や仕事量の増加などによって、一人一人の職員に過大な業務がのしかかり精神疾患等が多くなっているのが現状です。

D X推進だけではなく、総定数の増員こそ必要です。また、会計年度任用職員の待遇を改善し、年齢や経験等によって報酬が上がり、最長5年で解雇という制限をなくすことで、働きがいをもって業務に専念することができます。

今回の計画について以上の観点が不足して、また問題点がある以上、反対します。

次に、第80号議案大分県長期総合計画の策定についてです。今回の大分県長期総合計画は、2024年度から2033年度まで10年間の県政運営の目標を策定するものです。その基本目標は地方自治法に基づき、地方公共団体の健全な発達の保障及び住民の福祉の増進を図ることを基本としなければなりません。

安心・元気・未来創造の3分野で19政策、57施策、133指標で構成されています。

まず、安心の分野では、感染症対策の総合的な推進や温室効果ガス削減の推進、子育て支援など当然必要な政策等もあります。

子育て支援では、働く人たちの環境整備として、最低賃金の引上げで8時間働けば普通に暮らせること、ジェンダー解消、教育費の負担軽減策など子育てができる環境の整備がなければ成り立ちません。

医療分野では、地域医療構想の推進によって病床数の削減や、県内の国民健康保険税水準の統一によって、さらなる保険税の負担増などが実施されようとしています。

介護分野では、様々な施策等必要ですが、介護人材確保のための税金投入による給与の引上げや訪問介護の報酬引上げなど現場で働く人たちに根付いた施策が必要です。また、今後利用料を2割負担する対象を拡大することや65歳以上の高所得者の保険料を引き上げるなどさらなる負担増が計画されており、安心して暮らせるを標榜するのであれば、負担増計画に反対すべきです。

人権尊重の分野では、当然多様な価値観と生き方を認めることはさらに推進しなければなりません。しかし、部落差別は解消したにもかかわらず、いまだに部落差別があるとして、部落差別解消推進法を踏まえた取組の推進を掲げて

います。運動団体への委託料という名目で実質的には補助金となっている事業など廃止し、一般施策こそ推進すべきです。

災害時の連携・協力体制の強化が掲げられていますが、1月1日に発生した能登半島地震では、震源から約70キロメートル離れた志賀原発1・2号機とも変圧器が損傷し、5回線ある外部電源のうち2回線が受電できなくなるなど、原発の地震へのもろさを露呈しました。さらに深刻だったのが、近隣地域で避難道路が損壊し集落が孤立したことや、自宅や避難所が地震で使えなくなったことです。地震と同時に原子力災害が発生した場合に、原子力災害対策指針が定める屋内退避や避難が実行不可能であることが改めて明らかになりました。この立場に立ち、原発の廃炉及び再生可能エネルギーをベースロード電源にするよう国に求めるべきです。

続いて元気の分野では、農林水産業や中小企業・小規模事業者の成長等が掲げられています。

農業分野では、食料安全保障の観点から供給力の強化が必要とされています。この立場に立つのであれば、正に食料自給率38%の農林水産業の衰退に大きな警鐘を鳴らさなければなりません。スマート農業による効率化など必要性はありますが、一部の農林水産業者しか活用できません。国連が提唱する家族農業の10年を大分県農業等に当てはめた事業の推進こそが必要です。そして、資材費等の高騰で生産費の負担が増え事業を再生産することができない事業者に対して、価格保証と所得補償を大分県で実行する施策を取るべきです。

中小企業・事業者支援では、何といたっても、消費税の廃止を目指しながら5%への減税とインボイス制度の廃止で中小事業者支援を行うべきです。

企業の海外展開と県産品の輸出の促進及びインバウンドの推進では、今の政権による対中国を想定した敵基地攻撃能力の向上としての長射程ミサイルの配備等に反対し、憲法9条に基づき平和外交に徹するよう国に求めるべきです。

相変わらず企業誘致について助成の充実、工業団地の整備など、補助金漬けの大企業誘致を

積極的に推進しようとしています。県経済や雇用環境の安定にはつながっていないのが、これまでの経験からも明らかとなっています。

さらに、雇用対策について、期限の定めのない正規職員の採用を企業に求めるという姿勢が全く見られません。人口減少社会や貧困と格差の拡大を防ぐための策として、正規雇用を誘致企業に求める姿勢が大切です。

最後に未来創造の分野では、身近な生活道路の整備や渋滞のない快適な交通環境の形成などを着実に推進すると掲げられています。その反面、企業立地や産業集積、豊予海峡を通じて連結する東九州新幹線と四国新幹線が整備計画路線と想定されています。

特に、広域ネットワークの形成に向けた取組として東九州新幹線を豊後伊予連絡道路・四国新幹線とつなぐ豊予海峡ルート構想の実現や、東九州新幹線の整備計画路線への格上げなどの機運醸成を推進するとしています。足下の在来線の活性化やバス等の地域公共交通の拡充等にこそ目を向けるべきです。

DXの推進では、AIやICT活用などを掲げ、マイナンバーカードの利活用によるサービスの効率化など推進しようとしています。マイナンバーカードは特にマイナ保険証等の連携で、重大な関係ミス等が生じています。紙の保険証をなくさないよう国に求めるべきです。

また、教育関係では、児童生徒の平均正答率の全国比を数値目標として設定しています。これでは、数値目標達成のための詰め込み教育が行われ、ますます学力テストなどテスト一辺倒になってしまいます。そして、さらなる高校の再編整備も推進され、統廃合は進み、教育を受ける権利が制限されてしまいます。

子どもたちの健やかな成長と基礎学力の向上は、少人数学級の拡大や正規教職員の増員、臨時講師の解消や管理競争教育の解消など、学校教育条件を整備、充実することで実現されます。計画の中に明確にうたうべきです。

以上、問題点を指摘し、大分県長期総合計画の策定についての反対討論とします。(拍手)

嶋議長 大友栄二君。

[大友議員登壇]

大友議員 16番、自由民主党の大友栄二です。

私は自由民主党を代表して、第80号議案大分県長期総合計画の策定及び第78号議案大分県行財政改革計画の策定に対する総務企画委員長報告について、賛成の立場から討論を行います。

御案内のとおり、長期総合計画は、県行政の長期的、総合的な指針を示した最上位計画であり、今後の県政をどのように進めていくのか、幅広い分野において県民に示していく県政運営の羅針盤です。

昨今の社会情勢の大きな変動を受け、潮流の変化に即した県政運営のビジョンが求められている中、新たな長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024が本定例会に上程されました。

策定にあたっては、知事の県政ふれあい対話などによる県民との対話に加え、新計画策定県民会議、地域住民、関係団体、高校生、市町村、様々な声を聞きながら、さらにはパブリックコメントも実施し、多くの県民の参画を得て策定されたと同っています。県議会でも定例会ごとに説明会を求め、議論を積み重ねてきました。

こうして策定された計画案には、基本目標として、誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県が掲げられ、目標達成に向けた様々な政策や施策、また、達成等を測るための目標指標が示されています。

その具体的な内容として、安心の分野では、災害対策について、能登半島地震も踏まえた対策の強化など、新しい要素が盛り込まれています。子ども・子育て、健康づくり、障がい者支援については、障がい者活躍の概念を新たに設定した上で、それぞれ日本一を引き続き目指していくこととされています。また、共生社会づくりについては、必要な政策、施策を盛り込むのみならず、計画全体の目指す姿として共生社会おおいが据えられています。

元気の分野では、喫緊の課題である様々な産業の人手不足対策について、全庁横断的な対策

が盛り込まれています。その上で、農林水産業では、園芸・畜産の生産拡大といった成長産業化、商工業では、物価高騰等で厳しい環境にある中小企業の経営基盤強化をはじめ、ものづくり産業の稼ぐ力の向上、観光では、アドベンチャーツーリズムを含む多様なツーリズムやインバウンドの推進のほか、持続可能な観光地域づくりも推進するとされています。また、芸術文化・スポーツの振興を観光誘客や交流人口の拡大にもつなげ、本県の元気づくりにいかしていくとしています。

未来創造の分野では、県勢発展の基礎となる交通ネットワークの充実について、我が会派として強く要望してきた東九州新幹線の整備計画路線への格上げを明示するとともに、10年後のさらにその先を見据えた、広域交通ネットワーク形成に向けた取組が掲げられています。我が会派としては、議会等とも議論を深めながら、東九州新幹線の実現に向け全力を挙げて取り組んでいただくことを強く期待します。また、同様に未来に向けた取組として、戦略的、効果的な企業立地と産業推進の推進に加え、カーボンニュートラルの実現をはじめ、GXやDXといった最先端の課題についても政策として位置付けられています。

計画を締めくくる教育では、遠隔教育システムなど新たな取組も盛り込み、県内のどこに住んでいても同じように充実した教育を受けることができる環境を構築するとしています。今後は、我が会派として求めてきた全県一区制度の検証を含め、より一層地域の高校の魅力化ということを念頭に置いていただきながら、新計画の下、本県の未来の主役である子どもたちへの教育をさらに充実していただくことを期待しています。

以上のことから、上程された新長期総合計画については、時流を捉え、必要な政策や施策が盛り込まれていると評価します。今後も、我が会派の要望など県民の意見を取り入れながら、その推進を図っていただくことを期待して、賛成するものです。

また、このビジョン2024を推進する上で

は、安定的な行財政基盤の構築が欠かせません。本県では、これまでの取組の成果により、財政調整用基金や県債の残高について掲げた目標の水準を維持していますが、人件費や金利の上昇などを踏まえ、改革の手を緩めることはできません。そうした中、今回上程されている大分県行財政改革推進計画2024においては、引き続き安定的な行財政基盤の構築に取り組むことはもとより、行政の効率化、高度化に向けたデジタル化の推進など、昨今の情勢を踏まえた具体案が示されています。

こうしたことから、我が会派としては、上程された新行財政改革計画についても、時流を捉え、必要な取組が盛り込まれていると評価し、賛成します。

最後になりますが、計画は着実に実現していくことが何よりも重要です。実行にあたっては、引き続き、県議会をはじめ、県民の多様な声に耳を傾け、県民と一緒に取り組んでいくことを強く要望して、我が会派の賛成討論とします。

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第76号議案、第79号議案、第85号議案から第91号議案及び請願7について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決しました。

次に、第77号議案、第78号議案及び第80号議案について起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は可決です。各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数です。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 第107号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第2、第107号議案を議題とします。

第107号議案 公安委員会委員の任命について

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。
〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。ただいま上程された人事議案について御説明します。

第107号議案公安委員会委員の任命については、板井良助氏の任期が来る10月11日で満了するため、渡邊直二氏を新たに任命することについて議会の同意をお願いするものです。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

日程第3 議員提出第14号から議員提出第

17号まで

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第3、議員提出第14号議案から第17号議案までを一括議題とします。

議員提出第14号議案 私学助成制度の充実強化等を求める意見書

議員提出第15号議案 こどもたちに豊かな学びを保障するため教員の長時間労働是正を求める意見書

議員提出第16号議案 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

議員提出第17号議案 慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

嶋議長 順次、提出者の説明を求めます。井上明夫君。

〔井上議員登壇〕

井上議員 ただいま議題となった議員提出第14号議案私学助成制度の充実強化等を求める意見書の提案理由を説明します。

私立学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしています。

少子化の急速な進行など様々な課題がある中、我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子どもたちの資質・能力の育成がこれまで以上に重要です。

そのような中、私立学校は、教員の維持・確保に必要な経費の増大、障がいのある生徒の介助者やICT支援員などの充実、ICT環境の整備、学校施設の耐震化・高機能化への対応、グローバル人材育成への対応など様々な課題解決を迫られ、また、就学支援金制度拡充、とりわけ中学生に対する就学支援金制度の創設によ

り、保護者負担を軽減する必要もあります。

こうした課題の解決には、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠です。

よって、国会及び政府に対して、私学助成に係る国庫補助制度をはじめとする様々な支援の一層の充実強化を図るよう強く要望するものです。

案文はお手元に配布していますので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださいますようお願いいたします。

嶋議長 若山雅敏君。

〔若山議員登壇〕

若山議員 ただいま議題となった議員提出第15号議案について提案理由を説明します。

子どもたちに豊かな学びを保障するため教員の長時間労働是正を求める意見書ですが、今、学校現場においては、教員の希望者の減少、病気休職者の増加、早期退職者の増加などを原因とする深刻な教員不足により、子どもたちの学びに大きな影響が出ています。

持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予機関が設けられていた5業種についても、時間外労働の上限が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法が適用される教員については、この上限の適用がなく、かつ、文部科学省が2019年に制定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに定める上限の目安時間を超えることが常態化している状況が続いています。

よって、国会及び政府に対し、子どもたちに豊かな学びを保障するため教員の長時間労働是正に資する必要な教職員定数改善及びその財源確保等を行うなど、3点について強く求めるものです。

案文はお手元に配布していますので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださるようお願いいたします。

嶋議長 澤田友広君。

〔澤田議員登壇〕

澤田議員 ただいま議題となった議員提出議案第16号及び第17号について提案理由の説明を行います。

まず、16号議案、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書についてです。

高齢化が進む現在、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となっており、75歳以上の自動車運転免許保有数の推移を見ると、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定されます。

そのような中、高齢ドライバーに免許を自主返納してもらう取組が進んでいますが、免許返納後の移動手段の確保が大きな課題となっています。

政府では、免許返納者に対する公共交通運賃割引政策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討していますが、公共交通の空白地域においては、支援が十分行き届かない恐れがあります。

そのため、高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、地方公共団体に寄り添うための国の相談窓口の開設や自動運転移動サービスなどの社会実装に向けた環境整備を行うことなど、記載の2項目について政府に求めるものです。

次に、17号議案、慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書についてです。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入曝露することで生じる肺の慢性疾患であり、咳や痰、息切れなどの症状を特徴としています。

また、COPDが進行することで重症化リスクが高まることにより、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながることを懸念されています。

日本COPD疫学研究（NICE study）の調査では、国内のCOPD患者数は530万人と推定されていますが、厚生労働省の調

査では、実際に治療を受けているのは約36万2千人にとどまっており、約500万人が未診断と考えられています。

こうしたことから、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療に取り組み、重症化予防対策を適切に進めるため、地域におけるCOPDの検査体制の強化、COPDを診断するスパイロメーターの地域の医療機関への配備の支援など、記載の3項目について政府に求めるものです。

以上、案文はお手元に配布していますので、朗読は省略します。

以上で終了します。御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、議員提出第14号議案、第16号議案及び第17号議案について採決します。

各案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第15号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数です。

よって、本案は否決されました。

日程第4 議員派遣の件

嶋議長 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣

その1

1 目的

出前県議会出席のため

2 場所

日田市

3 期間

令和6年10月10日

4 派遣議員

岡野涼子、中野哲朗、今吉次郎、小川克己、太田正美、後藤慎太郎、大友栄二、井上明夫、三浦正臣、御手洗朋宏、高橋肇、守永信幸、猿渡久子、佐藤之則、三浦由紀

嶋議長 お諮りします。会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配布のとおり各議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり各議員を派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後変更を要するとき、その取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

嶋議長 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題とします。

閉会中における常任委員会、議会運営委員会

の継続調査事件

総務企画委員会

- 1、職員の進退及び身分に関する事項について
- 2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について
- 3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について
- 4、条例の立案に関する事項について
- 5、学事に関する事項について
- 6、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について
- 7、国際交流及び文化振興に関する事項について
- 8、広報及び統計に関する事項について
- 9、地域振興及び交通対策に関する事項について
- 10、出納及び財産の取得管理に関する事項について
- 11、他の委員会に属さない事項について

福祉保健生活環境委員会

- 1、社会福祉に関する事項について
- 2、保健衛生に関する事項について
- 3、社会保障に関する事項について
- 4、県民生活に関する事項について
- 5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
- 6、男女共同参画及び青少年に関する事項について
- 7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について
- 8、県の病院事業に関する事項について

商工観光労働企業委員会

- 1、商業に関する事項について
- 2、工・鉱業に関する事項について
- 3、観光に関する事項について
- 4、労働に関する事項について
- 5、情報化の推進に関する事項について
- 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について

農林水産委員会

- 1、農業に関する事項について

- 2、林業に関する事項について
- 3、水産業に関する事項について

土木建築委員会

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会への助言に関する事項について
- 2、県立学校の施設及び設備の充実にに関する事項について
- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について
- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会

- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

嶋議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

嶋議長 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

—————→…←—————
嶋議長 これをもって令和6年第3回定例会を
閉会します。

午前10時47分 閉会

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
7	令和6年9月4日	大分県日田市若宮町5-4 大分県私学助成をすすめる会 廣 光 保 彦 (1, 144人署名)	
件 名 及 び 要 旨			
<p>学費と教育条件の公私間格差をなくすために私立高校生の負担の軽減と教育環境の充実を求める請願</p> <p>2020年7月から私立高校生に対する国の高等学校等就学支援金制度が大幅に拡充され、大分県でも単独補助事業として私立高校の授業料支援制度を行っている。これにより私立高校生の学費負担は軽減されているものの、進学時の入学金については、大分県には全国22の県で存在する補助制度がないため、低所得世帯が私立高校への進学を選択する際のハードルになっている。</p> <p>また、大分県内の高校生（全日制）一人当たりの公費を比べても、私立高校は公立高校の3分の1にも満たない水準であり、公立高校に比べ非正規教員数が大きく上回っていることから、各学校法人の財政状況は厳しいものと推測される。</p> <p>さらに、国が推進している学校でのICT環境の整備について、財政的に厳しい私立学校では十分なICT機器やネットワーク環境の整備ができておらず、公立高校との格差が生じている。</p> <p>については、大分県の私学助成のさらなる拡充について、以下のとおり求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私立高校への入学を選択する高校生とその家庭の負担軽減のために、入学金補助制度を創設すること。 2 国に向けて経常費助成の拡充を要請すること。 3 教育のICT化が公立高校並みになるよう補助を拡充すること。 			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
福 崎 智 幸	総務企画	採択	